

博士論文

近世近代初期日朝関係における

朝鮮語通訳官「通詞」

Kim Woobinn

(キム・ウビン)

目次

第 1 章： 問題の所在と研究の課題	7
1.1 本研究の背景について	7
1.1.1 近世対馬藩における教育について	8
1.1.2 近世日本における朝鮮語教育	9
1.1.2.1 薩摩藩における朝鮮語教育	9
1.1.2.2 長崎における朝鮮語教育	11
1.1.2.3 対馬藩における朝鮮語教育	12
1.2 先行研究	13
1.3 本論文の研究課題	17
1.4 研究調査方法	17
1.5 各章の概観	19
第 2 章： 18・19 世紀における日朝交流における通訳	22
2.1 朝鮮王朝における日本語通訳官「倭学訳官」について	22
2.1.1 通訳官育成機関「司訳院」	22
2.1.2 小通事	29
2.2 釜山草梁倭館における対馬出身の留学生について：「稽古医師」（医学研修生）	30
2.3 対馬府中（厳原）における朝鮮語稽古所の設立	39

2.3.1 「倭館」への留学制度.....	43
2.3.2 朝鮮詞稽古所設立にいたる経緯.....	46
2.4 朝鮮詞稽古所における教育制度.....	50
2.4.1 朝鮮詞稽古所の入門条件.....	51
2.4.2 朝鮮詞稽古所の規則.....	56
2.4.3 稽古所における学業評価.....	61
2.4.4 稽古所の稽古生の諸事例.....	63
2.5 小まとめ.....	65
第3章：18・19世紀対馬藩における朝鮮語通詞について.....	66
3.1 朝鮮語通詞の職階.....	66
3.1.1 職階の構成.....	66
3.1.2 職階の変遷.....	70
3.2 朝鮮語通詞の職務.....	78
3.2.1 倭館における任務.....	78
3.2.2 朝鮮人漂流民送還における役割.....	80
3.2.3 朝鮮通信使に関する仕事.....	85
3.3 朝鮮語通詞の昇進および、社会的地位について.....	92
3.3.1 「通詞中」の昇進.....	92
3.3.1.1 小田常四郎の事例.....	92

3.3.1.2 小田幾五郎の事例	93
3.3.2 朝鮮語通詞の社会的地位	95
3.3.2.1 帯刀の許可	95
3.3.2.2 「六十人格」の授受	99
3.4 小まとめ	102
第4章：明治期における朝鮮語教育の転換	104
4.1 明治初期外国語教育機関について	106
4.2 外務省による朝鮮語教育	107
4.2.2 韓語学所の釜山への移転：草梁館語学所	113
4.2.3 草梁館語学所の卒業生の活躍	120
4.3 東京における朝鮮語学習	124
4.3.1 東京外国語学校における朝鮮語教育	124
4.3.2 他機関における朝鮮語教育	127
4.3.2.1 語学所における朝鮮語教育	128
4.3.2.2 中学校における朝鮮語教育	132
4.3.2.3 高等学校における朝鮮語教育	133
4.3.2.4 医学校における朝鮮語教育	133
4.3.2.5 商業学校における朝鮮語教育	134
4.3.2.6 水産学校における朝鮮語教育	137
4.3.2.7 宗教学校における朝鮮語教育	137

4.4 小まとめ :	139
第 5 章 : 19 世紀朝鮮における日本人の朝鮮語学習者について	140
5.1 外務省による留学生派遣	140
5.1.1 外務省の官費留学生	140
5.1.2 事例-前間恭作	142
5.2 商業を目的とする学習者	143
5.2.1 商業のため釜山へ移住する日本人	143
5.2.2 商業学校における朝鮮語教育	145
5.3 浄土真宗僧侶による朝鮮語学習	151
5.3.1 朝鮮における日本宗教の布教について	151
5.3.2 布教戦略の背景について (東本願寺)	152
5.3.3 朝鮮における東本願寺の別院	155
5.4 小まとめ	157
第 6 章 : 転換期を生きる朝鮮語通訳浦瀬裕	159
6.1 幕末期における対馬藩大通詞としての活動	161
6.2 明治期における浦瀬裕 (最助)	162
6.2.1 旧対馬藩の朝鮮語通詞について	162
6.2.2 明治外務省の通訳官としての浦瀬裕	164
6.2.3 朝鮮語の教育者としての浦瀬裕	173

6.2.4 「表と裏がある人」	182
6.3 小まとめ.....	184
総まとめ	185
史料	196
参考文献	198
付録	210
【付録 2-1】 「詞稽古之者仕立記録」 の内容構成.....	211
【付録 3-1】 通詞の昇進（1767-1800）	219
【付録 4-1】 明治期韓語学所の学生.....	225
【付録 6-1】 浦瀬裕の年表(1857-1882).....	230

第 1 章： 問題の所在と研究の課題

1.1 本研究の背景について

幕藩体制下、日朝関係を担当していたのは対馬藩である。対馬藩は釜山草梁倭館における貿易や、朝鮮漂流民送還を通じて日朝関係を維持してきた。対馬藩にとって、貿易は藩財政の重要な要素であるため、日朝間の良好な外交関係の維持は不可欠であった。日朝両国間で意思疎通の実務を担当していたのが、通詞（朝鮮側の通訳官は「訳官」である）であった。彼らは、朝鮮通信使来日の際、また草梁倭館において貿易と交渉が行われる際、また朝鮮漂流民を送還する際に通訳として活躍した。

しかし、明治期になると廃藩置県（1871）により、日朝間の仲介という役割は対馬藩から外務省へ移った。当時、維新政府は欧米からの圧力により朝鮮に対して新たな日朝関係をもとめていた。本研究では、旧対馬藩の通訳がどのような役割を果たしていたのかを追究したい。両国間の外交を担当していた通訳の任務は時代に沿って変遷した。彼らの地位は低かったが、日朝関係を理解するためには彼らの役割と仕事の内容を追究することは重

要な作業であると言える。なぜならば、それらは当時の日朝関係を反映しているからである。

1.1.1 近世対馬藩における教育について

一先ず、近世対馬藩における教育について検討し、その中での日本における朝鮮語教育と対馬藩の儒学者雨森芳洲による朝鮮語学校設立以前の背景を検討したい。

対馬藩において教育が盛んになった時期は、藩主第 21 代の宗義真（天龍院；1639～1702）の任期中だった。徳川家光（第 3 代将軍）と姻戚関係にあった義真の母親は、日野兒資藤の娘で、息子の教育に非常に熱心であったと言われている¹。義真は 9 歳から「四書五経」を学び、17 歳から 21 歳の間、味木立軒（1650～1725）に学び、中江常省（1648～1709）にも会い、また雨森芳洲より「孟子」も学んだ。また、松浦儀右エ門より、「小学」や朝家（皇室）の儀章も学んだ²。

貞享 2 年（1685）対馬藩には藩校「小学校」が初めて創設された。宗義真が当時「小学校」を創立した理由とは、家中の子供たちに文と武の道を学ばせるためであったが、設立趣旨の摘録によると「天龍院御代小学校を初設置候者御家中の子供、手續稽古の為且は御国之義他邦とは■〔上+麦〕ひ朝鮮人へ毎度出会有之候得者大身小身共に文学不都東に候ては差支候事多く其上何卒幼年の時より忠孝の道をも弁へ候様にと思召被仰付候³」とあり、朝鮮人との交流を認識していたことが分かる。また、彼は忠孝を知る「人造り」を大事にしていた⁴。

この小学校は貞享 2 年 11 月に創立され、対象となった生徒は御家中の子弟で、年齢は 8

¹ 厳原町教育委員会編『厳原町教育史』東京：宝学堂（1973）18。

² 同上、19。

³ 享保 9 年（1724）、第 24 代宗義誠の令達。厳原町教育委員会編（1973）20。

⁴ 同上、19-20。

歳より 15 歳の間であった。最初は 30 人から 50 人が集まった⁵。師範は、大阪より招いた塩川伊右エ門でと描写している。対馬藩主宗義真が家老平田直右衛門の推薦で、塩川を大阪から招いたという⁶。

教科書は、「四書」と「孝経」、「小学」、日本と中国の歴史（和漢の歴史）であった⁷。特に儒学を中心に教育を行った理由は、『厳原町教育史』によると、貞享期は対馬藩にとって黄金時代であり、対馬藩の交易の相手国である朝鮮との外交上では、儒学者ではなくては難解である外交文書を通じて外交交渉を行ったため、儒学を学ぶのは重要であったと言われている⁸。しかし、まだこの段階では、朝鮮語を教える専門的な教育機関は現れていなかった。

1.1.2 近世日本における朝鮮語教育

近世日本における朝鮮語教育は主に対馬藩で行われていたが、対馬だけではなく薩摩藩及び、長崎でも朝鮮語教育が行われていた。

1.1.2.1 薩摩藩における朝鮮語教育

朝鮮語ができる通訳員である朝鮮語通詞は、主に朝鮮との交流があった対馬藩にいたが、薩摩藩にも存在した。徳永和喜の著書『薩摩藩対外交渉史の研究』には朝鮮語通詞のことが詳細に記述されている。

薩摩藩における朝鮮語通詞は苗代川という地域で存続してきた。苗代川は現在の鹿児島県日置市東市来町にあたる。壬辰倭乱（文禄の役）の際、島津軍から連行された朝鮮人の

⁵ 同上、20。

⁶ 同上、21。

⁷ 同上、22。

⁸ 同上、24。

陶工たちが住んでいた村落である。苗代川で朝鮮語通詞を担当していたのは朝鮮人であり、代表する4家、李欣衛・伸守碩・朴春勝・仲主山⁹があった¹⁰。通詞の職は世襲制になっており、彼ら及び、彼らの嫡子には伊集院郷士格という身分が与えられ、藩より扶持米18俵が支給された¹¹。

享保7年（1722）8月18日、薩摩藩の朝鮮通詞には氏の字を称することが許された。苗代川の朝鮮通詞の職階には、通詞・通詞助・稽古通詞・通詞稽古・自分稽古があったが、これは当時の対馬藩の朝鮮語通詞の職階とは少し異なっており、特に自分稽古などは苗代川の朝鮮語通詞のみに見られる職階である。自分稽古という職階は門弟になる者が藩より正式的な許可を得た後になれるが、普段役料などは支給されなかった¹²。通詞の任務は（1）朝鮮漂流民送還、（2）藩の学問の殿堂造士館講堂における朝鮮語対談であった¹³。また、薩摩藩は異国方書役の役人2名に朝鮮語を習得させるために苗代川での30日間の長期出張を命じた¹⁴。

朝鮮語教育のカリキュラムについて詳細なことは不明であるが、薩摩藩の異国方の役人を出張させて学ばせるほど、徹底的な教育が行われていたと思われる。朝鮮語学習に使われていた教科書として、『交隣須知』・『隣語大方』・『韓語訓蒙』・『漂民対話』・『崔忠伝』・『淑香伝』・『講話』・『倭館問答』などがあった¹⁵。『交隣須知』と『隣語大方』は、対馬藩の儒学者である雨森芳洲が著したものであることからわかるように、朝鮮語学習教材については対馬藩の影響が見られる。また、徳永によると薩摩藩朝鮮通詞の教授に当たったのは対馬から招いた通詞だった。一方、対馬でも苗代川で作成された『漂民対話』を教材として使うなど¹⁶、お互いに朝鮮語学習に関する情報を交換した側面が見られて

⁹ 徳永は「仲」は「伸」の誤字だと述べている。徳永和喜『薩摩藩対外交渉史の研究』福岡：九州大学出版会（2005）380。

¹⁰ 同上、380。

¹¹ 同上、380-1。

¹² 同上、381、386-390。

¹³ 同上、380。

¹⁴ 同上、380。

¹⁵ 同上、390。

¹⁶ 同上、404。

いる。

1.1.2.2 長崎における朝鮮語教育

長崎には対馬藩の朝鮮語通詞が交代で滞在していた。そこで他藩より来た人に対馬藩の通詞が朝鮮語を教えていた。

長州藩も薩摩藩と同じく、主に朝鮮漂流民の送還が通詞を必要とする理由であった。「湧浦一件」¹⁷の記録によると、正保元年（1645）の長州藩における最初の朝鮮漂流民の送還は、文禄・慶長の役の時に日本に連行された朝鮮人が、通訳として活躍した¹⁸。後、享保8年（1723）、長州藩は、対馬藩の朝鮮通詞であった佐々木三右衛門を抱える。佐々木三右衛門は後、松原新右衛門と改名する¹⁹。しかし、嫡子がいなかったため松原家は新右衛門の後、通詞の役は断絶した。そして、治助正聡（中島治平の祖父）がその役を続けるようになった。

治助の家は、代々長州藩長門国萩の浜崎新町²⁰の浜崎代官の管轄の下で町方と港の支配を行う「御船倉」という役所に所属して御手廻子としての役割を担っており、扶持方1人・日別1升・米4石を支給された²¹。治助の家が長州藩で家業として、御船倉付きの朝鮮通詞を勤めるようになったのは、治助の代からだ。そして、長州藩から正式に身柄一代「中島」という苗字を許可されるようになったのは治平の代（治助の孫）からである²²。

治助は文化元年（1804）に藩から許可を得、長崎へ朝鮮語を習いにいった。そこで、対馬藩の大通詞朝野最蔵に師事した。その後、元保2年（1831）まで、彼は4、5年間朝鮮通

¹⁷ 毛利家文庫、山口県文書館所蔵。小川亜弥子「長州藩の朝鮮通詞と情報」岩下哲典・真栄平房昭編『近世日本の海外情報』東京：岩田書院（1998）268。

¹⁸ 「其節は高麗陣二連帰候者生残り居、言語相通し候故、其訳を以御届仕」毛利家文庫、山口県文書館所蔵。小川「長州藩の朝鮮通詞と情報」岩下・真栄平編（1998）268。

¹⁹ 同上、260。

²⁰ 浜崎新町＝山口県萩市浜崎新町。

²¹ 小川「長州藩の朝鮮通詞と情報」岩下・真栄平編（1998）260。

²² 同上、260。

詞として、活躍した。彼の養子である三郎右衛門（治平の父）も藩から銀子 600 目の支給を受けて長崎へ向い、治助と同じく、対馬藩の大通詞津吉与市郎のもとで朝鮮語を学んだ。彼の滞在期間は天保 4 年の夏から同年の 11 月までであった。治平も同じく、安政 3 年（1856）家業のため長崎へ向い、朝鮮語を学んだ²³。

長州藩に於ける朝鮮通詞の役割は朝鮮漂流民の送環であるため、長崎での研修期間は短期間であり、大通詞から朝鮮語を習うのは、朝鮮言葉というよりも、漂流民をどのように送還するのか、その手続きと手続きを行うため必要な言語力を学んだのではないかと想像できる。つまり、言語を習うのには、あまり体系的に学べる状況ではなかったと言えるだろう。

1.1.2.3 対馬藩における朝鮮語教育

対馬藩の藩校をみても、朝鮮との交流を強く意識していた。しかし、朝鮮語を学ぶ体系的な機関は対馬藩の儒学者雨森芳洲により設立されるまではなかった。当時朝鮮語が出来た者は、家業を継ぐため朝鮮語を学ぶ必要のあった「六十人」と称された特権商人の子弟であった。彼らは、より効果的な学習のため朝鮮にあった倭館へ渡った。

雨森芳洲も倭館で朝鮮語を学んだことが泉澄一の著書『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』に詳しく記載されている²⁴。「閑窓独語」には「右（学文稽古のため和館滞在）ノ節呉インギト云仁都下リ坂ノ下久敷逗留セシメ候ニ付親敷仕ラレ朝鮮詞ハ専ラ其人ヨリ習ハレ候由、」とあり、雨森芳洲も倭館にある坂ノ下で呉インギ（朝鮮文人の呉引儀）から朝鮮語を学んだことが読み取れる²⁵。

雨森芳洲の朝鮮語稽古所が設立される以前までの朝鮮語教育に関しては資料が少ないた

²³ 同上、261。

²⁴ 泉澄一「両度の朝鮮留学」『対馬藩藩儒学雨森芳洲の基礎的研究』大阪：関西大学出版部（1997）195-216。

²⁵ 同上、199。

め詳しいことは分らない。明らかになっているのは、朝鮮側の訳官の訓導、別差、及び通訳者小通事、業務をする訓導屋と柔遠閣（小通事庁の額）があった坂の下へ朝鮮語を学ぶ者が、毎日朝鮮語を習うため通っていたということである。訓導屋と柔遠閣は、小通事が訓導から日本語を学ぶ場所でもあり、日本と朝鮮の通訳者がお互いの言語を釜山で学んでいた。

1.2 先行研究

近世における朝鮮語教育に関する代表的な研究者は、泉澄一、田代和生²⁶、米谷均²⁷、松原孝俊・趙真璟²⁸、鄭丞惠²⁹、及び許芝銀³⁰がいる。泉澄一、田代和生、米谷均、松原孝俊・趙真璟、及び鄭丞惠は主に雨森芳洲と彼の朝鮮詞稽古所を中心とした研究で、泉は雨森芳洲の資料を集め、翻字し、刊行した。『芳洲外交関係資料³¹』の中には、今回取り上げる「詞稽古之者仕立記録」だけではなく、朝鮮詞稽古所の教育制度について詳細に記録された「韓学生員任用帳」も翻字している。泉の研究では、「詞稽古之者仕立記録」は分析されてはいないが、朝鮮語通詞養成所の研究に非常に有益である。

田代は日朝関係において重要であった対馬商人グループ「六十人」を説明するなかで彼らの朝鮮語教育を紹介した。2007年出版された『日朝貿易と対馬藩』、第3章の「朝鮮語

²⁶ 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」『史学』60-4（1991）；同上「対馬藩の朝鮮語通訳」『対馬風土記』28；同上『日朝交易と対馬藩』東京：創文社（2007）；同上「対馬藩の朝鮮語通詞養成所」『創文』506（2008）。

²⁷ 米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」『海事史研究』48（1991）。

²⁸ 松原孝俊・趙真璟「雨森芳洲と対馬藩『韓語司』設立経緯をめぐって」『言語科学』32（1997）；同上「雨森芳洲と対馬藩『韓語司』での教育評価方法について」『日本研究』12（1997）。

²⁹ 鄭丞惠「우삼방주（雨森芳洲）와 일본에서의 한어교육」（雨森芳洲と日本における韓語教育）『문헌과 해석』（文献と解釈）32（2005）；同上「日本에서의 韓語교육과 교재에 대한 概観」（日本における韓語教育と教材にたいする概観）『이중언어학』（二重言語学）30（2005）；同上「대마도에서의 한어교육」（対馬における韓語教育）『언문연구』（言文研究）130（2006）。

³⁰ 許芝銀「近世 쓰시마 朝鮮語通詞의 情報収集과 流通」（近世対馬朝鮮語通詞の情報収集と流通）西江大學校 大學院 史學科 東洋史專攻 博士論文（西江大学校 大学院 史学科 東洋史專攻 博士論文）（2007）。

³¹ 泉澄一編『芳洲外交関係資料・書翰集』3 大阪：関西大学出版部（1985）。

通詞の育成」の部分では豊富な史料を取り上げている³²。この史料についての詳細な説明は、当該分野について基礎的な知識を得るために、たいへん参考になる。しかし、田代の研究の中心になっているのは対馬と朝鮮の交易とその経済的側面であり、朝鮮詞稽古の研究は対馬と朝鮮との交易、つまり貿易史の展開を説明するための背景として扱われている。そのため対馬藩の朝鮮通詞の活躍については、あまり詳しく説明されていない。即ち当時の通詞が担当した任務は、朝鮮通信使、対馬一朝鮮との交易、朝鮮漂流民送還の三つに分かれていたが、田代の研究は主に前二者のみに注目するものであり、通詞の役割と背景を理解するのに不十分である。

雨森芳洲及び、彼の朝鮮詞稽古所に関してより詳しく紹介されているのが米谷の研究である。米谷の研究「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」では、宗家文書の「韓学生員任用帳」及び、「詞稽古之者仕立記録」を詳しく分析した上、日朝通詞史や、雨森芳洲の朝鮮通詞養成、そして、対馬藩の朝鮮通詞について分析している。「雨森芳洲の朝鮮通詞養成」の中では、対馬での詞稽古と倭館での詞稽古を紹介し、朝鮮詞稽古場が設立するまでの背景やそれが出来てからの状況、そして、倭館での修学を紹介している。朝鮮詞稽古の全般的な流れをつかむことにおいて有益な研究であるが、稽古生が朝鮮詞稽古所を修了した後の動向については議論されていない。そこで、本稿では、朝鮮詞稽古所を修了した後、稽古生がどのような道を歩んでいくのか、朝鮮詞稽古所を「朝鮮語通詞育成所」と捉えることが妥当であるのかについて検討したい。

朝鮮詞稽古所の教育内容について具体的に紹介したのは、松原と趙の三つの論文である。この論文で使われた史料とは、宗家文書の「韓学生員任用帳」（檜垣元吉所蔵）、「詞稽古之者仕立記録」（韓国国史編纂委員会所蔵）、及び「韓語稽古規則」（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）がある。松原と趙の研究の特徴は、主に朝鮮詞稽古の教育面を取り上げていることである。稽古生の評価を詳細に分析する意義は、当時の朝鮮詞稽古養成所の

³² 「詞稽古之者仕立記録」、「朝鮮詞稽古御免帳」（韓国国史編纂委員会所蔵）、「類聚書拔」（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）、「委細御條書草案」（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）、「通詞中在館御宛行加増被仰付候覚書」（韓国国史編纂委員会所蔵）、「分類事考」（国立国会図書館所蔵）、「韓語稽古規則」（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。

教育制度を明らかにするためである。しかし、この研究では、雨森芳洲と稽古所の制度が注目されているものの、対馬藩はどのように係わっているのかについて十分に明らかにされておらず、より詳細な説明が求められよう。

近世における朝鮮語教育については韓国でも研究が行われた。鄭丞惠は江戸時代対馬藩における朝鮮詞稽古について「日本に於ける韓語（朝鮮語）教育と教材についての概観³³」・「対馬に於ける韓語教育³⁴」・「雨森芳洲と日本に於ける韓語教育³⁵」などの研究を発表している。しかし、鄭の研究は主に言語学の視点に立って教材や授業の内容を詳細に分析しているが、稽古所の目的である人材育成の結果や、この教育機関の効果などについての説明が十分になされているとは言い難い。

許芝銀は、通詞の役割に注目し、通詞の教育だけではなく、通詞の任務についても研究の対象としている。許が通詞の任務の中で特に重視したのは情報の収集とその情報の伝達である。対馬藩の朝鮮語通詞は幕府の要求により、『分類紀事大綱』・『通交一覧』などを作成した³⁶。また、対馬藩の朝鮮語通詞はもちろん、長州藩や、薩摩藩に朝鮮語通詞の情報収集についても紹介し、通詞の重要性を示した。しかし、以上紹介した研究の対象とする時代は近世のみである。そこで本研究では、明治期に入ってから朝鮮語通詞の役割がどのように変遷したのかについて追及したい。

明治期における朝鮮語修得者に関する研究は早くも 1930 年代から始まっており、代表的な研究者としては、小倉進平³⁷・大曲美太郎³⁸・島井浩³⁹などが挙げられる。さらに 1970 年代に入ってから具良根⁴⁰・稲葉継雄⁴¹・南相璽⁴²・松原孝俊・趙真璟⁴³などの研究者があげ

³³ 同上「日本에서의 韓語교육과 교재에 대한 概観」（日本における韓語教育と教材にたいする概観）『이중언어학』（二重言語学）30（2005）。

³⁴ 同上「대마도에서의 한어교육」（対馬における韓語教育）『언문연구』（言文研究）130（2006）。

³⁵ 同上「우삼방주(雨森芳洲)와 일본에서의 한어교육」（雨森芳洲と日本における韓語教育）『문헌과 해석』（文献と解釈）32（2005）。

³⁶ 許（2007）186。

³⁷ 小倉進平「釜山に於ける日本の語学所」『歴史地理』63-2（1934）。

³⁸ 大曲美太郎「朝鮮語学所と『交隣須知』の刊行」『ドルメン』4-3（1935）。

³⁹ 島井浩『朝鮮語通訳と時勢』大阪：川井印刷所（1935）。

⁴⁰ 具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」『韓』5-12（1976）。

られる。しかし、これらの研究の多くが韓語学所（または、「韓語司」。釜山に設置された朝鮮語教育機関）や、朝鮮語教育に関する研究である。

旧東京外国語学校の朝鮮語学科について具体的に研究されているのは月脚達彦⁴⁴と石川遼子⁴⁵である。月脚は東京外国語学校における朝鮮語学科が開設されて、廃止されまた復活する過程を説明した。その中で、朝鮮語教育の内容についても紹介した。また旧東京外国語学校の朝鮮語学科について詳しい研究を行ったのは石川である。石川は旧東京外国語学校における朝鮮語学科の設置までの展開過程や教育内容について説明している。石川の博士論文「近世日本と朝鮮語」では旧東京外国語学校だけではなく、天理外国語学校及び京城帝国学校における朝鮮語教育にも焦点を当てた。

また、旧対馬藩の朝鮮語通詞が明治期にどのように存続していたのかに関してはあまり注目されていない。特に、明治初期日本と朝鮮の間で大活躍した浦瀬裕に関しては未だ注目すべき研究はなされていない。本研究では、明治期における朝鮮語教育について注目し、また通詞の役割の変遷について言及する。その例として浦瀬裕（最助／好裕）という人物に注目する。浦瀬は、かつての対馬藩の朝鮮語通詞で、明治初期になると外務省の通訳官や朝鮮語教師、また朝鮮語学習教材を編纂するなど重要な任務を果たした人物である。

⁴¹ 稲葉継雄「日本人の朝鮮語学習史（明治期～1945年）」『朝鮮語教育課程のプログラム作成のための基礎的研究』筑波：昭和56年度筑波大学学内プロジェクト（1982）。

⁴² 南相璽「日本人の韓国語学習：朝鮮植民地化過程に焦点をあてて」『教育学研究』58-2（1991）121-131。

⁴³ 松原孝俊・趙真璟「厳原語学所と釜山草梁語学所の沿革をめぐって」『言論文化論究』8（1997）。

⁴⁴ 月脚達彦「朝鮮語」東京外国語大学史編纂委員会編『東京外国語大学史』東京：東京外国語大学（1999）。

⁴⁵ 石川遼子「『地と民と語』の相克：金沢庄三郎と東京外国語学校朝鮮語学科（〈特集〉近代朝鮮における伝統文化の“発見”）」『朝鮮史研究会論文集』35：79-116（1997）；同上「近代日本と朝鮮語」博士学位論文：奈良女子大学（2002.7）；石川遼子・三ツ井崇「金沢庄三郎著作目録」『日本史の方法』1：147-164（2005.3）；石川遼子「金沢庄三郎著作目録：著作目録の編集を終えて」『日本史の方法』1：133-138（2005.3）；同上「朝鮮観の錯綜：明治二十年代」『日本史の方法』2：93-110（2005.10）；同上「金沢庄三郎年譜」『本史の方法』5：106-120（2007.2）；同上「1-1. 厳原の朝鮮語学所と釜山の草梁館語学所」「1-2. （旧）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-4. （新）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-8. 天理外国語学校朝鮮語部」「1-9. 京城帝国大学法文学部文学科 朝鮮語学朝鮮文化専攻」「3-2. 前間恭作」「3-3. 金沢庄三郎」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）；石川遼子『金沢庄三郎：地と民と語とは相分つべからず』ミネルヴァ書房（2014）。

1.3 本論文の研究課題

本研究では、近世と近代（明治初期）における日本側の通訳官である「通詞」や朝鮮語教育について検討し、教育の規則や、通詞の役割、また事例を通じてその変遷を考察する。特に下記の点を課題として掲げた。

- 近世における朝鮮語教育の実態を明らかにする。
- 資源が乏しい対馬藩がどのように通詞の人員を維持して来たのか、近世の通詞集団の維持方法を事例を通して考察する。
- 新たに設けられた教育システムが通詞の機能に与えた影響、及び通詞を総轄する機関の変更に伴って、変遷する通詞の役割を追究する。
- 近代に入ると多様化する朝鮮語教育の目的、朝鮮語を学習する者の出身地や背景、目的などを明らかにする。また、言語力が要求される職業分野の広がりを検討する。
- 幕末・維新期の対馬出身の通詞の変遷を事例を通して辿る。

1.4 研究調査方法

本研究では、主に宗家文書や外交史料を扱った。第2章では、雨森芳洲の朝鮮詞稽古所設立における意見や、授業の内容、また生徒の成績が記録されている以下の史料を参考にした。「詞稽古之者仕立記録⁴⁶」・「韓学生員任用帳⁴⁷」・「朝鮮詞稽古御免帳⁴⁸」。身分

⁴⁶ 宗家文書「詞稽古之者仕立記録」ソウル：韓国国史編纂委員会所蔵。

⁴⁷ 宗家文書「韓学生員任用帳」福岡：九州大学附属図書館所収檜垣文庫 檜垣元吉氏蔵（所在不明）。泉澄一編『芳洲外交関係資料・書翰集』3 大阪：関西大学出版部（1982）参照。

⁴⁸ 宗家文書「朝鮮詞稽古御免帳」ソウル：韓国国史編纂委員会所蔵（不明）。泉澄一編『芳洲外交

が低いためあまり史料では、詳しく説明されていない「通詞」を追究するため、通詞の任務や派遣について記録されている「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代官 御免札 朝鮮方⁴⁹」を検討し、通詞の昇進や、奨励について考察した。

本研究では、朝鮮の外交権が外務省へ接收された後、外務省による朝鮮語教育機関や、通訳官の活動を追究するため、主に外務省の史料を取り上げた。外務省史料の「朝鮮事務書」を通じて、外務省による朝鮮語学校の設立について検討した。外務省百年史編纂委員会編の『外務省の百年⁵⁰』（上・下）や、東京外国語学校編『東京外国語学校沿革⁵¹』を通じて授業の内容を検討した。そして、卒業生を追跡するために外務省史料の「航海人明細鑑」や、「海外旅券勘合簿」を通じて、旅券発行や、彼らの行き先などについて検討した。

また、布教のため朝鮮語を学んだ宗教（本論文では、東本願寺大谷派）については、朝鮮開教監督部編の『日本仏教団（含基督教）の宣撫工作と大陸』、東本願寺の住職奥村円心の朝鮮布教活動が記録されている「朝鮮開教五十年誌」を参考した。

幕末から維新时期にかけて活躍した対馬出身の通詞浦瀬裕については、幕末期については宗家文書の「毎日記」を、維新时期に入ってから外務省史料『朝鮮事務書』及び釜山市史編纂委員会の『釜山府史原稿⁵²』を通じて研究を行った。浦瀬裕が訂正した『訂正 交隣須知』と『訂正 隣語大方』は、現在釜山広域市民図書館所蔵と九州大学総合図書館蔵に所蔵されている。

関係資料集』4 大阪：関西大学出版部（1984）参照。

⁴⁹ 宗家文書「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代官 御免札 朝鮮方」ソウル：韓国国史編纂委員会所蔵。

⁵⁰ 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』（上・下）東京：原書房（1969）。

⁵¹ 東京外国語学校編『東京外国語学校沿革』東京：東京外国語学校（1932）。

⁵² 釜山市史編纂委員会編『釜山府史原稿』（3）（1968）。

1.5 各章の概観

第2章

18・19世紀に朝鮮との貿易に依存していた対馬藩では朝鮮語教育が行われていた。しかし、朝鮮王朝では朝鮮政府が運営していた日本語教育機関があったのに対し、対馬藩では公的な教育機関なしで朝鮮語を習得させた。そこで儒学者の雨森芳洲によって体系的な朝鮮語教育を行うため朝鮮語「稽古所」が創立された。雨森芳洲が、この教育機関を創立した意図は、対馬藩と朝鮮政府の間で通訳員として活躍していた「通詞」を育成する必要があったためである。

この章では、雨森芳洲が朝鮮語稽古所を創立する以前、どのように朝鮮語教育が行われていたのか、また、雨森芳洲の稽古所創立以降新しく作られた教育のカリキュラムに関して考察する。また、当時釜山草梁倭館に留学した学習生は朝鮮語だけではなく、医学を勉強するためという目的を持つ者もいた。彼らについても追究する。

第3章

この章では、資源が限られていた対馬でどのように通詞の人材を維持していたのかについて考察する。そして、対馬藩の朝鮮語通詞の職階や、任務、昇進、及び褒賞について検討する。従来の研究によると、朝鮮語通詞は朝鮮との貿易特権が許されていた商人のグループ「六十人」が勤めていたとされていたが、対馬藩の大通詞であった小田常五郎の事例を追及することによって、「六十人」の格は褒賞として藩から与えられるものであったことを明らかにする。このように資源に乏しい対馬藩は、「六十人」のような対馬藩独特の貿易特権を与えることによって、優秀な人材を維持した。

第4章

19 世紀に、対韓関係を担当する機関は対馬藩から維新政府へ移った。まもなく、厳原に朝鮮語教育所「韓語学所」が開校されるが、その意図は近世に雨森芳洲により開校された朝鮮語教育機関とは異なる。この章では、外務省が設立した韓語学所開校の過程を検証することによって、カリキュラム、またそこで朝鮮語を学んだ人々が修了後、どのような活躍をしたのかを追究する。また、この学校が釜山へ移転され、後東京外国語学校の朝鮮語科になった経緯を検討する。そして、植田晃次編の『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史⁵³』（2007）を通じて、日本における朝鮮語学習の普及や、対外関係が朝鮮語教育の普及に与えた影響を考察する。

第 5 章

明治期朝鮮における日本人の朝鮮語学習者は近世と違い、対馬出身の通訳員になる者だけではなくいろいろな県から様々な目的を持って朝鮮語を学習した。近世日本の場合、朝鮮語を学ぶ目的は主に貿易と外交交流のためであったが、近代に入ると明治 9 年（1876）日本と朝鮮は日朝修好条規（江華島条約）を結び、朝鮮は釜山・元山（1880）・仁川（1883）を開港した。日朝修好条規締結の直後においては、朝鮮語を学ぶ人々の目的は、外務省に勤務するため、商売のため、布教のための三つに分けられる。それぞれの目的によって、学ぶ場所や内容も異なっていた。この章では、朝鮮語学習の三つの目的別に朝鮮語学習者について検討し、その時代背景も考察する。

第 6 章

幕末から維新期にかけて活躍した対馬出身の通訳員浦瀬裕について検討する。浦瀬裕は激動の 19 世紀に、日本と朝鮮の間で、通訳官としての役割を担った。しかし、江戸期の対

⁵³ 石川遼子「（旧）東京外国語学校朝鮮語学科」、山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」、山田寛人「東洋協会専門学校」「高等商業学校」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）。

馬藩通訳員とは違い、明治期になると外務省の対朝鮮外交権の接収により、浦瀬裕のような朝鮮語に堪能な通訳員の活躍する場は拡大した。幕末期、主に倭館における通訳・翻訳の仕事や、漂流民送還に携わっていた大通詞浦瀬は、明治期に入って外務省に採用され通訳官だけではなく、書契問題を解決する中、朝鮮側と交渉するなど、重要な役割を果たした。また、朝鮮語の教育者としても、その活動の範囲を広げた。この章では、浦瀬の事例を追究し、維新政府の成立を転換点として、その以前と以降、彼の役割がどのように広がっていたのかを考察する。

第2章：18・19世紀における日朝交流における通訳

2.1 朝鮮王朝における日本語通訳官「倭学訳官」について

2.1.1 通訳官育成機関「司訳院」¹

朝鮮時代以前の最初の訳官制度は三国時代から始まった。新羅では祥文師を置き、漢文を研究するように進めた。聖徳王 13（714 年）には通文博士に替え、景德王の時代、翰林に替えた²。高麗時代にも漢語の学習を目的とした通文館が忠烈王（1276）に設置された³。高麗時代には主に、漢語通事・蒙古語通事・女真語通事があり、倭語通事もあったと推測されるが、未だ資料上では確認できないようだ⁴。

朝鮮時代が始まった太祖元年（1392）8 月に科挙法制定に伴い、文科、吏科及び訳科が

¹ 朝鮮の司訳院及び、通訳官については主に姜信沆の研究『韓國의 譯學』（韓国の訳学）ソウル：ソウル大学校出版部（2000）を参考した。

² 同上、3。

³ 同上、4。

⁴ 同上、8。

設置され、吏曹に關与させた。翌年の太祖 2 年（1393）9 月、司訳院が初めて設置された。世宗時代（1418～1450）に入ると訳官機関は隆盛を極めた⁵。漢学・蒙学・女真学・倭学を置き、訳学を奨励し、また世宗 15 年（1433）には留学生を明へ派遣することを企てた。しかし、明はこの検案を受け入れなかったため、留学生派遣制度は実現しなかった⁶。その代わりに、同年 12 月より司訳院で教育を受けた学生を、中国行使臣等の従事官として中国へ送った有職者は漢学講肄官、無職者は漢学生とよんだ⁷。講肄官は文臣の出身であり、衣冠の子弟に漢学学習を奨励していたことが成宗 5 年（1474）1 月に参校金自貞が次のように啓上していたことからわかる。

【資料 2-1】⁸

國家選衣冠子弟充漢學習讀官及設遞兒職以勸之

しかし、これはあくまでも漢学の学習の事であり、日本語を学ぶ倭学についてみると、司訳院に倭学が設置されたのは、司訳院が設置から 23 年後の太宗 15 年（1415）である⁹。世宗元年（1418）5 月には 11 人の「倭学学習生徒」がいたという記録があり¹⁰、その 3 年後（1421）礼曹は倭学を奨励するため、生徒を司訳院の祿官とするようを官廷に建議した¹¹。参考までに司訳院の職員構成をあげると次のとおりになる。

⁵ 同上、15。

⁶ 同上、15。

⁷ 同上、16。

⁸ 『成宗実録』成宗 5 年 1 月 19 日乙巳条。姜（2000）16。

⁹ 姜（2000）22。

¹⁰ 『太宗実録』太宗 18 年 5 月 3 日壬子条。

¹¹ 『世宗実録』世宗 3 年 8 月 8 日戊戌条。姜（2000）36。

【表 2-1】

『経国大典』内の記述	備考
掌訳諸方言語	多様な国の言語を通訳する任務に務める。
都提調 員 提調 員	都提調は大臣が兼任する／提調は従二品以上が兼任する。
教授、訓導外、通 児 両都目 取才 居次者 差外任	教授と訓導以外は、通児職に就いている者で、1年間都目が2度行われる。採用試験で次点を得た者は、地方の官員として任命される。 教授は文臣を兼務する。院試を担当する。2員は僉正（従四品）以上で、教誨を経た者の中から選ばれる。 訓導堂上は正三品以上。訓導は生徒教訓を担当する。倭学の場合、1602年3、4員をおいたが、1698年には2員に替え、また、1706年には3員に増やした。（漢学の場合、訓導堂上は3員いて、蒙学は1員いた。）
漢学習読官 員	
只解女真訳語者 分 番 年相通	女真語を解説する者は2部にわけ、1年ずつ交代で任命する。
京・外 諸学訓導 任満 900 通	京及び、地方における訳学の訓導は在再任期間が900日である。その後は交代される。
正 正三品 員 副正 従三品 員 僉正 従四品 員 判官 従五品 員 主簿 従六品 員 漢学教授 従 六 品 員 直長 従七品 員 奉事 従八品 員 副奉事 正九品 員 漢学訓導 正九品 員 蒙学・倭学 正九品 各員	司訳院の院務を担当する。 奴婢を担当する。 二員は文臣が兼ねる。 試験及び、書籍を担当する。

女真学訓導「 参奉 従九品 員 書吏	
--------------------------	--

（表は姜信沆の研究『韓國의 譯學』（韓国 of 訳学）（前掲）（2000）22-5 を日本語に翻訳したものである。なお「女真学」はのちに「清学」と変わる。）

中国からの使臣接待および、倭館接待、「清人〔ママ〕」接待、漂流船調査、訳生の試験などを担当した「外任」の内訳は下の表のとおりである。

【表 2-2】

訳学訓導	漢学	黄州 1 員 平壤 1 員 義州 1 員 安州 1 員 定州 1 員 海州 1 員 長湍 1 員 殷栗 1 員 宣川 1 員 鉄山 1 員 龍川 1 員
	倭学	薺浦 1 員 釜山 1 員 別差（東萊、草梁の市場に差遣する通訳） 1 員
	清学	江界 1 員 会寧 1 員

（表は姜信沆の研究『韓國의 譯學』（韓国 of 訳学）（前掲）（2000）22-5 を日本語に翻訳したものである。）

【表 2-3】

訳学兼軍官	（清人 接待）	咸鏡監營 1 員 南兵營 1 員 義州 1 員 渭原 1 員 楚山 1 員 碧潼 1 員 昌城 1 員 満浦 1 員
	（漢倭 各 1）	統營 2 員 済州 2 員
	（倭人 接待）	全羅左水營 1 員 右水營 1 員 忠清水營 1 員

（表は姜信沆の研究『韓國의 譯學』（韓国 of 訳学）（前掲）（2000）22-5 を日本語に翻訳したものである。）

また、北京へ行く通児を称する「等第」の内訳は下の表のとおりである。

【表 2-4】

堂上元通児	無定員
堂上別通児	17 員
漢学上通事	20 員
教誨	23 員 * 中国へ行く使行および、日本へ行く通信使行として派遣され、その職務は学習教材を訂正することである。
年少聡敏	10 員
次上通事	20 員
押物通事	15 員
偶語別通児	10 員
蒙学元通児	10 員
別通児	10 員
倭学教誨	10 員
年少聡敏	15 員
清学上通事	10 員
被選別通児 各	10 員
新通児	10 員
四学偶聡庁	100 員 * 1682 年に設置された。漢学 50 員、蒙学 10 員、倭学 20 員、清学 20 員

(表は姜信沆の研究『韓國의 譯學』(韓国の訳学)(前掲) 22-5 を日本語に翻訳したものである。)

司訳院の官員総数である「原籍」の内容は下の表のとおりである。

【表 2-5】

常仕堂上	無定員 ＊訳官が堂上官になると、禄職を免ぜられるが、堂上庁を設置することによって再び禄官として勤務できるようにした制度。
前御官	273 員 ＊漢学 87 員、教誨 23 員、蒙学 45 員、倭学 50 員、清学 68 員。1573 年に定員が定まれる。
権知	無定員 ＊権知は臨時職。
講肄習読官	30 員 ＊世宗の際に設置され、丙子胡乱後、廃止された。
漢学官	50 員

（表は姜信沆の研究『韓國의 譯學』（韓国の訳学）（前掲）（2000）22-5 を日本語に翻訳したものである。）

行政を担当していたのは、司訳院の正・副正・僉正・判官・州輔・直長・奉事・副奉事・参奉で、教育を担当していたのは、漢学教授（従六品）や、訓導（正六品）及び、後に設置された訓上堂上（正三品以上）と常仕堂上（正三品以上）である¹²。

【表 2-6】教育機関及び人数

漢学	司訳院 35 人、平壤 30 人、義州 30 人、黄州 30 人
----	----------------------------------

¹² 『経国大典』巻 3、礼典、生徒条。姜（2000）27。

蒙学	司訳院 10 人
女真学	司訳院 20 人、北青 10 人、義州 5 人、昌城 5 人、理山 5 人、碧潼 5 人、満浦 5 人、渭源 5 人
倭学	薺浦 10 人、釜山浦 10 人、塩浦 6 人

（表は姜信沆の研究『韓國의 譯學』（韓国 of 訳学）（前掲）（2000）27-8 を日本語に翻訳したものである。）

しかし、朝鮮後期になると定員について以下の変動がみられる。

【表 2-7】訳学生徒定額表

経国大典 卷 3、礼典 生徒條			続大典（1741 年）
	教育機関	額数	
漢学	司訳院 平壤、義州、黄州	35 員 各 30 員	加 40 員、増 済州 15 員
蒙学	司訳院	10 員	加 25 員
女真学 →清学	司訳院 北青 義州、昌城、理山、碧潼、満浦、渭源	20 員 10 員 各 5 員	加 34 員 理山→楚山
倭学	司訳院 薺浦、釜山浦 塩浦	15 員 各 10 員 6 員	加 25 員 薺浦、塩浦廃 増 済州 15 員、巨済 15 員

（表は姜信沆の研究『韓國의 譯學』（韓国 of 訳学）（前掲）（2000）28 を日本語に翻訳したものである。）

以上のように、朝鮮初期から存在した司訳院は、通訳官育成のための体系的組織のなかの一部署であった。司訳院では倭語だけではなく、漢語（中国語）や蒙語、または女真語も教えていた。学生の対象となるのは官員で、設立の目的は外交的な任務を遂行しうる人材の育成が第一であった。

司訳院に興味を持っていた世宗は語学生の海外留学を企画した。この企画は実現しなかったが、朝鮮初期から通訳官の育成が活発に行われたことが窺われる¹³。

2.1.2 小通事

また、朝鮮には通事と呼ばれる通訳集団がいた。この集団は、倭学訳官とは異なる通訳者であった。光海君元年（1609）己酉約条により、日朝の外交関係が再開され、対日交渉業務は中央政府から派遣された訓導と別差が担当していた¹⁴。しかし、わずか2名の役人でこなせる仕事ではなかったため、彼らを補佐する小通詞という下級通訳官を雇うことになった。

小通事は東萊の現地に住んでいる人から選ばれ、通事庁という独立した勤務場所で勤務していた。彼らの任務は訓導と別差を補佐し、使節宴享の準備や両国人の往来規制、倭館における物品管理、通訳、また通信使や問慰行の随行などであった¹⁵。

小通事という役がいつからあったかは不明だが、最初は倭学生徒とよばれ、倭館に配置されている倭学訓導から日本語を学んだ。どのような形で選ばれたのかは不明であるが、成宗12年（1481）より語学に長けている者を選び、司訳院に報告すると司訳院は試験を行って人材を選んだ。小通事の定員数は朝鮮前期が16名であり、肅宗29年（1703）より35名に増え、英祖15年（1739）よりは30名に減った。毎月朔日に料米6斗が支給された。

¹³ 姜（2000）15-6。

¹⁴ 金東喆「17～19세기 東萊府 小通事の 編制와 對日活動」（17～19世紀東萊府小通事の編制及び、対日活動）『지역과 역사』（地域と社会）17：205-6。

¹⁵ 同上、206。

通信使の際は小通事 10 名が随行し、問慰行の際には 4 名が随行した¹⁶。小通事は上々官・上官・中官・下官のうちの中官にあたる¹⁷。

2.2 釜山草梁倭館における対馬出身の留学生について：「稽古医師」（医学研修生）

草梁倭館には朝鮮語習得のためだけではなく、朝鮮医学を学ぶために対馬から渡航してきた「稽古医師」（医学研修生）と称される留学生たちがいた。対馬藩における朝鮮語稽古を考察する前に、まず草梁倭館へ行った稽古医師について簡単に紹介する。

朝鮮における医学は高麗時代（918～1392）から盛んになってきた。また、朝鮮時代に入ってから第 4 代の朝鮮国王、世宗の時代（1418～1450）には医学の最盛期であった。14 世紀の後期からすでに朝鮮では 200 余種類の医学書が出版され、朝鮮医学と中国の医学を比較する動きが現れた。例えば郷薬、つまり朝鮮にある薬草の栽培方法や有効性を紹介した『郷薬集成方』（1433）は、中国からの薬草である「唐薬」と郷薬との比較研究書である。郷薬の研究が盛んになったのは、当時、高額であった唐薬に代替できる国内産の薬草が必要とされていたからである。『郷薬集成方¹⁸』も、高麗時代に出版された『郷薬惠民経験方¹⁹』・『郷薬簡易方²⁰』、そして『郷薬濟生集成方』に基づいて書かれた本だと言われている²¹。また、朝鮮では世宗 5 年（1423）には、すでに金乙玄と他の使者を明へ派遣し、62 種類の明の薬草と朝鮮の薬草を比較していた。このように「唐薬」に対する「郷薬」の認

¹⁶ 同上、207-8。

¹⁷ 同上、212。

¹⁸ 三木栄『朝鮮医学史及疾病史』堺市：私家（1963）114；田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』東京：慶應義塾大学出版会（1999）18。

¹⁹ 三木（1963）67-8；田代（1999）18。

²⁰ 三木（1963）68-9；田代（1999）18。

²¹ 田代（1999）18。

識は高麗時代から既に始まっていたのである²²。

『東医宝鑑』

上で述べたような時代背景を基に、1600年代に入ってから朝鮮医学で代表的な本である『東医宝鑑』（1613）が、王の主治医であった許浚（1539～1615）により完成された。『東医宝鑑』は全25巻あり、内景編・外形編・雑病編・湯液編・鍼灸編に分かれている²³。此の本が最初に日本に輸入されたのがいつであったのかは不明だが、田代（1999）によると、万治3年（1660）から元禄3年（1690）の30年間に、対馬藩は朝鮮側に『東医宝鑑』を入手したい旨、5回伝えたという²⁴。この本に対する入手の熱意が徳川吉宗の時代に朝鮮へ薬草調査を派遣する重要な動機にもなった。

朝鮮薬草

朝鮮が明へ薬草調査のため使者を派遣してから3世紀の後、同様の命令が、第8代の將軍徳川吉宗（1716～1745）から対馬藩に対して出された。即ち、対馬藩から朝鮮に人を送って薬草調査をするように、3回（1718、1721、1732）にわたって命じたのである。そこで対馬藩は絵師などを連れ、草梁倭館へ渡航し、朝鮮側の訳官の助けを得て調査を行った。この調査の目的は二つあり、一つは『東医宝鑑』の理解を深めるため、そして、もう一つは、当時日本国内で万病薬であると言われていた朝鮮人参を日本で栽培するためのノウハウを探るためであった²⁵。

結果から言うところの調査は成功した。対馬藩は享保7年（1722）、178種類の薬草や動物を調査した報告書を幕府へ提出した。その後、日本国内でも人参の栽培が行われ、日朝貿

²² 同上、20。

²³ 三木（1963）194-6。

²⁴ 田代（1999）18。

²⁵ 同上、274。

易にも影響を与えた。また、享保9年（1724）年、医学者の細川桃庵は『訂正東医宝鑑』出版した²⁶。

このように朝鮮では高麗時代から自国のみの「郷薬」の認識が高まり、17世紀にはその繁盛期を迎えた。日本でも『東医宝鑑』などの朝鮮医学書を高く評価し朝鮮医学に関して興味を持つようになった。

史料について

- 宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵
- 寛永13年（1636）～寛延3年（1750）
- 事例数：438件／稽古生数：457（＊稽古生は全て男子のみ）
- 稽古の分野：武芸稽古・医学・芸能・馬に関する稽古・朝鮮学・唐学・その他。
- 稽古を行う場所：江戸・京都・上方・朝鮮・長崎・田代・下関・堺・筑前・博多など。

対馬における稽古生について：

稽古生が学習した分野は九つに分類することができる：武芸、医学、芸能、馬に関する稽古、朝鮮における稽古、唐稽古、その他（事例が五つ以下の場合）、「稽古」及び、「学問」である。それ以外に「不明」とされるものもある。

【表2-8】医学：95件（＊そのうち9件は朝鮮における稽古）

²⁶ 同上、281。

分野	医学稽古・外科稽古 ²⁷ ・歯医稽古・療治修行 ²⁸ ・鍼灸（鍼灸針）稽古・目医稽古・小児医師稽古・朝鮮医学稽古・鍼術稽古・眼の治療稽古・研躰稽古 ²⁹
場所	江戸・上方・京都・朝鮮・下関・筑前・関前・田代・博多
稽古生	97

（この表は、宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」（前掲）に基づいて著者が作成したものである。）

史料を確認すると、医学のため留学を許可された件数は95件で、稽古生の人数は97名である。そのうち、医学稽古は59件、外科稽古は11件、鍼灸は9件、歯医稽古は3件、療治修行は3件、眼の治療稽古は3件、朝鮮医学稽古は2件、研躰稽古は1件、小児医師稽古は1件である。そのうち、21件は稽古のため京都へ、20件は上方へ、18件は江戸へ、9件は朝鮮へ、3件は長崎へ行った（筑前2件、関前1件、下関1件、田代1件、博多1件、残り不明）。医学のため留学を決めた稽古生の中では町医など、熟練した経験を持つ医者がいた。朝鮮で医学を行うときは主に鍼灸や療治、または「朝鮮医学」を学ぶことを目標として渡航した。

この史料「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」によると、延宝4年（1636）から寛延3（1750）まで約114年もわたり、18件の稽古生が朝鮮へ稽古しに行った。稽古には様々な部門があり、中でも一番人気を集めたのは医学であった。医学部門で朝鮮へ行く場合の稽古の内容は、朝鮮医学、療治稽古、鍼灸、または外形稽古であった。

²⁷ 外科（ゲカ）：体の外部の傷やでき物などを治療する医学の一部門。（省略）（『日本国語大辞典』）

²⁸ 療治（リョウジ）：①病気をなおすこと。治療。②悪いところをなおすこと。（『日本国語大辞典』）

²⁹ 研躰：（1）研（ケン）：①みがく。とぐ。する。②する。椎で物をする。③きはめる。窮究する。（2）躰（タイ）：①からだ。（省略）（『大漢和辞典』）

この文書によれば、延宝4年（1676）、以前館医であった三山玄伯という人物が、療治、または針と外科を学ぶために朝鮮へ行ったのが最初であるとされる³⁰。その後、今井了仙（1678）³¹と熊本正貞（1726）が鍼灸を学ぶため³²、永留友右衛門（1699）³³と飯田自斉（1699）³⁴が外科稽古のため渡航した。笠原養吟は朝鮮人から眼の治療を学ぶため、対馬藩に自ら申請し、朝鮮における稽古が免ぜられた³⁵。

³⁰（一六七六）丙辰九月廿四日

三山玄伯先年館医被仰付候、時分療治并針外科等之儀稽古仕掛罷仕候付、此節願ニ依稽古として朝鮮江被差渡、

（宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中）

³¹（一六七八）延宝六戊午年

五月三日

今井了仙朝鮮ニ而針芸願ニ依リ稽古被仰付、

（宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中）

³²（一七二六）丙午三月朔日

熊本正貞

右者鍼術為稽古朝鮮江罷渡リ候付、黄連五十斤被差免被下候様願出候得共、例無之候付、先年町医梅井玄通為稽古自分より罷渡候節、彼地逗留中飯米調用として一ヶ月白米壹俵半、代銀廿四匁差渡候儀被成御免候例有之候付、右之格ニ被差許、

（宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中）

³³（一六九九）己卯年

七月九日

永留友右衛門

右者朝鮮ニ而外科稽古仕度由願之通被仰付

（宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中）

³⁴（一六九九）己卯年八月十一日

飯田自斉

右者朝鮮へ罷渡彼地之外科稽古仕度奉存候時分柄故逗留之内御扶持者不奉願候、御了簡を以関連御見合ニ被差免被下候様先頃願出願之通今日被仰付、

（宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中）

³⁵（一七〇一）元禄十四辛巳年

四月朔日

笠原養吟儀内治旁為稽古自分^方朝鮮江罷渡度旨願上願之通被仰付候、自然彼地ニおいて朝鮮人眼之療治等相頼候得者为茶代端物或ハ白米杯遣候左様之節者朝鮮人^方書簡共ニ和館御役所迄差出し可申候間、御見合を以一ヶ年端物

三四■、白米四五俵御国へ差渡候義、御免下候様ニと願上則被差免尤上下ニ而罷渡候付、於彼地飯

医学のほか、また異なる理由で朝鮮へ行った人もいた。享保元年（1716）年までは主に医学のため朝鮮へ行く人がほとんどであったが（11 件の中、10 件が医学のため）、その後は医学より「学問」を目的とする人が現れるようになった（【表 2-9】）。

【表 2-9】朝鮮へ渡航した留学生（1676～1736）

1676	延宝 4	9 月 24 日	三山玄伯	医学稽古 （療治、針外科 の稽古）	朝鮮	朝鮮での留学許可。
1678	延宝 6	5 月 23 日	今井了仙	医学稽古 （針外科の稽古）	朝鮮	朝鮮での留学許可。
1681	延宝 9	11 月 15 日	古川権六 ³⁶	朝鮮菓子など	朝鮮	
1685	天和 5	5 月 22 日	藤楊庵	医術稽古	朝鮮	朝鮮での留学許可 ³⁷ 。
1699	元禄 12	7 月 8 日	永留友右衛門	外科稽古	朝鮮	朝鮮での留学許可。
1699	元禄 12	8 月 11 日	飯田自斉	外科稽古	朝鮮	朝鮮での留学許可。
1701	元禄 14	4 月 1 日	笠原養吟	朝鮮医学稽古	朝鮮	朝鮮での留学許可。1 年に端物 3、4 反、白米

米調用白米貳俵代銀被差免与之儀組頭を以申渡ス、

（宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中）

³⁶ （一六八一）辛酉十一月十五日

古川権六

右朝鮮果〔ママ〕子掬様稽古仕候得との御事ニ付則黄果房通事帳通事稽古仕、

（宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中）

³⁷ （一六八五）貞享二乙丑年

五月廿二日

藤 楊庵

右願之通自分朝鮮江渡海仕リ医術稽古仕候段被差免候事

（宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中）

						4、5 俵、飯米調用白米 2 俵。
1702	元禄 15	11 月 3 日	笠原養吟	(朝鮮医学稽古)	朝鮮	朝鮮での留学許可 ³⁸ 。
1702	元禄 15	1 月 14 日	橋倉三右衛門 (橋倉久安の伴)	医学稽古	朝鮮	朝鮮での留学許可 ³⁹ 。
1716	正徳 6	12 月 4 日	中川吉右衛門	朝鮮言葉稽古		朝鮮言葉稽古と御用に勤め、毎年銀 150 匁支給されていたが、銀 250 匁を支給されるようになる ⁴⁰ 。
1717	享保 2	12 月 5 日	多田新蔵	学問	朝鮮	米崔促役と学問につく ⁴¹ 。

³⁸ (一七〇二) 元禄十五壬午年
十一月三日

笠原養吟

右者朝鮮へ自分罷越内詰稽古仕度由願之通被仰付、
(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

³⁹ (一七〇二) 壬午一月十四日 江戸書状扣

橋倉久安伴

三右衛門

右者医師稽古として朝鮮へ差渡度との義願之通被仰付、飯米代御免之儀者如何可有之候哉、克々致吟味候上可被申渡之旨得其意存候、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

⁴⁰ (一七一六) 丙申十二月四日

中川吉右衛門

右者朝鮮言葉稽古仕居間々御用相務候付毎年銀百五十匁ヅ、被成下候处、此節依頼銀貳百五十匁ヅ、被成下、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

⁴¹ (一七一七) 丁酉十一月五日

多田新蔵

右者朝鮮方入来候、未収米催促役仰付、新蔵義学文方跡方ニ候故、彼国江罷渡候ハゞ学文等心懸致稽古候義可被申渡旨口上ニ而申渡、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

1717	享保 2		仁 位 文 吉 (仁位善六 の倅)		朝鮮	通詞として稽古料 2 人 扶持を支給される ⁴² 。
1723	享保 8	3 月 28 日	仁位弥三郎	(朝 鮮 学 問 稽 古)	(朝 鮮)	毎月御合力：上下 3 人 扶持、銀 25 匁、白米半 俵。帰国の節御免：俵 數 15 俵、裁合 3 端。朝 鮮表から支給される ⁴³ 。
1726	享保 11	2 月 4 日	仁位弥三郎	朝鮮学問稽古	朝鮮	朝鮮学問稽古のためま た朝鮮へ渡航する ⁴⁴ 。
1726	享保 11	3 月 1 日	熊本正貞	鍼術稽古	朝鮮	黄連 50 斤。先年梅井玄 通稽古のため朝鮮へ渡 り、飯米調用として 1 ヶ月白米 1 俵半、代銀 24 匁を支給される。

⁴² (一七一七)

仁位善六倅
文吉

右通詞為稽古料貳人扶持被成下、委細朝鮮之部ニ有之、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

⁴³ (一七二三) 享保八癸卯年

三月廿八日

一、上下三人扶持

一、銀貳拾五匁ヅツ 毎月御合力

一、白米半俵ヅツ

毎月容料

一、俵數拾五俵 帰国之節御免

一、裁合 参端

右者仁位弥三郎為稽古朝鮮表江被差渡候付御宛行右之通被仰付候、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

⁴⁴ (一七二六) 丙午二月四日

仁位弥三郎

右者朝鮮学問為稽古被差渡置候処、頃日中帰国仕候、就夫今度杉村采女御使者被仰付候付、於彼地真文贈答茂可有之其上稽古残りも有之由ニ付、又々被差渡との御事、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

1728	享保 13	11 月 23 日	畔 蒜 伯 麟 (雨森東五郎の弟)、 大浦徳太郎	文学稽古	朝鮮	1 人に白米 1 俵づつ支給する ⁴⁵ 。
1729	享保 14	1 月 21 日	松浦文平	学文稽古	朝鮮	雨森東五郎に付き朝鮮へ渡航し、朝鮮で学文稽古を行う。御扶持 2 扶持御合力 25 匁を支給される ⁴⁶ 。
1730	享保 15	7 月 9 日	渡邊昌伯 ⁴⁷	学問稽古	朝鮮	
1736	元文 1	11 月 3 日	志田丈右衛門	馬医稽古	朝鮮	御免銀 100 目が支給される。

(この表は、宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」(前掲)に基づいて著者が作成したものである。)

【表 2-9】のとおり、朝鮮への留学は元文元年(1736)年まで続く。医学稽古のため、大勢の人が京都または江戸へ行ったが、朝鮮へも渡航した。特に、朝鮮では鍼灸や、療治

⁴⁵ (一七二八) 戊申十一月廿三日

雨森東五郎門弟

畔 蒜 伯 麟

大浦 徳太郎

右者東五郎等ニ付文学稽古仕候処、東五郎朝鮮江罷渡リ彼人手を離候而者修行無心元候付老人白米壹俵ヅツ被成下候ハバ召連度東五郎方被相願則願之通相附罷渡候義被差免、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

⁴⁶ (一七二九) 享保十四己酉年

正月廿一日

松浦 文平

右雨森東五郎ニ相附朝鮮へ罷渡学文稽古仕朝鮮筋之儀を茂見習申度旨依願上下御扶持

式人扶持御合力廿五匁被成下、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

⁴⁷ (一七三〇) 庚戌七月九日

渡邊 昌伯

右者朝鮮江学問稽古依願被差免、

(宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」中)

などを学ぶ稽古生が多かった。しかし、18 世紀に入ると朝鮮で医学を学ぶ稽古生は急激に減少し、後には朝鮮の学問を学ぶ稽古生に代替される。

2.3 対馬府中（厳原）における朝鮮語稽古所の設立

朝鮮語稽古所ができる以前、対馬藩には体系的に朝鮮語を教える教育制度はなかった。先行研究によると、「対馬の通訳養成は世襲的『六十人』商人の家庭を中心として行われた、親から子弟への語学教育が基盤であった⁴⁸」。つまり、商人の家では身近な親戚から朝鮮語を学んだ後、町奉行から「稽古札⁴⁹」をもらい、肉親と共に倭館へ渡り現地で朝鮮語を学んだ⁵⁰。

対馬藩に朝鮮語の通詞がどのぐらいいたのか、その明確な人数は判明していないが、推測できる資料がある。朝鮮語稽古所が設置される 8 年前の第 9 回目の享保 4 年（1719）の朝鮮通信使来日の時、7 人の通詞の他に 40 人の通訳を集めている⁵¹。対馬藩では必要ときは、50 人近くの通訳を集めることができたようである⁵²。

⁴⁸ 鄭丞惠「대마도에서의 한어교육」（対馬島における韓語教育）（前掲）（2006）42。

⁴⁹ 稽古札：留学の許可書を意味する。

⁵⁰ 鄭丞惠（2006）42。

⁵¹ 通詞の動員とは、単に朝鮮語ができる者ではなく、貿易や外交など公的な場で通訳ができる者を意味している。（田代和生『日朝交易と対馬藩』（前掲）（2007）148－149）

⁵² 中村栄孝（1969）によって示されたように、通詞は文禄・慶長の役（1592～1598）の時、言葉の問題のため、従軍僧を同行し、従軍僧らは文書を管掌し、筆談などで意思疎通した。また、日常の雑務をこなすために従軍僧のほか、対馬から通詞を同行した。通詞を同行するのに対馬藩が目立った理由はやはり、以前から対馬藩が朝鮮との通交・貿易の実務を担当していたため、当然、朝鮮語をわかる人が対馬藩に集中していたからである。その時同行した通詞の名簿が『柚谷私記朝鮮陣記抜書』にある。『柚谷私記朝鮮陣記抜書』によると、その時同行した通詞の人数はおおよそ 56 人にのぼる。（中村栄孝『日朝関係史の研究』（中）東京：吉川弘文館（1969）140－144；田代（2007）148－152；中野等『朝鮮出兵期における諸大名の動向およびその領国に関する基礎的研究』平成 12～平成 15 年度科学研究費補助金研究成果報告書（2004、2）76、77。田代（2007）の研究に詳しく分析されている。）

しかし、18 世紀に入ると、朝鮮詞が出来る人数が減少していく傾向にあり⁵³、こうした危機感を前提として、芳洲は「朝鮮詞稽古所」を設立する計画を藩に上申する。

【資料 2-2】⁵⁴

朝鮮通詞役之儀ハ御隣交之御役ニ付たる切要之役人ニ候処、唯今にハ功者之者共皆々老人ニ罷成、遠からぬ内ニ必至と御用相支ヘ可申様ニ相見ヘ候、是而已ニ而も無御座、近年時勢イよろしからず、馬乗りニ罷渡リ候町人年々減し候得ハ、自分より朝鮮言葉稽古仕候もの無之、重而御交易の方ニ可彼召仕町人も有之間鋪様に相見ヘ、是亦大切之御事ニ存候故、何とそ府内ニ罷有候町人とも朝鮮言葉はげみ候様に有之度事ニ存候、就夫左ニ書載仕候通り町中江御触被成候ハ、稽古為仕度と相願候もの数多可有御座哉と存候、左候ハ、町人之内朝鮮言葉堪能成もの一人師匠ニ御立被成、丸三年御国ニ而稽古被仰付、其内にて勝而得方ニ候と相見ヘ候ものを式三人、四五人稽古通詞ニ被仰付度御事候、左候ハ、相残候もの共も若輩成内習込候事ニ候ゆヘ失念も仕間鋪、其内ニハ馬乗りにも罷成ル、自然と朝鮮言葉堪能ニ成候もの数人出来可申候ゆヘ、四五拾年之間ハ通詞ニ御事被欠候事ハ有之間鋪と被存候、唯今式人三人稽古通詞ニ

⁵³ 田代（2007）では、通詞の人数が減少した理由の一つとして、通詞の経済的困窮を挙げている。倭館に渡る通詞が経済的に困窮していたため、通詞には藩が「御免物貿易」を許可した。「御免物貿易」とは、倭館にある私貿易（開市）市場で一定の品を売ることを意味する。当時、御免物として許可された物のうち、黄連という根は胃薬として朝鮮では高く取引され、1670 年には藩営の私貿易でも 1 斤あたり銀 43 匁で取引された。倭館で勤務する通詞や稽古通詞は 1 年間 1 人 15 斤（1 斤＝600 グラム）、本通詞と大通詞は 30 斤を販売することが許可された。もし、43 匁の値段がつければ、30 斤で 1 貫 290 匁（金で約 21 両）になる。しかし、その価値は遅くとも元禄 9 年（1696）から次第に下落していき、享保後期（1730 年代）にはその価値は 10 分の 1 になった。こうした経済的困窮が、通詞の人数が減少した理由の一つだと考えられる（田代（2007）172-3）。

第 1 回目（天和 2 年、1682）の朝鮮通信使が来日した際は 84 人の通詞がいたが、第 9 回目（享保 4 年、1719）の際には 47 人であった（松原孝俊・趙真璟「雨森芳洲と対馬藩『韓語司』設立経緯をめぐって」（前掲）42）。雨森芳洲はこうした通詞の減少を深刻に受けとめ、朝鮮詞通詞養成の必要性を痛感した。

⁵⁴ 宗家文書「詞稽古之者仕立記録」韓国国史編纂委員会所蔵；【付録 2-1】の 1. 1。

被仰付候而已ニ御座候而ハそればかりニ而相濟、其上弥御用ニ相立可申候哉否之儀も難計候ゆへ、右之通りニ被成候ハ、第一ハ大勢に罷成、其上三年御試ミ被成候上稽古通詞ニ被仰付候得ハ、其もの共之儀ハ先御用ニ相立候者與相見へ、旁以可然哉と存候、先年申上候ハ十全なる通詞御仕立被成候道筋を申上候得共、唯今ニハ御時勢も違候ゆへ責而此通りニも被遊度御事ニ奉存候、兎や角申候内二月日相立必至と相支候時ニ成り候而ハ、急ニ通詞出来可仕様無之候得ハ、何とそ早く思召被立候儀ニ有之度御事ニ存候、

田代（2007）は雨森芳洲が朝鮮詞稽古所の設置を藩に上申したもう一つの理由として、享保 6 年（1721）、密貿易を行つた訳官使の処分をもみ消そうとした家老と対立した芳洲が、病と称して朝鮮方の役を退任して隠居の身になっていたことを指摘している⁵⁵。いずれにせよ、雨森芳洲は対馬藩へ朝鮮詞通詞養成の意を伝え、享保 12 年（1727）、対馬の厳原に朝鮮詞稽古所を藩費で設置することに成功した⁵⁶。

【資料 2-2】によると、「重而御交易之方ニ可彼召仕町人も有之間舗様に相見へ、是亦大切之御事ニ存候故、何とそ府内ニ罷有候町人とも朝鮮言葉はげみ候様に有之度事ニ存候、」とあるとおり、雨森芳洲は御用商人クラスの「六十人」の子弟に限らず、一般の町人も参加できるような稽古所の設置を熱意をもって上申している。

対馬藩が表明する意見には雨森芳洲の意見が反映されていることから、町奉行が厳原へ送る通知の一部である【資料 2-3】を読むと、芳洲及び対馬藩が朝鮮詞習得の意義を認めていたことが窺える。即ち、通詞だけではなく、藩の職制である別代官、又は町代官も朝鮮詞ができるようになれば職務の遂行上、利点が多いと考えていたのである。

⁵⁵ 田代（2007）147。

⁵⁶ 鄭丞恵は『韓学生員任用帳』のことを「通訳養成計画書」と定義しているが、著者はこの文書を「朝鮮詞稽古所計画書」としたいと思う。鄭丞恵（2006）43。

【資料 2-3】⁵⁷

〔省略〕右書付之内、御断申候ものハ被差免といたし候ハ、此度之御試ミひとへに通詞御仕立之御注意計と存候ハ、子共を通詞ニいたし候事相願不申候もの共ハ、稽古為仕可申とハ致間鋪候故通詞而已ニ而無之、重而別代官又は町代官ニ被召仕候ニも朝鮮言葉不堪罷ニ候而ハ御用ニ相立不申候ゆへ、右之通り被仰付候との事銘々合点仕、子共持たる者之分ハ稽古為仕候様ニ有之度存候而之事ニ御座候御事、〔省略〕

【資料 2-4】は町奉行が年行事衆中へ送った手紙の一部であるが、稽古生が他の手習塾などでも学ぼうとする場合には、その稽古生の都合に合わせるように配慮するものである。

【資料 2-4】⁵⁸

一、唯今手習師匠ニ附置毎日師匠方へかよハせ候付、朝鮮言葉稽古場ニ出候而者右妨ケ候と存候事も可有之哉、朝鮮言葉稽古場之方ハ毎日暫時之事たるべく候間、手習ニかよひ候支ニ者罷成間敷候、夫ともに相支候訳も候ハ、追而者朝鮮言葉稽古之方ハ八ツ迄ニ被仰付事も可有之候、此段茂可被申聞置候以上、

七月 町奉行

年行事衆中

この手紙から、朝鮮詞稽古所になるべく多くの稽古生を参加させて、朝鮮詞を使える人

⁵⁷ 宗家文書「詞稽古之者仕立記録」韓国国史編纂委員会所蔵。

⁵⁸ 同上；【付録 2-1】の 2. 2。

の数を増やそうとしたことが読み取れる。

2.3.1 「倭館」への留学制度

元禄年間（1698-1704）には盛んであった対馬藩と朝鮮の貿易は、18 世紀に入ると衰えていく。その状況は朝鮮貿易に従事し、朝鮮語を習おうとする者たちにも大きな影響を与えた。

【資料 2-5】⁵⁹

近年ハ朝鮮商売段々と衰へ候ニ付、町六拾人之嫡子商売之為ニ朝鮮へ罷渡居候而朝鮮詞を申覚へ候儀、以前之様ニ無之候故、只今迄は以前より朝鮮詞を申覚へ居候者有之而、信使来聘之節之通詞御用差支無之候得共、其子之代ニ成リ候而ハ朝鮮詞を申候者少キ筈ニ而候、

このような状況のなか、かつて朝鮮倭館に滞在し朝鮮語を学んでいた雨森芳洲が、自分の経験に基づいて対馬藩に対し通詞育成に関わる計画を提案した。この計画は、前年度来日した朝鮮通信使が帰国してから半年たった享保 5 年（1720）7 月に公にされた。詳しくは「韓学生員任用帳」に記載されており、当時の日本人通詞が必ずしも朝鮮詞に熟達していないという深刻な状況を述べ、芳洲が朝鮮詞通詞育成を訴えていたことが窺われる。芳洲は、試みに朝鮮語の基礎を有する「生員」（留学生）を 10 人選抜し、朝鮮の倭館へ派遣し朝鮮語をさらに学ばせるという計画を提案している。

この計画書による「生員」とは年齢が 13 歳から 15 歳までの「六十人」の子弟を、30、

⁵⁹ 宗家文書『委細御條書草案』対馬歴史民俗資料館所蔵。田代和生『日朝交易と対馬藩』（前掲）（2007）158 引用。

40 日間勉強させた後試験を受けさせ、受かった者の中からさらに選抜された 10 人の優秀な稽古生のことである（【資料 2-6】）。

【資料 2-6】⁶⁰

覚

十三歳以上五十歳迄之者数人御沢被成、朝鮮へ被指度、朝鮮言葉之稽古被仰付、二拾三歳迄相務候上ニ而、御用ニ可相立者ニ候ハヽ、其内を以段々稽古通事ニ被仰付、其身通事望不申候か、又□〔ハ〕不勘能ニ被指許、□〔若〕又学問著述御用ニ立候程之者ニ候ハヽ、別而御取立可被成との御事ニ候、

御宛行等之義、御時分柄ニ候ヘハ、優分成事ハ決而有之間敷候ヘとも、大概稽古相務り候程ニハ可被仰付候間、六十人之内、右之趣望ニ存候者有之候ハヽ、親々願出候様ニ被申渡、一々書付可被指出候已上、

月 日

右之通被仰付候而、二十人ニても三十人ニても、相望之者有之候ハヽ、学力有之者ニ被仰付、三四十□〔日〕程之間、朝鮮言葉一句或ハ二句、読書二〇三十字、或ハ四五十字程宛、毎日教候而、生質之得方、不得方を試ミ、十人之数沢出候様被仰付可然候、尤人柄之善悪、右之分ニてハ難相知可有之候ても、智鈍高下ハ大概分レ申事ニ奉存候、

ここで「生員」の母胎となった、対馬藩独特の身分である「六十人」についてみておこう。「六十人」の由来は、以下のようにまとめることが出来る。嘉吉元年（1441）少弐氏

⁶⁰ 「韓学生員任用帳」泉澄一編『芳洲外交関係資料・書翰集』3 大阪：関西大学出版部（1982）21-39。

の家臣であった宗氏が、筑前・肥前を失ったため、彼の地に配した家臣への知行宛行が不可能となり、対馬に帰島しても知行地を与えなかった。そこで宗氏は、やむなく彼らを商人とし、給人同様の立場と格式を与えたのである。彼らは、島主に特権を公認されながら、時には歳遣船に一定の利権をもらうなどして朝鮮貿易にかかわっていた。その特権として船の売買権、海上交易権を持ち後世まで町人の筆頭格として町行政にあたった。最初は文字通り定員も 60 名であったが次第にその数は増加していった⁶¹。

近世になるとこの「六十人」に二度の変化が現れる。まず一度目は、宗義智による「新六十人」の設定である。これは慶長の役後の貿易再開にあたり、創設以来の「六十人」の子孫が減ったことにより、新しく「六十人」を設定したことである。そして、新しく設定された「六十人」は昔から継承されてきた「古六十人」30 人あまりと新しく任命された者たちで形成された。

二度目は、寛永 12 年（1635）、柳川事件後島内における藩主の勢力強化に関連している。それまで分散していた朝鮮貿易が、大名宗氏を中心に集約されるようになった。それは、「六十人」に与えられていた特権性が後退したことを意味する。「六十人」に与えられていた使船の所務権も中止され、朝鮮貿易はすべて藩が運営する形になってきた。やがて、この「六十人」とは別に同様な格式・待遇を許された「六十人格」という身分が登場することとなる。田代（2007）は、この六十人格の登場によって「六十人」自体もその性格をかえ定数にこだわらない御用商人の資格を有するグループに変質したと述べている⁶²。

さて、「六十人格」になるために何よりも重要であったのは、朝鮮語の能力であった。商人の家庭で生まれて親の職業を継承する者は、自分の肉親から言葉を身につけるか、または多くの者は朝鮮へ渡る肉親に同行して、倭館で現地教育を受けることになった⁶³。

【表 2-10】「六十人」だと推測できる家

⁶¹ 長崎県史編纂委員会編『長崎県史 藩政編』東京：吉川弘文館（1963－1986）838。

⁶² 田代（2007）155-156。

⁶³ 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』東京：創文社（1981）422-428。

永正（1510）年代の商人名が 判明する「六十人」家	永正年代不明の 「古六十人」家	史料で「六十人」と 推測できる家
斎藤平五郎 → 斎藤	棧原、朝野（浅野）	春田 権藤
平山隠岐 → 平山	庄司	飯田 吉谷
梅野岡八郎 → 梅野	江嶋	松本 高田
樋口大蔵 → 樋口	間永	生田 飯野
陶山兵部 → 陶山（数山）	有田（在田）	日高 三木
阿比留備中 → 阿比留	神崎	多田 早田
小田林庵 → 小田	住永	田中 青柳
熱海甚兵衛 → 服部	梶山	白水 糸瀬
魚隅孫六 → 石田	井手	高木 佐護
川尻右衛門 → 渡島		花田 友谷
清蓮寺藤六 → 島井		杉原 橋辺
牛方伯庵 → 栗谷		飯束 金子
松尾吉内 → 橋部、土田、勝田		大浦 瀧山

（この表は、田代和生『日朝交易と対馬藩』（前掲）（2007）155 頁の表 3-3 「近世「古六十人」」を基に史料「通詞―「被召仕方」「漂民迎送」「町代官」「御免札」―」から新たなデータを追加したものである。）

2.3.2 朝鮮詞稽古所設立にいたる経緯

ここで分析の対象とする史料は「詞稽古之者仕立記録」である。「詞稽古之者仕立記録」は享保 21 年(1736)に雨森芳洲（雨森東五郎）によって編纂された宗家文書で、現在は韓国国史編纂委員会に所蔵されている。この史料には、享保 12 年（1727）に対馬藩の府中（厳原）に設置された「朝鮮詞稽古所」が設立された経緯や、第 1 期の稽古生が学習を修了するまでの 3 年間の稽古所に関する手紙や記録が収録されている。全部 130 丁で、朝鮮詞稽古所の設立の理由とその過程が記された貴重な資料である。

この史料は四つの部分に分けられている：（1）朝鮮詞稽古所の必要性や朝鮮詞稽古所ができる際必要になるもの（2）稽古所の設立までの具体的な計画（3）第 1 期生の名簿と成績（4）朝鮮詞稽古所設置後の状況である。

（1）の部分に、日付は書かれていないが、朝鮮詞稽古所を創立する前の雨森芳洲の考え、

そして、なぜこのような稽古所の設置が必要であるのかに關しての彼の見解が書かれている。(2)の部分は享保12年7月23日から8月23日までの記録で、稽古所が出来までの具体的な計画が記録されている。稽古生の応募からはじめ、師匠の採用、そして、試験を意味する「考日」や現代の成績表的なものである「通粗帳」について説明をし、その詳細な内容が書かれている。(3)の部分は享保12年8月28日から享保18年3月24日までの記録を収録した部分で、まず第1期生の名簿、ついで彼らの成績である「通粗帳」、最後に御褒美を与えられた稽古生の名前が記されている。(4)の部分には、朝鮮詞稽古所についての質問とそれに対する答えや説明が書いてある。以上が「詞稽古之者仕立記録」の大略である。以下、この史料を基に細かな分析をすすめていく。

「詞稽古之者仕立記録」に登場する朝鮮詞稽古所の設立に関する人物

この史料には朝鮮詞稽古所に関わる人物8人（家老の杉村采女・年寄中・町奉行の平田源五四郎・御用人の雨森芳洲・詞師匠の仁位文吉・稽古通詞の津和崎徳右衛門・福山伊左衛門・大通詞）が登場する。まず彼らの動きから朝鮮詞稽古所のプロセスをみていこう。彼らの役について分析する前、彼らはどの部分で登場したのかを簡単にみて置きたい。以下【付録2-1】「詞稽古之者仕立記録」の内容構成を参照してほしい。

家老の杉村采女が現われるのは朝鮮詞稽古所が開校してわずか二ヶ月程、まだ稽古生を募集している時である。享保12年（1727）9月1日、対馬の府中（厳原）に開校した朝鮮詞稽古所は入学するには、年齢が12歳から15歳の「六十人」の子弟であるのが条件で、第1期生は34名が9月に入学し、同年11月28日の文書によるとその後2人増えたことがわかる。ただし、その時入学の申込をした稽古生は3人であった。「六十人」である佐護伝右衛門の次男亀之助（14歳）と、友谷甚右衛門の次男進十郎（13歳）は入学が認められたが、庄七の嫡子河内藤吉（13歳）は「六十人」の子弟ではないという理由で断られている。

【資料 2-7】⁶⁴

庄七嫡子

十三才 河内藤吉

右稽古願出候へ共、庄七義御得意置之御内見被仰付置、此節ハ六十人迄
之子共を稽古江被仰付候事故、願之通難被仰付候、

右之通被仰付候付被申渡候様、町奉行平田源五四郎へ以書付申渡、尤雨
森東五郎江茂申渡ス、

佐護伝右衛門次男

十四才 亀之助

甚右衛門次男

十三才 友谷進十郎

右者朝鮮詞稽古為仕度由願之通被仰付候、此旨可被申渡候已上、

(家 老)

十一月廿八日 杉村采女

平田源五四郎殿

右之趣雨森東五郎江も以書付申渡ス

家老の杉村は、上記【資料 2-7】の部分に 1 回登場するのみである。杉村は、稽古生応募対象に該当しない稽古生に対して入学の可否の判断を下している。朝鮮詞稽古所の設立

⁶⁴ 宗家文書「詞稽古之者仕立記録」韓国国史編纂委員会所蔵；【付録 2-1】中 3-2。

準備は主に年寄中によってなされたが、年寄中の中でも特に杉村は他の年寄中よりも深く係わっていたと考えられる。杉村の他の年寄中が誰であったのかは不明であるが、年寄中が登場するのは、【付録 2-1】の 2-1 ; 2-3 ; 2-5 ; 2-6 ; 2-9 ; 2-10 ; 2-12 ; 3-3 ; 3-11 の 9 箇所である。

まずは、7 月 23 日の手紙で朝鮮詞稽古所の稽古生募集に関しての通知について当時の町奉行である平田源五四郎へ書状を送っている⁶⁵。次に現れるのは、朝鮮詞を教える役である「惣下知」の任命に関する部分である。8 月 15 日から 23 日にかけて雨森芳洲と相談の上、越常右衛門を惣下知に任命するが、越常右衛門が他の仕事で多忙であったためこの任命は取り消された⁶⁶。又試験の日（考日）や成績表の通粗帳、師匠の稽古生指導方法についての指示をしている⁶⁷。そして、細かく藩から提供するものについても書いている。

町奉行の平田源五四郎は【付録 2-1】の 2-1 ; 2-2 ; 2-8 ; 2-9 ; 2-10 ; 3-2 ; 3-4 ; 3-6 ; 3-7 ; 3-8 ; 3-11 ; 3-14 ; 3-26 の 13 ヶ所に登場している。第 2 の部分、（稽古所の設立までの具体的な計画）では、5 回登場し次の部分の第 1 期生の名簿と成績では、8 回現われている。稽古所の設立準備期間中では、年寄中からの稽古生応募資格の通達や⁶⁸、稽古所の授業時間⁶⁹、師匠の給料と指導法に対しての助言などを雨森芳洲と相談するように説明している⁷⁰。「考日」、通粗帳や師匠の出勤については年寄中から指示を受け、各師匠へ知らせるようにしている⁷¹。

稽古所が設立してからは、師匠と稽古生への通達や注意事項を伝える任務を受けている⁷²。稽古生の参加、稽古所が終わってからの褒美の対象になる稽古生や引き続き稽古所に残

⁶⁵ 【付録 2-1】 2-1 参照。

⁶⁶ 【付録 2-1】 2-3 ; 2-5 ; 2-6 参照。

⁶⁷ 【付録 2-1】 2-9 ; 2-10 参照。

⁶⁸ 【付録 2-1】 2-1 参照。

⁶⁹ 【付録 2-1】 2-2 参照。

⁷⁰ 【付録 2-1】 2-8 参照。

⁷¹ 【付録 2-1】 2-9、2-10 参照。

⁷² 【付録 2-1】 3-2 参照。

る稽古生の事などを町奉行に報告するよう指示されている⁷³。

雨森芳洲は御用人という格であり、朝鮮詞稽古所の設立に関して中核的人物であった。朝鮮詞を身につける重要性については史料の最初の部分（朝鮮詞稽古所の必要性や朝鮮詞稽古所ができる際必要になるもの）で詳しく説明されている。準備期間、朝鮮詞稽古所で教える師匠の指名や、「考日」や成績表、稽古生の指導に関して雨森芳洲の意見は強い影響力を持っていることが窺われる⁷⁴。しかし、彼の意見は朝鮮詞稽古所の指導に限られ、稽古生の入学に関しては、一切口出しできないことがわかる。【資料 2-7】のとおり庄七の嫡子河内藤吉の入学一件について、雨森芳洲は年寄中が決めた結果が報告されるのみで、彼の意見は出されていない。

史料に現われた朝鮮詞稽古所の指導員（師匠）は 5 人で、大通詞、通詞、稽古通詞 2 名、そして、詞師匠である。彼らの仕事は少しずつ差があるが、町奉行を通じて、年寄中からの指示をうけている。そして、指導方法などの具体的なことについては、雨森芳洲と相談をすることになっている⁷⁵。

2.4 朝鮮詞稽古所における教育制度

朝鮮詞稽古所でどのような教育が行われ、どのような成果があげられたのかについて考察したい。この節では、松原孝俊・趙真璟・鄭丞恵・田代和生の先行研究と史料「詞稽古之者仕立記録」と「朝鮮詞稽古御免帳」を主につかって考察をすすめる。

⁷³ 【付録 2-1】 3-4 参照。

⁷⁴ 【付録 2-1】 1- 1 ; 2-3 ; 2-5 ; 2-7 ; 2-8 ; 2-10 参照。

⁷⁵ 【付録 2-1】 2-8 ; 2-9 ; 2-10 ; 2-11 ; 3-1 ; 3-2 ; 3-4 ; 3-6 ; 3-8 ; 3-9 参照。

2.4.1 朝鮮詞稽古所の入門条件

どういう稽古生が応募の対象になったのか、朝鮮詞稽古所の稽古生について考える。

【資料 2-8】⁷⁶

町中江御触被成候覚

朝鮮通詞御仕立被成候付、従上其師被仰付之、六十人子共之内、先試之ため御国ニ而丸三年稽古為致、其内堪能ニ候か、或ハ病身又ハ外之支有之御断申上候ものハ被差免、弥御国ニ相立可申と相見ヘ其身も願候ものハ御扱被成候而、稽古通詞ニ被仰付朝鮮江可被差渡との事ニ候間、十二三より十四五迄之子共願ニ存候もの、其名并年付いたし来月何日迄之内町奉行方ヘ可申出候、

以上

月日

町奉行

稽古生の応募対象は、朝鮮との貿易特権を持っていた「六十人」の子弟であった。年齢は 12 歳から 15 歳で、選ばれた稽古生たちに丸 3 年朝鮮詞を教育した後、草梁倭館に行かせるという計画であった。こうして、朝鮮詞稽古の第 1 期に参加した子弟数は 30 を超えた。

⁷⁶ 宗家文書「詞稽古之者仕立記録」韓国国史編纂委員会所蔵；【付録 2-1】中 1.2。

【表 2-11】朝鮮詞稽古所稽古生名簿（享保 12 年-16 年）

名前	年齢	続柄		一期生の評価	二期生	御免札	通詞中				備考
							五人通詞	稽古通詞	本通詞	大通詞	
服部八十人	14	又右得門	次男								
橋部源吉（元吉）	15	又兵衛	次男	亜上	○						
庄司増太郎（増右衛門）	13	小右衛門	嫡子			○16 年					
佐護利吉	11	伝右衛門	嫡子	亜上	◎	○18 年	○				延享度（1748）信使雇通詞
春田治介（治助）	14	市兵衛	弟	上	◎	○18 年	○				○ 明 和 8 年（1771）病死
島井平之允（半之丞）	11	長兵衛	嫡子	中	○						
飯田又作	13	半兵衛	嫡子								
松本十八（重八、善右衛門）	14	仁右衛門	嫡子	亜中	◎	○19 年	○				延享度（1748）・宝暦度（1764）信使雇通詞
生田亀太郎（幾之平、善右衛門）	13	清兵衛	嫡子		◎	○19 年					19 年まもなく病死
阿比留助市（俊三郎）	15	与一兵衛	次男	上	○	17 年		○	○		○ 明 和 4 年（1767）まで
日高年吉	13	利右衛門	次男								
多田喜三郎	12	伊兵衛	次男								申八月九日願いにより稽古差し免ぜらる。享保 13 年（1728）8 月眼病による長欠のため退学
田中伝七	12	宇兵衛	嫡子								
白水又六（格兵衛）	12	久右衛門	嫡子		○	○21 年	○				延享度（1748）信使雇通詞
高木善吉	10	兵右衛門	嫡子	準亜中	○						
花田吉六（重五郎）	14	安右衛門	次男	上	○	○17 年					
杉原助五郎（久右衛門、四郎右衛門）	12	久右衛門	嫡子	準亜中	○	○18 年	○	○			延享度（1748）信使雇通詞
飯束兵之介	14	市右衛門	嫡子	準亜中							
大浦常三郎（新助、利右衛門）	12	九郎兵衛	次男		○	○21 年	○				
権藤六之助	15	文右衛門	嫡子	亜上							

吉谷忠助	12	平左衛門	嫡子							享保 13 年 (1728) 10 月家業差支の ため退学
高田平吉 (幾之 允)	13	仁右衛門	次男	亜上	○					
春田又四郎 (又 五郎、伊右衛 門)	13	五郎八	弟	亜上	○	○17 年				
飯野七之介	15	伊右衛門	嫡子							
服部千代松	12	源七	養子							
三木讃七	13	与一左衛 門	嫡子							
三木庄助	10	与一左衛 門	次男							
早田勝五郎	15	喜左衛門	次男	中	○					
住永与五郎	16	五右衛門	次男							
井手金十郎	17	藤十郎	弟	亜上	○					
田中常太郎	11	伝八	嫡子							
服部伝之助 (伝 治)	13	孫兵衛	嫡子	準亜中						
青柳吉之助	12	又七	次男	準亜中						
糸瀬仁十郎 (仁 三郎)	14	伝左衛門	嫡子	中	○					
佐護亀之助	10	伝右衛門	次男	亜中	○	○18 年				
友谷近十郎	13	甚右衛門	次男							
橋辺源七	9	又兵衛	三男							申三月十五日願 いにより詞稽古 申し渡す/申八月 九日願いにより 稽古差し免ぜら る。享保 13 年 (1728) 9 月退学 (理由不明)
栗谷藤之極	9	藤兵衛	倅	準亜中	○	○17 年				酉六月廿三日願 いにより詞稽古 申し渡す
金子仙五郎	10	儀平次	倅		○	○21 年				酉七月二日願 いにより詞稽古申 し渡す
瀧山太郎助	13	善右衛門	嫡子	2 期より	◎					
梅野吉六 (松右 衛門、勘介、勘 助)	14	勘右衛門	三男	2 期より	◎	○18 年				別代官、宝暦度 (1764) 信使雇通 詞
浅野 (朝野) 小 源太	不明	最兵衛	嫡子	2 期より	◎					
堀半之丞	不明	半右衛門	嫡子	2 期より	◎	○21 年				
(一期生 39 人)					20 人	24 人	16 人	通詞中 7 人		

(田代は、宗家文書「詞稽古之者仕立記録」(韓国国史編纂委員会所蔵)、宗家文書「通

信使記録」（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵）、宗家文書「類聚書拔」、宗家文書「通詞中へ申渡覚」（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）などを引用した。【表 2-11】「朝鮮詞稽古所稽古生名簿（享保 12 年—16 年）」は田代の表（『日朝交易と対馬藩』（前掲）中（164-5 頁）【表 3-4】「通詞養成所稽古生名簿（享保 12 年～16 年）とその後」）に「通詞」資料を加えたものである。）

【表 2-11】によると、年齢は 9 歳から 17 歳まで、内訳は 9 歳が 2 人、10 歳が 3 人、11 歳が 2 人、12 歳が 7 人、13 歳が 8 人、14 歳が 7 人、15 歳が 4 人、16 歳と 17 歳が各 1 人、一番多かったのは 12、13、14 歳であった。また、嫡子が 15 人で一番多く、次が次男で 13 人である。その他は、弟は 3 人、養子が 1 人、三男が 1 人、単に倅と記載されたのが 2 人であった。三木讃七と三木庄助は兄弟で稽古生に選ばれている。応募者においても嫡子が一番多かったのだが、それは家業を続けるためいかに朝鮮詞が重要であったのかを示している。

この調査を通じて、応募対象とされた 12 歳から 15 歳ではない稽古生も何人かいるが、一定の年齢制限を設けたことは、どの程度、具体的に計画をたてていたのかを知る重要な指標といえるだろう。

では、稽古生は実際「六十人」の子弟のみであったのかに着目してみたい。【付録 2-1】の（3.2）によると 1 名参加出来なかった者がいる。その稽古生の名前は河内藤吉（13 歳）で「六十人」の子弟ではない。そのため、参加できなかったことが分かる。

【資料 2-9】⁷⁷

庄七嫡子

十三才 河内藤吉

右稽古願出候へ共、庄七義御得意置之御内見被仰付置、此節ハ六十人迄

⁷⁷ 宗家文書「詞稽古之者仕立記録」韓国国史編纂委員会所蔵；【付録 2-1】中 3.2。

之子共を稽古江被仰付候事故、願之通難被仰付候、

右之通被仰付候付被申渡候様、町奉行平田源五四郎へ以書付申渡、尤雨
森東五郎江茂申渡ス、

佐護伝右衛門次男

十四才 亀之助

甚右衛門次男

十三才 友谷進十郎

右者朝鮮詞稽古為仕度由願之通被仰付候、此旨可被申渡候已上、

(家 老)

十一月廿八日

杉村采女

平田源五四郎殿

右之趣雨森東五郎江も以書付申渡ス

彼の例から、プログラムへの参加を認められたのがやはり「六十人」の子弟に限られていたことが確認できる。さて、こうした入学条件について誰が決定権を持っていたのであろうか。この点について次の通達をもとに考えていこう。その通達は、11月28日、家老である杉村采女が町奉行である平田源五四へ送ったものである。文書の下には、「右之趣雨森東五郎江も以書付申渡ス」とあり、上からの通達を雨森芳洲へ申し渡すように記載されている。こちらの事例で一つ分かるのは、この教育機関は「六十人」の子弟に限られていたことである。こうした様々な制限は、「通詞」という職を身分に限らず普及させることよりも、既存の役職の世襲制を続けようとしていた。

2.4.2 朝鮮詞稽古所の規則

鄭は「草梁語学所規則並等級人名書」⁷⁸を参照しながら稽古生の授業の時間と時間割を示している。

【表 2-12】朝鮮詞稽古所の時間割

区分	学習内容	時間
復読	前日の復習と会話	午前 9 時～午前 10 時
編文	講読、作文	午前 10 時～午前 11 時
会館	会話の時間	午前 11 時～午後 12 時
休憩	30 分間 休憩	午後 12 時～午後 12 時 30 分
新習	新しい課の学習の内容	午後 12 時 30 分～午後 3 時

（この表は鄭丞惠「대마도에서의 한어교육」（対馬における韓語教育）（前掲）（2006）45 頁の表を参照したものである。）

1 日の授業は四つに分けられて、午前中は復読・編文・会館、午後は新習（新しいものを習うこと）である。午前 9 時から午後 3 時からの授業は 3 年間続けられる。では、雨森芳洲が提案した朝鮮詞学習の方法をみてみよう。

朝鮮詞稽古生が用いた教材について紹介したい。史料で朝鮮詞稽古のため使われた教材三つ（『淑香伝』『物名冊』『韓語撮要』）と『交隣須知』『全一道人』である。以下、これらのうちから重要なものとみなされる数点について紹介し、この教材の分析を通じて生員がうけた授業の性格を考察したい。

『交隣須知』

⁷⁸ 鄭丞惠（2006）44。

徳川幕府時代から 19 世紀の明治時代まで、日本で朝鮮語の会話教材としてよく使われた学習書である。一般的には雨森芳洲が編纂したとされているが、対馬藩の通詞が編纂したのを芳洲が補完したという説とあるいは薩摩苗代川で編纂された説もある。二百年間写本で伝わったのが、明治 14 年（1881）日本の外務省で刊行された⁷⁹。

四つの巻に分かれていて、巻 1 は 59 丁、巻 2 は 57 丁、巻 3 は 61 丁、巻 4 は 55 丁になっている⁸⁰。この本は朝鮮詞語彙の用例集である。当時の辞書の順番に従って「天文」「時節」「昼夜」の順番に分けられている。格主題にはそれに当る標題語を行のはじめに提示し、それに関する朝鮮語短文を朝鮮語（ハングル、場合によって漢字）で書いている。朝鮮語短文の横には日本語の訳が片仮名で記載されている⁸¹。本書は芳洲が 36 歳の時（元禄 16 年（1703））朝鮮で 2 年間滞在する時、朝鮮詞稽古のため用いられた本の中の一冊である⁸²。本書は明治時代に入ってから朝鮮詞稽古を目指す人に愛用された教材である。

『物名冊』

本書は筆写本一冊が対馬宗家文庫所蔵にある。本の内容は朝鮮詞の語彙を片仮名で書いて、その日本語訳を朝鮮語の右側に片仮名で書いた朝鮮詞語彙集である。1 丁に約 16 個の語彙と一つか二つの文章が収録されていて、およそ 430 個の語彙と 30 個の文章が収録されている⁸³。

本書の項目は果実・天文・詩節・昼夜・方位・地理・江湖・水貌・舟楫・人品・人性・

⁷⁹ 姜信沆「韓・日 兩國譯官에 대한 비교연구」（韓・日 両国訳官についての比較研究）『人文科學』（人文科学）（1993）23:33-57。

⁸⁰ 姜（1993）55。

⁸¹ 李康民「近世日本の 朝鮮語 學習書」（近世日本の朝鮮語学習書）『日本學報』（日本学報）（2004）58:183。

⁸² 鄭丞惠「雨森芳洲と日本に於ける韓語教育」『文献と解釈』32:89-102。

⁸³ 宗家文庫の和書類の D. 言語類（No. 188）に分類された横 22.0×縦 13.7cm の 31 丁の本である。鄭光「일본 대마도 중가문고소장 '명물'에 대하여」（日本対馬島宗家文庫所蔵の韓語「物名」について）『이기문교수 정년퇴임기념논문집』（李基文教授定年退任記念論文集）ソウル：シンク文化社（1996）704-737。

官爵・天倫・頭部・身部・飛禽・走獸・水族・昆虫・禾黍・菜蔬の順番に配列されている。この順番は『交隣須知』と一致している。『物名冊』は対馬の通詞らが『交隣須知』を学習するとき登場する重要語彙を整理した学習帳ではないかとの意見もある⁸⁴。

『淑香伝』

芳洲が朝鮮詞を習った時代には朝鮮語の小説を筆写して朝鮮語を学んだ。朝鮮詞の学習のため用いられた小説とは、『崔忠伝』『淑香伝』『玉嬌梨』『林慶業伝』などがある⁸⁵。朝鮮詞を習う人にとって小説の筆写は朝鮮の言葉と共に風習を学ぶのにより効果的であったそうだ。芳洲が教材として選んだ『淑香伝』を紹介したい。

『淑香伝』の作成年度と著者は不明であるが、雨森芳洲の18世紀初の記録を通じて17世紀末には存在していたことが証明された。日本に格機関に所蔵されている『淑香伝』は京都大本・東京大阿川文庫本・小倉文庫本・東洋文庫本・沈守官家本 などがある⁸⁶。『淑香伝』は漢文語彙の使用を減らして朝鮮詞語彙の使用をなるべく増やそうとした跡があると古典文学の専門家は述べている。そして、本書は朝鮮人の普遍的な情緒を理解するのに役に非常に役に立つ教材であった⁸⁷。

本書は、淑香の父が人に捕られた亀を助けてあげ、その亀が恩返しをする話で、報応観や運命論などの朝鮮の普遍的な情緒が良く表れている作品である⁸⁸。『淑香伝』が教材として適合である理由はその表現上の特徴である。本書では、公事に関わる場面が多いので、以来通詞として働く朝鮮詞の学習者にとっては関心が高かったと思う。そして、年齢の多様性である。会話のなか、年齢層と状況によって相手に対する表現も変わっているので、

⁸⁴ 鄭光（1996）。

⁸⁵ 曹喜雄・松原孝俊「“淑香傳” 형성연대 재고」（『淑香伝』形成年代再考）『古典文學研究』（古典文学研究）（1997）12：127。

⁸⁶ 曹喜雄・松原孝俊（1997）130。

⁸⁷ 鄭炳説「일본인의 한국어 교재 속향전」（日本人の韓国語教材淑香伝）『문헌과 해석』（文献と解釈）（2004）26：104。

⁸⁸ 鄭炳説（2004）105。

適合な表現法を学べることもこの作品の利点である。そして、同一の事件が何回も反復するので、表現を振り返って習うこともできる⁸⁹。

『淑香伝』には、多様な場面で様々な部類の人たちが会話をする場面が多い。特に公事の場面も多く登場し、通詞として活躍する準備をする学習者にとっては興味がある部分だったと思う。さらに本書で使用されている表現法と語彙が反復するので、語彙を覚えるのには相応しかっただろう。朝鮮詞を学びながら朝鮮の文化や情緒も学べたので、この作品が教材として選ばれたと思う。

『全一道人』

本書は、芳洲が『韓学生員任用帳』を書いた時期には未だ編纂されていなかったが、本書は、日本の朝鮮詞稽古の歴代のなか重要な朝鮮詞学習教材であったので、紹介したいと思う。

芳洲は本格的に朝鮮語を習い朝鮮語の体系的学習書の作成を目標とし、『韻略諺文』『酬酢雅言』『全一道人』『鞆履衣椀』の4冊の学習書を教材として用いた。芳洲は文字の導入からはじめ語句・文章・日常会話にいたる段階的な学習書を作った。芳洲はどんな目的でこの本を編纂したのか、その意図が本書の序論をみてみよう。

【資料 2-10】⁹⁰

我州の人およそ公事に役するもの、たれが韓語に志なからん、しかしその書もなく、またその教もなければ、ただに望洋の歎をいただけるのみ、ここに四部の書をえらび、はじめに韻略諺文をよみて字訓を知り、次に

⁸⁹ 同上、107-8。

⁹⁰ 梅田博之「雨森芳洲의 韓國語教育論」（雨森芳洲の韓国語教育論）『日語日文學研究』（日語日文学研究）（2003）46：59。

酬酢雅言をよみて短語を知り、次に全一道人をよみてその心を養い、次に鞆履衣袴をよみてその用を達せしむ、こいねがわくは、その教の次第ありて、その材をなすにちかからんとかゆう、芳洲書、

ここで芳洲は当時の対馬藩に朝鮮語を学習したがっていた人が多かったこと、しかし適当な教材がなかったこと、それに対し教材を作ったことが分かる。4冊のなか、『全一道人』が唯一現存している⁹¹。本書は、朝鮮語を学ぶ人がまず文字を読むことになれ、単語を覚えた後、相手の国の「心を養う」つまり、文化や価値観を学ぶ教材で、次の段階の会話中心の勉強を準備するのに用いられた⁹²。

本書の署名である全一道人は明代に劇作家として活躍した汪廷訥の『勸懲故事』巻1と2の最初的一部分を朝鮮語と日本語に翻訳したものである⁹³。本書では『全一道人勸懲故事』（漢文）を朝鮮詞に翻訳し「仮名」で表記し、発音と語法について注記がついている⁹⁴。そして、朝鮮語の発音をさらに明確にするため仮名表記には存在しない補助記号などが用いられている。このような方式は以後の対馬藩における朝鮮語仮名表記の典型に定着した⁹⁵。

【表 2-13】 朝鮮詞学習の方法

	教授者	学習方法および内容
初級	日本人 発音が良くて、朝鮮詞の読み書きができる日本人が最適。	1. コミュニケーションの準備段階 1 文法の正確性 2 発音の正確性 3 基本語彙の習得 4 重要文型練習のくり返し 5 文字の習得

⁹¹ 筆写本、全一冊。滋賀県高月町の芳洲書院所蔵。李康民（2004）177。

⁹² 梅田（2003）59。

⁹³ 姜（1993）23。

⁹⁴ 李康民（2004）177。

⁹⁵ 「三濁点」「圏点」「弧線」などの補助記号が使われていた。李康民（2004）178。

		6 反復学習（ドリル）を導入した学習内容の定着 —だいたい最初は1ヶ月の間は毎日表現文型、構造文型を振り返りて練習をする方法（反復学習（ドリル））をして、少しずつ代入練習するなど、拡大する方式。 —学習の量は朝鮮語1句あるいは2句、読書20～30字、あるいは40～50字程。
中級	日本人か母語話者	2. コミュニケーション能力の発展 1 豊富な表現能力 2 豊富な語彙力 3 朝鮮貿易、朝鮮通信使訪日の際、あるいは外交交渉などの場面や状況に適切な言語の能力 4 専門用語の習得 5 文化的背景の理解

（この表は鄭丞恵「대마도에서의 한어교육」（対馬における韓語教育）（前掲）（2006）45－46 頁の表を著者が日本語へ翻訳したものである。）

雨森芳洲は、言語能力を高めるため、文法や語彙力だけではなく、朝鮮人と関わる現場で使える実用的な表現や朝鮮文化の背景も勉強させた。

2.4.3 稽古所における学業評価

朝鮮詞稽古の稽古生の成績の基準は、頻繁に行われた「考日」の総合得点「合試数」である。それから毎日の授業と「考日」の欠席数をそれぞれ点数化して、その数の「合試数」から引いて「実数」をだした。「考日不参」は一度に30点減点で、授業の不参は一日10点減点である。

【表 2-14】 試数高下の書付一通

	名前	合試数	不参	不参引き	考日不出	考日不出引き	実数
1	花田重五郎	3510	23 日	230	X	X	3280
2	阿比留助市	3470	24 日	340	X	X	3130
3	春田治助	3410	28 日	270	1 度	30	3110

4	井手金十郎	3210	20 日	190	1 度	30	2990
5	橋辺元吉	3400	67 日	660	1 度	30	2710
6	春田又五郎	3170	96 日	940	2 度	60	2170
7	高田幾之允	2880	78 日	750	3 度	90	2040
8	佐護利吉	2980	87 日	840	3 度	90	2040
9	佐藤六之助	3150	110 日	1080	1 度	60	2010
10	早田勝五郎	3190	147 日	1400	3 度	90	1660
11	糸瀬仁三郎	3430	119 日	1150	4 度	120	1160
12	島居平之允	2590	145 日	1410	4 度	120	1060
13	松本十八	2710	217 日	2110	6 度	180	420
14	佐護亀之助	2150	171 日	1680	3 度	90	340

(この表は、宗家文書「詞稽古之者仕立記録」の内容に基づいて著者が作成してものである。)

朝鮮詞稽古の稽古生の成績の基準は、頻繁に行われた「考日」の総合得点「合試数」である。それから毎日の授業と「考日」の欠席数をそれぞれ点数化して、その数の「合試数」から引いて「実数」をだした。「考日不参」は一度に 10 点減点で、授業の不参は一日 10 点減点である。その結果、一番成績が良かったのは花田重五郎で実数が 3280 であった。次は、阿比留助市で実数 3130、春田治助は 3110、彼らたちは上の表に示したように「上」と評価され賞品が与えられた。

【表 2-15】稽古生賞目

		試数	賞品	名前
1	上	3000 以上	木線 2 疋 100 田紙 2 束筆 5 本づつ	花田重五郎・阿比留助市・春田治助
2	亜上	2000 以上	木線 2 疋 100 田紙 1 束筆 3 本づつ	井手金十郎・橋辺元吉・春田又五郎・高田幾之允・佐護利吉・権藤六之助

3	中	1000 以上	本線 1 疋 100 田紙 1 束筆 3 本づつ	早田勝五郎・糸瀬仁三郎・島井平之允
4	亜中	100 以上	本線 1 疋朝鮮筆 5 本づつ	松本十八・佐護亀之助
5	準亜中		木線 1 疋朝鮮筆 5 本づつ	栗谷藤之丞*（遅く取り掛り試数これなく候得共、当時稽古相勤め居り候付き、亜中に準し褒美成し下さる。）・飯束兵之助・松原助五郎・精柳吉支助・服部伝治・高木春吉

（この表は、宗家文書「詞稽古之者仕立記録」の内容に基づいて著者が作成してものである。）

この分析を通じて稽古生の評価は、言葉の能力だけではなく学問に対する勤勉性も問う厳しいものであったが、良い結果を出せば褒美が与えられるなど、ただ厳しいのではなく稽古生に高い期待をもっていたことが明らかになった。

2.4.4 稽古所の稽古生の諸事例

史料「朝鮮詞稽古御免帳」は、享保以来の「古帳」と3冊合帳になっていて、通詞養成制度初期の稽古生（訳生）の記録が残っている⁹⁶。本史料は四つの部分に分けられている：①「朝鮮詞稽古御免帳 宝暦四申戌年ヨリ天明元年九月廿五日相改ル」、②「古帳 朝鮮詞稽古札御免帳 享保五庚子年ヨリ」、③「朝鮮詞稽古札御免帳 享保五庚子年ヨリ段々書継」、④「通詞御宛行并被仰付候 年月」である。この史料は、「詞稽古之者仕立記録」に登場する「六十人」の子弟学生が修了後にどのような進路をとったのか、彼らの修学の成果を知ることが出来る重要な資料である。内容検討では、昇任した者について、そして、朝鮮詞稽古を修了してからどのような職についたのかをみていきたい。

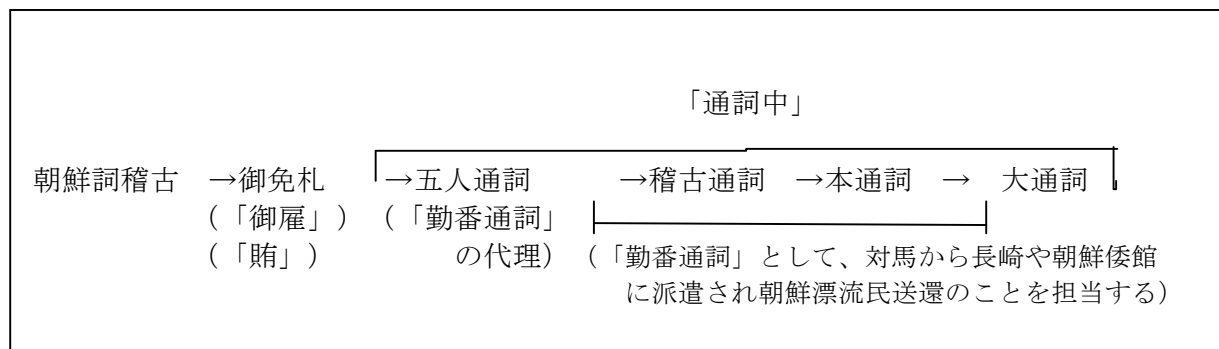
本史料では、①「朝鮮詞稽古御免帳 宝暦四申戌年（一七五四）ヨリ天明元年（一七八一）九月廿五日相改ル」には55名の稽古生の名前が、②「古帳 朝鮮詞稽古札御免帳 享保五庚子年（一七二〇）ヨリ」には47名の名前が、③「朝鮮詞稽古札御免帳 享保五庚子

⁹⁶ 泉澄一編『芳洲外交関係資料集』4 大阪：関西大学出版部（1985）3-9。

年ヨリ段々書継」には 62 名の名前が登場し、④「通詞御宛行并被仰付候 年月」には、20 名の名前が記録されている。

朝鮮詞稽古を修了後には、ただ修了する者もいれば藩に通詞中として活躍する者もある。しかし、朝鮮詞稽古所で朝鮮詞を学んだ稽古生のなか、通詞に進んだことが本史料で確認できるのは 6 名で、花田文吉（重五郎）・阿比留助市・春田治助・杉原久右衛門・佐護利吉・大浦新助（利右衛門）である。

【表 2-16】 朝鮮詞稽古生の手順



(この表は、宗家文書「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代官 御免札 朝鮮方」」の内容に基づいて著者が作成したものである。)

多くの稽古生がこの手順どおりに進んだわけではない。朝鮮詞稽古の修了後、朝鮮詞稽古所で優秀であっても通詞になる道を選ばないものが多く、通詞としての活躍することを目指したのは少数であった。これは、「通詞中」の需要が限られていたことと、通詞の身分が高くなかった点から優秀な人にとっては通詞の仕事は魅力的ではなかったかもしれない。

2.5 小まとめ

雨森芳洲により享保 12 年（1727）対馬の府中に朝鮮詞稽古所が設置された。この稽古所は朝鮮語通詞を養成するのが目的で「六十人」の子弟がその稽古生として入所を許可された。第 1 期の稽古生は 39 名で、史料「詞稽古之者仕立記録」を通じて稽古所の設立までの準備段階と、学業の評価基準、稽古生の学習成果を考察した。芳洲は本章で述べたように以前と違う形で朝鮮語通詞を養成する計画を提案したことがあるため、稽古所の運営方式は体系的に整えられていた。しかし、どちらの計画も入学〔入所〕できるのは「六十人」の子弟に限られていた。こうした様々な制限は、「通詞」という職を身分に限らず普及させることよりも、既存の役職の世襲制を存続させることに役立った。

第3章：18・19世紀対馬藩における朝鮮語通詞について

3.1 朝鮮語通詞の職階

3.1.1 職階の構成

米谷の研究によると本来、対馬藩の通詞職は通詞本役・稽古通詞の二つに分けられていた。その後、確実な時期は不明であるが、後に大通詞・本通詞・稽古通詞・「五人通詞」（「八人通詞」）に区分された。米谷はこの変化が起こった理由を、朝鮮語熟達者の確保が難しくなったので、新たな通詞予備軍の存在が必要であったからだと述べている¹。

¹ 米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」『海事史研究』48（1991）98。

【表 3-1】通詞職の階級

職名
大通詞
通詞（本通詞）
稽古通詞（詞稽古通詞）
八人通詞・五人通詞

（この表は、米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」（1991）の内容に基づいて著者が作成したものである。）

米谷の研究によると、大通詞・本通詞・稽古通詞・「五人通詞」という職階が対馬藩の朝鮮語通詞の中軸となるが、このほかに大通詞を代理した「仮大通詞」、定員外として「稽古通詞格」・「五人通詞格」などがいた。主な勤務地は厳原・倭館・長崎の3箇所であり、倭館と長崎には「勤番通詞」が駐在していた。概述のように、長崎に朝鮮通詞がいたのは、日本各地に漂着した朝鮮人漂流民がまずここに護送されたからである。後には、朝鮮語を話せない人が町代官として派遣されたので、勤番通詞は2人から1人に減員される。ただし、長崎から漂流民を護送する時は、対馬から「五人通詞」の者が派遣された²。

倭館にも同じく勤番通詞が置かれており、大通詞・本通詞・稽古通詞から2人が選ばれ駐在していた。任期は16ヶ月であったが、享保14年（1729）10月5日からは任期が丸2年に変更されたことに伴い、毎年1人が交代するようになった。しかし、勤務中や勤番通詞が病気になったりして対馬へ帰国すると、「五人通詞」が「勤番助役」か「勤番仮役」となって代わりに任務を果たしていた³。

それでは、通詞の頂点に位置する「大通詞」はいつから出来たのか。『日鮮通交史』によると対馬藩における大通詞の初登場は、享保2年（1717）11月である。信使来聘の際、通詞の役を果たした江口金七と加瀬伝五郎の功を称えて、大通詞に任命したのである⁴。こ

² 同上、99-100。

³ 同上、100。

⁴ 「享保二年十一月五日江口 江口金七と加瀬伝五郎信使来聘のとき功あり大通詞の唱を賜ふ」釜山

れは恐らく、長崎出島の阿蘭陀通詞の職制を見習ったものであろう。

片桐（1985）によると、出島のオランダ通詞の職階は五つのランクに分かれていて、その間にも色々な助役がおり、さらに細分化されている。出島オランダ通詞と対馬通詞の職階を比較するとオランダ通詞のほうが一層細分化されている。

【表 3-2】 オランダ通詞の職階

阿蘭陀通詞目付
阿蘭陀通詞目付助
阿蘭陀大通詞
阿蘭陀大通詞助役
阿蘭陀小通詞
阿蘭陀小通詞助役
阿蘭陀小通詞並
阿蘭陀小通詞未席
阿蘭陀小通詞未席見習
阿蘭陀稽古通詞
阿蘭陀稽古通詞見習
阿蘭陀内通詞小頭
阿蘭陀内通詞

（この表は、片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』東京：吉川弘文館（1985）の内容に基づいて著者が作成したものである。）

寛永 18 年（1641）オランダ商館が平戸から長崎へ移管される際、何人かの通詞も平戸から長崎へ移された。移管以前、通詞はオランダ商館に雇われていたが、長崎に移管されてからは奉行所に雇われるようになった⁵。つまり、長崎のオランダ通詞を管轄する機関は長崎奉行になったのである。これは、恐らく日本の情報をなるべく外に漏らさずに、統制を強化しようという幕府の思惑からであろう。移転と同時に長崎奉行の馬場三郎左衛門・柘

甲寅会編『日鮮通交史』釜山甲寅会（1915）491。

⁵ 片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』東京：吉川弘文館（1985）22。

植平右衛門が大通詞として採用された⁶。よって、大通詞という職が対馬藩に登場するのは少なくとも出島で「大通詞」の職階が設置されてから 76 年後のことである。

対馬藩の「通詞中」の組職の中で、「大通詞」の職が初めて登場してから 25 年後の寛保 2 年（1742）4 月 19 日に、「五人通詞」職が、「稽古通詞」の下に設置された。「五人通詞」という名称は、4 年前の元文 3 年（1738）からすでに使用されており、倭館で長期間留学をした春田治助・梅野松右衛門（勘助）・杉原久右衛門・渡嶋源右衛門（次郎三郎）・福山伝五郎ら、5 人の通詞に由来するものである。「五人通詞」は状況によってその人数が変わることがある。例えば、宝暦 13 年（1763）から安永 2 年（1773）までは「八人通詞」になり、その後再び「五人通詞」に復している⁷。

そのほか「通詞中」に含まれない役もある。それは「御免札」である。朝鮮詞稽古札が与えられた者は「詞稽古御免札」・「御免札」・「詞稽古札」などと呼ばれ、後にこれが彼らの身分を指すように転化していった。彼らは、大通詞・通詞・稽古通詞・「五人通詞」等、正式な「通詞中」には含まれていなかったが、人員不足などが生じた場合には「御雇」「賄」などとして、通詞の仕事を支えてきた⁸。

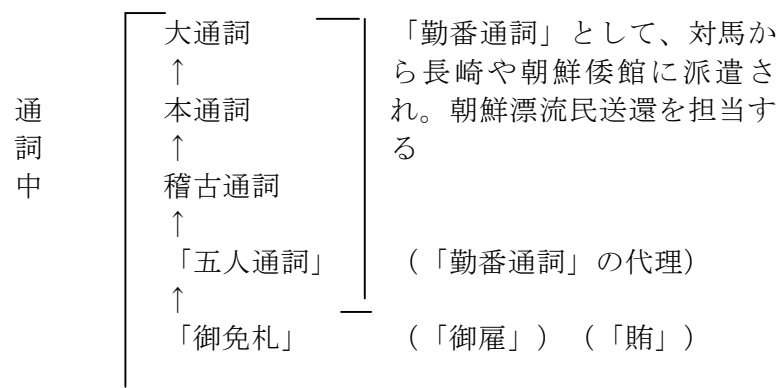
以上、通詞の職階について述べた。一般に通詞は以下のようなプロセスで昇進したと考えられる。

⁶ 同上、24。

⁷ 田代（2007）175。

⁸ 米谷（1991）98。

【表 3-3】通詞昇進のプロセス



（この表は、宗家文書「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代官 御免札 朝鮮方」の内容に基づいて著者が作成したものである。）

3.1.2 職階の変遷

安永2年（1773）年、「通詞中」に変化が起きた。上で少し述べたように、「五人通詞」が「通詞中」に定着した20年後、宝暦13年（1763）に「五人通詞」の人数を8人に増やし「八人通詞」に改称した。人数を増やした理由は、翌年の明和元年（1764）に行われた朝鮮通信使に備えるためであったと考えられる。明和元年、朝鮮通信使に参加した「八人通詞」とは、吉松清右衛門・円嶋喜太郎・山分庄次郎・青柳伊吉・束田多四郎・扇善吉・矢木茂吉である⁹。しかし、「八人通詞」が設置されてから10年後、安永2年（1773）「八人通詞」は、再び「五人通詞」に復した。史料「通詞（仮）」では、以下のように記録されている：

⁹ 明和1年、朝鮮通信使に参加した通詞中とは、渡嶋次郎三郎（大通詞）・住永伊左衛門（大通詞）・俵要介（本通詞）・川村助五郎（本通詞）・小田四郎治（本通詞）・小田常四郎（稽古通詞）・荒川恕吉郎（稽古通詞）・江口寿吉（稽古通詞）である。田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」『史学』60-4（1991）80。

【資料 3-1】¹⁰

安永二癸巳年

九月十七日 八人通詞中

右者以来人数五人ニ御極被成ニは、以前之通、名目五人通詞与相唱候様、
被相改候間、可被申渡旨、町奉行江相達、可被得其意旨、大目付・御勘
定奉行所・御船奉行・朝鮮方頭役へ相達、

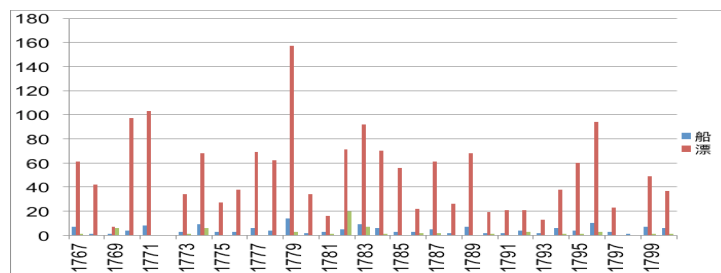
なぜ、「八人通詞」の人数を減らしたのかは分らないが、史料で確認できた当時の「八人通詞」は、山分庄次郎・田中伝八郎・青柳伊吉・円嶋新蔵・津和崎又太郎・今津機之介・住永甚蔵の 7 人である。「八人通詞」が「五人通詞」に替わって新しく入った新メンバーは、円嶋新蔵・福山文兵衛・阿比留佐吉・朝野最蔵・白水文治である。青柳伊吉と津和崎又太郎は安永 2 年 8 月に、船町代官に任命され、今津機之介と住永甚蔵は稽古通詞に昇進した¹¹。

では、「通詞中」人数の変化の背景を考察してみよう。まだ、「八人通詞」であった時期、通詞の重要な任務の一つである朝鮮漂流民の送還が頻繁に行われており、「八人通詞」はもちろん、「通詞中」のメンバーも、その任務に携わっていた。しかし、天明、寛政期に入ると、「通詞中」のメンバーより「通詞中」外部の人が漂流民送還に携わることになった。それは、「通詞中」の人数が減ったにもかかわらず、朝鮮人の日本漂着事件は以前と変わらず頻繁に起こったからである。池内（1996）によると、明和 5 年（1768）年から寛政 12 年（1800）の間に日本漂着した朝鮮漂流民の漂着件数は【表 3-4】のとおりである。

【表 3-4】日本に漂着した朝鮮漂流民 1768-1800：船数・漂流民数・死亡

¹⁰ 宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。安永 2 年 9 月 17 日付。

¹¹ 山分庄次郎と田中伝八郎は不明。



年度	船数	漂流民	死亡人
1767	7	61	1
1768	1	42	0
1769	1	7	6
1770	4	97	0
1771	8	103	0
1772	0	0	0
1773	3	34	1
1774	9	68	6
1775	3	27	0
1776	3	38	0
1777	6	69	0
1778	4	62	0
1779	14	157	3
1780	2	34	0
1781	3	16	1
1782	5	71	20
1783	9	92	7

1784	6	70	1
1785	3	56	0
1786	3	22	2
1787	5	61	2
1788	2	26	0
1789	7	68	0
1790	2	19	1
1791	2	21	0
1792	4	21	3
1793	2	13	0
1794	6	38	1
1795	4	60	1
1796	10	94	3
1797	3	23	0
1798	1	0	0
1799	7	49	1
1800	6	37	1

(この表は、池内敏の『近世朝鮮人漂着年表(稿)：1599-1872年』の69-89頁に基づいて著者が作成したものである。)

日本に漂着した件数はあまり減ることなく、むしろその件数が最も多かった安永8年(1779)は、漂着した船数は14艘で漂着民数は157人であった。しかし、対馬藩は「通詞

中」の人数を増やすのではなく、「通詞中」に属していない人を臨時で雇う方針を取っていた。臨時で雇われた通詞は、御雇通詞・「御免札」・町人などであったが、このなかでも「御免札」が主に雇われた。

前述したとおり「御免札」とは、朝鮮へ渡航する許可書を意味していたが、史料の中では、別の意味があつて「通詞中」に属していないが朝鮮語を学び、朝鮮への渡航許可（「御免札」）を持っていた人を指している。「御免札」をもらうためには「通詞中」の推薦が必要であった。「通詞中」の席が空くと通常「御免札」の人が選ばれた。しかし、通詞の役人の人数は限られていることから、「御免札」が「通詞中」に入るまでの期間は決まっていなかった。

対馬藩は朝鮮語を学ぶ者に「御免札」を与え、現地で朝鮮語を勉強することを奨励した。実際に、「八人通詞」が「五人通詞」に替わった翌年に、府中で朝鮮語に興味を持っている町人に向けて触書が出された。

【資料 3-2】¹

安永三甲午年

十一月十四日

朝鮮詞稽古御免札之者、其外、町家之子共、朝鮮詞心掛、通詞方ニ而、其稽古居候者素リ、別代官・町代官・詞功者之方候而、令修行之者共一統向後、毎月二七之日、於使者屋ニ朝鮮方頭役江通詞召連出席、来廿二日方詞考被仰付候間、当日毎ニ吃度罷出相勤候様御免札之者稽古之子供中江手筋を以可被申渡候、以上、

十一月十四日

朝鮮御用支配

¹ 宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。安永3年11月14日付。

津江彦右衛門殿

当日未之申刻相揃之様可被申渡候、

朝鮮方頭役中

被仰其意一流相属令出精候様可被相心得
候、

町人の子どもでも朝鮮語に興味がある者は、毎月 2 と 7 が入る日（2 日・7 日・12 日・17 日・22 日・27 日）に、使者屋で通詞が出席している際、朝鮮語の実力を高められる授業がなされた。そこで合格した者には「御免札」が与えられるという触書である。実際に何人の町人の子供がその試験を通じて「御免札」を得たかはわからないが、明和 4 年（1767）から寛政 12 年まで「御免札」を得た件数は 87 件を数える。

【表 3-5】「御免札」（1767-1800）

	「御免札」 の許可件数	「御免札」 の剥奪件数		「御免札」 の許可件数	「御免札」 の剥奪件数
1767	2	1	1784	1	0
1768	2	0	1785	0	0
1769	3	0	1786	1	0
1770	0	0	1787	18	4
1771	2	0	1788	2	0
1772	3	0	1789	1	0
1773	0	0	1790	1	0
1774	1	0	1791	2	0
1775	4	0	1792	2	16
1776	6	4	1793	0	0
1777	2	0	1794	2	0
1778	1	0	1795	0	0
1779	5	0	1796	3	0
1780	4	2	1797	0	2
1781	7	0	1798	2	0
1782	2	0	1799	0	0
1783	4	0	1800	4	0
			合計	87	29

（この表は宗家文書「通詞（仮）」の内容に基づいて著者が作成したものである。）

しかし、朝鮮語の勉強を奨励する一方で、厳しく管理することも怠らなかった。

【資料 3-3】²

寛政四壬子年

二月廿八日

山城治吉

円嶋文蔵

植松善次郎

小林勝助

山城忠蔵

松本與市

朝野寿吉郎

八坂忠助

高碓吉五郎

早田宇右兵門

斎藤和吉

阿比留浅治

右之者共通詞中より願出候趣を以、追々詞稽古御免札被仰付置候処、近来

² 宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。寛政4年2月28日付。

一躰稽古方相止メ居候と相聞、不埒之者共ニ候如何之訳を以稽古相止候哉、委細書付け申出候様可被相達候、尤、御国居合之者共ニ者早々書付差出候様可被取計候、以上、

【資料 3-3】の史料にあげられた 12 名の「御免札」所持者は、朝鮮語の稽古を忠実に行っていなかったことが発覚し、その事情を聴取された。同年の 4 月 3 日、8 人³の「御免札」には朝鮮語にもっと精を出すよう注意をし、10 人⁴(上の史料に見られる 9 人を含む)の「御免札」の「朝鮮語御免札」を剥奪した。また、円嶋文蔵・小林勝助の 2 人は「御免札」から除かれた。「御免札」を持つ者の中には、朝鮮語を学ばずに渡航許可書を利用し、朝鮮で商売をしている者も多かった。以下の山城吉右衛門と増田屋善吉はその端的な事例である。

【資料 3-4】⁵

寛政四壬子年

四月廿三日 山城吉右衛門

増田屋善吉

右者詞稽古御免札被仰付置候処、役用又者病氣等之申立を以、御免札被差免被下候様願出見届候、抑御免札多人数被仰付置候処、其内ニ者年数之者も有之候処、年齢相応之者共出精上達之沙汰も無之、只銘目を蒙り居朝鮮渡勝手次第ニ相成候を实益ト心得候者多有之と相聞、御免札之主意令忘却候段無相違相見、甚不埒至極之次第ニ候、依之先達而其筋々相

³ 齊藤利右衛門・井野長次郎・殿村周蔵・円嶋庄吉・飯野勝七・川上文蔵・陶山弥七郎・瀧山善吉。

⁴ 山城治吉・松本與市・植松善次郎・山城忠蔵・高碓吉五郎・朝野寿吉郎・八坂忠介・早田卯右衛門・斎藤知吉・阿比留浅治。

⁵ 宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。寛政 4 年 4 月 23 日付。

糺、此上出精方を相達候品有之、勿論御時躰柄ニ付而者、渡世方ニ差迫り、詞稽古方第一篇貪着不相成段者左も可有之義ニ候へ共、此砌御免札御断中出候心躰、甚不埒之次第ニ候へ共、此節迄者加用捨、願之通御免札被差免候間、此旨可被申渡旨、町奉行へ相達、大目付・御船奉行・朝鮮方頭役中・船改頭役・佐役々可被得其意旨廻達、

山城吉右衛門と増田屋善吉は、役用や病気などを口実として、「御免札」を持って朝鮮へ渡り私益を図ったことが読み取れる。やがて町人も朝鮮漂流民送還に携わるようになり、寛政6年（1794）からは朝鮮人漂流民の送還を任務とする朝鮮漂流民賄通詞として、臨時で町人が雇われる場合は、「御免札」と同じ手続きをすることになる⁶。このようにして、町人の臨時雇用が定着していった。

上記のとおり、「八人通詞」の設置の背景にはあくまでも明和元年（1764）の朝鮮通信使の来日に備えて対馬藩が通詞の人数を増やすためであって、そこに朝鮮漂流民送還の問題が所在したわけではなかった。しかし、「八人通詞」が「五人通詞」に替わった後から朝鮮漂流民送還をめぐる様々な変化が起こった。対馬藩は足りない人手を補うため、「通

⁶ 寛政六甲寅年

五月七日

〰町奉行方左之通伺出候付、評儀之上及差込候次第ニ記之

今般ニ巡漂着使役人横田屋孫介義、賄通詞被仰付、朝鮮へ被差渡候、然処賄通詞誓旨之義、六十人者素り、詞稽古御免札之者迄者此御役所ニ而誓旨血判申渡候処、其外平町人右躰候節、當役〆誓旨致見分候先例相見不申候、然処去庚子年三月町人関野屋伝右衛門と申者、漂流民賄通詞被仰付候差渡候節、上船ニ差添出帆差支ニ付、右伝右衛門義御免札之格を以於此御役所誓旨見分仕立候様被仰出候と留書ニ相見申候、此節右孫介誓旨之義者如何可被仰付候成近々上船ニも差添可申者奉行候付、奉詞之候、何分御差込被仰付可被下候、此段為可申上如斯御達候、以上

五月七日 一宮惣左衛門

多田左膳様

平町人〆漂流民送賄通詞申付候節、誓旨見分方之義被伺出候趣承届候、右躰之雇勤等申付候節者詞稽古御免札之通、其役所ニおゐて誓旨見分有之候様、以来共可被相心得候、此段為可申達如此候、以上、

五月七日

多田左膳

一宮惣左衛門殿

（宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。寛政6年5月7日付。）

詞中」に属していない「御免札」を徹底的に利用するようになった。場合によって「御免札」を持っていない平町人も用いた。寛政期、町人が「通詞中」の代わりに臨時の朝鮮漂流民賄通詞として漂流民送還に携わっていたことが分かる。このように町人の臨時的雇用も定着していった。

3.2 朝鮮語通詞の職務

通詞の任務は主に三つに分類できる。すなわち、倭館関係、朝鮮通信使関係、そして、朝鮮漂流民送還に関する業務である。

3.2.1 倭館における任務

対馬藩と朝鮮との関係において貿易は重要である。豊臣秀吉の朝鮮侵略により、一旦中止になった対馬藩と朝鮮の貿易が再開され、慶長14年（己酉年、1609）、己酉約条がようやく締結され、幕末まで対馬と朝鮮との間で貿易関係が続いた。己酉約条により、朝鮮へ派遣する使送船である「歳遣船」は1年間20隻が許された。そのうち「特送船」が3隻あった⁷。

朝鮮の草梁倭館で行われる行事を簡単に紹介すると、まず草梁倭館に到着後、「茶礼儀」が行われる。「茶礼儀」は正官以下饗応場（宴庁）において東萊府使と釜山僉使に渡航の挨拶である。また、「進上」という儀礼が行われ、そのときは対馬島主から朝鮮国王に書契（文書）が献上される。上する文書には物品の目録（別幅）が添えられている。それに対し朝鮮からも「回請」というものが対馬側に渡されるが、これは対馬への返礼の品のことである⁸。倭館に滞留が許された者には、館守・裁判・代官・東向寺僧・通詞・横目・目

⁷ 田代（1981）47。

⁸ 同上、58-9。

付・医者・鷹匠・陶工・請負屋（御用商人）・水夫などがいた⁹。要するに、倭館は朝鮮側と対馬藩が外交・貿易業務を行う場所であった。通詞は朝鮮訓導と倭館に滞在している対馬藩の役人の間で、通詞は草梁倭館で行われる儀礼や貿易において、朝鮮訓導と倭館に滞在している対馬藩の役人の間で通訳をする他、情報収集にも関与していた。草梁倭館で行われる儀礼や貿易で通訳を行う役を果たしていた。また情報収集にも関与していた。

第8代の将軍徳川吉宗（1684～1751）の特命で対馬藩の家臣は朝鮮薬材の調査を3回分けて行った（享保3年、6年、17年）。第1、2回の調査後、享保7年（1722）に調査に担当者であった越常右衛門の報告が出され、178種の項目が作られた¹⁰。「越常右衛門報告」により、朝鮮関係者20名に褒美が与えられた。その中、対馬側の役人7名¹¹及び、朝鮮側の役人7名¹²に賞賜が与えられた¹³。対馬側は勿論、朝鮮側にも通訳担当の通事がこの調査に携わっていた。

当時の通詞は通訳する際、ただ言葉を訳すのではなく両国の交渉を成功させるため、両国の意見を擦り合わせることもまた通詞の役割であった¹⁴。朝鮮側の文書には、漢文や吏読が混じっているので、通詞は朝鮮側の文書を翻訳し、また日本側の文書を朝鮮側が読めるように漢文や吏読を加えて翻訳しなければならなかった¹⁵。中国や朝鮮の朝廷の事情を把握するため、通詞は情報を収集するように義務付けられた¹⁶。

⁹ 同上、176。

¹⁰ 田代（1999）261-2。

¹¹ 越常右衛門（質正官）・平川幸右衛門（絵師）・園右衛門（庭師）・金子九右衛門（別町代官手代）・浅野才兵衛（通詞）・小田四郎兵衛（通詞、浅野死去後）・福山清左衛門（通詞、小田の後任）。田代（1999）269。

¹² 朝鮮側は李碩麟（差備官）・金通事（小通事）・朴通事（小通事）・李主簿（東萊府内裨将）・朴僉知（密陽の医師）・李参奉（慶州の医師）・金僉知（通事書役）。田代（1999）269。

¹³ 崔尚■〔山+集〕（訳官）・玄悟（僧侶）・緇白（僧侶）・朴書房（渡航訳官使随行医師）・許裨将（薬店）・李僉知（薬店）は賞賜なし。田代（1999）269。

¹⁴ 許（2007）37-38。

¹⁵ 同上、41-43。

¹⁶ 同上、44-50。

3.2.2 朝鮮人漂流民送還における役割

倭館は外交公館であり、貿易の他日本に漂流した朝鮮人の送還もここを通じて行われた。朝鮮からの漂流民送還は日本と朝鮮の間、善隣関係を維持するのに重要な任務であり、ここにも通詞が活躍する場があった¹⁷。

朝鮮の漂流民は主に全羅道、慶尚道から出航した場合が多く、寛永 5 年（1628）から明治 21 年（1888）年までの期間に日本に漂着した朝鮮全羅道と慶尚道住民の件数は、史料から分かるだけで 915 件、さらに漂流民は 9553 人である。ある年は、10 年のうち 60 回以上漂着しており、頻繁に行われた漂流民の送還は両国の交隣関係に深く係わっていた¹⁸。

朝鮮漂流民が漂着した地域は、対馬・壹岐・五嶋・筑前・肥前・平戸・肥後・薩摩・大隅・長門・石見・隠岐・出雲・伯耆・因幡・但馬・駿河・丹後などがある。この他に琉球や蝦夷地への漂流も確認できる¹⁹。全羅道と慶尚道の地域ともに、17 世紀後半になると漂着件数が非常に多くなることが分かる。これは、密貿易が原因だという推測もあるが、朝鮮半島内で外の地域との取引が盛んになったことが主な原因だとされる²⁰。このように多く

¹⁷ 近世朝鮮漂流民送還に関する代表的な先行研究として以下の研究がある。荒野泰典「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」（『歴史評論』400（1983））、同上『近世日本と東アジア』（東京大学出版会（1988））、岸治「長門沿岸に漂着した朝鮮人の送還を巡る諸問題の検討」（『朝鮮学報』119・120（1986））、岡本健一郎「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」（『九州史学』130（2002））、同上「近世の日朝関係と対馬一往来船管理に注目して一」（『交通史研究』50（2007））、池内敏「近世朝鮮人漂着民に関する覚書」（『歴史評論』516（1993））、同上「17 世紀、蝦夷地に漂着した朝鮮人」（朝尾直弘『日本国家の史的特質近世・近代』思文閣出版（1995））、池内敏『近世朝鮮人漂着年表（稿）1599-1872 年』（湖山町（1996））、同上『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店（1998））、米谷均「漂流民送還と情報伝達からみた 16 世紀の日朝関係」（『歴史評論』572（1997））、李薫「朝鮮後期 日本에서의 朝鮮人 漂民 취급과 善隣友好의 실태」朝鮮後期、日本における朝鮮人漂民の扱いと善隣友好の実態（『史學研究』（史学研究）47（1994））、同上「조선 후기 일본인의 조선 표착과 송환」朝鮮後期日本人の朝鮮漂着と送還（『韓日關係史研究』（韓日關係史研究）3（1995））、同上「漂流兼帯制に対する一考察」（『年報朝鮮学』5（1995））、同上「‘漂流’를 통해서 본 근대 한일관계」（「漂流」を通じてみた近代韓日関係）（『韓國史研究會』（韓國史研究会）123（2003））。

¹⁸ 李薫『朝鮮後期 漂流民과 韓日關係』（朝鮮後期漂流民と韓日關係）ソウル：國學資料院（国学資料院）（2000）69、82。

¹⁹ 池内（1996）。

²⁰ 李薫（2000）73-81。

の人数の漂流民を安全に送還するには組織的対応がなければ困難である。実際に漂流民の生存率は 96.1%で、当時としてはかなり高い率である²¹。では、どのような形で漂流民の送還が行われたのか。

朝鮮との外交関係を担当していた対馬藩は、近世における朝鮮漂流民の送還の件についても管轄していた。対馬藩は幕府によって規定された形で送還する決まりになっており、送還の手続きの変更、幕府の送還費用負担、漂流民送還の状況を幕府に報告する必要があった。漂着した朝鮮漂流民は長崎へ移送され宗門に関しての調査した後、対馬藩の使者によって朝鮮まで送還されるようになっていた²²。朝鮮人が日本のどこの地域であっても漂着すれば、その領主が早速長崎へ送った。朝鮮人の漂船を長崎へ送る時、地域により漂流民の人数が少ない場合は、人間は陸路、船および手持ちの道具は海路を通じて送ったが、一方で筑前国のような地域では、漂流民と漂船の送還はすべて海路を用いた。また、朝鮮人の漂流民には領主が食べ物と衣服を提供した²³。

ドイツ人の医者シーボルトも彼の著書『*Nippon*』（1832～51）に朝鮮人漂流民に会ったことを詳しく記録している。医者より博物学者としてよく知られているシーボルトは、彼の7年間の日本滞在期間中、朝鮮人漂流民に会う事ができた。文政11年（1828）3月17日に、長崎の出島に朝鮮船3隻が難破され、朝鮮全羅道出身の漁民及び、商人と船員約26名が長崎に暫く滞在した際、彼らを訪問した様子を絵に添えて詳しく説明している²⁴。このように朝鮮人漂流民の漂着は珍しいものではなかった。

再度朝鮮漂流民の漂着から送還までを整理すると、朝鮮漂流民が日本へ漂着した場合、領主は彼らに食べ物や衣服を与え、様子をみて陸上か海を通して長崎へ連れて行く。長崎では、対馬藩の長崎屋敷で宗門についての調査が行われる。長崎には朝鮮通詞が勤番として詰めており、彼らは漂流民の出身・職業・漂流の次第などを尋問し、尋問した結果を長崎奉行に提出し、漂流民を引き受ける事務手続きを行った。長崎には2名の勤番通詞が派

²¹ 同上、63-65。

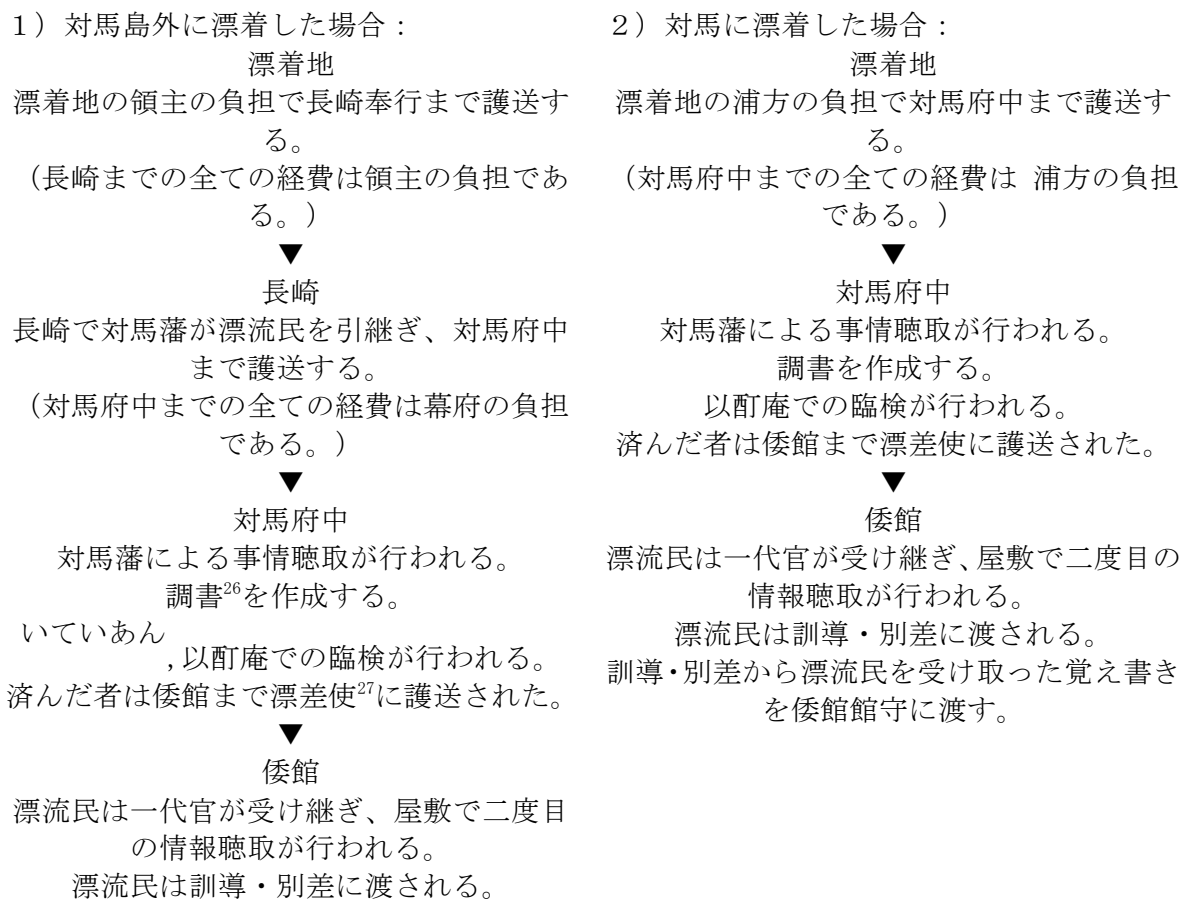
²² 同上、118-121。

²³ 同上、118-120。

²⁴ 柳尚熙『씨볼트의 朝鮮見聞記』（シーボルトの朝鮮見聞記）ソウル：博英社（1987）i-ii。

遣され、同地の町代官とともに通詞任務を果たすことになっていた。その後、対馬藩を経由して朝鮮の草梁倭館へ送る。もし漂流民が対馬に漂着した場合、対馬藩から送還するが、その際漂流民の出身地・人数・職業・漂流経緯・宗派などを幕府へ報告する取り決めとなっていた²⁵。

【表 3-6】朝鮮人漂流民送還過程



²⁵ 李薫 (2000) 119-121。

²⁶ 調書：漂流民の人数、漂流経過などを記録する。池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』（前掲）（1998）39。

²⁷ 漂差使（朝鮮側では漂倭とも称す）：特別の使者。倭館まで漂流民を護送する任務に就いていた。池内（1998）39。

訓導・別差から漂流民を受け取った覚え書を倭館館守に渡す。

（この表は、池内敏の『近世日本と朝鮮漂流民』（前掲）（1998）の内容に基づいて著者が作成したものである。）

漂流民が送還されるまでの費用は、幕府が漂着した地域から長崎まで掛かる費用、または、長崎で滞在する費用と対馬藩の迎船が長崎から対馬まで移動するのに掛かる費用を負担した。しかし、対馬藩から朝鮮倭館までの必要な費用は対馬藩が負担していた²⁸。

漂流民送還はいつも順調ではなかった。通詞の任務は、朝鮮人漂流民に対する審問の他に、朝鮮人と対馬藩や長崎奉行の間に立って両者の関係調整を図らねばならなかった。具体的な事例が、韓国の国史編纂委員会によって活字になった『分類紀事大綱』第3輯の23巻中にある記録「享保二丁酉年 漂民共長崎御奉行所江直訴ニ出候事」に掲載されている。こちらの文書は福岡藩（松平肥前守）・長府藩（毛利右京）・福江藩（五島近江守）・浜田藩（松平周防守）²⁹に漂着した朝鮮人漂流民たちが長崎で、支給される手当が不足であると、真文を以って長崎の御奉行へ訴えたことに対し対馬藩庁が憤慨した事例である。

享保22年（1717）2月2日、長崎で朝鮮人の漂流民及び50余名が長崎奉行に訴えた事件がある。朝鮮の慶尚道金海民（1船、7名）・全羅道古達嶋（1船、10名）・全羅道樂安商人（1船、13名）・全羅道庚津商人（1船、22名）の漂流民が、日本の様々な地域、即ち福岡藩（松平肥前守）・長府藩（毛利右京）・福江藩（五島近江守）・浜田藩（松平周防守）に漂着した。問題の原因は漂着地と長崎の手当の違いであった。漂着地では一人に

²⁸ 李薫（2000）122。

²⁹ 享保二丁酉年

漂民共長崎御奉行所江直訴ニ出候事

”漂民之儀ニ付、長崎表平田幸右衛門方申越候ハ、松平肥前守様・毛利右京様・五嶋近江守様・松平周防守様御領内ニ漂着之朝鮮人四拾九人、二月二日之朝、公儀江訴訟申上候儀有之付、御奉行所江罷出候由ニ而、未明方相騒候付、幸右衛門、通詞を以様子相尋候処、公儀方之御宛行不足ニ有之、食用不相足段直訴仕候由、申し聞候付、佐候ハ、其趣幸右衛門迄相願候へ、其上ニ而、幸右衛門方取次、御奉行所江申上くれ候様ニ可仕候、（省略）右四月（『分類紀事大綱』3の23巻中）

つき、一日3食、酒3回、衣服は2、3着与えられたのに対し³⁰、長崎では一日米3合しか与えられず、魚は3匹減らされた上、衣服は与えられなかった³¹。朝鮮漂流民は長崎藩にいる対馬藩の役員、長崎表（平田幸右衛門）を通さずに、直接、長崎町奉行（石川土左守）のところへ行行って訴えたのである。

朝鮮漂流民が問題を起こしたため、これについて長崎奉行は江戸幕府へ伝えたが、幕府から返事が来るまでには時間がかかる。だんだん暑くなって病人などが出れば大変なことになるし、漂流民たちを長期間留め置くと朝鮮側から不思議に思われる恐れがあるため、幕府の返事を待たずに送還することにした³²。

³⁰ 下飯（カハン）：菜肴の類をもってめしのさいとすること。また、めしのおかず。副食。（『日本国語大辞典』）

³¹ 下米（ゲマイ）：市場用語。名地の産米を上・中・下の三等級にわけた中の下等の米。（『大漢和辞典』）

³² “委細之御紙面拝見仕、御指図之趣奉畏候旨、館守方申来ル
右五月五日之書状

長崎奉行所江致直訴候漂民四組之内、慶尚道金海漂民七人乗、今度以御使者被送還候、此漂民共義公儀方食物御宛行不足ニ而難儀仕候趣、直訴仕候者共ニ候、貴殿ニも存之通、漂民之儀、諸州御馳走之格ハ其定式無之事ニ而、如何様共其御領主思召次第ニ被仰付来たる儀ニ候得共、長崎之儀ハ御奉行所之御事故、諸事共ニ以前方之例格有之、御奉行御役ニ者其御法式を御守被成候迄ニ而、何事も御了簡を以、臨時御増減被成候事、決而罷成義ニ無之候、第一御国之儀、両国御〇〔通〕交取次之御當役ニ候得者、公儀方朝鮮国江被仰遣候御用筋与而茂、御国江被仰渡候而、御用筋相調候様ニ被遊、勿論朝鮮方公儀江被申上候用事之儀、何時も御国迄被申達事候処、漂民何角之差別茂無之、先例ニも違、其身共心儘ニ公儀江致直訴、長崎江被差置候此方役人之申分を茂、承引不致候様ニ御座候而ハ、偏御當役之御主意相立不申而已ニ茂無之、何事も御国を差越、以来茂段々ヲ〇〔公儀〕直訴仕候様ニ罷成候而ハ、大成弊与存候、然者、公儀御返答被仰出候を御待被成、屹度朝鮮江被仰遣候以後、漂民送還不被仰付候而不叶事ニハ候得共、一旦御奉行所方御渡被成候漂民を、此方思召ニ而被留置、公儀御返答を御待被成候様ニ相聞候而ハ、彼国疑心之筋茂可有之哉与之遠慮之所茂有之、殊暑天之節ニ向候得者、万一病人など令出来候而ハ、却而気毒ニ存候故、御奉行所御差図ニ仕セ、四組之漂民共段々被差送候、就夫、今度四組之漂民共江和文上書を以申諭候覚書、為写之差越候間、両訳召寄候而、右覚書之通、通詞を以一々被申聞、扱之趣ハ則対州ニ而漂民共江被申諭候書付之通ニ候間、右之趣委曲東萊江可被申達置候、如何様共公儀方被仰出有之節、又々対州方申来ニ而可有之候間、左様可被相心得候与委細被申聞、扱又右口上覚書之意味を得与被相心得、貴殿方厳敷両訳を被叱候而、以来々様之御国御當役を指越シ、公義を蔑ニ仕候致方無之、両国出入之始を起し不申様ニ、東萊方能々方被仰付可被下由、此方差図と不被申、貴殿存寄ニ被致、随分厳敷道理を盡し可被申諭候、此方差図之様申聞候而ハ、以後様子ニ随、御使者を以屹度申達候節之支ニ罷成事ニ候間、左様ニ不相聞様ニ可被申諭置候、扱又別紙之通、於爰許組頭・大目付を以申渡候処、一々返答申聞候趣ニ而者、先達而送還候蔚山之者、色々申進候故、不弁前後、令徒黨直訴ニ罷成〔出〕候由相聞、畢竟蔚山之者張本人与相聞申候、不届之段、両訳江屹度可被相届旨、館守江申遣ス、（『分

この文書によると、日本と朝鮮の間には様々な問題が発生していたことが窺われる。摩擦の原因は文化の違いや言葉の違い、または規則や制度の無知さであった。そのなかで通詞は漂流民、長崎奉行、幕府の間を取り持つ役割を果たしていた。

3.2.3 朝鮮通信使に関する仕事

朝鮮通信使は、豊臣秀吉の朝鮮侵略後、交隣関係を復旧するため派遣された使節である。約 260 年の長きにわたる江戸時代の中、朝鮮通信使が派遣されたのは 12 回である³³。通常、朝鮮通信使が派遣される際、必要とされる通詞の人数はおよそ 50 人余りである。来日した朝鮮通信使に随行し通信使が無事に任務を遂行できるよう取り計らい、通訳の役割を果たした。朝鮮側と日本側は主に筆談を通じて疎通していたが、より複雑な話し合いの際や、移動中に互いにコミュニケーションを図るためには通詞が必要であった。

享保 4 年（1719）第 9 回の朝鮮通信使が来日した際、通詞下知役が 10 人、通詞 47 人、通詞小者が 94 人随行した³⁴。福岡県みやこ町歴史民俗資料館に所蔵されている「享保四巳亥年 朝鮮人来聘記 三」には 6 月 13 日付きの通詞役付之覚に以下の様な記録がある。

【資料 3-5】³⁵

（省略）

類紀事大綱』3 の 23 巻中）

³³ 第 1 回は慶長 12 年（1607）、第 2 回は元和 3 年（1617）、第 3 回は寛永元年（1624）、第 4 回は寛永 13 年（1636）、第 5 回は寛永 20 年（1643）、第 6 回は明暦元年（1655）、第 7 回は天和 2 年（1682）、第 8 回は正徳元年（1711）、第 9 回は享保 4 年（1719）、第 10 回は寛延元年（1748）、第 11 回は宝暦 14 年（明和元年）（1764）、そして、第 12 回は文化 8 年（1811）である。

³⁴ 福岡地方史研究会古文書を読む会編『福岡藩朝鮮通信使記録（6）』福岡：福岡地方史研究会（1996）28。小笠原文庫「享保四巳亥年 朝鮮人来聘記 三」福岡県みやこ町歴史民俗資料館所蔵。

³⁵ 同上。

右之外対州西山寺圭長老罷越候、通詞下知役并惣通詞上下人数

一、通詞下知役 拾人 但給人

一、通詞 四拾七人

内式人ハ御馬・御鷹ニ相附先達而江戸表江罷越候

但、御饗応之日并道中計御料理被下、其外不残下行ニ而被成下候

一、右通詞小者九拾四人

但、道中者御料理被下其外ハ不残銀ニ而被成下候

【資料 3-6】³⁶

西山庄左右衛門より書付越

通詞役付之覚

重立候用を取次ハ 大通詞一人

正使附 通詞 二人

副使附 同 二人

従事附 同 二人

三使附之通詞共より上々官方

之通詞致兼帯候、先年ハ上

々官附之通詞三人別而申付

³⁶ 同上。

候得共此度ハ三使附より相勤

候様申付候由

上判事附 同 二人

御馬鷹附 同 二人

下行方 同 五人

惣通三拾壱人

内五人ハ 道中出馬方

内四人ハ 人馬方

内四人ハ 大坂残之朝鮮人

下行方

同二人ハ 朝鮮人買物調役

右三拾壱人之通詞ハ船中大坂

着迄之間ハ惣打込ニ務大坂江

参着已後引分り申候

ト通詞四拾七人

以上

この年は、第 8 代の将軍、徳川吉宗の特命で行われた朝鮮薬材調査が行われた翌年であるため、来日した朝鮮医師に医事問答を行う際、筆談だけではなく、朝鮮語通詞が同席し

てスムーズに意思疎通できるように口頭で通訳した³⁷。

田代（1999）は宝暦 14 年の朝鮮通信使の事例をあげ、当時たくさん朝鮮語ができる人が存在していたことを明らかにした。宝暦 14 年（1764）、朝鮮語稽古所が開設されて以降、対馬藩は最初の朝鮮通信使を迎えた。「【表 3-7】宝暦十四年（一七六四）朝鮮通信使来日時の随行通詞と役割」はこれに随行した対馬藩の「通詞」をまとめたものである。ここには、「通詞中」に所属されている 15 名³⁸の通詞たち（「通詞中」）とならんで、平時には他の役職に就いている者たちが「通詞」として名を連ねている。普段彼らは対朝鮮外交に携わっていたわけではないが、朝鮮通信使が来日する際には正式な通詞達とともに通信使の世話を行っている。つまり、専門の通詞以外に、朝鮮語を解する者がこれだけ沢山存在したということであろう。

【表 3-7】宝暦 14 年（1764）朝鮮通信使来日時の随行通詞と役割

役割	通詞名	「通詞中」	史料「通詞（仮）」中の昇進
特定せず	渡嶋次郎三郎	大通詞	明和 5 年 1 月 22 日 大通詞 明和 5 年 6 月 26 日
特定せず	住永伊左衛門	大通詞	不明
特定せず	梅野甚介	（大通詞未席）	不明
特定せず	飯束吉郎兵衛	（大通詞未席）	明和 4 年 10 月 6 日 明和 9 年 4 月 19 日 明和 9 年 8 月 23 日
特定せず	樺嶋淳吉	（大通詞未席）	不明
三使附	俵要介	本通詞	明和 4 年 10 月 6 日 長崎勤番通詞 明和 5 年 4 月 13 日 通詞 明和 5 年 9 月 20 日 大通詞 明和 6 年 5 月 3 日 大通詞 明和 6 年 5 月 24 日 大通詞
三使附	川村助五郎	本通詞	不明
三使附	小田四郎治	本通詞	不明

³⁷ 田代（1999）83-5。

³⁸ 通詞の数は、田代『日朝交易と対馬藩』（前掲）（2007）の表 3-5〔宝暦 14 年（1764）通信使来日時随行通詞と役割〕で現われた通詞の人数と史料で確認できた通詞の人数を加算したものである。

三使附	小田常四郎	稽古通詞	明和 4 年 6 月 29 日 稽古通詞 明和 4 年 10 月 4 日 稽古通詞 明和 5 年 1 月 23 日 町人 明和 5 年 6 月 26 日 御雇通詞 明和 6 年 1 月 16 日 御雇通詞 明和 7 年 9 月 13 日 通詞 安永 3 年 2 月 26 日 通詞 安永 3 年 3 月 8 日 大通詞 安永 6 年 2 月 13 日 同断（「五人通詞」） 安永 7 年 3 月 23 日 大通詞 寛政 12 年 8 月 2 日 大通詞
三使附	荒川恕吉郎	稽古通詞	明和 4 年 6 月 29 日 明和 5 年 4 月 13 日 稽古通詞 明和 6 年 3 月 15 日 通詞 安永 3 年 2 月 26 日 通詞 安永 6 年 3 月 6 日 大通詞
三使附	江口寿吉	稽古通詞	明和 4 年 9 月 12 日
上從事附	吉松清右衛門	八人通詞	明和 5 年 4 月 13 日 八人通詞 明和 5 年 5 月 16 日 稽古通詞 安永 3 年 2 月 26 日 稽古通詞 安永 3 年 10 月 8 日 通詞 安永 8 年 10 月 12 日 大通詞 寛政 12 年 3 月 20 日 大通詞
上從事附	佐護伝右衛門		不明
人馬方	松本善右衛門		不明
人馬方	阿比留佐吉		明和 4 年 9 月 24 日 不明 安永 3 年 2 月晦日 「五人通詞」 安永 4 年 6 月 10 日 稽古通詞 安永 4 年 7 月 5 日 稽古通詞 寛政 8 年 2 月 28 日 六十人
並通詞	円嶋喜右衛門	八人通詞	不明
並通詞	山分庄次郎	八人通詞	明和 4 年 9 月 8 日 八人通詞
並通詞	梅野岩五郎		不明
並通詞	渡嶋忠六		不明

並通詞	沢田治右衛門		明和 4 月 10 月 10 日 詞稽古御免札 明和 7 年 2 月 27 日 封進役人 明和 7 年 12 月 24 日 詞稽古御免札 安永 3 年 3 月 27 日 詞稽古御免札 安永 5 年 10 月 4 日 御町通弁役 安永 7 年 5 月 1 日 御町通弁役 安永 7 年 11 月 4 日 不時通弁役 安永 9 年 5 月 11 日 不時通弁役
並通詞	杉原金十郎		安永 5 年 1 月 9 日
並通詞	神田惣次郎		不明
特定せず	青柳伊吉	八人通詞	明和 4 年 3 月 1 日 漂民送通詞 安永 2 年 8 月 14 日 八人通詞
特定せず	束田多四郎	八人通詞	明和 8 年 10 月 21 日 八人通詞
特定せず	扇善吉	八人通詞	不明
特定せず	矢木茂吉	八人通詞	明和 4 年 6 月 5 日 八人通詞 明和 6 年 1 月 19 日 八人通詞 明和 6 年 2 月 3 日 稽古通詞 明和 9 年 4 月 20 日 稽古通詞 安永 2 年 4 月 16 日
特定せず	服部甚兵衛		不明
特定せず	栗屋佐兵衛		不明
特定せず	福山文兵衛		安永 3 年 4 月 12 日 町人 安永 3 年 6 月 19 日 六十人 安永 5 年 7 月 1 日 六十人 天明 4 年 3 月 26 日 漂民八人御雇 天明 6 年 4 月 7 日 六十人
特定せず	梅野四兵衛		不明
特定せず	白井源吉		不明
特定せず	山崎重吉		安永 4 年 2 月 29 日 六十人平右衛門 忤 安永 4 年 4 月 22 日 六十人平右衛門 忤
特定せず	津和崎又太郎		明和 5 年 5 月 16 日 詞稽古御免札 安永 2 年 8 月 14 日 八人通詞
特定せず	間永勝七		不明
特定せず	小田助三郎		明和 5 年 6 月 25 日 詞稽古通詞

			安永 5 年 1 月 9 日
特定せず	中嶋十郎治		明和 8 年 12 月 25 日 詞稽古御免札 安永 4 年 2 月 15 日 詞稽古御免札 安永 4 年 7 月 11 日 稽古通詞 安永 7 年 4 月 10 日 通詞 安永 7 年 7 月 10 日 稽古通詞 安永 7 年 7 月 13 日 通詞
特定せず	岩永安左衛門		不明
特定せず	高原伝八		不明
特定せず	松岡忠右衛門		不明
特定せず	手束栄介		不明
特定せず	神宮吉蔵		不明
特定せず	赤木橘郎次		不明
特定せず	小田四郎兵衛		天明 2 年 2 月 7 日 「五人通詞」
特定せず	小島伊兵衛		不明
特定せず	飯束又三郎		不明
特定せず	鈴木伝蔵		宝暦 14 年 処刑
人馬方	白水又右衛門		安永 3 年 5 月 1 日 不明 寛政 9 年 2 月 20 日 「五人通詞」
合計	47 人	うち「通詞中」15 人	21 人

（この表は、田代和生『日朝交易と対馬藩』（前掲）（2007）の表 3-5〔宝暦 14 年（1764）通信使来日時随行通詞と役割〕の表に史料「通詞（仮）」（前掲）の分析結果を追加したものである。田代は、宗家文書「宝暦信使記録」（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵）、宗家文書「朝鮮詞稽古御免長」（韓国国史編纂委員会所蔵）などを引用している。田代（2007）176。）

実際、これに先立つ宝暦 10 年（1760）10 月からは、朝鮮御用支配の命令で朝鮮語の試験が行われ、この試験で優秀だと認められた者には「詞稽古札」（稽古許可証）が与えられた³⁹。

通詞のなかでも職階が細分化されており、公式の場面では「通詞中」の中でも上位職階の人が割り当てられた。公式の場面における通詞の仕事とは、朝鮮語だけではなく朝鮮の風習や礼儀、知識などを習得していることが要求された。

³⁹ 厳原町誌編集委員会編（1997）613-4。

3.3 朝鮮語通詞の昇進および、社会的地位について

3.3.1 「通詞中」の昇進

「通詞中」における階級の昇進は、通詞の人数が限られているため、「通詞中」の中、誰かが辞任か転職をしない限り昇進することは難しいことであった。

昇進の手順としては前に述べたように、「御免札」→「五人通詞」（或いは、「八人通詞」）→稽古通詞→本通詞→大通詞の順で行われていた。下級職階にあった人が、早い昇進により先に上級職階にあった人を追い抜くような事例は見られるものの、昇進階梯の順序を破った事例は確認できない。

ここでは、昇進が最も早かった小田常四郎と小田幾五郎、二人の人物の事例を考察したい。

3.3.1.1 小田常四郎の事例

小田常四郎は、明和元年（1764）の朝鮮通信使来日の時、稽古通詞として活躍した。しかし、明和4年に通詞であった彼の父與兵衛茂が法度に触れたことで、常四郎の父だけではなく、常四郎も「通詞中」での職を失った。さらに、「六十人」格も失った常四郎は、町人として臨時で雇われることになった。しかし、通詞の役を果たす人が少ないという状況において、その人柄や朝鮮語の能力が高く評価されたため、彼は再び通詞に返り咲くことができたのである。経歴をまとめると以下の様になる。

宝暦7年	「五人通詞」に雇用
明和元年	朝鮮通信使（稽古通詞）
明和4年6月29日	稽古通詞
同年10月4日	稽古通詞

(父の通詞與兵衛が違反を犯したので、常四郎も稽古通詞の職と「六十人」格を失う)	
明和 5 年 2 月 9 日	町人（雇通詞として活躍）
同年 6 月 26 日	御雇通詞
明和 6 年 1 月 16 日	御雇通詞（通詞として召し抱えられる）
明和 7 年 9 月 13 日	通詞（通詞として活躍）
明和 9 年 4 月 13 日	通詞（「六十人」格を与えられる）
安永 3 年 2 月 28 日	大通詞になる

常四郎の能力は高く評価されていたため、復帰時は「五人通詞」ではなく再び稽古通詞に任命されその翌年に本通詞に、5 年後には大通詞になる。

3.3.1.2 小田幾五郎の事例

小田幾五郎（1754～1831）は、「象胥紀聞」や「草梁話集」などを著述した通詞で、その人物ならびに著書については様々な研究者により、詳しく分析されている⁴⁰。幾五郎は雨森芳州の提案で開設された朝鮮詞稽古所に学んだ。安永 3 年（1774）朝鮮詞稽古札であった幾五郎は、2 年後「五人通詞」になり、3 年後に稽古通詞へ昇進した。経歴をまとめると以下の通りになる⁴¹。

宝暦 4 年 11 月 28 日	出生
明和 4 年	朝鮮へ渡り、朝鮮語を習得 朝鮮詞稽古所で修業
安永 3 年	朝鮮詞稽古札
安永 5 年	「五人通詞」
安永 8 年	稽古通詞
寛政元年	本通詞

⁴⁰ 小田幾五郎・栗田英二訳『象胥紀聞-대마도통사가 본 18 세기 한반도문화』（象胥紀聞—対馬通詞がみた 18 世紀朝鮮半島文化）（ソウル：이회문화사（以会文化社）2005）； 田代（1991）83-4、許（2007）88-117。

⁴¹ 許（2007）「＜表 4＞小田幾五郎略年譜」（90-1）参照。宗家文書「通詞（仮）」参照。

寛政 6 年	「象胥紀聞」著述。
寛政 7 年	大通詞（「象胥紀聞」の著述に対し、褒美が与えらる。）
寛政 8 年	「草梁話集」著述
文政 6 年	御役御免、詞稽古指南役頭取
天保 2 年	「通訳酬酢」著述・死亡

幾五郎は本通詞という重職を務めながら、傍らで著述を作成できるような優秀な者であった。「象胥紀聞」を著した翌年に、これに対し対馬藩から褒美として公木（木綿）1 疋が与えられた事実が史料に残っている。

【資料 3-7】⁴²

（寛政七年）

同年十二月十四日

通詞

小田幾五郎

右者安永五丙申年五人通詞ニ被召抱候、已後は迄多年之間重キ御用筋通
譯数多被仰付候処、何レも心之及令精勤、其筋成就之条々不少候、就中
通詞之義言訳之精熟者不及申人柄実直ニ無之候者、御用間大切無限事ニ
候処、幾五郎儀通訳方功を積候上、人柄格別実直ニ有之、衆人ニ勝連候
勤方と相聞、寄持之至候、依而此節大通詞被仰付候、尤今程御用も有之
候事故、今替リ在留被仰付候、猶又入念可相勤旨可被申渡越候、以上、

十二月十四日 朝鮮御用支配

岩崎右平殿

⁴² 宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。寛政 7 年 12 月 28 日付。

御勘定奉行所

可被得其意候

朝岡要殿

(省略)

(寛政七年)

同年十二月廿四日

大通詞小田幾五郎象胥紀聞令編集差出候付、公木壺疋被成下、御褒美之
部ニ出之、

なぜ、幾五郎に褒美を与える直前に大通詞へ昇進させたのかその理由は不明であるが、彼の朝鮮語の能力と朝鮮に関する知識が評価されたことは確かである。当時、既に二人の大通詞がいた（小田常四郎と吉松清右衛門）にも係わらず、藩は小田幾五郎を大通詞へ昇進させたのである。

3.3.2 朝鮮語通詞の社会的地位

対馬藩は、昇進とはまた違う形で「通詞中」に報奨を与えていた。此の節では、対馬藩がどのような方法で「通詞中」を奨励していたのかを考察したい。

3.3.2.1 帯刀の許可

「通詞中」のなかでももっとも地位が高くて、これ以上昇進ができない大通詞に対して対馬藩は特別な報奨を与えた。この節では、大通詞であった吉松清右衛門と小田常四郎の事例を通じて対馬藩が大通詞に与えた特別な報奨について論じる。

吉松清右衛門（寛政 12 年 3 月 20 日）

清右衛門は、宝暦 14 年（1764）朝鮮通信使が来日したとき、「八人通詞」として活躍していた。その経歴をまとめると次のとおりである。

宝暦 11 年	「五人通詞」に雇用
宝暦 14 年	朝鮮通信使（八人通詞）
明和 5 年	「六十人格」授与（八人通詞）
明和 8 年 10 月 19 日	倭館勤番（稽古通詞）
安永 6 年 5 月 3 日	長崎漂民迎通詞（本通詞）
安永 7 年 12 月 24 日	大通詞へ昇進
天明元年 12 月 21 日	母の死亡（慰労金米 2 俵）
寛政 3 年 10 月 2 日	妻の死亡（慰労金米 2 俵）
寛政 12 年	帯刀の許可（大通詞）

彼は約 40 年間「通詞中」として働いていた。その清右衛門に対し高く評価した藩は、寛政 12 年（1800）3 月 20 日帯刀特権を与えた。

【資料 3-8】⁴³

（寛政十二年）

同年三月廿日 大通詞

吉松清右衛門

右者去ル宝暦十一辛巳年、五人通詞被召抱、勤向相応有之候付、段々繰上被仰付、是迄四拾ヶ年令精勤、尤朝鮮詞達者ニ有之、第一人柄實正之者ニ而、多年之勤中ニ者様々重キ御用筋も相勤、且訳官渡航数度之儀ニ

⁴³ 宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。寛政 12 年 3 月 20 日付。

候処、何レも御用無滞様、格別令心配、将又御国朝鮮ニおみて仕立之者
江詞指南方等多年之間、無油断加教諭、且自己之分限を相守、一途ニ通
詞方ニ踏はまり、氣楯宜、御用筋太切令精勤候段奇特之心得方ニ付、是
迄之被称勤劳、帶刀御免被仰付間、猶追往々心を用候様、可被申渡候、
以上、

三月廿一日

年寄中

大嶋七左衛門殿

与頭衆中

大目付中 可被得其意候、

朝岡要

史料「通詞（仮）」では、もう一人の通詞にも帶刀が許されていた。安永2年（1773）2月21日の記録によると、大通詞の表最兵衛の忠実な働きを認めた藩が帶刀を許している。帶刀を許すことは世襲なのか一代のみなのかはいまだ不明だが、大通詞に対して与えた特別な褒賞であったことは確かである。帶刀が許されたことで、彼らの地位が武士と同じになったとは思えないが、町人の中での地位は高くなったと考えられる。

小田常四郎（寛政12年8月2日）

上で挙げたように、常四郎は華麗な経歴をもっている。明和元年（1764）朝鮮通信使の来日のとき、常四郎も同じく「通詞中」として勤めた。その際、常四郎は稽古通詞であった。父が不法を犯し、常四郎は一時期職と身分を失ったが、その人柄との能力で再度「通詞中」に復帰することができた。寛政12年、長年忠実に働いていた彼に藩は報奨を与えた。

【資料 3-9】⁴⁴

寛政十二庚申年

八月二日 大通詞

小田常四郎

右者去ル宝暦七丁丑年、五人通詞被召抱、其後安永三甲午年、大通詞被仰付候方追々重キ御用筋ニ被召仕候处、格別御用立、殊、先達戸田頼母館守再勤被仰付候程之御用中、常四郎ニ無之候而者、難相叶、仍而其節之勤番ニ被召仕、入組たる御重用雖多端ニ候、言詞之精熟積年之勤功を以、段々之御用筋令調熟候様、通弁方尽心力令精勤、尤、人柄格別実直ニ有之、平日勤方宜敷所方判事共ニも能々令信服居候故、重キ御用筋も無滞様相勤、将又通詞仕立之者も、右之志操を慕ひ、自然と志を据候様、押移、此所ニ至候而者、一己之事ニ無之、一体ニ押戻、不等関心入ニ候段、筋々方委細申出無相違相聞候、然処段々及老年、先日令帰国候迄、相煩令難義居候と相聞候付、此節御憐愍を以、是迄四拾四ヶ年之間、御用便に相成候口々数多之義ニ有之衆人ニ勝候勤方ニ付、右之勤勞を被称、不容易義なから次男大小姓迄之侍養子御免被仰付候間、此旨可被申渡候、以上、

八月二日 年寄中

大嶋七左衛門殿

与頭衆中

大目付中 可被得其意候、

朝岡要殿

⁴⁴ 宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。寛政 12 年 8 月 2 日付。

史料に記述されているように、常四郎の次男は武士の養子に入った。侍の養子となることは、士農工商の秩序に基づいていた江戸社会では特別に荣誉のある報奨であったといえよう。

3.3.2.2 「六十人格」の授受

帯刀の許可や武士の養子になることだけでなく「六十人」格も報奨として数えられる。これは特別な貿易上の特権であり、朝鮮との貿易が許可される資格であった。

「六十人」とは、本来宗氏に仕える武士であったが、対馬に来島するにあたり「町人」となった朝鮮との貿易が認められた特権商人グループである。近世の城下町が形成される時も、年行司・町乙名などの町役人につくとともに、特権商人として藩と深く関わった。彼らの交易権については、『厳原町誌』によると次のようである⁴⁵：

1. 小送使の権利を割り当てられ、若輩者は往来の切手がなくても朝鮮渡航が許可されていたこと、
2. 商売は御法度外の武具のほかは自由に持ち渡って商売をし、朝鮮より人参、虎皮、金襴の他は船賃銀を差し上げて商売をしたこと、
3. 町人代官として倭館に派遣された者もいて、その時には運上銀を出していたこと、
4. それらの利潤銀と大小送使の助成で商業を営んでいたこと、
5. 柳川事件以降は、杉村采女殿の支配筋が仰せ付けられ、小送使、その他町中の仕来りの商売の権利の差上げが命ぜられた。

⁴⁵ 厳原町誌編集委員会編『厳原町誌』対馬：厳原町（1995-1997）625。

「六十人」格は通詞に報奨として与えられていた。史料『通詞（仮）』で確認できる事例を整理すると次のようになる。

明和 5 年 5 月 16 日	春田治介	通詞	六十人格
同日	吉松清右衛門	稽古通詞	六十人格
安永元年 4 月 13 日	小田常四郎	通詞	一生六十人格
安永 4 年 7 月 11 日	小田常四郎	大通詞	永々六十人
同日	丸嶋信蔵	通詞	永々六十人
同日	今津儀之介	稽古通詞	永々六十人
同日	中嶋十郎治	稽古通詞	永々六十人
天明 2 年 12 月 29 日	牛田善太郎	御免札	六十人格

彼らは、長年にわたり通詞として忠実に任務を果たしたため「六十人格」「一生六十人格」、または「永々六十人格」が与えられた。このように「六十人格」が設けられたのは、日朝貿易の全盛期、元禄期の頃である。

元禄 4 年（1691）、24 人の商人が対馬藩主を訪れた。彼らの出身地は、対馬や田代、大坂、京都など、様々なところであり「六十人」のグループには属していなかった。しかし、その中には、町乙名役や、長崎買物役をする商人もいて、藩は彼らを「六十人」に準ずる働きをする商人だと認め、彼らに「六十人」のような商売特権を与えるため、新しく「一生六十人格」「一代六十人格」「由緒竈」「一代六十人」という制度を設けた。新六十人になるには、「由緒竈」→「六十人格」→「一代六十人」→「新六十人」という過程を経る必要があった。

ここで注目したい人物は、大通詞の小田常四郎である。彼は、明和 4 年（1767）から安永 3 年（1774）まで、丸 8 年にわたる史料において小田常四郎の職位は大きく変わっている。なぜこのように大きな変化があったのか、この人物を通じて通詞に与えられた「六十人格」について考察したい。

史料「通詞（仮）」で常四郎が初めて登場するのは、明和 4 年 6 月 29 日のことであり、その時、彼は稽古通詞であった。彼はまた、同年の 10 月 4 日にも登場し、その時も稽古通

詞である。しかしその翌年、明和 5 年 2 月 9 日では町人として「雇通詞」（臨時通詞）として雇われた。そして、明和 6 年には雇通詞から通詞になっている。彼の職位に変化が起こった理由は以下の通りである。

【資料 3-10】⁴⁶

明和九壬辰年

四月十三日 通詞

小田常四郎

右者先年父与兵衛無調法之依科稽古通詞六拾人共被召放候処、去ル子年
訳官渡航之節、通詞人少ニ付、御雇通詞被仰付帰帆之節駕船方朝鮮へ被
差渡、直ニ勤番通詞被仰付、去ル丑年通詞被召抱候処、今程専御用立令
精勤ニ付、此節六拾人格被仰付被下候様、朝鮮方頭役中より申出、常四郎
代専御用立相勤候与相聞候付、御仁恵を以、当節一生六拾人格ニ被仰付
候間、猶又以来令精勤候様可被申渡候、已上、

四月十三日 年寄中

樋口左金吾殿

大目付中 可被得其意候

朝鮮方頭役中

明和 4 年、常四郎が稽古通詞を解雇され、一時期彼の父與兵衛茂が法度に触れたことで、

⁴⁶ 宗家文書「通詞（仮）」韓国国史編纂委員会所蔵。明和 9 年 4 月 13 日付。

職と共に「六十人」の商売特権も失ったが、通詞の役を果たす人が少ないという状況と、彼の人柄や朝鮮語の能力が高く評価されたため、彼は再び通詞になり最終的には「六十人格」も取り戻すことができ、大通詞にまで昇進した。

この史料によると、通詞という任務は様々な理由で雇用されることも解雇されることもあるが、朝鮮語の能力があれば失った商売特権を取り戻し、大通詞に昇進できることが読み取れる。つまり、「六十人格」は罰として剥奪されることもあり、褒美として与えられることもあった。また、高い職位である大通詞になる以前、すでに「六十人格」が与えられることが多い理由は、私貿易の特権を報奨として利用したことが推測できる。つまり、対馬藩は通詞に報奨か褒賞として朝鮮と貿易する権利を与え、藩の財政負担を増やさず、通詞の役人を確保し、対朝鮮関係を維持する方法をとっていたと考えられる。

また、天明期（1781～1789）に入ると大飢饉などで、「古六十人」・「六十人」・「六十人格」を藩へ返上するものが相次いだ。天明 8 年（1788）に 4 人が返上し、寛政 7 年（1795）には、27 人が返上した。藩は不景気を脱するべく優秀な通詞に報奨として「六十人格」を与えた。

3.4 小まとめ

本論文では、朝鮮と対馬藩の間で通訳として働いていた通詞についてその基礎的なことについて考察した。通詞の任務の性格は主に三つに分類できる。倭館関係、朝鮮通信使関係、そして、朝鮮漂流民送還に関する業務である。朝鮮通信使や漂流民送還は、近世日本にとっては限られた対外関係の一部であり重要な任務であった。朝鮮漂流民送還に関しては、幕府は直接には関わっておらず、主に対馬藩に一任していた。そのような状況の中で、対馬と朝鮮のことをよく把握している対馬の朝鮮語通詞が通訳として活躍していたのは大きな意味がある。

本稿では、宗家文書「通詞（仮）」を中心に明和 4 年から寛政 12 年における通詞の役割や職階、また報奨について考察した。漂流民送還に関する仕事と長崎や朝鮮倭館における

勤番には、主に「通詞中」の人がその任務に就いていた。しかし、「通詞中」の「八人通詞」が五人に減った安永 2 年を起点として、通詞職の構成も変化していくことになった。元々、天明元年朝鮮通信使を備えて設置された「八人通詞」は、安永 2 年に「五人通詞」に替わった。「五人通詞」になってからは、朝鮮漂流民送還に関する仕事や朝鮮勤番、または長崎勤番の仕事には「通詞中」に属していない「御免札」や「六十人」家の者、平町人などが数多く携わっていた。「通詞中」の定員数は限られていたため、当時、倭館における交易と漂流民送還のため朝鮮語通詞の増員を要求されてはいたが、臨時的に「通詞中」以外の者が朝鮮語の能力に応じて雇用されることになる。つまり、対馬藩は「通詞中」の人数を増やさずに「御免札」を登用するなどして、朝鮮語ができる人材をうまく利用し対応したのである。

能力がある通詞は、その報奨として昇進を許される場合がある。昇進は、「通詞中」における職階が高くなる場合と、対馬藩において身分が上昇する場合があった。朝鮮貿易の全盛期が過ぎた頃、対馬藩は報奨として優秀な通詞に「六十人格」を与えるなど、財政負担を増やさず、通詞の役人を確保し朝鮮との活発的な交流を取り戻そうと努力した。また、優秀な通詞には「六十人格」だけではなく、その息子を武士の養子にさせるなど、対馬藩は通詞に対し様々な特権を与えた。

第4章：明治期における朝鮮語教育の転換

産業革命後、世界は新帝国主義に向い、ヨーロッパ諸国は次々とその勢力を拡大した。その結果、西洋の列強国は東アジアに対し通商を要求し、圧力をかけた。これを成因として、1840年に起ったアヘン戦争は、中国はもちろんその隣国にとって非常に驚くべき事件であった。また、1860年にイギリスとフランスの連合軍により北京が陥落された⁴⁷。イギリスに敗れた中国の姿はただ他国の話ではなかった。ヨーロッパ諸国の勢力が日本や朝鮮にまで広がるのは時間の問題であった。

日本では、嘉永6年（1853）にアメリカの海軍提督マシュー・C・ペリーが軍艦を率い、浦賀に現れた。アメリカの武力による脅威に屈した徳川幕府は翌年（1854）にアメリカと日米和親条約と締結した。また安政5年（1858）年にはアメリカと日米修好通商条約を結んだ。その後、日本はロシア・オランダ・イギリス・フランスとも条約を結び、200年以上続いてきたいわゆる鎖国政策は崩れたのである⁴⁸。そして、明治元年（1868）維新政府が成立された。

⁴⁷ 金敬泰「정치적 변동과 민족국가 수립운동」（政治的変動と民族国家樹立運動）姜万吉外編『韓国史』11巻（韓国史）ソウル：ハンギルサ（1995）83。

⁴⁸ 同上、83。

一方朝鮮では、約 500 年間続いた朝鮮王国が 19 世紀の後半になって外国から開港の圧力を受けた。外国からの圧力はある程度予想されていた。高宗 3 年（1866）8 月、フランス軍 3 隻が朝鮮の江華島に現れた。これは同年正月、朝鮮におけるカトリック教弾圧の際、9 名のフランス人宣教師が処刑されたことに対する抗議のためであった。しかし、フランス政府の狙いは、抗議よりも武力的な門戸開放で、朝鮮の水軍を攻撃し、西川へ進入したが、本格的な侵略の準備のため一旦撤退した。2 ヶ月後朝鮮の江華島に上陸したフランス軍は朝鮮政府に通商を要求した。しかし、朝鮮軍に鎮圧され同年 10 月に朝鮮より撤退した⁴⁹。

同年 8 月、アメリカと朝鮮の間ではジェネラル・シャーマン号事件が起った。この事件はアメリカの商船が平壤に現れ通商を要求したが、平壤軍民により焼き打ちされた事件である。それから 5 年後、この事件が原因となって米国の政府は朝鮮に武力を行使してでも開港を迫ると決定、アメリカのアジア艦隊司令官ジョン・ロジャーズの率いる軍艦が江華島に潜入したが、朝鮮側の頑強な抵抗を受け、朝鮮を開港させる計画は水の泡になった。事件後、朝鮮側は興宣大院君の政権で軍事力を強化し、鎖国政策を展開した⁵⁰。当時、興宣大院君は進歩的な政策を採るより、鎖国攘夷政策を採った。日本の維新政府ができてからの対日関係も保守的な傾向は変わらず、結局、高宗 12 年（1875）年江華島事件が起こり、同 13 年（1876）1 月 17 日に日朝修好条約が締結された。その後、朝鮮は次々と外国と条約を結んだ。この過程で明治期まで朝鮮との外交権を保有していた旧対馬藩家臣は、維新政府の外務省に採用され王政復古を通告する書契を朝鮮へ渡すことを命じられた。しかし、この書契問題が解決できず、廃藩置県（1871）以降、外交権と倭館を外務省に接收された。

この時代の流れの中、対朝鮮外交権はもちろん、日本における朝鮮語教育も維新政府に管轄下になった。この章では明治における朝鮮語教育について考察する。

⁴⁹ 國史編纂委員会編（國史編纂委員会編）『韓國史』（韓国史）16 ソウル：國史編纂委員会（國史編纂委員会）（1983）84。

⁵⁰ 金敬泰「정치적 변동과 민족국가 수립운동」（政治的變動と民族国家樹立運動）、姜万吉外編（1995）84。

4.1 明治初期外国語教育機関について

幕末期より欧米から開国の圧力を感じた日本は、海外における学術や文化の導入を進めた。海外の文明を導入するには、外国語の習得が必須であった。維新时期日本では主に英語・独語・仏語・露語・漢語などが学習されたが、朝鮮語も近世から続いて学習されていた。

維新政府が出来てからまもなく外務省は通訳官の育成に力を入れた。明治3年(1870)5月3日に、外務省では省内に漢学所を開設する提案があった。資料によると、漢語に優れた者や、長崎で唐通事であった者に教師を命じ、生徒は年齢11歳から17歳のあいだで30人を選抜し、入学させ食費を支給することにした⁵¹。一方、同年8月27日に洋語学も共に学べるように提案した。その時、生徒の年齢を12歳から15歳に変えた。

【資料 4-1】

近來英仏等通弁ノ者甚人少既ニ頃日外国公使ヨリ神奈川県庁通弁ノ者一名借用セント事ヲ請フ然ルニ同県人少ナルヲ以テ諾セサレトモ再応ノ請求止ヲ得ス終ニ貸遣シ爾後長崎県ヨリモ通弁ノ者少負ナルヲ以テ以來他所ノ使役ヲ固ク辞ス加之南校モ亦当今ノ軀ニテハ通弁ノ者得業ノ様子モ無ク此軀ニテ両三年ヲ経ルニ至ラハ各港其他大ニ支障ヲ生スルハ必然ナルベシ因テ本省中ニ即今ヨリ年甫十二三ヨリ拾四五歳マテ伶俐ノ少年ヲ選シ人員凡三十名許モ集メ通弁ノミー向ニ習学サセナハ三箇年ヲ俟タシテ本業従事ノ者モ追々出来スベク尤右学科中英仏独逸語トモ習ハセ且師範ノ者ハ何レニモ外国人ナラデハ其授業ノ益ナケレハ雇入許容アラセラレン事懇請ス少年ハ百事投却通弁一式ニ研究サセシメ固ヨリ公用ノ為ノ習学ナルヲ以テ聊宛ノ手当支給アラハ本省中小學局ヲ開キ連綿人材ヲ育ツ之ヲ以テ各港ニモ差配スヘシ如右通弁者牒底ニテ時々支障少カラサ

⁵¹ 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』（上）東京：原書房（1969）76-7。

レハ過ニ許容アラン事ヲ請フ⁵²

明治4年（1871）2月2日省内には洋語学所が、同月8日には漢語学所が開設された。どちらも通訳官を養成するため設置された外務省語学所である。洋語学所の督長は那田辺少記で、教導は2人の外国人（ヘートンジョートン（米国）・ジュリーヌウッチコースキ（波蘭））を含む6人、教授手伝も6人いた。漢語学所は教導1人、教佐3人、助読1人、熟佐が1人で、洋語学所よりは人数は少ないが、体系的であったと考えられる⁵³。

4.2 外務省による朝鮮語教育

朝鮮語の場合、近世から朝鮮語を上手に操るものが対馬に存在していた。対馬藩の儒学者である雨森芳洲（1668～1755）により、享保5年（1720）朝鮮詞通詞養成所が対馬藩府中に設立された。優秀な学修生は釜山倭館へ渡航し、実際に言葉を身につけた。江戸時代対馬藩で朝鮮語を学んだ通詞の役割は主に倭館における通訳の任務（主に貿易関係）、漂流民送還、朝鮮通信使の通訳の三つである。

しかし近世の日朝交隣関係に基づく漂流民送還は日朝修好条規（1876）締結まで続き⁵⁴、朝鮮通信使は文化8年（1811）が最後となり、また近世対馬藩が担当していた日朝関係は、その役割が対馬から維新政府に移され、通詞は維新政府の外務省と朝鮮政府のあいだで通訳を担当することになった。近世における対馬藩の朝鮮語通詞が商人出身であったことを考えると、外務省にとって通訳者の育成は重要な課題であった。

廃藩置県（1871）が実施され、それまで朝鮮との貿易や、朝鮮語の通訳を担当していた

⁵² 同上、77-8。

⁵³ 同上、78-9。

⁵⁴ 李薫（2000）261。（1878年から日本に漂着した朝鮮人の送還費用は朝鮮政府が持つようになった。1887年から漂流民は送還費用を自分で負担するようになった。）

対馬は佐賀県に属することになった。これにより、対馬は唯一の役割であった対朝鮮貿易の特権を失った⁵⁵。しかし、対馬の役割はなくなったとしても、日本の朝鮮との対外関係政策の為に、朝鮮語通詞だけは一層必要とされた⁵⁶。廃藩置県に従って既成の朝鮮語通詞の待遇問題などがあり、外務省は年間 300 円の予算で対馬厳原に韓語学所を設立することを決めた。この韓語学所は明治 5 年 10 月 25 日に厳原の光清寺（東本願寺）に開校された⁵⁷。

4.2.1 韓語学所について

廃藩置県により対馬藩主の日朝通交にかかわる家役は外務省管轄になり、歳遣船は廃止された。そして、朝鮮通詞に俸給の支払いができなくなった。そこで、朝鮮通詞に対する処遇の一策として、その子弟のうち有能な者を選んで外務省の韓語学所の生徒とし、体系的な朝鮮語教育を行うことを計画した⁵⁸。明治 5 年 8 月 18 日に外務卿副島種臣が正院御中に対馬の厳原に朝鮮語学所を設置することを提案した。

【資料 4-2】⁵⁹

○朝鮮語学校設立

伺之通

壬申八月廿五日

朝鮮語学ノ儀元厳原藩ニ於テ後來世話致シ居候処、当分廃絶相成居候ニ
付テハ過日来申上置候通、壹ヶ年凡三百円位ヲ目的トシ厳原ニ於テ朝鮮

⁵⁵ 具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」『韓』5-12（1976）103。

⁵⁶ 同上、106。

⁵⁷ 同上、108。

⁵⁸ 月脚達彦「朝鮮語」東京外国語大学史編纂委員会編『東京外国語大学史』東京：東京外国語大学（1999）956。

⁵⁹ 在釜山日本総領事館編『朝鮮事務書』釜山：在釜山日本総領事館（1867-1874）、以下『朝鮮事務書』13 巻。

語学所被設置候様イタシ度、右教授方ノ儀ハ是迄本省十一等出仕廣瀬直行儀此度出仕差許シ、更ニ同人二十四等給ヲ賜リ教導申付為助教等外ノモノ尅人差置可申候就テハ右御入用差向候分ハ此度持越候御用金ノ内ヨリ一時仕払と置カセ可申ト存候、此段相伺候也、

壬申八月十八日 外務卿副島種臣

正院 御中

外務卿副島種臣は年間 300 円を予算かけ、朝鮮語学所を設立して、元対馬大通詞の廣瀬直行（当時外務省十一等出仕）教授に任命し、助教授を 1 人付けることを提案した。この提案は認められ、明治 5 年対馬の厳原に朝鮮語学校（韓語学所）が設立された。定められた規定は以下のようなものである（【資料 4-3】）。

【資料 4-3】⁶⁰

○厳原朝鮮学所規定

○ 規定

一、毎日朝八字入齋午後三字退散但シー六休暇タルヘシ、

一、生徒中一名順次ヲ以テ当直ヲ勤ムヘシ、

一、当直ハ朝七字入齋席ヲ清メ〔窓〕ヲ開キ茗水炉火ノ用ヲ便スヘシ齋中退散ノ後亦掃箒閉窓炉火ヲ治メテ而後退去スヘシ、

一、毎月十ノ日自朝九字乃至十字學術ヲ驗シ勤怠ヲ正シ以テ生徒ノ等級

⁶⁰ 『朝鮮事務書』15 卷。

進退ノ考ニ備フヘシ、

一、級ヲ分ツ二三等ヲ以テス熟初学ノ徒ハ等外ニ班シ練達精業ノ者ハ扱テ助教スハ小助教ニ任スヘシ、

一、生徒ノ勤ムル所専心慎勉其業ヲ修ムルヲ以テ要トス怠傲放逸身ヲ忘レ業ヲ忍ニスル者ハ速ニ之ヲ退クヘシ、

一、生徒嚴ニ酒ヲ禁スヘシ若シ之ヲ確守スルシ能ハサル者亦之ヲ退クヘシ、

一、病痾又ハ事故アリテ覺ニ入ル能ハサレハ則其趣ヲ筆シ以テ当直ニ告ヘシ若シ事ニ托シ不勤ノ徒ハ覺中ニ止メテ十日ノ宿直ニ当ヘシ、

一、覺中日涉雜務等生徒中其任ニ耐ヘキ者ヲ擇ミ之ヲ弁理セシメ教授之ヲ総掌スヘシ、

一、教授及生徒ハ朝鮮漂民ノ間情并通弁其他送還等ノ事ニ至マテ凡テ督長ノ指揮ニ從ヒ之ヲ務ムヘシ、

授業は毎朝 8 時から午後 3 時までで、毎日学生一人が順番に当直になり、1 時間早く学校へ来て、掃除などの授業準備をする。毎月 10 日の日には午前 9 時から 10 時まで試験が行われた。規則は厳しく、勉強に精を出さない者や、飲酒する者は退けられた。同史料に載せられた「学課⁶¹」（明治 5 年 11 月付き）によると、「（省略）一、従前ノ等級ヲ廢シ更ニ上中下三等合テ七級及ヒ員外ノ七級ヲ設制スヘシ、（省略）」とあり、以前雨森芳洲によって設立された朝鮮語学校（通詞養成所）の規則を変え、等級を七つに分けた。また、員外の人でも才能がある者には入学を許した。そして、指導者として督長（外務省出張の官員）1 名、教授（官員及び雇士）1 名、助教（従雇士及び生員中）1 名、少助教（従雇士

⁶¹ 同上。

及び生員中) 1 名が置かれ、生徒の定員は 30 名で、上等は 1 級・2 級・中等は 1 級と 2 級、また下等は 1 級・2 級・初級・等外 1 級に分けられた。

生徒の中から、他の生徒を監視し、教授に報告させる「監佐」を 1 人選んだ。員外の人
も 7 級に分かれていて、毎月 15 点の問題の試験が 6 回行われ、15 問の問題のうち 15 点を
もらう者は 1 級、14 点は 2 級、13 点は 3 級、12 点は 4 級、11 点は 5 級、10 点は 6 級、9
点は 9 級、そして 8 点以下は無級に分かれていた⁶²。「学課」には「(省略) 一二級ヲ得三
月均平尚其級ヲ保ツヲ得ルモノハ及褒奨ヲ加フヘシ、(省略)⁶³」とあり、1 級か 2 級を 3
ヶ月維持する者には褒奨が与えられた。外務省の史料『朝鮮事務書』15 巻によると、明治
5 年の学生は員外も含めて 35 名いた。上等 1 級は 1 ヶ月に学費を 2 円 2 歩支給され、上等
2 級は 1 ヶ月に 1 円 1 歩、中等 1 級には 2 円、中等 2 級には 1 円 3 歩、下等 1 級には 1 円 2
歩、下等 2 級には 1 円 1 歩、下等初級には 1 円が、等外には 2 歩が支給された。

【表 4-1】学資支給生氏名等級

等級	学資支給	生徒
上等 1 級	2 円 2 歩	欠員
上等 2 級	2 円 1 歩	川本政太郎
中等 1 級	2 円	梶山嘉一
中等 2 級	1 円 3 歩	欠員
下等 1 級	1 円 2 歩	中村庄次郎
下等 2 級	1 円 1 歩	川本準作
下等初級	各 1 円	吉松豊作、長村房次郎、浦瀬忠太郎
等外	2 歩	藤井利助

(この表は、『朝鮮事務書』15 巻の内容に基づいて著者が作成したものである。)

員外の者には学費が支給されなかったが、その人数は 27 名もいた。

⁶² 同上。

⁶³ 同上。

【表 4-2】員外生徒の学資支給生氏名等級

等級	員外生徒
1 級	欠員
2 級	大石又三郎
3 級	浅山顕蔵・阿比留祐作
4 級	谷伝蔵
5 級	津江直助・倉田文治・黒岩清美
6 級	吉副喜八郎・古藤昇一郎・吉村平四郎・武田甚太郎・大石圭三・井孫太郎
初級	武田邦太郎
無級	阿比留嘉吉・中村門助・平田奥四郎・山田延太郎・多田剛二郎・梅野習吉・番幾太郎・幾度省三・高瀬一郎・貝江淳太郎・久和馬太郎・小川■〔谷＋虎〕三・井上光太郎

（この表は、『朝鮮事務書』15 巻の内容に基づいて著者が作成したものである。）

通常学生を監視する監佐は員外生徒から選ばれ、3 級の浅山顕蔵、また 6 級の古藤昇一郎が任命された。「厳原朝鮮学所規定」に記載されているように「（省略）一、教授及生徒ハ朝鮮漂民ノ間情并通弁其他送還等ノ事ニ至マテ凡テ督長ノ指揮ニ従ヒ之ヲ務ムヘシ、」学生は朝鮮人漂流民送還に携わっていた。韓語学所についてまとめると以下のようなものである。

【表 4-3】韓語学所

時期	明治 5 年～明治 6 年	
場所	対馬厳原光清寺	
管轄機関	外務省	
目的	日本の政策のため朝鮮語が必要となるので。	
一年予算	300 円	
職員	督長（教授）・助教・小助教	
学生対象	士族の子弟、既成通詞	
時間割	午前 8 時～午後 12 時	語学・句読
	午後 12 時～午後 1 時	休憩
	午後 1 時～午後 3 時	編文・会話
休みの日	毎月 1 と 6 の日	

	(1 日・6 日・11 日・16 日・21 日・26 日。＊31 日際外)
試験	毎月 5 と 10 の日 (5 日・10 日・15 日・20 日・25 日・30 日。) 午前 9 時～午後 1 時

(この表は、『朝鮮事務書』15 巻、具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」(前掲)(1976)、稲葉継雄「日本人の朝鮮語学習史(明治期～1945 年)」(前掲)(1982)、松原孝俊・趙真璟「厳原語学所と釜山草梁語学所の沿革をめぐって」(前掲)(1997)の内容に基づいて著者が作成したものである。)

しかし、より効果的に朝鮮語を教育させるため、明治 6 年(1873)韓語学所は釜山草梁公館へ移転する。

4.2.2 韓語学所の釜山への移転：草梁館語学所

厳原の韓語学所は開校 1 年後、草梁公館へ移された。その理由は、短期間でより効果的に言語を習うためと、学所が文部省所管になったからである⁶⁴。外務省としては、韓語学所の生徒 35 名から 10 名を選抜して、草梁公館へ派遣させ、そこで現地研修させた。この節では、釜山へ移転した草梁館語学所について考察する。

【資料 4-4】⁶⁵

第九百三十号 六月廿日達

客秋伺済ノ上対州表ニヲイテ朝鮮語所取設置候処、右ハ相廢シ更ニ朝鮮
国草梁公館ニ稽古通詞相備生徒凡七八名在館修学為致候ニ付、右入費ハ
朝鮮仮定額金五千円ノ内ヲ以取賄可申積ニ候就テハ是迄対州表朝鮮所へ
請取有之候、一ヶ年分定額三百円ハ昨秋九月来仕払来候ニ付追テ精算ノ

⁶⁴ 『朝鮮事務書』20、21 巻。具(1976) 114-5。

⁶⁵ 『朝鮮事務書』22 巻。

上大蔵省へ引合可申候間、此旨同省へ御達シ置被下度此段申上候也、

明治六年 外務丞輔上野景範

太政大臣三條実美殿

明治6年6月20日に外務丞輔上野景範は太政大臣三條実美殿へ生徒中7、8名の生徒を選び、朝鮮公館へ渡航させ、朝鮮語を研修させることを提案した。同じ内容を同年7月森山茂が外務卿副島に口陳で伝え、語学教授として荒川十四等出仕を提案した⁶⁶。そして、同年8月に朝鮮へ渡韓する生徒が決まった。

【資料 4-5】⁶⁷

◎渡韓内意申渡候稽古通詞姓名

浅山 顕蔵_{当二十四歳ト三ヶ月}

吉副喜八郎_{当二十八歳ト十ヶ月}

阿比留祐作_{当一九歳}

⁶⁶ 『朝鮮事務書』22 巻
口陳

[省略]

一、兼テ対州ニ被建置候韓語学所ノ義小生同所開帆ノ期ニ臨ミ生徒等紛々私論ヲ張り漸説得候ヘトモ猶将来取続方無覚束候間、右語学所ヲ廢シ更ニ朝鮮公館ニ稽古通詞ヲ置生徒中七八名人撰渡韓修学為致候義ニ相決シ此段廣津へ相達シ候、

但シ是迄語学所定額一ヶ年三百金モ相廢シ稽古通詞入費ハ惣テ公館仮定額中ヨリ仕賄候積リ、

一、右ニ付語学教授荒川十四等出仕渡韓被仰付候、

酉七月 森山 茂

外務卿副島大人閣下

⁶⁷ 同上、23 巻。

吉村平四郎_{当二十二歳ト六ヶ月}

大石又三郎_{当二十歳ト十一ヶ月}

武田甚太郎_{当一九歳ト六ヶ月}

津江 直助_{当十七歳}

武田那太郎_{当二十歳ト十ヶ月}

黒岩 清美_{当二十歳ト九ヶ月}

中村庄次郎_{当十八歳}

旧韓語学処生徒中ヨリ別紙ノ通願出候間一々面諭願ノ趣御聞届難相成段
ハ重々相示シ置候ヘトモ渡韓内意申渡シ候面々ヨリモ友情難黙止同敷歎
願書差出候間何卒出格ノ御評議相叶候儀ニ候ハ、如何様トカ語学取続候
様被令被下度於私之御願仕候也、

明治六年八月十日 廣津弘信

外務大少丞_{御中}

【表 4-4】草梁館語学所

期間	明治 6 年～明治 13 年
場所	釜山草梁公館僉官屋（のち大谷派東本願寺）
管轄機関	文部省
目的	日本で朝鮮語を学ぶよりは実地で学ぶほうが短期間でも、効果的であるため。
一年予算	5300 円（韓語学所の予算 300 円＋朝鮮国草梁公館定格金 5000 円）
職員	韓語学所とほぼ同じ。
学生対象	韓語学所の学生（士族の子弟、既成通詞）＊「稽古通詞」と称する。
学生数	10 名（予想した人数 7、8 名。明治 7 年より 4 名に減少。）
試験	毎月 3 回。
教材	『交隣数知』・『隣語大方』・『崔忠伝』・『春香伝』・『壬辰録』など。

（この表は、『朝鮮事務書』24 巻、具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」（前掲）（1976）、稲葉継雄「日本人の朝鮮語学習史（明治期～1945 年）」（前掲）（1982）、松原孝俊・趙真璟「厳原語学所と釜山草梁語学所の沿革をめぐって」（前掲）（1997）の内容に基づいて著者が作成したものである。。）

浅山顕蔵・吉副喜八郎・阿比留祐作・吉村平四郎・大石又三郎・武田甚太郎・津江直助・武田那太郎・黒岩清美・中村庄次郎が選ばれたが、下等 1 級の中村庄次郎を除いた 9 人の大石又三郎（2 級）・浅山顕蔵（3 級）・阿比留祐作（3 級）・津江直助（5 級）・黒岩清美（5 級）・吉副喜八郎（6 級）・吉村平四郎（6 級）・武田甚太郎（6 級）・武田那太郎（初級）が員外生徒であった。年齢は 18 歳から 28 歳（平均年齢 23 歳）のあいだで、漢語学校の生徒の平均年齢 13.5 歳（12 歳～15 歳）より平均年齢が 9.5 歳高い。学所の関係者は以下のようなものである。

【資料 4-6】⁶⁸

◎公館の勤務辞令

奥 儀 制

一代官兼務申付候事

同 人

稽古通詞督長課可心得事

明治六年十月

御用付

山之城祐長

⁶⁸ 『朝鮮事務書』24 巻。

別監申付候事

明治六年十月

御用付

荒川徳滋

幹伝官申付候事

同 人

稽古通詞教授申付候事

束田伊良

住永辰妥

荒川徳滋差支之節ハ助教可心得事

明治六年十月

御 用 所

奥儀制は一代官に兼務しながら稽古通詞督長課に命じられ、御用付山之城祐長は別監に命じられた。御用付荒川徳滋は幹伝官及び、稽古通詞教授に命じられ、束田伊良と住永辰妥は荒川徳滋を助けることに命じられた。

【資料 4-7】⁶⁹

規定

⁶⁹ 同上、24 巻。

一、午前第九時学席ニ出頭午後第三時格旁ニ追去スヘシ、

一、出席中謹慎勉強課業ヲ習学スヘシ壺モ他事難談ニ渉ルコトヲ許サス、

一、学課ヲ畔ヘ退旁ノ後従前習ヒ得タル韓書ヲ復読暗誦并皇漢洋ノ書籍ヲ涉獵シ普通楷行草字韓字等ヲ習書スヘシ、

一、毎日より一員宛順次ヲ遂テ当直ヲ勤ムヘシ、

但午前第八時出頭牖ヲ開キ席ヲ整ヘ水大ノ用ヲ弁理シ各員出頭前
昨日ノ日記ヲ一見シテ本日ノ

記ヲ起スヘシ各員退散後当日ノ難務ヲ録シ学席ヲ清掃シ火器ヲ検
シ祝融ヲ鎮定シテ而後退去ス

ヘシ、

一、日記簿ヲ設ケテ当日ノ事務ヲ記載スヘシ、

但記録ノ法ハ初ノニ其時ノ晴雨雪等次ニ出頭人名次ニ当日現在ノ事実
ヲ録ス當直ノ者仕之翌朝監

佐之ヲ校正シ教授之ヲ総理シテ毎月月且ニ前月ノ記ツ督長ニ遠ス
ヘシ、

一、日々ノ入費ハ当直ヨリ監佐ニ計リテ教授ニ申告シ教授ヨリ御用所ニ
上陳スヘシ、

但一小冊子ツ作り臣細ツ記載スヘシ、

一、各員内ヨリ公撰ツ以テ監佐一人ヲ挙ケ之ヲ各員ノ頭級ニ席セシメ在
撰中当直ヲ免スヘシ、

但此職ハ日々学業ノ勤怠ヲ監シ日記ノ漏泄ヲ補録シ試験簿ノ記事ヲ司
ルヘシ、

一、試験簿ヲ造リ毎月三回各員試験五否ノ黑白圈ヲ点スヘシ、

但シ監佐之ニ任シ月且コトニ点数ノ多寡ヲ計算記載シ教授ニ遣シ日記簿ト共後來等級進退ノ考照

ニ充ツ、

一、毎月十ノ日午前第九時ヨリ第十時ニ至ル暗誦十時ヨリ第十二時ニ至ル席上編文会話此日督長

臨席試験スヘシ、

一、病氣ニヨリテ欠席スル者ハ午前第八時迄ニ監佐ニ報シ監佐之ヲ糺シ教授ニ達スヘシ、

一、毎月一六日大ノ月卅一日ハ此例ニアラスヲ以テ休憩日ト定ムヘシ、

但シ休憩ノ意旨ハ連日修業ノ辛勤ヲ休解慰暢シ或ハ外ニ出テ運動逍遙シ士君子ノ情状

ニ恥サルノ適意爽快ヲナスヲ主トス妄リニ休日ヲ名トシテ奔走誼囂外人ノ輕侮ヲ取ルヘカラス、

右学課規定兼テ諭ホスル所ノ条マヲ遵守スル事能ハス督長教授明友等ノ教諭忠告ヲ客シス放逸無慚ノ品行アル者ハ退館申付候事、

以前、雨森芳洲により開校された朝鮮語学所のカリキュラムと基本的に似ているが、対象となる生徒の身分とその年齢が異なる。近世対馬藩で朝鮮語を学んだ生徒は商人グループであった「六十人」の子供で平均年齢 12.1 歳と若かったが、明治期に開かれた両学校（韓語学所及び、草梁館語学所）で学んだ生徒は士族で、平均年齢も 20.7 歳と、対馬藩で学んだ生徒より 8.6 年も高いのである。このことから、日朝関係における日本側の意志の変化をうかがえる。朝鮮との貿易を大事にしていた対馬藩にとって、朝鮮語という言葉は貿易

関係を維持するため重要な道具であった。貿易相手の朝鮮と友好的関係を維持するため生徒たちは幼少期から朝鮮の言葉だけではなく、朝鮮の風習も学んだのである。しかし、明治期に入ると、維新政府が朝鮮政府との対外関係を担当することになり、短期間で通訳官としての任務を果たせる人材を育成するため力を尽くした。

館中には天主教の学生が居留し洋人も往来しているとの風聞がひろまり、語学の現地研修も思うようにできなかった。しかも、経済的な困窮によりせっかく選ばれた稽古通詞 10 名のうち 6 名が、家禄奉還手続きのために一時帰国したまま草梁館に戻らなかった。以降、草梁館語学所の稽古通詞の定員は 4 名となった⁷⁰。

4.2.3 草梁館語学所の卒業生の活躍

草梁館語学所の卒業生の活躍については外務省の資料「朝鮮事務書」及び、「外務省職員録」や旅券を用いて追究した。まず、明治 9 年（1876）江華島条約の際、浦瀬裕及び荒川徳滋・中野許太郎・吉副嘉八郎・中村庄次郎・吉村平四郎・浅山顕蔵・黒田清美・武田甚太郎・武田邦太郎・大石又三郎・阿比留祐作・津江直助・住永辰妥などが通訳として採用された。

また、同年朝鮮修信使が来日した際、また浦瀬裕及び、荒川徳滋・中野許太郎・吉副嘉八郎・中村庄次郎・吉村平四郎・浅山顕蔵・黒田清美・武田甚太郎・武田邦太郎・大石又三郎・阿比留祐作・津江直助、住永辰妥などが通訳として採用された。

【資料 4-8】⁷¹

通訳の分担

又是より前一日の四月二十五日付信使一行係る通訳の分担を左の如く命
セリ、

⁷⁰ 月脚（1999）959。

⁷¹ 釜山市史編纂委員会編『釜山府史原稿』5 卷（1968）12-3。

通訳分課

修信使 浦瀬 裕

上々官 荒川徳滋

中野許太郎

右三名、一行、総体之通訳を相兼

上官拾名 荒川徳滋

中野許太郎

吉副嘉八郎

中村庄次郎

中間四十九名 吉村平四郎

浅山顕蔵

黒岩清美

武田甚太郎

武田邦太郎

下官十八名 阿此留祐作

大石又三郎

津江直助

住永辰妥

右之通通弁分課相定置候得共、上官附吉副以下ハ下官附并中官附ノ者ト
五日目ニ輪直交代可致事、

但非常ノ節ハ勿論平日タリ共相互ニ不足ヲ補と可申候、

明治九年四月廿五日

外務権大丞 森 山 茂

明治9年（1876）日朝修好条規が締結された後、韓語学所の学生35名のなか、7名（阿比留祐作・浦瀬忠太郎・吉副喜八郎・浅山顕蔵・大石又三郎・中村庄次郎・津江直助）に旅券が発給された。「外務省職員録」（明治19年）の記録によると、この7名のなか、5名（吉副喜八郎・浅山顕蔵・大石又三郎・中村庄次郎・津江直助）が元山津領事館と京城で在勤していた事が分かる。以下では、外務省の旅券を通じて、卒業生の朝鮮渡航を追究する。

外務省が発行した旅券にみえる生徒の行方

明治9年～同10年 海外旅券勘合簿 長崎県之部

厳原に韓語学所で朝鮮語を勉強した吉副喜八郎は朝鮮元山津領事館在勤のため旅券を発給された。

厳原に韓語学所で朝鮮語を勉強した浅山顕蔵は陸軍省の十四等出仕で、旅券を発給された。

厳原に韓語学所で朝鮮語を勉強した中村庄次郎は外務省の御用に付き、旅券を発給された。

明治11年5月～同年6月 海外旅券勘合簿 厳原之部

厳原に韓語学所で朝鮮語を勉強した浦瀬忠太郎（23歳）は士族で御用に付き旅券を発給された。

明治14年 海外旅券下付返納表進達一件 朝鮮

厳原に韓語学所で朝鮮語を勉強した阿比留祐作（25 歳）は御用に付き、旅券を発給された。

明治 15 年 海外旅券下付返納表進達一件 朝鮮

厳原に韓語学所で朝鮮語を勉強した浅山顕蔵は外務省の外務三等属として、旅券を発給された。

明治 5 年厳原に創立された韓語学所の学生 35 名⁷²のなか、7 名（阿比留祐作・浦瀬忠太郎・吉副喜八郎・浅山顕蔵・大石又三郎・中村庄次郎・津江直助）に旅券が発給された。また、「外務省職員録⁷³」（明治 19 年）の記録によると、この 7 名のなか、5 名（吉副喜八郎・浅山顕蔵・大石又三郎・中村庄次郎・津江直助）が元山津領事館と京城で在勤していた事が分かる。

また、朝鮮語は清との交渉の際にも必要とされた。

【資料 4-9】⁷⁴

明六 七月十五日差立ル

対州厳原平民

元外務省十四等出仕

住 永 友 輔

当 五十才餘

⁷² 川本政太郎・堀山嘉一・中村庄次郎・川本準作・吉松豊作・長村房次郎・浦瀬忠太郎・藤井利助・大石又三郎・浅山顕蔵・阿比留祐作・谷伝蔵・津江直助・倉田文治・黒岩清美・吉副喜八郎・古藤昇一郎・吉村平四郎・武田甚太郎・大石圭三・井孫太郎・武田邦太郎・阿比留嘉吉・中村門助・平田奥四郎・山田延太郎・多田剛二郎・梅野習吉・番幾太郎・幾度省三・高瀬一郎・貝江淳太郎・久和馬太郎・小川■〔谷＋虎〕三・井上光太郎。

⁷³ 外務省百年史編纂委員会編「外務省職員録」『外務省の百年』（下）東京：原書房（1969）。

⁷⁴ 『朝鮮事務書』22 巻。

右ハ篤実温純ニテ朝鮮通詞ニハ熟達ノモノニ有之去秋九月花房大丞渡韓ノ節一時本省十四等出仕被命尋テ被差免又当春三月同所韓語学所助教申付月給七円差遣シ候處、此度右語学所被廢候ニ付テハ同人義モ御雇免セラレ候、然ニ彭城中平牛莊ヨリ同行ノ清国人对話ニハ必ラス韓語通詞ノモノ無之テ差支候ヨシニ候間、右住永友輔上京被申付着ノ上ハ当分等外一等位ノ所へ御召使置ハ、相当ノ御用弁ニモ可相成候間、今日郵船使ヨリ廣津弘信へ内意申遣シ同人へ差含承引ノ上ハ早々上京可申達様取計度候事、

酉七月十五日

明治6年7月15日の資料によると、昨年9月に花房大丞が朝鮮へ派遣された際、外務省の命令を受け外務省十四等出仕として派遣された住永友輔は、また清との対話で通訳として採用される。その理由は、「清国人对話ニハ必ラス韓語通詞ノモノ無之テ差支候ヨシニ候」である。これは、同じく儒教社会であった朝鮮と清の風習をよく分かっていたのが朝鮮通詞であったからかもしれない。

このように、明治期になってから外務省の必要性に応じ、朝鮮語通詞は幅広く活躍していた。

4.3 東京における朝鮮語学習

4.3.1 東京外国語学校における朝鮮語教育

明治6年（1873）に東京外国語学校が創立された。同13年（1880）年1月、井上外務卿は東京外国語学校に朝鮮語学科を設置し陸海軍の官費生を受け入れる案を文部卿寺島宗則

に提案した⁷⁵。そして、同年 3 月井上は文部卿河野敏謙にも同じ提案をして、同年 3 月 30 日東京外国語に朝鮮語学科の設置及び、25 名の生徒を受け入れる結果となった⁷⁶。

明治 13 年（1880）、草梁館語学所で学んだ 4 名の稽古通詞が全員東京外国語学校に外務省給費生として入学した。同年、東京外国語学校で行われた語学授業は、英語・独語・仏語・露語・漢語・朝鮮語であった⁷⁷。東京外国語学校における朝鮮語教育は下等 6 級（第 1 年前期）から上等 1 級（第 5 年後期）に分かれていた。時間割を詳しくみると以下のようである。

【表 4-5】東京外国語学校の時間割

	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2
習字	3	2	3	2						
授音	9	4	4	3	6	5	3	2	2	
授語	8	8	4	4	4	4	3	3	3	
読法		3	2	1						
暗誦		3	1	1						
対話			3	3	3	3	3	4	4	4
話稿			3	5	3	3	2			4
翻訳					2	2	2	2	2	2
作文					2	3	2	2	3	4
典書							2	2		
歴史									1	1
地理										2

⁷⁵ 月脚（1999）963。

⁷⁶ 同上。

⁷⁷ 5 年後、英語・独語・仏語は大学予備門（第一高等学校）に移行されたのに対し、露語・漢語・朝鮮語は東京商業学校へ移行された。前者はエリートコース、後者はエリートコースからはずれたとされた。（石川遼子「（旧）東京外国語学校朝鮮語学科」、植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）4。）

記簿法							1	1	1	
代数							3	2	2	3
幾何							3	3	3	3
漢書							3	3	3	3
国書	6	6	6	6	6	6	3	3	3	3
算術	3	3	3	3	3	3				
体操	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

（この表は月脚達彦の「朝鮮語」『東京外国語大学史』（1999）の「表 1 旧外国朝鮮語学科（1880 年）の教科課程」（965 頁）及び石川遼子の博士論文「近代日本と朝鮮語」奈良女子大学大学院人文研究科（2001）の表（24-27 頁）参考し著者が作成したものである。）

使われた教材は『交際須知』・『孟子諺解』・『隣語大方』・『論語諺解』・『淑香伝』・『大学中庸諺解』・『五倫行実』・『昌善感義録』・『詩経書経諺解』・『九雲夢』・『謝氏南征記』・『五経』・『張敬伝』・『大典会通』・『玉嬌梨』・『通文館志』・『儒胥必知』・『崔忠伝』・『林慶業伝』・『文献備考』・『輿地勝覧』・『八域志』等である⁷⁸。東京外国語学校では外国人教師による正則教育が基本であったため、朝鮮人教師を主軸としていた⁷⁹。明治 13 年(1880)には巖原韓語学所の生徒阿比留祐作が兼嘱教員として雇われ、明治 14 年(1881)からは阿比留の釜山転勤により、住永琇三がその仕事を引き継いだ⁸⁰。朝鮮人の教師は、明治 15（1882）孫鵬九が就任し、翌年からは李樹延が就任した⁸¹。

明治 13 年 3 月、東京外国語学校に朝鮮語学科が設置され、全国各地の朝鮮語学習希望者に機会が与えられた。その結果、29 名が入学した。外務省所属 10 名、陸軍省所属 2 名、海軍省所属 5 名、文部省所属及び自費生 12 名⁸²。入学した 29 名の中には草梁館語学所稽古

⁷⁸ 月脚（1999）965。

⁷⁹ 野中正孝編『東京外国語学校史：外国語を学んだ人たち』東京：不二出版（2008）166。

⁸⁰ 月脚（1999）966。

⁸¹ 同上、966-969。

⁸² 外務省所属は次の 10 名である。高雄謙三・川上立一郎・林武之助・国分象太郎・塩川一太郎・掛下勇・牧牛人・黒崎幾蔵・千野貢・鈴木万次。陸軍省所属は次の 2 名である。黒田静之・大友歌次。海軍省所属は次の 5 名である。堤春孝・三村鎮次郎・福田芳乃助・神原銓之助・峰尾音三郎。文部省所属（8 名）及び自費生（4 名）は次の 12 名である。堀口金伍郎・冬木茂明・堀場立太郎・鮎貝

通詞の川上立一郎・高雄謙三・国分象太郎・梅村美雪（林武之助）と、草梁館語学所稽古通詞出身で領事館（草梁公館）勤務の塩川市一太郎もいた。彼らは東京に送りて高等の普通教育を受けながら、川上立一郎・高雄謙三は助手を兼務し、川上立一郎・国分象太郎・塩川市一太郎は朝鮮から役員が来日する際通訳を務めた⁸³。

明治 13 年末から日朝修好條規の履行交渉の結果、仁川港開港、内地旅行、公使駐在、日本の支援による朝鮮国軍の近代化などが決定され、朝鮮語実務能力の需要増に応じて朝鮮語学科生の多くが卒業を待たずに公使館や領事館の通訳生や書記生などとして朝鮮へ赴任していた⁸⁴。

石川氏の研究によると在籍生徒数は、明治 13 年には 29 名、同 14 年には 27 名、同 15 年には 24 名、同 16 年には 20 名、同 17 年には 16 名、そして同 18 年には 6 名が卒業した⁸⁵。卒業生は朝鮮の領事館に派遣されたが⁸⁶、そこで止まらず、国分象太郎・鮎貝房之進・塩川市一太郎・福田芳之助のような人は朝鮮語及び朝鮮文化の研究を行った⁸⁷。

4.3.2 他機関における朝鮮語教育

他機関でも朝鮮語教育が行われていた。朝鮮語教育が行われていた機関は七つに分類できる。①語学所・②中学校・③高等学校・④医学校・⑤商業学校・⑥水産学校・⑦東本願

房之進・大木安之助・麻生次太郎・斎藤勇三・浅井魁一・染谷成章・糟谷龍三郎・鈴木孝五郎・吉良太郎。石川（2001）29-31。

⁸³ 野中（2008）173。

⁸⁴ 同上、173。

⁸⁵ 石川遼子「（旧）東京外国語学校朝鮮語学科」、植田（2007）5。

⁸⁶ 1884 年、川上立一郎は京城公使館に務めた。

1885 年、国分象太郎は京城領事館に務めた。掛下勇は外務省翻訳局に務めた。

同年、鮎貝房之進や大友歌次など 6 名は卒業した。

1888 年、高雄謙三と塩川市一太郎は仁川領事館に務めた。

同年頃、堀場立太郎は平壤領事館に務めた。

不明、大木安之助はニューヨークやシアトルの領事館に務めた。

不明、染谷成章は米国タコマ領事館にいた。

（石川遼子「（旧）東京外国語学校朝鮮語学科」、植田（2007）5）。

⁸⁷ 石川遼子「（旧）東京外国語学校朝鮮語学科」、植田（2007）5。

寺がある。以下の記述は山田寛人、石川遼子両氏の研究成果を、上記の区分に基づいて著者が整理し直したものである。

4.3.2.1 語学所における朝鮮語教育⁸⁸

(1) 韓語学舎（或は、修斉学校(1880) 後、釜山第一公立尋常小学校）

＊創立年度： 1880 年 5 月

＊朝鮮語授業開設時期：1888 年 12 月-不明（夜間教育）

＊場所： 朝鮮

＊教師： 中村喜一郎・上川国夫・国分哲など。

＊卒業生： 内藤健（著書『実地応用朝鮮語独学書』1896）

弓場重栄（著書『ポケット朝鮮語独学』1915）

島井浩（著書『実用韓語学』1902）

＊教材： 『交隣須知』1-4 巻

＊授業回数： 1-4 年間。週 3 時間

＊韓語学舎→修斉学校(1880)→釜山共立小学校(1888)→釜山公立小学校(1895)→釜山公立尋常小学校(1905)→釜山居留民団立釜山尋常小学校(1906)→釜山第一公立尋常小学校(1912)

(2) 女子清韓語学講習所

＊創立年度： 1892 年（1907 年に廃校）

＊場所： 不明

＊修業年限： 1 年 4 ヶ月

＊授業回数： 午後 3 時から 3 時間

⁸⁸ (1)～(11)は、山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」、植田（2007）20-23。(12)～(13)は、山田寛人「東洋協会専門学校」、植田（2007）10-11。

- *教師： 本田存
- *生徒： 開始当時 18 名

(3) 慶応義塾朝鮮語学校

- *創立年度： 1895 年 1 月（同年 7 月まで）
- *場所： 東京
- *授業回数： 午後 6 時-午後 8 時の間 1 時間、週 5 時間
- *授業料： 50 銭／毎月
- *生徒： 14 歳以上
- *定員： 100 名（開設当初の 1 月には、115 名、7 月は 26 名）
- *教師： 山崎英夫／補助：尹致昨・魚允迪・朴義秉（三人とも留学生）
- *教育内容： 諺文・綴字講義・単語・連語・翻訳・実地演習

(4) 韓清語学校

- *創立年度： 1895 年 3 月
- *場所： 東京
- *授業回数： 午後 6 時-午後 7 時

(5) 東洋語学校

- *創立年度： 1895 年 4 月
- *場所： 東京
- *朝鮮語教師：住永琇三

(6) 外国語学校

- *創立年度： 1895 年 4 月
- *場所： 東京

*貿易を中心に教育を行った。

(7) 仁川の朝鮮語学校

*創立年度： 1895 年

*場所： 朝鮮

*教師： 文向禧

*従業回数： 午後 8 時-午後 10 時／6 ヶ月間

*学費： 50 銭／毎月

*商業上必要な事を学ぶ。

(8) 在釜山韓語夜学会

*創立年度： 1901 年

*場所： 朝鮮（釜山公立小学校を借りて行われた。）

*授業回数： 週 12 時間／午後 8 時-午後 10 時

*教師： 李義直・島井浩

*学生： 14 歳以上

*学費： 50 銭／毎月

(9) 清韓語学校

*創立年度： 1904 年 7 月 10 日

*場所： 東京

*生徒： 60 名

(10) 市立広島清韓語学校

*創立年度： 1904 年

*場所： 広島

- *教師： 1 名
- *生徒： 10 名（福田万左衛門⁸⁹）
- *1906 年まで 1 年コース、1907 年よりは 6 ヶ月間コース。

(11) 私立広島外国語学校

- *創立年度： 1910 年
- *場所： 広島
- *卒業生： 144 名
- *広島清韓語学校がなくなった後、1910 年清語・韓語・英語を教える広島外国語学校が創設された。1911 年、独語が加わった。

(12)～(13) 東洋協会専門学校

- *語学教育を中心におこなっていた修業年限 3 年間の教育機関
- *台湾協会（1898）→台湾協会学校（1900）→大湾協会専門学校（1904）→東京開教専門学校（1907）（*東京本校+京城分校）→東京本校（1915）→拓殖大学（1918）
- *京城分校→東洋協会京城専門学校（1918）→私立京城高等商業学校（1920）→官立京城高等商業学校（1922）

(12) 東京本校：

- 1909、韓語科は専門科目として朝鮮語教育が始まった。
- 1918、朝鮮語修業募集の廃止。
- 1919、朝鮮語修業の廃止。

(13) 京城分校：

- 1907、希望者のうち修業年限 1 年間の研究科に進学した者は朝鮮の京城で週 6 時間教えられた。
- 1920 年代に入ってから朝鮮語は必修科目であって、週 3 時間教えられた。

⁸⁹ 1886 年生まれ。1910 年朝鮮へ渡り、釜山警察署の巡査となった。1928 年慶尚北道高等警察課長になった。

＊本校教師：本田存（1907-1920）・柳宓根（1909-1917）

＊分校教師：金東完（1907）・李章会（1908）・朴承祖（1909-10）・

清水元太郎（1909-10）・鮎貝房之進（1909-1915）・呉一相（1911-5）

＊授業： 韓語・文法・韓国事情・韓国社会など。

4.3.2.2 中学校における朝鮮語教育⁹⁰

(1) 巖原中学校

＊韓語学部開設時期：1883 年 3 月。

＊場所： 九州

＊教材： 『韓語入門』（上・下）・『日韓善隣通語』（上・下）・

『改訂交隣須知』・『隣語代方』

＊1904 年、1 年課程の韓語速成夜学会の開始。

(2) 対馬中学校

＊韓語研究会の開会：1907 年

＊場所： 九州

＊教師： 2 名（朝鮮人）

＊生徒： 79 名

＊1908、1911、1913 年に朝鮮へ修学旅行を実施した。

⁹⁰ 石川遼子「（旧）東京外国語学校朝鮮語学科」、植田（2007）5。巖原町教育委員会編『巖原町教育史』（1973）79。

4.3.2.3 高等学校における朝鮮語教育⁹¹

(1) 釜山公立高等女学校

＊創立年度： 1906 年。

＊場所： 朝鮮

＊教師： 金正求（1906-1907）・金教冕（1907）・鄭奭謨（1909）・
朴玕英（1909-1911）

＊釜山居留民団立高等女学校（1906）→釜山居留民団立釜山高等女学校（1907）

4.3.2.4 医学校における朝鮮語教育⁹²

(1) 同仁医学校

＊創立年度： 1906 年

＊場所： 東京

＊授業回数： 週 2 時間

＊教師： 本田存

＊1902 年、医学・薬学の知識を中国や朝鮮へ伝えるように設立された。早稲田大学内で授業を開始した。

＊1906 年以降中国や朝鮮の各地に多くの医院が開設された。

＊1907 年、牛込西五軒町（現在新宿区）に移転した。

＊1906 年 9 月、中国や朝鮮への派遣を希望する日本人の医師、薬剤師、教師、会社員などを対象とした清韓語 研究会が同校内に附設された。

＊1908 年、清語と朝鮮語は選択必修科目となった。

＊当時、警察署に日本人の警察医が置かれた。

⁹¹ 山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」、植田（2007）24。

⁹² 同上、23。

4.3.2.5 商業学校における朝鮮語教育⁹³

(1) 共立釜山商業学校

- * 創立年度： 1892 年
- * 場所： 朝鮮
- * 教師： 川上立一郎・国分哲・大石明・島井浩・朴教学・沈能益・辺時中など。
- * 学生： 官吏・警官・教師・会社員・仲使・店員など。
- * 教材： 国分国夫『日韓通話』（1893）
- * 商業科を中心とした朝鮮語教育。

(2) 大阪高商

- * 市立大阪商業学校の前身
- * 朝鮮語授業の開始：1895 年（1897 まで）／1901 年、朝鮮語は選択必修科目となった。（1908 年まで）
- * 授業回数： 毎夜 2 時間、1 年間
- * 生徒： 59 名
- * 1897 年、漢語・朝鮮語を高等科 2 年の随意科目として設置。
- * 週 3 時間

(3) 東京高商

- * （新）東京外国語学校の前身
- * 朝鮮語授業開始：1894 年（1915 年廃止）
- * 場所： 東京
- * 教師： 住永琇三（1894）・山崎英夫（1895-1896）

⁹³ (1)、(4)～(7)、(10)は、山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」、植田（2007）21-25。
(2)、(3)、(8)、(9)、(11)～(14)は、山田寛人「高等商業学校」、植田（2007）6-7。

(4) 京都府京都商業学校

＊創立年度： 1895 年 4 月

＊教師： 安泳中

＊授業回数： 週 3 時間

＊生徒： 1898 年：1 年生 0 名、2 年生 5 名、3 年生 6 名

1900 年：1 年生 0 名、2 年生 17 名、3 年生 0

＊京都商業学校（1901）→京都市立西京商業高等学校→京都市立西京高等学校（現在）

(5) 赤間関市立赤間関商業学校

＊創立年度： 1895 年

＊場所： 山口

＊赤間関商法講習所（1883）→市立下関商業学校（1902）→市立下関商業高等学校（現在）

(6) 島根県立商業学校

＊創立年度： 1903 年

＊場所： 島根

＊授業回数： 週 2 時間

＊教師： 安泳中（1903-1905）・玄櫛（1906-1908）・鄭寅琦（1908）・

李種植（1908-1911）

(7) 熊本県立商業学校

＊熊本簡易商業学校の前身

＊創立年度： 1903 年

＊場所： 熊本

＊朝鮮語は選択必修科目

＊授業回数： 週 4 時間／予科 2 年間、本科 3 年間

- * 教師： 申応熙（1905-1907）・金鐘瑾（1907-1909）・鄭爽謨（1909-1912）
- * 廃止の理由、日本人が朝鮮語を学ぶより、朝鮮人に日本語を教える方が良いので。

(8) 山口高商

- * 創立年度： 1905 年
- * 場所： 山口
- * 教師： 鄭鎮弘（1905-1906）・鄭寅琦（1906-1908）・鄭寅韶（1908-1909）・
安泳中（1909-1910）・李承九（1911-1919）
- * 日露戦争を契機として、満州・朝鮮地方で活躍する人材を育成するため。

(9) 長崎高商

- * 創立年度： 1905 年
- * 場所： 長崎
- * 教師： 安泳中（1905-1907）・李昌雨（1907-1913）・間宮龍真（1907-1917）・
鴨川清十郎（1917-1918）
- * 日露戦争を契機として、満州・朝鮮地方で活躍する人材を育成するため。

(10) 釜山第一公立商業学校

- * 創立年度： 1906 年
- * 場所： 朝鮮
- * 教師： 金正求（1906-1907）・鄭爽謨（1908-1909）・朴玗英（1909-1912）・
李潤九（1915-1918）・吳■埴（1918-1925 死亡）・李来吉（1925-1929）・
金瑾夏（1929-不明）
- * 釜山居留民団立釜山商業学校（1906）→釜山公立商業専修学校（1912）→釜山公立
商業学校（1922）→釜山第一公立商業学校

(11)～(14) 高等商業学校

＊官立東京高商（1902⁹⁴）

市立大阪高商（1901 設立）

官立長崎高商（1905 設立）

官立山口高商（1905 設立）

＊場所： 東京・大阪・長崎・山口

＊第 2 外国語（選択必修）として朝鮮語が教えられた。

＊授業回数： 週 3 時間、3 年間

4.3.2.6 水産学校における朝鮮語教育⁹⁵

(1) 島根県立水産学校

＊島根県立隠岐水産高等学校の前身

＊創立年度： 1908

＊場所： 島根

＊教師： 呉光徳

4.5.2.7 宗教学校における朝鮮語教育⁹⁶

(1) 釜山別院（韓語学舎）

＊創始者： 浄土真宗本願寺

＊創立年度： 1878

＊場所： 朝鮮

＊教師： 浦瀬裕

⁹⁴ 商法講習所（1875）→東京商業学校（1884）→（旧）東京外国語学校（1873 設立）と合併（1885）→高等商業学校（1887）→官立東京高商（1902）。

⁹⁵ 山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」、植田（2007）24。

⁹⁶ 同上、25-27。

＊朝鮮人に対する日本語教育や、日本人居留民子弟の初等教育も行われた。

＊鮮語科担当は本願寺留学生鈴木順見。

＊1888 年より、女学科・英語科・鮮語科の補習教育の開始。

(2) 清韓語学研究所

＊創始者： 浄土真宗本願寺

＊創立年度： 1895

＊場所： 京都

＊生徒： 派内の僧侶。25 歳以上。高等教育を受けた者。

(応募者定員 50 名に対して 21 名しかなかった。)

＊奨学金： 5 円／月

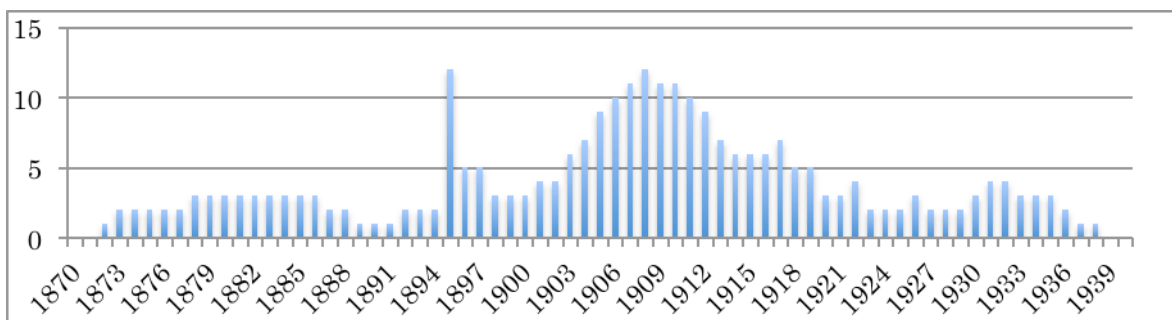
＊授業年限： 1 年半

＊教師： 李漢奎・李大愚

＊開教使養成のため。朝鮮での布教というよりは日清戦争における従軍布教（慰問）と視察のため。

明治期になり、様々な学校で外国語として朝鮮語授業が実施された。その学校は外国語学校・中学校・高等学校・医学校・商業学校・水産学校、そして、宗教学校と大別できる。この中で一番多く朝鮮語授業を実施したのは外国語学校（13 ヶ所）ではなく、商業学校（14 ヶ所）であった。

【表 4-6】朝鮮語授業を実施した学校数



(この表は、石川遼子「(旧)東京外国語学校朝鮮語学科」、植田(2007) 5; 山田寛人「高等商業学校」、植田(2007) 6-7; 山田寛人「東洋協会専門学校」、植田(2007) 10-11; 山田寛人・石川遼子「その他の教育機関(戦前)」、植田(2007) 20-27 の内容に基づいて著者が作成したものである。)

また、【表 4-6】に現れているように、朝鮮語授業が多く実施されるのは、日清戦争(1894-5)後と、日露戦争(1904-5)後である。この現象は、戦争後、朝鮮に対する日本の影響が大きくなる事が予想され、朝鮮語を学ぶ人が増加したためである。朝鮮語授業を一番多く開設したのが商業学校であったことも同様の理由からであろう。

4.4 小まとめ：

朝鮮の外交権が旧対馬役員から外務省に接收されたことに伴い、朝鮮語教育機関も厳原から釜山へ、また釜山から東京へ移転した。東京外国語学校における教育は以前の朝鮮語教育と異なり、言語だけではなく、歴史や、地理、算数、数学、体操の授業も行われるものであった。また厳原と釜山で朝鮮語教育を受けた稽古通詞 5 名は、移転の当時東京へ移り、東京における高等教育を受けた。朝鮮語教育機関が東京へ移ったため、朝鮮語学習者の出身地は対馬だけではなく、様々な地方であった。一方、日本全国その他機関でも朝鮮語の授業が開始された。34ヶ所の機関の中 9ヶ所において、明治 28 年(1895、日清戦争後)に朝鮮語授業が実施され、何人かの朝鮮人の教師が色々な機関で朝鮮語を教えた。

第 5 章：19 世紀朝鮮における日本人の朝鮮語学習者について

5.1 外務省による留学生派遣

5.1.1 外務省の官費留学生

廃藩置県（1871）が実施され、それまで朝鮮との貿易や、朝鮮語の通訳を担当していた対馬は佐賀県に属することになった。これにより、対馬は対朝鮮貿易という唯一の特権を失った⁹⁷。しかし、対馬が朝鮮との貿易特権を失ったとはいえ朝鮮との対外関係政策のために朝鮮語通詞はますます必要とされた⁹⁸。廃藩置県に従って既成の朝鮮語通詞の待遇問題などがあり、外務省は年間 300 円の予算で対馬厳原に韓語学所の設立を決定した。韓語学所

⁹⁷ 具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」『韓』5-12（1976）103。

⁹⁸ 同上、106。

は明治5年（1892）10月25日に巖原の光清寺（本願寺）に開所された⁹⁹。

草梁館語学所は、明治13年（1880）東京外国語学校に朝鮮語学科が設置されるまで存在していた。当時の青木外務大臣の意見により、明治24年（1891）、最初の官費留学生在が朝鮮漢城へ派遣された¹⁰⁰。第1期生は、高島吾八・前間恭作・斉藤彦次郎の3人であった。修学年限は3年で、朝鮮人の教師から朝鮮語を学んだ。数か月に1回試験が行われ、試験部門は、和文韓訳・韓文和訳・書き取り・会話であった¹⁰¹。訛りのない朝鮮語を学ばせるため、学習の場所は漢城に限定し、卒業生は7年間で9名であった（1891年は高島吾八・前間恭作・斉藤彦次郎、1894年には西惟徳、1897年には藤波義貫、1898年には島雄五郎、1900年には市川秀作、また1908年には川南省一・貴布根康吉）¹⁰²。学生は教師や教材を自由に選択することができた。例えば、第1期生の前間恭作は先輩の国分象太郎の紹介で愈炳文という朝鮮人から朝鮮語を学び、教科書としては、『興夫伝』を用いた¹⁰³。また、藤波義貫は関という朝鮮人を教師とし、先輩の薦めで『日韓通話』・『実地応用朝鮮語独学書』・『交隣須知』・『隣語大方』などを教材として用いた¹⁰⁴。

【表 5-1】 外務省官費留学生

期間	1891-1908
場所	漢城
管轄機関：	外務省
目的	朝鮮との外交関係のため。 （朝鮮との交渉や、朝鮮の地域調査などを行った）
一年予算	300 円
学生対象	外務省留学生試験合格者
生徒数	3 名（決まっていない）
カリキュラム	修学年限は 3 年。

⁹⁹ 同上 108。

¹⁰⁰ 同上 140-1。

¹⁰¹ 同上 142-5。

¹⁰² 同上 140。

¹⁰³ 同上 141。

¹⁰⁴ 末松保和「前間恭作小伝」『古鮮冊譜』東京：東洋文庫（1957）5。

	朝鮮人の教師から朝鮮語を学ぶ。 何ヶ月に一回試験が行われる。
部門	和文韓訳・韓文和訳・書取・会話。訛りがない朝鮮語を学ぶため、ソウルだけで学修した。

（この表は、は具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」『韓』5-12（1976）の内容をまとめたものである。）

彼らは朝鮮語を学んだ後、領事館・公使館における事務的な仕事に携わった。また、明治20年（1887）から明治43年（1910）まで行われた朝鮮各地調査に参加した。

5.1.2 事例-前間恭作

前間恭作は、慶應3年（1868）1月23日、対馬府中（厳原）で誕生した。対馬で小学校と中学校を卒業したが、当時恭作が通っていた中学校では、朝鮮語の兼修課程があり、恭作はその課程で朝鮮語を学んだ。その後長崎と東京で教育を受け、慶應義塾へ入学し、明治24年卒業した。同年7月外務省による朝鮮留学生の募集に応じ、8月11日に「留学生」に命じられて、漢城で2年半朝鮮語を学んだ。その後明治27年（1894）2月24日付けで、領事館書記生に命じられ、さらに、その後、通訳官として朝鮮総督府や総務部文書課にも勤務した¹⁰⁵。

前間は、明治44年退官後、東京に移り、朝鮮や、朝鮮語に関する研究を行い、『韓語通』（丸善株式会社、1909）や、『龍歌故語箋』（東洋文庫、1926）など様々な本を出版した。

¹⁰⁵ 末松（1957）1-5。

5.2 商業を目的とする学習者

5.2.1 商業のため釜山へ移住する日本人

明治9年（1876）日本と朝鮮の間で不平等な条約、日朝修好条規が結ばれた。この条約により、日本人は朝鮮で自由に借地・建築及び居住することが認められ、朝鮮で自由に貿易活動ができるようになった。これに対して朝鮮側が干渉や制限をすることは禁止された¹⁰⁶。また1881年に「通商新約」が締結され、米・麦・大豆が無条件で無税になり、日本貨幣流通が公許され、更に、関税の全面免除が公認され、朝鮮政府は国内の金融・産業を無防備状態にした。釜山（1876）・元山（1880）・仁川（1883）も開港され、移動範囲が4方100里（1里＝0.393km）に決められた¹⁰⁷。

朝鮮渡航者は大部分の年次で「商用」が3～5割を占め、それに「その他諸用」や「出稼」が続くという構成になっていた。明治22年（1889）から明治38年（1905）までについてみると、公用・留学・商用・その他諸用の四分類中、商用とその他諸用で渡航している者の数が圧倒的に多かった¹⁰⁸。

【表 5-2】事由別朝鮮渡航者数

年次	事由別朝鮮渡航者数									渡航渡航者総数
	公用	留学	商用	要 用 其 他 諸 用	職 工	雇 奴 婢 出 稼	農 事 漁 業	遊 歴	計	
1880	174	5	350	322	73	0	0	0	934	1,510
1885	30	6	186	142	17	24	0	2	407	3,461
1890	22	10	970	450	85	219	33	2	1,791	8,166
1895	144	90	3,665	1,787	517	2,919	1,265	4	10,39	22,411

¹⁰⁶ ハン・ウグン『한국개항기의 상업연구』（韓国開港期の商業研究）ソウル：一潮閣（1970）45。

¹⁰⁷ 同上、45-6。

¹⁰⁸ 木村健二『在朝日本人の社会史』東京：未来社（1989）10。

									1	
1900	141	39	1,205	1,492	184	1,045	219	2	4,327	41,339
1904	274	13	1,871	2,250	489	216	0	0	5,113	27,377

（この表は、木村健二『在朝日本人の社会史』（1989）にある表 I-1「事由別朝鮮渡航者数」である。木村（1989）11。）

日本人の朝鮮への渡航は、釜山が開港した明治9年（1876）から始まった。渡航する背景としては、廃藩置県や西南戦争によるインフレ、経済変動や、政府の保護・特権を享受する巨大業者が地方経済に及ぼす影響などがあった¹⁰⁹。

外務省が発行した旅券「明治13年 海外旅券下付返納表進達一件 朝鮮¹¹⁰」をみると、明治13年（1880）朝鮮へ渡航した145人中、公用のため渡航したのは94名、軍医は4名、商業及び会社業務者は27名、学修者は6名（そのうち5名は韓語学修）、その他14名であった。平均年齢も25.4歳で、最小年齢は11歳、最高年齢47歳であった。出身地も様々で、東京27名・静岡県2名・兵庫県1名・山形県1名・愛知県1名・石川県1名・鹿児島県1名・山口県1名・三重県1名・新潟県1名・宮城県1名・岡山県1名・その他不明であった。旅費に関しては、公費が115名で、自費が30名だった¹¹¹。

しかし翌年になると、朝鮮へ渡航したのは431名。渡航する理由及び、目的とは、要用（236名）・商用（124名）・洗濯稼（15名）・縫針稼（12名）・工業（9名）・出稼（6名）・学修（5名）・職業（4名）・教用（1名）・医術（1名）・その他（16名）があった¹¹²。平均年齢は29.0歳で、最小年齢は3歳、最高年齢は75歳であった。また、長崎266名・大阪33名・山口31名・島根18名・福岡16名・広島12名・兵庫8名・熊本7名・岡山5名・鹿児島4名・筑前4名・大分4名・東京3名・京都3名・その他18名。前年度と

¹⁰⁹ 同上、40-1。

¹¹⁰ 外務省史料「明治13年 海外旅券下付返納表進達一件 朝鮮」外務省外交史料館所蔵。

¹¹¹ 同上。

¹¹² 不明（2名）。

は異なり、全ての人が自費で朝鮮へ渡った¹¹³。

この2年だけを比較しても当時の渡航の状況が分かる。まず、渡航者の出身地は長崎（対馬）に限られず、日本全国の様々な所から渡航したのである。また、商用のため朝鮮へ行った者は二番目に多く、渡航者の最小年齢と最高年齢をみても、このに年間で家族単位で移住した者が多くなったと考えられる。

5.2.2 商業学校における朝鮮語教育

朝鮮に居留する日本人の人口が増加するにつれ、日本人向けの学校の数も増加していた。その中、明治15年（1882）創立された共立釜山商業学校では、商業科を中心として朝鮮語授業が行われ、指導陣は元外務省給費生であった国分象太郎・川上立一郎・大石明・島井浩・朴教学・沈能益・辺時中などであった¹¹⁴。また釜山第一公立商業学校（元釜山商業学校、1906年に創立）でも朝鮮人の教師によって朝鮮語授業が行われていた¹¹⁵。

商業科を中心とした朝鮮語教育は朝鮮だけではなく、日本でも行われていた。明治初期日本国内では様々な商業学校が朝鮮語を導入していた。東京外国語学校が、明治18年（1885）東京商業学校と合併したことから初め、明治28年東京の神田区（現、千代田区）に設立された「外国語学校」では貿易中心の朝鮮語指導が行われた¹¹⁶。また、同年京都の京都府京都商業学校（1886年に創立）で朝鮮語授業が開始された¹¹⁷。熊本県立商業学校（1895

¹¹³ 外務省史料「明治14年 海外旅券下付返納表進達一件 府県渡 朝鮮」外務省資料館所蔵。＊外務省史料館所蔵の外務省史料「明治14年 海外旅券下付返納表進達一件 朝鮮」では、朝鮮へ渡船したのは11名で、平均年齢は34歳（最小年齢：27歳／最高年齢：41歳）、出身地は東京府3名・愛知県1名・その他不明である。渡船の目的は、公用3名・職用2名・商業5名・その他1名で、旅費は官費1名・公費2名・自費7名・不明1名で、行き先は釜山6名・不明5名である。

¹¹⁴ 石川遼子「（旧）東京外国語学校朝鮮語学科」、山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」、植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）4、20。

¹¹⁵ 山田・石川、同上25。

¹¹⁶ 同上、21。

¹¹⁷ 同上。

年に創立)でも、明治38年から朝鮮語授業が設置された¹¹⁸。以下、各学校の状況を整理する¹¹⁹。

(1) 高等商業学校(東京高等商業学校) (1894-1916)

-商法講習所(1875)→東京商業学校(1884)→(旧)東京外国語学校(1873 設立)

と合併(1885)→高等商業学校(1887)→官立東京高商(1902)

市立大阪高商(1901 設立)

官立神戸高商(1902 設立)

私立東洋高商(1903 設立)

官立長崎高商(1905 設立)

官立山口高商(1905 設立)

-官立東京高商・市立大阪高商・官立長崎高商・官立山口高商では第二外国語(選択必修)として朝鮮語が教えられた。

-週3時間、3年間

(2) 京城高商(1922 設立)

-朝鮮語は必修科目になっていた。

(3) 東京高商

- (新) 東京外国語学校の前身

-1894年、第二外国語として朝鮮語がおかれた。(1915年まで続いた)

(外の第二外国語は、仏語・独語・伊語・露語・漢語・西班牙语)

¹¹⁸ 山田・石川、同上24。

¹¹⁹ (1)-(6)は、山田寛人「高等商業学校」、植田(2007)6-7。(7)-(15)は山田寛人・石川遼子「その他の教育機関(戦前)」、植田(2007)20-25。(16)は山田寛人「東京協会専門学校」、植田(2007)10-11。

-日清戦争のため設置された。

-教師：住永琇三（1894）・山崎英夫（1895-1896）

(4) 大阪高商

-市立大阪商業学校の前身

-1892 年、附属語学部規則の決定

-1895 年、漢語・朝鮮語の従業の開始。（1897 年まで）

-毎夜 2 時間、1 年間

-生徒：59 名

-1897 年、漢語・朝鮮語を高等科 2 年の随意科目として設置。

-週 3 時間

-1901 年、朝鮮語は選択必修科目となった。（1908 年まで）

(5) 山口高商

-1905 年-1922 年

-日露戦争を契機として、満州・朝鮮地方で活躍する人材を育成するため。

-第二外国語は韓語・清語

-教師：鄭鎮弘（1905-1906）・鄭寅琦（1906-1908）・鄭寅韶（1908-1909）・
安泳中（1909-1910）・李承九（1911-1919）

(6) 長崎高商

-1905 年-1922 年

-日露戦争を契機として、満州・朝鮮地方で活躍する人材を育成するため。

-第二外国語は韓語・清語・独語・露語

-教師：安泳中（1905-1907）・李昌雨（1907-1913）・間宮龍真（1907-1917）・
鴨川清十郎（1917-1918）

(7) 京都府京都商業学校

- 1895 年 4 月-1901 年（京都商業学校（1901）→京都市立西京商業高等学校→京都市立西京高等学校（現在））
- 清語・朝鮮語（第二外国語（随意課目））
- 朝鮮語教師：安泳中
- 1 年生-4 年生
- 週 3 時間
- 生徒： 1898 年：1 年生 0 名・2 年生 5 名・3 年生 6 名
 1900 年：1 年生 0 名・2 年生 17 名・3 年生 0

(8) 赤間関市立赤間関商業学校

- 1895 年-1897 年（赤間関商法講習所（1883）→市立下関商業学校（1902）→市立下関商業高等学校（現在））
- 随意課目
- 山口

(9) 島根県立商業学校

- 1903 年-1912 年
- 島根
- 朝鮮語随意課目
- 週 2 時間
- 教師：安泳中（1903-1905）・玄穂（1906-1908）・鄭寅琦（1908）・
 李種植（1908-1911）

(10) 熊本県立商業学校

- 熊本簡易商業学校の前身
- 1903 年-1912 年

- 熊本
- 朝鮮語は選択必修科目
- 週 4 時間／予科 2 年間、本科 3 年間
- 教師：申応熙（1905-1907）・金鐘瑾（1907-1909）・鄭爽謨（1909-1912）
- 廃止の理由、日本人が朝鮮語を学ぶより、朝鮮人に日本語を教える方が良いので。

(11) 共立釜山商業学校

- 1892 年-1900 年
- 朝鮮
- 商業科を中心とした朝鮮語教育。
- 教師：川上立一郎・国分哲・大石明・島井浩・朴教学・沈能益・辺時中など。
- 学生：官吏・警官・教師・会社員・仲使・店員など。
- 教材：国分国夫『日韓通話』（1893）

(12) 釜山第一公立商業学校

- 釜山居留民団立釜山商業学校（1906）→釜山公立商業専修学校（1912）→釜山公立商業学校（1922）→釜山第一公立商業学校
- 朝鮮
- 教師：金正求（1906-1907）・鄭爽謨（1908-1909）・朴玕英（1909-1912）・
李潤九（1915-1918）・吳■埴（1918-1925 死亡）・李来吉（1925-1929）・
金瑾夏（1929-不明）

(13) 高等商業学校

- 官立東京高商（1902¹²⁰）・市立大阪高商（1901 設立）・官立長崎高商（1905 設立）・

¹²⁰ 商法講習所（1875）→東京商業学校（1884）→（旧）東京外国語学校（1873 設立）と合併（1885）→高等商業学校（1887）→官立東京高商（1902）

官立山口高商（1905 設立）

- 東京・大阪・長崎・山口
- 第 2 外国語（選択必修）として朝鮮語が教えられた。
- 週 3 時間、3 年間

(14) 「外国語学校」

- 1895 年 4 月
- 東京
- 英語・漢語・朝鮮語
- 貿易を中心に教育を行った。

(15) 仁川の朝鮮語学校

- 1895 年
- 商業上必要な事を学ぶ
- 朝鮮
- 教師：文向禧
- 午後 8 時-午後 10 時／6 ヶ月間
- 学費：50 銭／毎月

(16) 東洋協会専門学校

- 語学教育を中心におこなっていた修業年限 3 年間の教育機関
- 台湾協会（1898）→台湾協会学校（1900）→大湾協会専門学校（1904）→東京開教専門学校（1907）（* 東京本校+京城分校）→東京本校（1915）→拓殖大学（1918）
- 京城分校→東洋協会京城専門学校（1918）→私立京城高等商業学校（1920）→官立京城高等商業学校（1922）

* 東京本校：

1909、韓語科は専門科目として朝鮮語教育が始まった。

1918、朝鮮韓国語修業募集の廃止。

1919、朝鮮語修業の廃止。

＊京城分校：

1907、希望者のうち修業年限 1 年間の研究科に進学した者は朝鮮の京城で週 6 時間教えられた。

1920 年代に入ってから朝鮮語は必修科目であって、週 3 時間教えられた。

＊本校教師：本田存（1907-1920）・柳宓根（1909-1917）

＊分校教師：金東完（1907）・李章会（1908）・朴承祖（1909-10）・

清水元太郎（1909-10）・鮎貝房之進（1909-1915）・呉一相（1911-5）

＊授業：韓語・文法・韓国事情・韓国社会など。

5.3 浄土真宗僧侶による朝鮮語学習

5.3.1 朝鮮における日本宗教の布教について

日朝修好条規が結ばれた後、明治 10 年（1877）から朝鮮における日本宗教の布教が始まった。明治 10 年に東本願寺、明治 14 年（1881）日蓮宗、明治 27 年（1894）日清戦争後、西本願寺・浄土宗、明治 34 年（1904）日露戦争後、真言宗・曹洞宗・臨済宗・キリスト教が朝鮮での布教を開始した¹²¹。最初は朝鮮に居留していた日本人を対象として布教活動を行っていたが、第二次日韓協約が締結された後、朝鮮人を対象とした布教活動が広がり、親日勢力が拡大した¹²²。明治 44 年（1911）まで朝鮮に布教活動を行った宗団は 6 宗団、11 宗派で、約 167 のお寺、布教所、別院が朝鮮各地に存在していた¹²³。布教の効果を高めるため、寺や布教所を造るより、朝鮮に寺を所持している朝鮮僧侶を抱き込む方法を模索し

¹²¹ ソン ジュウヒョン「1910 년대 일본불교의 조선포교활동」（1910 年代日本仏教の 朝鮮布教活動）『문명연지』（文明研志）5-2（2004）62-3；植田（2007）27。

¹²² ソン（2004）61-2。

¹²³ 韓相吉「개화기 일본불교의 전파와 한국불교」（開花期日本仏教の伝播と韓国仏教）『佛教學報』（仏教學報）46（2007）6。

た。¹²⁴

5.3.2 布教戦略の背景について（東本願寺）

布教のため朝鮮へ渡航した者がいる。キリスト教と天理教も朝鮮へ進出したが、天理教は、明治 26 年（1893）釜山における布教をはじめ、明治 27 年（1894）には釜山に、明治 42 年（1909）には京城に布教管理所を設立した¹²⁵。日本のキリスト教の朝鮮布教進出は仏教進出より遅れているが、日本基督教会、日本メソジスト教会などの各派が明治 37 年（1904）に朝鮮布教を開始した。

その両宗教団体に比べて、朝鮮布教に最も早かったのは真宗大谷派東本願寺である。京都の真宗大谷派東本願寺の布教活動は、上記の各宗教よりも早くの明治 2 年（1869）、北海道で布教し、その 4 年後には中国における布教活動が始まっていた。朝鮮の場合は、明治 10 年（1877）9 月奥村円心が釜山へ渡航した時に始まった¹²⁶。

朝鮮布教は上海の場合と違い、僧侶の意図によるものではなく、日本政府の依頼を受けて行われたものであった¹²⁷。朝鮮開教は短期間で決まったため、事前に語学研修の準備ができず、現地で習得することになった。また出版物の準備もできなかったため、「中国開教」のため準備された『真宗教旨』が利用された¹²⁸。

明治政府は清、朝鮮等の諸外国に発展を図っていた。明治 10 年、内務卿大久保利通は外務卿寺島宗則と本願寺管長巖如上人に朝鮮開教の件を依頼した。両者は本願寺に開教の経験がある奥村円心と平野恵粹を抜擢し釜山に別院を建設するようお願いした¹²⁹。明治元年神仏分離令が出されてから日本全国に神仏を分離する動きが進められる中、朝鮮布教の話

¹²⁴ ソン（2004）62-3。

¹²⁵ 石川「天理外国語学校朝鮮語部」、植田（2007）16。

¹²⁶ 具（1976）124-5。

¹²⁷ 朝鮮開教監督部編『日本仏教団（含基督教）の宣撫工作と大陸』東京：龍溪書舎（1927）9。

¹²⁸ 同上、9。

¹²⁹ 同上、19。

は東本願寺にとって魅力のある話だったのに違いない。しかし、なぜ明治政府は本願寺を選んだのか。それは、本願寺が朝鮮と深い関係があったからである。

織田信長の家臣、奥村部之介（奥村浄信）は、信長が弑された後、出家し、本願時の教如上人の門に入った。浄信は、教如上人から朝鮮布教を命じられ、大正 15 年（1587）、釜山に「高德寺」という寺を建立した¹³⁰。その後天正 19 年（1591）、豊臣秀吉の命令により帰国し、秀吉から「釜山海」という号を授けられた。慶長 3 年（1598）、浄信は再び朝鮮へ渡航しようとするが、渡航が禁じられて朝鮮へは行けず、唐津（肥前）で居住することになった。奥村円心は肥前唐津釜山海高德寺住職であったのである¹³¹。また、江戸時代に朝鮮通信使が行われた際、朝鮮使節団は東京浅草本願寺を旅宿として滞在したため、本願寺はより朝鮮との関係が深かった¹³²。

本願寺の朝鮮開教の意図は、まずは釜山に別院を創設し、その後はまた他の枢要に別院や布教所を建設し、在留日本人の布教伝道や、教育と社会改善に従事することである¹³³。明治 10 年 9 月 13 日に正式に奥村円心と恵粹は朝鮮布教を任命された¹³⁴。

【資料 5-1】

肥前国末浦郡唐津町中町高德寺住職

訓導 奥村円心

越中国砺波郡太田村専念寺衆徒

教導職試補 平野恵粹

¹³⁰ 黒龍会編「朝鮮に於ける宗教家の活動」『東亜先覚士記伝』（上）東京：原書房（1966）303-4。

¹³¹ 具（1976）124-5。

¹³² 朝鮮開教監督部編（1927）19。

¹³³ 同上、20。

¹³⁴ 同上、22-3。

右之者共朝鮮国滞在御国人民教導の為出張為致候條

支障之筋無之様御取計ニ預リ度此段及御依頼候也

真宗東派管長 本願寺住職

大教正 大 谷 光 勝 印

明治十年九月十三日

管理官 近 藤 真 鋤 殿

明治 10 年朝鮮へ派遣される時、県庁から旅行免状を得、神戸港→長崎港→五島→対馬→釜山のルートを経て奥村円心は朝鮮へ渡航した。両者が釜山に着いたのは 28 日。その後、別院創設に力を尽くした。別院は旧倭館の西館にある対州侯の対面所を借りることになった。明治 11 年 12 月に初めて本願寺別院と称し、奥村円心が第 1 期の輪番を命じられた¹³⁵。

修交条約が締結された明治 12 年（1878）8 月の後、同 13 年（1880）の 5 月に元山も開港した。これより、本願寺はすでに、当時元山の管理官前田献吉に説教場設置のため願書を提出していた¹³⁶。

【資料 5-2】

説教場設置に付願

来ル明治十三年五月一日ヨリ朝鮮国元山津開港相成候ニ付弊山ニ於テモ
該港へ説教場設置致度候條差支モ無之候ハゞ地面一千二百坪御貸渡被下
度此段相願候也、

¹³⁵ 同上、24。

¹³⁶ 同上、28-9。

真宗東派管長 本願寺住職

大教正 大谷光勝代理

権小教正 鈴木 恵 順

明治十三年三月一日

管理官 前 田 献 吉 殿

許可を得た奥村円心一行は5月11日京都を出発し、途中、釜山で語学生谷覚立、楓玄哲と合流して、元山へと向かった。奥村円心は、明治14年4月23日、元山管理官から貸渡しを許可された1200坪の土地に別院を創設した¹³⁷。

5.3.3 朝鮮における東本願寺の別院

朝鮮に滞留する日本人の気持ちを充分理解するには朝鮮に長く滞留した者が必要でありより若い者のほうが一層よいと考えた奥村は京都本山から朝鮮に留学生を派遣させた¹³⁸。史料「朝鮮国布教日誌」（明治10年～13年）の史料で確認できる韓語学生は以下のようである。

明治11年の韓語学生

1月3日	谷覚立・楓玄哲・蓮元憲誠
12月23日	鈴木淳見
12月30日	金鉄桂（初めて朝鮮人日本へ留学）

明治12年の韓語学生

6月	金色良
----	-----

¹³⁷ 同上、29-30。

¹³⁸ 同上、25。

明治 13 年の韓語学生	
12 月 19 日	谷覚立・広瀬・小使ノ善七
明治 14 年の韓語学生	
2 月 5 日	蓮元憲誠等
5 月 5、12、19 日	鈴木淳見（通弁）
10 月	蓮元憲誠・谷覚立・協同社々員某
明治 15 年の韓語学生	
3 月 10 日	金色良認通弁士に任命
8 月 3 日	通弁士の人数不足
明治 16 年の韓語学生	
6 月	朝鮮遊学生 50 余人が戸山学校へ入る。 金玉均が彼らを指導する。
明治 25 年の韓語学生	
3 月	朴泳孝氏朝鮮学校を東京に設立する必要性を示す。

【表 5-3】布教目的での留学

時期	1877-不明
場所	釜山草梁公館僉官屋（のち大谷派本願寺）
管轄機関	京都の真宗大谷派東本願寺
目的	宗教布教のため
学生対象	僧侶
生徒数	2-6 名

（この表は、『朝鮮国布教日誌』及び、具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」（前掲）（1976）の内容に基づいて著者が作成したものである。）

当時、また朝鮮に居留していた一般の居留民に対する教育も行われていた。明治 10 年 11 月釜山別院の完成後、居留地議長青川如竹及び、総代は、居留民子弟の小学教育を別院に依頼した¹³⁹。依頼に応じて別院は玄関の一室で平野恵粹師を教師とし、教育を開始した。最初は 17、18 名の子弟にすぎなかったが、在留民の増加により子弟の人数も増加し、明治 13 年には全ての子弟を収容できない程の人数になった¹⁴⁰。そして、近藤領事は修済学校を

¹³⁹ 朝鮮開教監督部編（1927）149。

¹⁴⁰ 同上、149-50。

創設し、小学校を別院から修済学校へ移転した¹⁴¹。

小学校を卒業する者が増加するにつれて、中等程度の補習教育機関が必要となった。明治 16 年、輪番に就任していた太田祐慶の依頼により、別院内に女子学生のため女学科、英語科、朝鮮語科の補習教育が開始された¹⁴²。朝鮮語は本願寺留学生鈴木順見が教えた。本山財政の都合により明治 18 年に中止となったが、朝鮮語のみは鈴木が釜山を去る明治 21 年まで継続された¹⁴³。

釜山の外、布教活動を行った地域は、元山・仁川・京城・光州・木浦・群山・鎮南浦・平壤・新義州・榮山浦・鳥致院・大田・晋州・密陽・安州・全州・清津・城津・水原・清州・亀浦・春山・浦項・公州・龍山・三浪津・絶影島・鎮海・大邱・三千浦・論山・靈巖・松汀里・井邑・平康・合寧・広川・間島などがある¹⁴⁴。

5.4 小まとめ

明治期朝鮮語を学んだグループを大きく分けると外務省役員、商人、そして宗教人である。外務省は 7 年間 9 名の官費留学生を朝鮮へ派遣した。派遣先は、訛りのない朝鮮語を学ばせるため首都の漢城が選ばれた。日本政府は商人が朝鮮で商売を行えるように経済的、制度的基盤を築き上げた。大谷派東本願寺は維新政府の布教提案を受け、朝鮮へ渡航したが、多くの商人は朝鮮へ渡航してから朝鮮語を学んだ。中国布教の場合とは異なり、開始が急だったため、体系的な活動はなされなかった。また、標準語の習得に執着するのではなく、布教地域の人々と意思疎通を図りながら実践的に学んだ。一方、東本願寺は朝鮮人を日本へ留学させた。その朝鮮人留学生の中から、朝鮮近代化に大きな影響を与えた者も輩出した。

¹⁴¹ 同上、150。

¹⁴² 同上、150-1。

¹⁴³ 同上。

¹⁴⁴ 詳しくは朝鮮開教監督部編『日本仏教団（含基督教）の宣撫工作と大陸』龍溪書舎（1927）を参照。

第 6 章：転換期を生きる朝鮮語通訳浦瀬裕

明治期対馬における朝鮮語語学所の教授として任命された通詞の中に、浦瀬裕という人物がいる。浦瀬は幕末期より対馬藩の朝鮮語通詞として活躍をしていた。彼は通詞の中でも最も高い職位である大通詞として藩の仕事についており、明治期に入ると彼の役割はさらに広がった。ちょうど対馬藩の通詞が全盛期を迎えた時代であった。この章では幕末期と明治期という転換期を生きていた元対馬藩の通訳浦瀬を通じて通詞の役割の変化を考察する。

浦瀬最助（うらせ さいすけ／裕：ゆたか）の生年月日と死亡月日は未だ不明であるが、彼の活動時期は確認できるところ安政 4 年（1857）から明治 15 年（1882）までである。彼は対馬出身であり、朝鮮の「承政院日記¹⁴⁵」によると 15 歳の時から倭館に滞在して訳語を学んだ¹⁴⁶。焦点を浦瀬に絞った理由は、元対馬藩の通詞である浦瀬は明治になって外務省にその言語能力を評価され、外務省の職員として日朝間で重要な任務を果たす一方、朝鮮

¹⁴⁵ 『承政院日記』は、承政院で王命の出納や、行政を記録した日記である。現在、仁祖 1 年（1623）から純宗 4 年（1910）までの記録現存している。

¹⁴⁶ 『承政院日記』高宗 13 年 2 月 6 日の記録。

語の教育者としても活躍した重要な人物なのである。幕末・維新期の研究の中で彼の名前は頻繁に現れているが、それにも関わらず彼自身についての研究は未だなされていない。そこでこの章では近世から近代（幕末期から明治期）を生きた対馬出身の通訳官浦瀬裕（最助）を通じて、元対馬藩の通詞の活動の範囲や彼らが、日朝関係の中で如何に重要な役割を果たしたのかを考察する。

この章で主に検討した資料は以下のとおりである。

- 幕末期における浦瀬を調べるため、主に対馬藩の藩主宗家の文書を調査した。

宗家文書「毎日記 頭役」（慶応1年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 代官」（慶応2年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 雑交隣方」（慶応4年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 貿易署」（明治3年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

- 明治期における浦瀬を調査するため、主に外務省の資料を利用した。

在釜山日本総領事館『朝鮮事務書』釜山：釜山広域市民図書館所蔵

市川正明編『日韓外交史料』（1）東京：原書房（1979）

宗家文書「浦瀬最助訓導応書」対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

近代韓国外交文書編纂委員会篇『近代韓国外交文書』（3）ソウル：東北亜歴史財団（2012）

『承政院日記』

- また、次の資料では浦瀬が如何に朝鮮語教育に関わっていたのかが分かる。

奥村円心「朝鮮開教五十年誌」

釜山府釜山教育会編『釜山教育五十年史』釜山：釜山府釜山教育会（1927）

宗家文書「韓語稽古規則」対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

『訂正 交隣須知』釜山：釜山広域市民図書館所蔵

『訂正 隣語大方』福岡：九州大学総合図書館蔵

彼は通訳官であったため、彼の個人的な情報は限られている。では、幕末期における浦瀬についてみてみよう。

6.1 幕末期における対馬藩大通詞としての活動

前章では、通詞の主な役割は倭館における交易、朝鮮漂流民送還、そして朝鮮通信使が来日した時の接待の三つであると記述した。しかし幕末になると日本側の経済的な事情により、朝鮮通信使の来日は文化8年（1811）が最後となったため、通詞の役割は倭館における交易と朝鮮漂流民送還のみとなった。宗家文書には浦瀬について、「帯刀御免 大通詞」という記載がある。即ち浦瀬は安政4年（1857）、既に通詞として最高の職位にあり、藩から特別に帯刀を許可されていたのである。当時彼は府中（現在の厳原）と倭館に通いながら藩の御用に就いていた¹⁴⁷。

また、同年2月14日に藩は褒賞として浦瀬に「六十人」という格を与えた。優秀な通詞に藩が「六十人格」を与えた。同年（安政4）朝鮮に滞在していた浦瀬は病を発し対馬に帰国したが¹⁴⁸、2ヶ月後また御用に付き通弁役を務めた。同年9月には「一生御俵」をもらうようになり、12月3日には国米2俵が藩より与えられた¹⁴⁹。

史料が限られているために浦瀬についての情報は限られているが、幕末期対馬藩に信頼された通詞であったことが窺われる。また明治期に入ると浦瀬の能力は外務省にも認められ、日朝間の重要な懸け橋になるのである。

¹⁴⁷ 「毎日記 朝鮮方」安政4年。

¹⁴⁸ 同上。

¹⁴⁹ 同上。

6.2 明治期における浦瀬裕（最助）

維新政府が設立された後、明治2年に政府は外務省を設置した。外務省は日朝関係樹立のため元対馬藩の藩主宗義達に外務省の役職を与え、日本の王政復古を朝鮮政府へ知らせる課題を与えた。しかし日本と朝鮮の間の書契問題は解決できず、対朝鮮外交権をめぐって近世より朝鮮と日本の間で、日朝関係を担当してきた対馬側と外交一元化を目指す外務省との間で対立が展開されていた¹⁵⁰。この状況は廃藩置県の1年後、外務大丞花房義質が倭館に派遣され倭館を占拠する（明治5年9月15日）まで続いた。

6.2.1 旧対馬藩の朝鮮語通詞について

安政4年（1857）に通詞として活躍していた者は、浦瀬最助（大通詞）・住永友輔（大通詞）・小田等太（通詞）・吉松■七（大通詞賄役）・川本信助（通詞）・福山伝五郎（稽古通詞）・津吉軍八（稽古通詞）・田中喜左衛門（五人通詞）・浦瀬動助（五人通詞）・中野許太郎（五人通詞）・荒川金助（五人通詞）などがいる¹⁵¹。通詞の役は明治期に入ってからでも続けられ、明治5年（1872）に通詞として活躍していた人は、住永友輔（大通詞）・上野敬助・中村喜一郎、中野許多郎・川本信助・荒川金助がいた¹⁵²。

明治期に採用された通詞は、大通詞は5名・通詞4名・稽古通詞4名・五人通詞10名であった。また朝鮮語稽古のため倭館へ渡航できる稽古御免札が与えられたのは10名であった¹⁵³。通詞に支給された俸給は以下のようなものである。五人通詞は朝鮮漂流民送還に直接関わっているため、その人数が10人で他の職階より定員数が多いのである。明治5年に定められた朝鮮語通詞の定員数と江戸期における通詞の定員数を比較すると以下のようである。

¹⁵⁰ 諸洪一「明治初期日朝関係の再編と対馬」『九州史学』116（1996）2-3。

¹⁵¹ 「毎日記 朝鮮方」安政4年。

¹⁵² 在釜山日本総領事館編『朝鮮事務書』13巻 釜山：釜山広域市民図書館所蔵。

¹⁵³ 同上。

【表 6-1】通詞の定員数

職階	江戸期 ¹⁵⁴ (明和 4 年の場合)	明治期 ¹⁵⁵ (明治 5 年の場合)
大通詞	2 名	5 名
通詞	4 名	4 名
稽古通詞	3 名	4 名
五人通詞	8 名→5 名	10 名
稽古御免札	不明	10 名

(この表は、宗家文書「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代官 御免札 朝鮮方」(前掲)と『朝鮮事務書』の内容に基づいて著者が作成したものである。)

明和 4 年(1767)から寛政 12 年(1800)まで宗家文書「毎日記」に見える通詞の数を数えてみると、大通詞が 2 名、本通詞(通詞)は 2 名、稽古通詞(詞稽古通詞)は 3 名そして五人通詞は安永 2 年(1773)年に 8 名から 5 名になった。その職名も「八人通詞」より「五人通詞」へ変わった。通詞の人数は明治期に入ってから極端には変わらず、大通詞が 3 名増え 5 名に、稽古通詞は 1 名増え 4 名に、また、五人通詞は 2 倍になり、10 名になったが、その職名はそのまま「五人通詞」と称した。俸給は俸給品が時期により異なったため比較しにくい、一応以下の表にまとめた。

【表 6-2】

職階	俸給(元禄) ¹⁵⁶	俸給(明治 5 年) ¹⁵⁷
----	-----------------------	---------------------------

¹⁵⁴ 宗家文書「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代官 御免札 朝鮮方」韓国：国史編纂委員会所蔵。

¹⁵⁵ 『朝鮮事務書』13 巻。

大通詞	黄連 30 斤	米 5 石、 白米 4 俵
通詞	黄連 30 斤	米 3 石 6 斗、白米 2 俵
稽古通詞	黄連 15 斤	米 3 石 6 斗、白米 2 俵
五人通詞	不明	米 3 石 3 斗、白米 2 俵
稽古御免札	不明	白米 2 石 8 斗

（この表は、田代和生『日朝交易と対馬藩』（前掲）（2007）と『朝鮮事務書』の内容に基づいて著者が作成したものである。）

田代（2007）によると、私貿易に使われた品目として有名な物は「黄連」である。黄連は根が兼胃薬として用いられ、日本産が良質であったので、朝鮮では高い利潤が得られる¹⁵⁸。元禄（1690）年代に 1 斤あたり銀 43 匁商売されていた¹⁵⁹。そこでこの品も数量が決められていて、稽古通詞が毎年 15 斤あたり（1 斤＝600 グラム）、本通詞と大通詞は毎年 30 斤であった¹⁶⁰。そして、対馬藩へ戻る時は反物を持参することが許され、稽古通詞は 15 反、本通詞と大通詞は 30 反であった¹⁶¹。俸給の品物が異なり比べにくいだが、明治 5 年に定められた通詞の俸給は、大通詞は米 5 石白米 4 俵、本通詞と稽古通詞は米 3 石 6 斗白米 2 俵、五人通詞は米 3 石 3 斗白米 2 俵、御免札は白米 2 石 8 斗であった¹⁶²。

6.2.2 明治外務省の通訳官としての浦瀬裕

明治初期における交渉において朝鮮側の担当者は訓導の安東暎・東萊府使の鄭頭徳、別差の李周鉉、釜山僉使の尹錫五で、日本側は館守の番縫殿介（後、高麗造に改名）、正使の樋口鐵四郎、副使の薦田多記、伝語官の浦瀬最助であった。この段階では対朝鮮外交関係の無経験である外務省は対馬側に朝鮮との交渉を依頼していた。

¹⁵⁶ 田代和生『日朝交易と対馬藩』（前掲）（2007）173。

¹⁵⁷ 『朝鮮事務書』13 巻。

¹⁵⁸ 田代（2007）173。

¹⁵⁹ 同上。

¹⁶⁰ 同上。

¹⁶¹ 同上。

¹⁶² 『朝鮮事務書』13 巻。

明治元年（1868）、明治政府が成立すると長年日朝関係に携わっていた対馬藩は危機に陥った。対朝鮮貿易に依存してきた旧対馬藩にとって朝鮮問題は重大な問題であった。旧対馬藩は新政府へ朝鮮問題を提起し、旧対馬藩の藩主宗義達は外国事務局輔の権限が与えられる代わりに、第一番目の任務として明治維新を朝鮮政府へ報告することを命じた¹⁶³。

同年 11 月旧対馬藩の藩主宗義達は、書契（裁判書契）が東萊府使を通じて朝鮮政府へ伝達されるように藩主の家臣である川本九左衛門を草梁倭館へ派遣した。そこで、館守番縫殿介（のち高麗造に改名）と協議し、当時倭館在勤「伝語官」（通訳官）である浦瀬最助（浦瀬裕）を遣わし訓導安東暎と対面する¹⁶⁴。しかしこの書契は従来の様式と大きく異なっており、訓導安東暎は書契を受け入れなかった。訓導が指摘する点は以下の 4 条項である¹⁶⁵。

- (1) 書頭の書名が「日本国対馬州大守拾遺平某」から「日本国左近衛少将平朝臣義達」と書いてあること。
- (2) 「礼曹裁判大人」と称していたのを「礼曹裁判公」に替えたこと。
- (3) 書契文の中、皇室、奉勅など「皇」と「勅」という字が使用されていること。
- (4) 図書は朝鮮が与えた者ではなく、新しい印を使用していること。

朝鮮側は、恒例の様式と異なる書契を受け入れることは出来ないと述べ、この書契を受け取らなかった。明治 2 年（1869）外務省は外務省出仕佐田白茅一行を釜山へ派遣したが、再び訓導は佐田使節団の書契が旧例に基づいていないという理由で拒否した¹⁶⁶。その後、書契をめぐる交渉は暫く続くことになる。

¹⁶³ 金義煥「釜山開港의 研究 上」（釜山開港の研究）『港都釜山』3（1963）30-31。

¹⁶⁴ 同上、33。

¹⁶⁵ 同上、33-34。

¹⁶⁶ 金興洙（2009）206。

政府等対論

停滞されている書契問題を改善しようと、旧対馬藩大参事大島友之允は政府等対論を提案した。明治3年1月、大島は重用通弁役であった浦瀬最助を呼び出し、「浦瀬最助別密含草按」を手渡して朝鮮との交渉を指示した。その内容とはまず書契を渡し、朝鮮側がこれを受け入れない場合は書契を改善し、朝鮮側が拒否する用語を削除することである。また両国の政府が対等に交渉する政府等対論であった¹⁶⁷。5月13日、浦瀬は倭学訓導安東俊と会談した。訓導もこの対策に対して肯定的な態度を表した¹⁶⁸。

しかし、当年5月に起ったヘルタ号事件は朝鮮との交渉に悪影響を与えた。ヘルタ号事件とは、明治3年4月ドイツの軍艦「ヘルタ」が釜山に無断入港した事件である。即ち日本国駐劄来ドイツ連邦代理公使マクシミリアン・アウグスト・スキピオ・フォン・ブランド（Max August Scipio von Brandt）が日本の外務省の許可を得て、中国・四国・九州地方を沿岸視察した後釜山を視察し、朝鮮と海難救助条約を締結するため釜山入港を計画した。その際長崎県に朝鮮語通訳が出来る者を依頼したところ、長崎県は対馬出身の通詞中野許太郎を紹介した。そして総勢300人が乗った軍艦「ヘルタ」同年5月3日に釜山に入港したところ、中野許太郎が搭乗していたのを知った朝鮮側は、対馬人が搭乗しているとして館守にヘルタ号の撤収を要求したのである¹⁶⁹。この事件は朝鮮政府が対馬側に対して、「洋倭通謀」の疑念を抱くきっかけとなり、書契の問題に悪影響を与えることになった¹⁷⁰。

吉岡使節団の朝鮮派遣（明治3年9月18日）

明治3年（1870）9月18日太政官は政府等対論を実行するため吉岡弘毅・森山権大録・廣津権少録を朝鮮へ派遣することにした。浦瀬も通訳として同行することになった¹⁷¹。し

¹⁶⁷ 『朝鮮事務書』5巻；金興洙（2009）232-3。

¹⁶⁸ 諸（1996）8。

¹⁶⁹ 金義煥「釜山開港의 研究 中」（釜山開港の研究 中）『港都釜山』4（1964）13-16；金興洙（2009）233-4。

¹⁷⁰ 金興洙（2009）243。

¹⁷¹ 『朝鮮事務書』5巻；金義煥（1964）34；金興洙（2009）248。

かし、交渉の主体はこの案を持ち出した対馬側ではなく外務省側にあった。外務省にとって吉岡使節団の派遣目的は両政府間の交渉ルーツを作るためであった¹⁷²。この使節団の派遣に対して同年 11 月 13 日付けで宗重正は対馬島主家役の辞退書を提出した。しかし太政官はその辞退を留保した¹⁷³。

明治 3 年 11 月 3 日、吉岡使節団が倭館に着いたとき、訓導は病のため面談できなかった。翌年の 1 月 8 日になって訓導が就館した後も、面談は断られ続けた。そこで幹伝官浦瀬が要請して、訓導個人の資格で、3 月 27 日から 28 日まで官員と会談することとなった。訓導は旧例と異なる通交は成立しがたく、通交するなら宗氏が仲介することを要求した。結局、吉岡使節団の派遣目的も達成できなかった。

倭館乱出の事件

朝鮮との外交権を維持するため、旧対馬藩の家臣は書契問題を解決しなければならなかった。しかし訓導安東暎は、面談を回避し病状を理由に会見を延ばしてきた。明治 5 年 5 月 11 日に假訓導高在健は通事崔在守を倭館へ送り、安東暎の母が亡くなったことを伝え、5 月 25、26 日まで待つように依頼した¹⁷⁴。同月 26 日に訓導安東暎と面談したが、書契問題に関しては進捗がなく、差使相良正樹・館守深見正景は吉岡外務少記・森山権大録・廣津権大録と協議し、倭館乱出を実行することに決めた¹⁷⁵。倭館乱出は以前にもあったことで、朝鮮側と交渉が順調に進まない際、または朝鮮政府に対する不満がある際、対馬の家臣は倭館から無断で出ることによって、朝鮮政府に圧力をかけたのである。明治 5 年 5 月 26 日差使相良正樹・館守深見正景が先頭となり、都幹伝官廣瀬直行・幹伝官浦瀬裕・大通詞住永友輔・通詞小田半治・束田喜三郎・住永啓三・五人通詞吉松豊作・学士兼觀察蘇我通以下在館人員 50 余名が倭館を出発した約 10 日間つづいた乱出は以下のルートを経て東萊府ま

¹⁷² 金興洙（2009）249。

¹⁷³ 『朝鮮事務書』6 巻；金興洙（2009）256。

¹⁷⁴ 金義煥（1964）115。

¹⁷⁵ 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』（上）朝鮮総督府（1940）282。

で至った¹⁷⁶。即ち、守門 →倭館設門 →新草梁 →豆毛浦（古館） →開雲鎮→釜山鎮→東萊府へ入府した。浦瀬はその人員の中にいた。

【資料 6-1】¹⁷⁷

本月二十七日持辰時到釜山僉使金澈均馳報内 即刻付訓導安東峻別差高在健等手本内 留館館守倭及別差使倭等 請見卑職等 以爲外務省使員面接事 書契齋來已久 尚不呈納 不得已告達次 率諸色從人 方欲向往東萊府是如爲乎 等以責諭曰 交隣法意 自有舊規 外務省使員之來懇面接 大違恒例分叱除良 定界外毋敢犯越 亦在約條 而遺作攔出是豈誠信道理耶 答以爲俺等非不知法禁所在 而弊邦關白革罷後 設置外務省 使之新好交隣次 長門州官街人三人 弊州幹伝官二人 前已出來屢次 公幹尚不許施 必是任官 不善周族之致 齊聲哀懇次 持書契冒死出往是如 言說據手本爲有等以 邊禁所在 聞極驚連加■論各別防塞之意 星火伝令申飭是如馳報爲白有於 巳時到付同僉使馳報内 即刻到付訓導別差等手本及守門軍官金■連設門軍官金善基等告目内 今日卯時 留館館守倭及別差使倭等 率諸色倭五十四名 以外外務省修好事持書契向往東萊府是如 故一邊捍禦 一邊曉諭是乎矣 終不回聽 打破門鎖 仍爲出往 萬無防塞之路是如爲有等以 多發軍校民人等 期於防塞計料爲乎於 一體嚴防之意 前路開雲豆毛浦良中 發關申飭 而連加曉諭使之入送之意 訓別等處 亦爲嚴飭是加 馳報爲白有■ 未時到付同僉使馳報内 即刻到付訓別等手本内 同倭等 辰時過新草梁前路 巳時到豆毛浦鎮境是如爲有■ 追于到付豆毛浦萬戸羅致淳馳報内 上項攔出倭五十六名 巳時來到鎮境 故多發軍校民人等 期於攔出 毋得越境計料是加爲有等以 各別防塞使之入送之已 連加申飭是如 馳報是白置

¹⁷⁶ 同上、282-3。

¹⁷⁷ 「東萊府啓録」；金義煥（1964）123。

有 亦彼倭之冒禁攔出 事極驚駭 嚴飭任譚 各別責論使之還入館所之
意 東萊府使鄭■德釜山僉使均■均處 發關分付爲白乎■ 祿由爲先馳
啓白臥乎 事是白良■詮次 善啓向教是事

6月1日に東萊城南門に着いたが、軍校百余名に阻止され入城できなかった。6月5日に差備官及び、東萊府使親率軍官辛聖宇・尹治権は客舎を訪ね、東萊府使との会見は規外であるため承認できないと伝えた。そして差備官は東萊府使の命が含まれている覚書を差使に渡した¹⁷⁸。翌日に差使相沢正樹・館守深見正景一行はやむを得ず倭館へ帰館した。帰館後、明治5年6月15日に館守深見正景・幹伝官浦瀬裕等を倭館に残し、吉岡外務丞記等・外務省派遣員・差使相良正樹・幹伝官廣瀬直行は帰国した¹⁷⁹。

相良・深見等は報告する際、倭館乱出の責任を東萊府使に負わせたが、これも失敗だった¹⁸⁰。結局、旧対馬藩使は日朝関係を改善することができなかった。明治5年8月、政府は大丞祿花房義質に倭館接收を命じ、花房一行が倭館に着いたのは同年9月15日であった。

花房の倭館派遣

明治5年9月15日に、倭館に着いた花房一行は翌日より倭館に在留している人員調整を行った。人員調整は倭館接收の一環で、明治4年厳原藩知事宗重正が家役を辞任してから始まった。外務省が旧対馬藩から対朝鮮外交権を接收した後、実行したのが倭館接收である。倭館接收は在館員役の進退、歳遣船・公貿易の廃止¹⁸¹、旧対州藩の負債整理を意味した。従って、明治5年1月、外務少記吉岡弘毅・外務権大録森山茂・廣津弘信は宗氏家役罷免とともに倭館の整理が必要だと外務省に上申した。田保橋（1940）によると当時在館して

¹⁷⁸ 田保橋（上）（1940）282-5。

¹⁷⁹ 『朝鮮事務書』13巻；金義煥（1964）123；田保橋（上）（1940）286、291。

¹⁸⁰ 田保橋（上）（1940）292。

¹⁸¹ 歳遣船・公貿易は廃止された。田保橋（上）（1940）207。

いたのは大修大差使正官樋口鉄四郎、館守深見正景、そして旧対馬藩吏 200 余人がいた。
年間経費は 500 円に定め、在館官吏は以下のように整理した¹⁸²。

【資料 6-2】¹⁸³

館司	一員	但シ廣瀬・浦瀬兩人ノ内、一名 残シ置候節ハ、兼務可然カ、
漁務	一員	旧来交隣方ノ内 熟知ノモノ、
通詞	四員	会計書 弁兼務、
卒	三人	館中見廻リ并 ニ両門守衛、
小者	五人	内船大工一人・大 工老入・小使三人
用船	三隻	大船一隻十六人乗・小舟二 隻七人乗、但シ押切舟、 右ハ臨機ニ応ジ、或ハ二隻見計ノ事、

¹⁸² 田保橋（上）（1940）206-8。

¹⁸³ 同上、208。

在館する役人の人数は14名に減らした。倭館を総監理する館司は廣瀬か浦瀬の2人の中、1人に任命した。

本格的に人員調整が行われたのは花房が就館してからである。就館した翌日（明治5年9月16日）、花房は倭館に残る官員を整理し、翌日には、必要ではない官員には帰国を命じた¹⁸⁴。倭館館守深見正景を外務省九等出仕に命じ、十一等出仕廣瀬直行を一代官心得に、外務少録奥義制を学士兼監察に、十四等出仕住永友輔を二代官兼大通詞に任命し、前一代官海津茂太郎等旧対州藩吏全部に帰国を命じた。しかし外務省は、人員調整を行う前に宗外務大丞の上申に従い、旧状を保存する方針を取ったので、多くの旧倭館員役を任用した¹⁸⁵。朝鮮語に詳しい浦瀬は倭館が外務省により接収された後も外務省の一員として日朝交渉にとりかかった。

また明治6年（1873）に、浦瀬と通訳に就いていた廣瀬の死により、浦瀬の役割は更に必要性を増した。

【資料 6-3】¹⁸⁶

〔省略〕 廣瀬直行死返ツ様実ニ痛惜ノ至右祭祀料御申立ニ付上局ノ評議ニ供ヘ候然ルニ上海領事館書記生三宅庸輔死返ニ付テ先般并田総領事ヨリ伺出ノ様モ有之且海外出張ノ者一般ノ御規則相立度ト精々取調中ニ有之候間追テ可申進候、〔省略〕

【資料 6-4】¹⁸⁷

〔省略〕

¹⁸⁴ 金興洙（2009）311-3；『朝鮮事務書』5巻。

¹⁸⁵ 田保橋（上）（1940）216。

¹⁸⁶ 『朝鮮事務書』24巻。

¹⁸⁷ 同上、25巻。

故外務省十一等出仕 廣瀬 直 行

明治五年壬申以来草梁交館ニ在勤シ殊ニ老疾ヲ扶ケ耐勤其職ヲ尽シ候処
昨六年八月終ニ於任所死去候段■惜ノ至就テハ今般特別ノ訳ヲ以為祭祀
料金百円下賜候旨被仰達候條此段相達候事、

明治七年

二月一日

外務省大丞柳原前光

浦瀬と廣瀬は明治期初期より同じ道を歩んできた。廣瀬は浦瀬と同じく大通詞であった。外務省に正式的に採用される際も浦瀬は外務省出仕十五等官に、廣瀬は外務省出仕十四等官になった¹⁸⁸。昇進の格をみると廣瀬の方が浦瀬より格が高いが、その理由は、廣瀬の方の経験が豊富であったためか、あるいは年齢が上だったからであろう。明治5年1月に廣瀬と浦瀬は朝鮮に派遣され、即座に訓導安東院に面談を要請した。廣瀬は、浦瀬と「韓語

¹⁸⁸ 『朝鮮事務書』8巻。

外務省出仕

廣瀬豊吉

浦瀬最助

今般本省出仕申付候ニ付テハ諸事吉岡弘毅森山茂
廣津弘信ノ指揮ニ応ジ御用向勉励可相勤事、

辛未四月

外務省

『朝鮮事務書』8巻

嚴原藩

十四等官禄下賜

廣瀬豊吉

十五等官禄下賜

浦瀬最助

右兩名今般本省出仕被命候就テハ別紙辞令御進達
可有之尤拝命後進退等総テ三位ノ御指揮ヲ可請旨
以紙面御達相成候間此段申入候也、

辛未四月 日

外務大丞 柳原前光

吉岡弘毅殿

森山 茂殿

廣津弘信殿

稽古規則」を一緒に書いた人で、朝鮮語教育に関わっていた。

【表 6-3】

年度	浦瀬最助	廣瀬豊吉
明治 4 年 4 月	外務十五等出仕 ¹⁸⁹	外務十四等出仕 ¹⁹⁰
明治 4 年 12 月	外務十二等出仕 ¹⁹¹	
明治 5 年	朝鮮派遣	朝鮮派遣
明治 6 年 11 月		死亡 ¹⁹²
明治 7 年 6 月	外務十三等出仕 ¹⁹³ 韓語学所教授 ¹⁹⁴	
明治 8 年 12 月	外務四等書記生 ¹⁹⁵	
明治 11 年	外務四等書記生 ¹⁹⁶	

（この表は、『朝鮮事務書』の内容に基づいて著者が作成したものである。）

廣瀬の死により浦瀬の活躍舞台は広がり、朝鮮語教育においても活躍するようになった。

6.2.3 朝鮮語の教育者としての浦瀬裕

明治 5 年（1872）厳原に朝鮮語学所（韓語学所）が開設された。廃藩置県に伴う既成の朝鮮語通詞の待遇問題が原因だとも言われているが¹⁹⁷、それよりも政府は倭館乱出後、朝

¹⁸⁹ 『朝鮮事務書』8 巻。

¹⁹⁰ 同上、8 巻。

¹⁹¹ 同上、10 巻。

¹⁹² 同上、24 巻。

¹⁹³ 同上、27 巻。

¹⁹⁴ 同上、27 巻。

¹⁹⁵ 『釜山府市原稿』5 巻 24-6。

¹⁹⁶ 同上、211-2。

¹⁹⁷ 『朝鮮事務書』24 巻。

鮮外交権接収において最も重要なことは朝鮮通訳官の確保であると認識したからであろう。そこで、外務省は年間 300 円の予算で対馬厳原に「韓語学所」を設立することを決め、明治 5 年 10 月 25 日、厳原の光清寺（本願寺）に開所された¹⁹⁸。

下記の資料 6-8「韓語稽古規則」¹⁹⁹は、作成年月日は不明であるが、浦瀬最助・廣瀬豊吉・阿比留相助の共同執筆によるものである。この規則の内容は「韓語学所」規則のそのものとほとんど一致している。この規則は廣瀬が亡くなる明治 6 年 11 月前に作成されたはずだが、著者は韓語学所が開所される直前、学校規則の草案として作成されたと推測している。

【資料 6-5】²⁰⁰

「韓語稽古規則」

諸生於指南役毎日稽古并稽古場ニ五八之規則

一、五人通詞御免札之銘々毎朝指南役方ニテ卯ノ中刻ヨリ巳ノ刻迄稽古仕ル事

一、二五八ノ朝卯ノ中刻ヨリ稽古場江出勤仕ル此ノ日頭役臨場面前ニヲイテ稽古通詞取次而已イタシ五人通詞ハ諳読考ヘ畢シテ取次イタス御免札ハ諳読考而已仕ル事

但シ稽古中雑話底之儀一切禁止ノ事

一、韓語集詞読畢偵上御扶持被下方可伺出申事

¹⁹⁷ 同上、27 卷。

¹⁹⁷ 同上。

¹⁹⁸ 『釜山府市原稿』5 卷 24-6。

¹⁹⁸ 同上、211-2。

¹⁹⁹ 宗家文書「韓語稽古規則」（作成年不明）現在対馬歴史民俗資料館所蔵。

²⁰⁰ 宗家文書「韓語稽古規則」（作成年不明）現在対馬歴史民俗資料館所蔵。

一、交隣須知迄読畢候ツ、五人通詞被仰付方可伺出申事

一、隣語大方読畢候上ニテ稽古通詞被仰付方可伺出申事

一、本通詞ハ大成ノ人ニツキ順次式人撰ヲ以テ可伺出申事

一、指南役ハ一統ノ進退ヨリシテ諸生教道付方專勢仕ル事

附リ芸術ヲ論評シ諸生ヲ勉属シ日進勤学ヲ旨ト仕ル事

一、大通詞中ハ是亦一統ノ進退ハ勿論指南役ニ亜キ諸生引導仕ル事

附リ指南役怠惰且松斜ノ儀有之ニヲイテハ去私就公風儀ヲ論評シ
公勢公導ヲ旨ト仕ル事

一、稽古相好候者指南役ニ談ス指南役ヨリ一統江談判ノ上伺出ル事

一、年始孟蘭盆ノ節通詞中頭役ノ宅々ヲ始メ先輩ノ家々江互ニ礼儀ヲ相
勢ル事

一、頭役臨場ノ節ハ茶多葉紛盆差出方一切御免札ヨリ相勤ル

法律

一、右ノ定典ニ違背ノ輩ハ畿扁モ或論ヲ加江夫共相背ニイタツテハ一統
ノ風化行ワレサル事

一、■■無遠慮■忝江申出蒙御処置事

十月

廣瀬豊吉 印

浦瀬最助 印

阿比留相職印

この規則は外務省による朝鮮語学校の規則より、雨森芳洲の朝鮮詞稽古所の規則と似ている点がある。まずは、五人通詞たちが通詞に朝鮮語を学ぶ。本論文の第4章で紹介した外務省により創立された朝鮮語学校の規則とは異なる面が多いことから、この規則は外務省の朝鮮語学校が設立される以前に作成されたのではないだろうか。

浦瀬は朝鮮語教育者として活躍していた。明治4年12月7日に外務省出仕になった浦瀬は韓語学所が開設される際には、釜山で東萊府使崔在守と密談を行うなど、外務省の通訳官として働いていた。しかし明治7年、韓語学所の教授に任命された。なぜなら、当時の学所の教授荒川徳治に不適切な振る舞いが見られたため、浦瀬か中野のどちらかを荒川の後任とする命令があったためである。浦瀬の方が日朝関係の中で豊富な経験を持っていたからであろう。

【資料 6-6】²⁰¹

本省十四等出仕荒川徳治儀為稽古通詞教授草梁公館在勤為致有之候処旧
来大酒酔狂ノ癖アリ兼テハ禁酒謹勉申付置候ヘトモ駕御ノ人ヲ得サレハ
癖疾幾シ易ク今般奥義制山之城祐長ヨリ申越候次第モ有之同人ハ出仕ヲ
免シ帰艮申付ニ浦瀬裕中野許多郎兩人ノ内一人教授ノタメ御差渡相成度
最等級ノ儀荒川同級ニテ被召仕度此段相伺候也、

明治七年三月十八日

廣津弘信 印

そして、韓語学所が釜山へ移管した翌年（明治7年、1874）、浦瀬は十二等出仕に命じられ、また外務省により韓語学教授に任命される。

²⁰¹ 『朝鮮事務書』25巻。

【資料 6-7】²⁰²

浦瀬裕

右御雇ヲ以韓語学教授申付候事但渡韓ノ上ハ万事館長ノ指命ニ従ヒ庶務
取扱可申事〔省略〕

明治七年六月三日 外務省出使

〔省略〕

一、荒川徳滋帰洲候ニ付テハ兼テ差渡シ有之候韓語学生教授ノ仕ニ関ケ
殊ニ通弁熟練ノモノ■之候ヘハ元十三等出仕浦瀬裕当分ノ内別紙面ノ振
合ヲ以渡韓為致候然ルニ同人兼テ聞知ノ伝説モ有之是亦書取ニテ差上候
御総合ノ一端ト存候、〔省略〕

明治七年六月三日 六等出仕森山茂 印

外務卿寺島宗則殿

【資料 6-8】²⁰³

浦瀬住永の新辞令又、花房公使の随員たりし浦瀬裕、住永辰妥も前記、
福田節と共に草梁公館在勤を命ぜられしが、福田節の帰朝許可発令の当
日、兩人へ左の如く、辞令下る、

外務四等属 浦瀬 裕

依願免本官 同 同

²⁰² 同上、27 卷。

²⁰³ 『釜山府市原稿』5 卷（1989）212。

雇申付候事草梁公館韓語学校教授申付候事、

明治十一年四月十五日 外務省〔省略〕

浦瀬は草梁館語学所だけではなく、釜山における東本願寺大谷派の別院でも通訳官や朝鮮語教師として活躍した。

奥村円心が明治10年（1877）、朝鮮へ派遣される際に県庁に旅行免状を得、神戸港→長崎港→五島→対馬→釜山のルートを経て朝鮮へ渡航したことは第5章でも述べたとおりである²⁰⁴。明治11年（1878）までは朝鮮人との会話は筆談で行われた。同年6月にはここで言及している韓語教師および官庁通訳官である浦瀬が本願寺の専任通弁として雇われた（【資料6-9】 【資料6-10】）。

【資料6-9】²⁰⁵

二十四日

韓語教師浦瀬祐〔ママ〕（対州ノ人）官庁通訳官来リ、朝鮮ノ事情ヲ語ル、

（後筆頭註 後チ本願寺専任通弁トシテ雇入レ、月俸四十円）

【資料6-10】²⁰⁶

二十九日

²⁰⁴ 奥村円心「朝鮮国布教日誌」『朝鮮開教五十年誌』452。

²⁰⁵ 同上、457。

²⁰⁶ 「朝鮮開教五十年誌」459。

浦瀬祐〔ママ〕氏ヲ語学教師ニ雇ヒ、当日ヨリ出張所ニ出勤セリ、

(後筆頭註 二十日ヨリ専任教師トシテ雇入ル、)

また、浦瀬は、江戸期と明治期に朝鮮語テキストとして代表的であった雨森芳洲著『交隣須知』(明治14年校正)と『隣語大方』(明治15年校正)を次々と校正した。その後、両方とも外務省により出版された。書物に記してある浦瀬の肩書は「外務省雇朝鮮語学校教授」となっている。このように浦瀬は外務省の通訳官だけではなく、教育者として明治期における朝鮮語教育にも寄与したのである。

【表 6-4】浦瀬裕の履歴：

明治 4 年 4 月	外務省により任用に就く ²⁰⁷ 。
同年 12 月	外務省出仕となる ²⁰⁸ 。

²⁰⁷ 廣瀬浦瀬等の外務出仕辞令

廣瀬豊吉

浦瀬最助

今般本省出仕申付候ニ付テハ諸事吉岡弘毅森山茂廣津弘信ノ指揮ニ応じ御用向勉励可相勤事、

辛未四月

外務省

(『朝鮮事務書』8巻)

²⁰⁸ 相良浦瀬等外務省出仕となる

巖原旧県士族

十等出仕

相良円蔵

同

十二等出仕

浦瀬最助

明治 5 年	釜山で外務省と朝鮮訓導のあいだで通訳官として働く ²⁰⁹ 。
明治 7 年	韓語学の教授になる ²¹⁰ 。
明治 8 年	外務省四等書記生として働く ²¹¹ 。
明治 9 年	江華島条約のとき、通訳として活躍する。 そのほか、荒川徳滋・中野許太郎・吉副嘉八郎・中村庄次郎・吉村平四郎・浅山顕蔵・黒田清美・武田甚太郎・武田邦太郎・大石又三郎・阿比留祐作・津江直助・住永辰妥も通訳として活躍する ²¹² 。
同年	修信使のとき、通訳として活躍する ²¹³ 。

右ノ通可申付候間至急今里県へ御達し被下候様致度此段申進候也、
未十二月七日 寺島外務大輔
副島外務郷

正院御中

(『朝鮮事務書』10 卷)

²⁰⁹ 『朝鮮事務書』11、13、16 卷「韓国往復書類」。

²¹⁰ 浦瀬の辞命

浦瀬裕

右御雇ヲ以韓語学教授申付候事

但渡韓ノ上ハ万事館長ノ指命ニ従ヒ庶務取扱可申事

[省略]

明治七年六月三日 外務省出使

(『朝鮮事務書』27 卷)

²¹¹ 市川正明編『日韓外交史料』(1) (前掲) 55-64。

²¹² 巖原町教育委員会編(1972) 73 ; 具(1976) 122-24。

²¹³ 通訳の分担

又是より前一日の四月二十五日付信使一行係る通訳の分担を左の如く命セリ、
通訳分課

修信使	浦瀬 裕
上々官	荒川徳滋
	中野許太郎

右三名、一行、総体之通訳を相兼

上官拾名	荒川徳滋
	中野許太郎
	吉副嘉八郎

中間四十九名	中村庄次郎
	吉村平四郎
	浅山顕蔵

下官十八名	黒岩清美
	武田甚太郎
	武田邦太郎
	阿比留祐作
	大石又三郎
	津江直助
	住永辰妥

同年 6 月 8 日	外務省三等書記生として働く ²¹⁴ 。
明治 11 年 4 月 15 日	草梁公館韓語学校の教授になる ²¹⁵ 。
明治 11 年 6 月 24 日	釜山で韓国語教師として活躍する。後、本願寺（真宗）専任通弁として雇われる ²¹⁶ 。
同年 8 月 29 日	釜山で本願寺（真宗）専任語学教師として雇われる ²¹⁷ 。
明治 12 年 10 月	牛痘種方を研究した医者、池錫永先生が釜山へ来た時、彼に偶然に出会い、彼に様々な人を紹介した。『朝鮮医学史及疾病史』（1962）によると、浦瀬は親切だったと記録されている。
明治 14 年	『交隣須知』浦瀬裕校正増補 ²¹⁸ 。
明治 15 年 6 月	『訂正隣語大方』浦瀬裕校正増補。浦瀬の職名は「外務省雇朝鮮語学校教授」となっている ²¹⁹ 。

（この表は、『朝鮮事務書』、『日韓外務省史料』、『厳原町教育史』（1972）、具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」（1976）、『釜山府市原稿』、「朝鮮国布教日誌」、『訂正 交隣須知』、『訂正 隣語大方』の内容に基づいて著者が作成したものである。）

右之通通弁分課相定置候得共、上官附吉副以下ハ下官附并中官附ノ者ト五日目ニ輪直交代可致事、
但非常ノ節ハ勿論平日タリ共相互ニ不足ヲ補と可申候、
明治九年四月廿五日 外務権大丞 森 山 茂
（『釜山府市原稿』5 卷「第十卷 開港編（開港時代）（後期）」）12-3。

²¹⁴ 『日韓外交史料』1 巻、398-400。

²¹⁵ 浦瀬住永の新辞令

又、花房公使の随員たりし浦瀬裕、住永辰妥も前記、福田節と共に草梁公館在勤を命ぜられしが、福田節の帰朝許可発令の当日、兩人へ左の如く、辞令下る、

外務四等属 浦瀬 裕
依願免本官 同 同

雇申付候事

草梁公館韓語学校教授申付候事、

明治十一年四月十五日 外務省

[省略]

（『釜山府市原稿』5 卷「第十卷 開港編（開港時代）（後期）」）2-3）

²¹⁶ [明治十一年六月]

二十四日 韓語教師浦瀬祐〔ママ〕（対州ノ人）官庁通訳官来り、朝鮮ノ事情ヲ語ル、（後筆頭註後チ本願寺専任通弁トシテ雇入レ。月俸四十円）

（奥村円心著「朝鮮国布教日誌」『朝鮮開教五十年誌』457）。

²¹⁷ [明治十一年八月]

二十九日 浦瀬祐〔ママ〕氏ヲ語学教師ニ雇ヒ、当日ヨリ出張所ニ出勤セリ。（後筆頭註 二十日ヨリ専任教師トシテ雇入ル。）

（奥村円心著「朝鮮国布教日誌」『朝鮮開教五十年誌』459）。

²¹⁸ 『訂正 交隣須知』釜山：釜山広域市民図書館所蔵。

²¹⁹ 『訂正 隣語大方』福岡：九州大学総合図書館蔵。

6.2.4 「表と裏がある人」

金義煥の論文「釜山開港の研究（中）」²²⁰では、出处は不明であるが、浦瀬について次のように描写している。書契問題を解決するため病氣の大島友之允に代わって対馬に帰っていた浦瀬に交渉を任せた理由は、「浦瀬が朝鮮人の間で信望が厚く、これを利用し訓導と別差と会談をさせ妥協案に到達するためであった²²¹」。幕末期から倭館で通訳の仕事に携わっていた浦瀬は、朝鮮人の間でも評判の良い人物だったため対馬側も外務省も結局浦瀬の持つ人脈を書契問題解決のために利用しようとした。

しかし、長年対馬側との間で書契問題に携わってきた外務省権大録の廣津は、浦瀬について外務省に次のように伝えている。

【資料 6-11】²²²

一、浦瀬モ対人ニテ御座候間、兎角談話中表裏有之仁物ニテ、一体虚蕩ノ儀ハ森山氏兼テ熟知ノ事ニ候間、同氏ヨリ懇々ト虚実相交ハセ充分為吐出候内ニ両間ノ実情発露イタシ候間、先森山氏ヲ以下他御聞紀ノ上、尚諸覽御直聞相成可然、此段御含マテ申陳置候

〔省略〕

申〔明治五年〕七月廿一日

廣津権大録

²²⁰ 『開都釜山』4: 7-158

²²¹ 金義煥（1964）9。

²²² 『朝鮮事務書』13 卷

朝鮮往復課御中

吉岡 少記 殿

森山権大録 殿

この資料では、浦瀬は分かりにくい人物だと描写されている。この報告後、外務省は浦瀬に大事な任務を担当させたが、彼を完全に信頼したとは考えがたい。しかし適切な通訳官がいなかったため、同年9月花房が倭館へ来て人事調整を行った際にも、浦瀬は解任にはならず、むしろ明治7年には朝鮮事務課から韓語学所の教授に命じられ、明治9年には外務省四等書記生から外務省三等書記生になった。第4章で述べたように通訳官の重要性を十分に認識した外務省は、対馬出身ではなく、外務省のために働ける通訳官育成に尽力したのである。

浦瀬の両面性を指摘したのは外務省だけではない。確かに、朝鮮の政府も似たような考えをもっていたらしい。江華島事件があった翌年、日本からの使者が来朝する3日前の高宗13年2月6日の『承政院日記』に次のように記録されている。

【資料 6-12】²²³

因委送其随員宮本小一野村靖、伝語官最助等来見、兩人頗穎悟、〔省略〕
所謂最助、自十五歳、来留萊館、最習訳語、居間酬酢、然而言外之旨、
亦難見矣、彼酬此酢、中間伝説、亦不無疑訝矣、今之訳員、亦無解習其
国文与訳語者、当此多事之会、実為可悶、必当另飭学习精通、亦是急務
矣、

²²³ 『承政院日記』高宗十三年二月六日。

随行員の宮本小一と野村靖、及び伝語官の浦瀬最助等が来朝した。浦瀬最助は 15 歳の時から倭館に滞在しながら訳語を学んでいる。だが彼の言うことは分かりづらく、彼の通訳が正確なのか疑問であると述べている。一方、彼以上に通訳ができる人は未だ朝鮮にはいなくて困っていると述べている。浦瀬は日本の外務省だけではなく、朝鮮側からも評価される人物であった。優れた通訳の実力を有した浦瀬は、両国間の意思疎通を図る重要な役割を担当していた。

通訳官の必要性を実感した朝鮮政府は、日朝修好条約の締結後、対外機関を再調整した。まず、日朝修好條規の直後に弁察官を設置し、高宗 20 年（1883）年に監理を設置した。そして、建陽元年（1896）に監理署を創立した。また、日本語通訳官「倭学訳官」の定員数を 15 人から 20 人へ増加させた。その理由としては、『朝鮮王朝実録』に「司譯院啓、本院等第倭學聰敏爲十五窠、而任多窠窄、増設五窠、以爲疏鬱何如、允之」とある。即ち高宗 25 年（1888）7 月 19 日朝鮮の司訳院は倭学聡敏の定員数は 15 人で、業務は多いのに、人数が足りないため、5 人増やすように提案したのである。

6.3 小まとめ

対馬出身の通訳官浦瀬裕（最助）は、幕末期から維新期をかけて活躍していた数少ない通訳官の一人である。通詞でも最も高い階級の大通事で、また、対馬唯一の特権商人の身分「六十人」の格や、帯刀が許されていた優秀な人物である。朝鮮外交権が外務省に接收されてから、外務省の人員調整により多くの旧対馬藩の役員が替えられたが、朝鮮語が優れた浦瀬と廣瀬は外務省に採用され、彼らの任務は大きくなった。しかし、廣瀬の死亡により、外務省は翻訳だけではなく、朝鮮語教育も浦瀬に頼った。一方、浦瀬を完全に信用できなかった日本側と朝鮮側は、通訳官の育成に力を入れはじめた。日韓関係が激しく変動するこのような時期は、実力者の浦瀬にとって自分の活躍の領域を広げる時代であった。

総まとめ

幕藩体制下、日朝関係を担当していたのは対馬藩である。対馬藩は釜山草梁倭館における貿易や、朝鮮漂流民送還を通じて日朝関係を維持してきた。対馬藩にとって、貿易は藩財政の重要な要素であるため、日朝間の良好な外交関係の維持は不可欠であった。日朝両国間で意思疎通の実務を担当していたのが、通詞（朝鮮側の通訳官は「訳官」である）であった。彼らは、朝鮮通信使が来日する際や、草梁倭館において貿易と交渉が行われる際、また朝鮮漂流民を送還する際に通訳官として活躍した。しかし、明治期になると廃藩置県（1871）により、日朝間の仲介という役割は対馬藩から外務省へと移った。当時、維新政府は欧米からの圧力により、朝鮮に対して新たな日朝関係を求めている。本研究では近世から近代における朝鮮語教育や、朝鮮語通詞の役割について着目し、日朝関係の変化とともにどのように変遷していったのかについて考察した。また、幕末・維新时期にわたって活躍していた旧対馬藩の通詞浦瀬裕を通して、通詞の役割やその活動範囲の変遷を研究した。

先行研究では、近世と近代初期が区別して論じられている。近世期における通詞について研究した研究者は泉澄一、田代和生、米谷均、松原孝俊・趙真璟、鄭丞恵、及び許芝銀がいる。泉澄一、田代和生、米谷均、松原孝俊・趙真璟、及び鄭丞恵は主に雨森芳洲と彼

の朝鮮詞稽古所を中心とした研究で、泉は雨森芳洲の資料を収集して翻字し、刊行した。許は、通詞の役割の中でも主に情報の収集を取り上げて研究している。また、明治期における朝鮮語通詞の研究は、小倉進平、大曲美太郎、島井浩、具良根、稲葉継雄、南相璽、松原孝俊・趙真璟、石川遼子、月脚達彦などの研究者がいる。以上の研究者等の研究は主に韓語学所（「韓語司」）や、明治期における朝鮮語教育に着目している。未だ近世から近代にかけて、日本における朝鮮語教育や、通詞の役割がどのように変遷したのかについては研究されていない。そこで、本研究では近世から近代における朝鮮語教育や、朝鮮語通詞の役割について着目し、日朝関係の変化とともにどのように変遷していくかについて考察した。

本論文は第6章に分かれている。第1章では、近世日本における朝鮮語教育と先行研究を紹介した。近世日本における朝鮮語教育は主に薩摩藩、長崎、そして対馬藩で行われていた。薩摩藩では、壬辰倭乱（文禄の役）の際、島津軍から連行された朝鮮人陶工たちが住んでいた苗代川という村落で朝鮮語を伝えていた。一方、長崎では長崎に滞在していた対馬藩の朝鮮語通詞が長州藩の朝鮮語通詞に朝鮮語を教えていた。長州藩は朝鮮と直接かわってはいなかったが、頻繁に朝鮮人が漂着し、漂流民を送還するために朝鮮語で疎通できる人材が必要であった。このうち、近世日本において朝鮮語教育が最も体系的に行われていたのは対馬藩である。

この章では本論文の各章と内容を紹介する。本論文では近世日本における朝鮮語教育及び朝鮮と日本の間で通訳を担当していた対馬出身の「通詞」について触れ、また、近代になってから朝鮮語教育及び通訳がどのように変遷していたのかについて取り上げた。続いて先行研究及び本論文の構成について紹介する。

第2章では、近世日本における朝鮮語教育機関について取り上げた。近世日本とは異なり、近世朝鮮では中央政府が日朝関係を担当していたため、通訳官を養成することにも政府が携わっていた。朝鮮では太祖2年（1393）より言語教育機関「司訳院」が建てられた。そこで漢学・蒙学・女真学（のち、清学）・倭学が教えられ、中央政府の通訳官が育成された。朝鮮王朝では朝鮮政府が運営していた倭語教育機関があったのに対し、日本側は日朝関係を対馬藩が担当していたため、対馬藩では公的な教育機関なしで朝鮮語を習得させ

ていた。そこで、儒学者の雨森芳洲によって体系的な朝鮮語教育を行う機関である、朝鮮語稽古所が創立された。これは当時、対馬藩と朝鮮政府の間で通訳員として活躍していた「通詞」の確保が急務となったからである。

この章では、泉澄一が編集した『芳洲外交関係資料・書翰集』（1982）『芳洲外交関係資料集』（1985）及び、現在韓国国史編纂委員会に所蔵されている宗家文書「詞稽古之者仕立記録」を通じて、雨森芳洲が朝鮮語「稽古所」を創立する以前にどのように朝鮮語教育が行われていたのか、また「稽古所」創立以降に新しくできた教育のカリキュラムに関して考察した。

一方、当時釜山草梁倭館に留学した学習生は、朝鮮語だけではなく医学を勉強するためという者もいた。彼らについても宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」（寛永13年～寛延3年）（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）を通じて追究した。

第3章では、対馬藩の朝鮮語通訳者「通詞」の任務について取り上げた。当時通詞は主に三つの仕事に携わっていた。朝鮮通信使の通訳、朝鮮人漂流民の送還、そして草梁倭館における事務及び通訳である。朝鮮との交易に依存していた対馬藩にとって友好的な交隣関係を保つのが任務の重要な要素であった。

またこの章では、資源が限られていた対馬でどのように通詞の人材を維持していたのかについて考察した。韓国国史編纂委員会に所蔵されている宗家文書「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代官 御免札 朝鮮方」を通じて対馬藩の朝鮮語通詞の職階や、任務、昇進、及び褒賞について検討した。従来の研究によると、朝鮮語通詞は朝鮮との貿易特権が許されていた商人のグループ「六十人」が勤めていたとされていたが、対馬藩の大通詞であった小田常五郎の事例を追及することによって、「六十人」の格は褒美として藩から与えられるものであったことを明らかにした。このように資源に乏しい対馬藩は、「六十人」のような対馬藩独特の貿易特権を与えることによって、優秀な人材を維持したのである。

第4章では、明治期の維新政府の成立が日本における朝鮮語教育にどのような影響を与

えたのか、維新政府の成立以降における朝鮮語教育機関の変遷を考察した。19世紀に、対朝鮮関係を担当する機関は対馬藩から維新政府へと移った。まもなく、厳原に朝鮮語教育所「韓語学所」が開校されるが、その意図は、近世雨森芳洲により開校された朝鮮語教育機関とは異なる。この章では、現在釜山広域市民図書館に所蔵されている朝鮮総督府編の『朝鮮事務書』（1-29）を通じて朝鮮語教育機関の変遷及び、教育の目的について取り上げた。

さらに外務省が設立した韓語学所開校の過程を検証することによって、カリキュラムや、またそこで朝鮮語を学んだ人々が修了後どのような活躍をしたのかを追究した。後にこの学校は釜山へ移転され、さらにその後東京外国語学校の朝鮮語科となった。当初、言語中心的教育を行っていたが東京へ移転してからは、歴史・地理・代数・幾何・漢書・体操などの科目も加わり、高等教育を受けたエリートの育成へと性質を変えていった。

朝鮮語教育は、明治9年（1876）日朝修好条規が結ばれてから日本全国的に広がり、様々な教育機関で第二言語として開設された。山田寛人や石川遼子の研究¹では、特に日清戦争及び日露戦争後、朝鮮語を第二言語として開設した学校の数が増えてきたのがわかる。このように、この章では時代背景及び対外関係が朝鮮語教育の普及に与えた影響を考察する。

第5章では、維新时期に入ってから朝鮮語を学ぶ人々の目的について具体的に取り上げた。明治期朝鮮における日本人の朝鮮語学習者は近世と違い、対馬出身の通訳員だけではなく様々な地域から様々な目的のため朝鮮語を学習しにきた。近世日本の場合、朝鮮語を学ぶ目的は主に貿易と外交交流のためであった。だが、近代に入ると明治9年（1876）に日本と朝鮮は日朝修好条規（江華島条約）を結び、朝鮮は釜山・元山（1880）・仁川（1883）を開港した。日朝修好条規締結の直後において朝鮮語を学ぶ人々の目的は、外務省に勤務、商売、布教の三つに分けられる。それぞれの目的によって、学ぶ場所や内容も異なってい

¹山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」、山田寛人「東洋協会専門学校」「高等商業学校」、石川遼子「1-1. 厳原の朝鮮語学所と釜山の草梁館語学所」「1-2. （旧）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-4. （新）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-8. 天理外国語学校朝鮮語部」「1-9. 京城帝国大学法文学部文学科 朝鮮語学朝鮮文化専攻」「3-2. 前間恭作」「3-3. 金沢庄三郎」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）。

た。この章では時代背景も考察し、朝鮮語を学んだ人々の目的について検討した。

外務省や陸軍省など、政府に所属している者に朝鮮語を学ばせていた以前とは異なり、朝鮮の言葉や文化に興味を持つ人を選抜し、彼らを朝鮮に派遣し外務省の官費留学生として研修させた。留学先は漢城であったが、その理由は、公務に務める彼らにとって訛りのない標準語を使うのが、重要な要素であったからである。第1期生は3人おり、朝鮮語レベルも人によって様々であった。そこでは、個人に合わせた個別的な教育が行われた。学生は教師を自由に選択ことができ、また教材も自分で選んで勉強することができた。彼らの言語力は数ヶ月に一度行われる試験により調査された。

前間恭作は第1期生の3人のうちの一人だった。前間は対馬出身で、対馬の中学で朝鮮語を学んだことがきっかけとなり朝鮮語に興味を持ち、明治24年(1891)7月外務省による朝鮮留学生の募集に応募し、官費留学生として朝鮮へ派遣された。彼は後、数冊の朝鮮の古書を収集し、解題した。彼の著書は『韓語通』(丸善株式会社、1909)や、『竜歌物語箋』(東洋文庫、1926)などがある。

明治9年(1876)日本と朝鮮の間で日朝修好条規(1876)が結ばれた。この条約により、日本人は朝鮮で自由に借地・建築及び居住することが認められ、朝鮮で自由に貿易活動ができるようになった。三つの港(釜山・元山・仁川)が開港され、移動範囲は各港より4方100里(1里=0.393km)に決められた²。そして、釜山が開港した明治9年(1876)から日本人の朝鮮への渡航が始まった。渡航する背景としては、廃藩置県や西南戦争によるインフレ及び経済変動、また維新政府の保護・特権を享受した巨大業者が地方経済を圧迫したことなどが挙げられる³。

当時どのぐらい日本人が朝鮮へ移住したのかを把握するため、外務省が発行した旅券「明治13年 海外旅券下付返納表進達一件 朝鮮⁴」と「明治14年 海外旅券下付返納表進達一件 府県渡 朝鮮」を比較し、朝鮮へ渡航した人がどのぐらい増加したのかを調査した。

² ハン(1970) 45-6。

³ 木村(1989) 40-1。

⁴ 外務省史料「明治13年 海外旅券下付返納表進達一件 朝鮮」外務省外交史料館所蔵。

また、山田寛人・石川遼子の研究成果から日本と朝鮮における教育機関のうち、商業学校ではどのくらい朝鮮語授業が開設されたのかも整理した。

布教のため朝鮮へ留学生を派遣することは、日朝修好条規が結ばれた後、明治 10 年（1877）から維新政府の依頼を受けて始まった。維新政府は清及び、朝鮮等の諸外国に仏教の布教を目論んでいた。明治 10 年（1877）内務卿大久保利通は外務卿寺島宗則と本願寺管長厳如上人に朝鮮開教の件を依頼した。両者は本願寺で開教の経験がある奥村円心と平野恵粹を選出し釜山に別院を建設するよう委任した⁵。そして、明治 10 年より若い僧侶の派遣が始まった。

第 1 期の釜山別院の住職になった奥村円心の朝鮮布教記録「朝鮮開教五十年誌」は、今でも唐津にある彼の寺院である釜山海高德寺に所蔵されている。この「朝鮮開教五十年誌」を通じ、派遣された僧侶及び彼らの日常生活や活動が分かるようになった。外務省とは異なり、派遣されたものは年齢が低く、かつ地方へと派遣された。年齢が低かった理由として、朝鮮の言葉だけではなく風習も学ばせるためであった。また、地方へ派遣された理由は、地方の訛りや表現などを学び、地方の人とも交流しやすくするためであった。初めて維新政府より布教活動の依頼を受けた東本願寺大谷派は、日本の僧侶を朝鮮へ派遣することと併せて、仏教に興味を持っている朝鮮人を日本へ留学させた。

以上の様に、第 5 章では維新时期における朝鮮語を学ぶ人々の目的がどのように変遷していったのかを取り上げた。

第 6 章では、幕末から維新时期にかけて活躍した対馬出身の通訳員浦瀬裕について検討した。浦瀬は激動の 19 世紀に、日本と朝鮮の間で通訳官としての役割を担った。江戸期の対馬藩通訳員とは代わって、明治期になると維新政府による対朝鮮外交権の接收により、浦瀬のような朝鮮語に堪能な通訳員の活躍する場は拡大した。幕末期、主に倭館における通訳・翻訳の仕事や、漂流民送還に携わっていた大通詞浦瀬は、明治期に入ってから、単に外務省に採用された通訳官としてだけではなく、書契問題を解決する中で朝鮮側と交渉

⁵ 朝鮮開教監督部（1927）19。

するなど、重要な役割を果たした。また、朝鮮語の教育者としてもその活動の範囲を広げた。この章では浦瀬の事例を追跡し、維新政府の成立を転換点としてその以前と以降、彼の役割がどのように広がっていったのかを考察した。

著者は二つの側面から本研究を行った。一つは教育的な側面からであり、もう一つは歴史的な側面からである。教育的な側面とは、近世から近代初期にかけて朝鮮語教育がどのように変遷していったのかであり、また歴史的な側面とは通詞及び朝鮮語修得者の時代的な変遷である。

朝鮮語教育の変遷

近世における朝鮮語教育は対馬藩の特権商人「六十人」を中心に行われた。彼らはまず朝鮮語を独学で学んだ後、草梁倭館で朝鮮人の指導を受け朝鮮語力をさら高めた。元禄年間（1690）には盛んであった対馬藩と朝鮮の貿易は、18世紀に入ると次第に衰えていく。その状況は朝鮮貿易に従事し、朝鮮語を習おうとする者たちにも大きな影響を与えた。対馬藩の儒学者雨森芳洲の提案により、対馬藩は享保12年（1727）、府中（現在、厳原）に朝鮮語稽古所を設立し、公的な通詞の養成を開始した。これはつまり、個人的に行われていた朝鮮語教育が、学校の設置により公的なものに変化したことを意味する。

この稽古所は朝鮮語通詞を養成するのが目的で「六十人」の子弟がその稽古生として選ばれた。第1期の稽古生は、年齢が12歳から15歳の間の39名で、3年間対馬で教育を受けた後草梁倭館へ派遣された。当時朝鮮語は、対馬藩が朝鮮との交隣関係を維持するのに必要であったため、なるべく若い少年を稽古生の対象とした。授業は午前9時から午後3時まで行われ、復読・編文・会話などを学んだ。稽古生には、頻繁に行われた試験と、出席を基に点数に換算し、一番点数が高い順に褒美を与えた。卒業後、通詞として活躍できたのはこのうち6名である。

幕末期より欧米からの開国圧力を感じた日本は、海外における学術や文化の導入を進め

た。海外の文明を導入するには、外国語の学修は必須であった。外国語の中で、特に重視されたのは英語・独語・仏語・露語・漢語（中国語）・朝鮮語であった。

明治4年（1871）2月2日、省内には洋語学所が、同月8日には漢語学所が開設された。通訳官を養成するために設置された外務省語学所である⁶。語学所は明治6年（1873）5月5日に文部省が管轄することとなったが、朝鮮語科が初めて設置されたのは明治13（1880）年のことである。この語学所こそ後の東京外国語大学である⁷。

明治期になり朝鮮語教育にも様々な変化があった。明治5（1872）年8月18日、外務卿副島種臣は正院御中に対し、対馬の厳原へ朝鮮語学所を設置するよう提案した。そして明治5年、対馬に朝鮮語学所「韓語学所」が設立された。教員は督長（外務省出張の官員）1名・教授（官員及び雇士）1名・助教（従雇士及び生員中）1名・少助教（従雇士及び生員中）1名が任命され、授業時間は午前8時から午後3時までであった。試験は毎月10日の午前9時から午前10時まで実施された。生徒の身分は士族の子弟と既成通詞で、第1期生は35人、彼らの平均年齢は20.7歳であった。これは、近世の稽古所の生徒の平均年齢（12.1歳）より8.6歳高かった。

この学校はより効率的に研修させるため明治6年釜山の草梁倭館へ移転（草梁館語学所）した。生徒は以前の学校の生徒の中から10名を選び派遣された。年齢は18歳から28歳（平均年齢23歳）であった。ここで教育を受けた生徒10名のうち、6名が様々な理由で研修を辞め対馬へ戻ったが、明治9年（1876）日朝修好条規が締結された際や、朝鮮修信使が来日した際には再び通訳に務めた。

明治13年（1880）、草梁館語学所はついに東京に移り、東京外国語学校の朝鮮語科となる。草梁館語学所で研修を受けていた4人の学生も同時に東京へ移った。彼らは朝鮮語を専攻するだけではなく、歴史・地理・代数・幾何・漢書・国書・体操などの科目も履修していた。

⁶ 外務省百年史編纂委員会（1969）78-9。

⁷ 同上、79。

明治9年(1876)の日朝修好条規締結後には朝鮮語教育はさらに広がり、中学校・高校・医学校・水産学校・仏教学校などでも朝鮮語を第二言語として教えるようになった。さらに日清戦争が終わった明治28年(1895)以降と、日露戦争が終わった明治38年(1905)以降にもその増加が顕著であった。

日本における朝鮮語教育は、商人の貿易を目的とし交隣関係を維持するために学んだ言語習得より、明治期に入ってから様々な高等教育機関で教える一つの科目に変わった。また、商業や宗教活動などにおいても、朝鮮語習得は必然的な要素へと変わっていった。

朝鮮語修得者の変遷

近世において朝鮮語は、対馬藩が朝鮮との交隣関係を維持するために、大変重要な言語の一つであった。対馬藩の朝鮮語通詞に選ばれた者は、朝鮮との貿易が許されていた特権商人「六十人」に所属する者たちであった。朝鮮から距離的にも近く、昔から朝鮮と交流があった対馬藩は、優秀な者には朝鮮へ渡航する際必要な書類「御免札」を発給し、釜山の草梁倭館で通詞が漂流民送還にかかる業務を行う際、それを手伝わせるなどして自然に朝鮮語を学べる環境を与えた。当時朝鮮との交隣政策を重視した対馬藩は、儒学者雨森芳洲に朝鮮語教育機関朝鮮語稽古所を創らせた。この朝鮮語稽古所は雨森の教育モットーに基づき、言語だけではなく、朝鮮の風習や習慣についても学ばせた。

近代になり特に日朝修好条規(1876)が締結してからは、朝鮮語を学ぶ者に積極的な動きが現れた。著者はこれを公務員、商人、宗教人の三つのグループに分けて、各々について考察した。

まず公務人について、外務省は優秀な人材を選び7年間9人の官費留学生を朝鮮へ派遣した。留学生らは標準語を学ぶため漢城に留学し、自分のレベルに合わせて教師及び教材を個別的に選択し、外務省の事務と言語習学をともに行った。彼らは明治9年(1876)、明治13年(1880)、明治15年(1882)朝鮮修信使が派遣された際に通訳に務め、朝鮮各地の調査にも参加した。

次に、商人の間でも朝鮮語を学ぶ傾向がみられる。日朝修好条規の締結後、経済的な利益を得ようと朝鮮へ移住する日本人の数が増加した。日本国内及び、朝鮮において朝鮮語を教える商業学校の数が増え、特に日清戦争（1894-5）・日露戦争（1904-5）の直後においてその傾向が顕著であった。

さらに宗教人について、維新政府は日朝修好条規締結直後、真宗大谷派に朝鮮における布教活動を依頼した。細緻で長期的な計画を立てた大谷派は、各地に別院を建て、地元の人と交流しながら初めて朝鮮での布教活動を行った。大谷派は若い僧侶を朝鮮へ派遣し、自然に朝鮮の言葉や風習を学ばせた。このように、明治期になると様々な人が多様な理由で朝鮮語を学んだ。

またこの時期は才能がある者には、自分の能力を発揮できるチャンスのも時期でもあった。幕末と維新期を生きた浦瀬裕がその例である。浦瀬は幕末・維新期にわたって活躍していた旧対馬通詞である。著者は宗家文書⁸や、外務省記録⁹、また朝鮮王朝実録を通じて、彼について調べた。

明治になると、対朝鮮外交権と倭館は外務省に吸収された。明治5年（1872）旧対馬藩に与えられた最後のチャンスであった書契問題は、結局解決できずに旧対馬藩の役人はその不満を倭館から乱出することで現した。これをきっかけとして外務省は花房大丞を倭館へ派遣して人員調整を行ったが、通詞含め数人の旧対馬藩の役人はそのまま残された。彼のことを外務省は「表と裏がある人物」、朝鮮政府は「わかりにくい人」と描写している。しかし、当時彼ほど両国語ができる人材が他にいなかったため、両政府はやむを得ず彼を登用した。浦瀬を完全に信用できなかった日本側と朝鮮側は、通訳官の育成に力を入れはじめた。

⁸ 宗家文書「毎日記 朝鮮方」（安政4、6、7年、慶応2、3年）・「毎日記 頭役」（慶応1年）・「毎日記 代官」（慶応2年）・「毎日記 雑交隣方8」（慶応4年）以上長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵。

⁹ 在釜山日本総領事館編『朝鮮事務書』釜山市民図書館所蔵。

幕末期、浦瀬は通詞でも最高の地位である大通詞であったが、当時彼の仕事は対馬藩と朝鮮通訳官の間で連絡を伝える単なる「連絡係」にすぎなかった。しかし、明治期になると、彼の朝鮮語能力は外務省にも認められ、倭館が外務省に接收され人員調整が行われた時も、彼はそのまま残された。そして浦瀬は、単なる通訳官ではなく日朝間の交渉にも関与し、また外務省の朝鮮語教育機関や、大谷派の別院で朝鮮語を教える教育者としても活躍した。日韓関係が目まぐるしく変化するこうした時期が、浦瀬のような実力者にとっては多方面で活躍できるという、まさに彼の全盛期であった。

本論文では、近世近代初期という激動期のなか、日朝外交関係の変遷が朝鮮語教育とその修得者にどのような影響を与えたのかについて研究を行った。また、明治初期まで活躍していた旧対馬藩の通詞の事例をあげ、彼にとって日朝外交関係の変遷はどのような意味を持っていたのかを考察した。本研究を通じて日朝関係史に少しでも貢献できればと願っている。

今後の課題としては、近世対馬府中に設立された朝鮮語稽古所がいつまで続いていたのかを考察し。また、浦瀬の活躍をより詳しく追究したい。また、幕末・維新时期における通訳官の役割の変遷についてより詳しく研究を行いたい。外務省に採用された通訳官に関しても研究を行い、明治期における通訳官の存在意義と彼らが日朝関係にどのような影響を与えたのかを研究したい。そして、近代日朝関係において言語が対外関係に対して持つ影響力を研究したい。

史料

市川正明編『日韓外交史料』（1）東京：原書房（1979）

泉澄一編『芳洲外交関係資料・書翰集』（3）大阪：関西大学出版部（1982）

泉澄一編『芳洲外交関係資料集』（4）大阪：関西大学出版部（1985）

奥村円心「朝鮮開教五十年誌」唐津：釜山海高德寺所蔵

外務省史料「航海人明細鑑：朝鮮」（慶応3年-明治5年）

外務省史料「海外旅券勘合簿：長崎県之部」（明治9年-明治10年）

外務省史料「海外旅券勘合簿：厳原之部」（明治11年5月-6月）

外務省史料「海外旅券下付返納表進達一件：朝鮮」（明治13年-15年）

外務省史料「海外旅券下付返納表進達一件 府県渡：朝鮮」（明治14年-15年）

近代韓国外交文書編纂委員会編『近代韓国外交文書』（3）ソウル：東北亜歴史財団（2012）

国史編纂委員会編『分類記事大綱』3 ソウル：韓国国史編纂委員会（2006）

宗家文書「詞稽古之者仕立記録」ソウル：韓国国史編纂委員会所蔵

宗家文書「朝鮮生員任用帳」福岡：九州大学附属図書館所収檜垣文庫 檜垣元吉氏蔵（所在不明）＊泉（1982）参照。

宗家文書「朝鮮詞稽古御免帳」ソウル：韓国国史編纂委員会所蔵（不明）＊泉（1982）参照。

宗家文書「御稽古ニ御師匠被仰付候名前并御家中諸稽古方ニ付御宛行其外被成下他所へ稽古被罷出候儀ホを記ス」（寛永13年-寛延3年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代官 御免札 朝鮮方」ソウル：韓国国史編纂委員会所蔵

宗家文書「毎日記 朝鮮方」（安政4、6、7年、慶応2、3年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 頭役」（慶応1年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 代官」（慶応2年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 雑交隣方」（慶応4年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 貿易署」（明治3年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「浦瀬最助訓導応書」対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

在釜山日本総領事館編『朝鮮事務書』（1-29）釜山：釜山広域市民図書館所蔵

『訂正 隣語大方』福岡：九州大学総合図書館蔵

『訂正 交隣須知』釜山：釜山広域市民図書館所蔵

『承政院日記』

『朝鮮王朝実録』

『経国大典』

参考文献

第1章

- 厳原町教育委員会編『厳原町教育史』東京：宝学堂（1973）
- 泉澄一『対馬藩儒雨森芳洲の基礎的研究』大阪：関西大学出版部（1997）
- 石川遼子「近代日本と朝鮮語」博士学位論文 奈良：奈良女子大学（2002）
- 石川遼子「1-1. 厳原の朝鮮語学所と釜山の草梁館語学所」「1-2. （旧）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-4. （新）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-8. 天理外国語学校朝鮮語部」「1-9. 京城帝国大学法文学部文学科 朝鮮語学朝鮮文化専攻」「3-2. 前間恭作」「3-3. 金沢庄三郎」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）
- 小川亜弥子「長州藩の朝鮮通詞と情報」岩下哲典、真栄平房昭編『近世日本の海外情報』東京：岩田書院（1998）
- 小倉進平「釜山に日本の語学所」『歴史地理』63（1934）
- 大曲美太郎「朝鮮語学所と『交隣須知』の刊行」『ドルメン』4-3（1935）
- 島井浩『朝鮮語通訳と時勢』大阪：川井印刷所（1935）
- 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』（上・下）東京：原書房（1969）
- 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』東京：創文社（1981）
- 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」『史学』60-4（1991）
- 田代和生「対馬藩の朝鮮語通訳」『対馬風土記』28
- 田代和生『倭館：鎖国時代の日本街』東京：文春新書（2002）
- 田代和生『日朝交易と対馬藩』東京：創文社（2007）
- 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞養成所」『創文』506（2008）
- 東京外国語学校編『東京外国語学校沿革』東京：東京外国語学校（1932）
- 徳永和喜『薩摩藩対外交渉史の研究』福岡：九州大学出版会（2005）

- 林陸朗『長崎唐通事』長崎：長崎文献社（2010）
- 松原孝俊・趙真璟「雨森芳洲と対馬藩『韓語司』設立経緯をめぐって」『言語科学』32（1997）
- 松原孝俊・趙真璟「雨森芳洲と対馬藩『韓語司』での教育評価方法について」『日本研究』12（1997）
- 松原孝俊・趙真璟「厳原語学所と釜山草梁語学所の沿革をめぐって」『言論文化論究』8（1997）
- 山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）
- 山田寛人「東洋協会専門学校」「高等商業学校」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）
- 米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」『海事史研究』48（1991）
- 鄭丞惠「우삼방주(雨森芳洲)와 일본에서의 한어교육」（雨森芳洲と日本における韓語教育）『문헌과 해석』（文献と解釈）32（2005）
- 鄭丞惠「日本에서의 韓語교육과 교재에 대한 概觀」（日本における韓語教育と教材にたいする概觀）『이중언어학』（二重言語学）30（2005）
- 鄭丞惠「대마도에서의 한어교육」（対島における韓語教育）『언문연구』（言文研究）130（2006）
- 許芝銀「近世 쓰시마 朝鮮語通詞의 情報収集과 流通」（近世対馬朝鮮語通詞の情報収集と流通）西江大學校 大學院 史學科 東洋史專攻 博士論文（西江大學校 大学院 史學科 東洋史專攻 博士論文）（2007）

第2章

厳原町教育委員会編『厳原町教育史』東京：宝学堂（1973）

- 厳原町誌編纂委員会編『厳原町誌』（1・2）厳原：厳原町（1995-7）
- 泉澄一著『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』大阪：関西大学出版部（1997）
- 小川亜弥子「長州藩の朝鮮通詞と長島治平」『歴史手帖』22-4（1994）
- 小川亜弥子「長州藩の朝鮮通詞と情報」岩下哲典編『近世日本の海外情報』東京：岩田書院（1997）
- 三木栄『朝鮮医学史及疾病史』堺市：私家（1963）
- 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』東京：創文社（1981）
- 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」『史学』60-4（1991）
- 田代和生『倭館：鎖国時代の日本街』東京：文春新書（2002）
- 田代和生『日朝交易と対馬藩』東京：創文社（2007）
- 田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』東京：慶應義塾大学出版（1999）
- 『大漢和辞典』
- 『日本国語大辞典』
- 外山幹夫『長崎県教育史』京都：思文閣出版（1984）
- 松原孝俊・趙真璟「雨森芳洲と対馬藩『韓語司』設立経緯をめぐって」『言語科学』32（1997）
- 松原孝俊・趙真璟「雨森芳洲と対馬藩『韓語司』での教育評価方法について」『日本研究』12（1997）
- 長崎県史編纂委員会『長崎県史 藩政編』東京：吉川弘文館（1963-1986）
- 中村栄孝『日朝関係史の研究』（中）東京：吉川弘文館（1969）
- 中野等『朝鮮出兵期における諸大名の動向およびその領国に関する基礎的研究』平成 12-平成 15 年度科学研究費補助金研究成果報告書（2004、2）
- 永留久恵『対馬国志』（2・3）厳原：「対馬国志」刊行委員会（2007）
- 姜信沆「한일 양국 역관에 대한 비교연구」（韓・日両国訳官についての比較研究）『人

- 文科學』(人文科学) 23:33-57 (1993)
- 姜信沆『李朝時代の 譯學政策과 譯學者』(李朝時代の訳学政策と訳学者) ソウル: 塔出版社 (1985)
- 姜信沆『韓國의 譯學』(韓國の訳学) ソウル: ソウル大学校出版部 (2000)
- 金斗鐘『韓國醫學史』(韓國医学史) ソウル: 探求堂 (1966)
- 金東喆「17~19 세기 東萊府 小通事의 編制와 對日活動」(17~19 世紀東萊府小通事の編制及び、対日活動) 『지역과 역사』(地域と社会) 17
- 李康民「近世日本の 朝鮮語 學習書」(近世日本の朝鮮語学習書) 『日本學報』(日本學報) 58:175-192 (2004)
- 李尚奎「17 世紀 倭學譯官 研究」(17 世紀倭学訳官研究) 韓國學中央研究院 韓國學大學院 修士論文(韓國学中央研究院 韓國学大学院 修士論文) (2009)
- 梅田博之「雨森芳洲의 韓國語教育論」(雨森芳洲の韓國語教育論) 『日語日文學研究』(日語日文学研究) 46 (2003)。
- 鄭光「일본 대마도 종가문고소장 ‘명물’에 대하여」(日本対馬島宗家文庫所蔵の韓語「物名」について) 『이기문교수 정년퇴임기념논문집』(李基文教授定年退任記念論文集) ソウル: シンク文化社 (1996)
- 鄭炳說「일본인의 한국어 교재 속향전」(日本人の韓國語教材淑香伝) 『문헌과 해석』(文献と解釈) (2004) 26 :
- 鄭丞惠「우삼방주(雨森芳洲)와 일본에서의 한어교육」(雨森芳洲と日本における韓語教育) 『문헌과 해석』(文献と解釈) 32 (2005)
- 鄭丞惠「日本에서의 韓語교육과 교재에 대한 概觀」(日本における韓語教育と教材にたいする概觀) 『이중언어학』(二重言語学) 30 (2005)
- 鄭丞惠「대마도에서의 한어교육」(対島における韓語教育) 『언문연구』(言文研究) 130 (2006)
- 曹喜雄・松原孝俊「“淑香傳” 형성연대 재고」(『淑香伝』形成年代再考) 『古典文學研究』(古典文学研究) 12 (1997)

許芝銀「近世 쓰시마 朝鮮語通詞의 情報収集과 流通」(近世対馬朝鮮語通詞の情報収集と流通) 西江大學校 大學院 史學科 東洋史專攻 博士論文(西江大學校 大學院 史學科 東洋史專攻 博士論文) (2007)

Baker, Don. 'Oriental Medicine in Korea.' In *Medicine Across Cultures: History and Practice of Medicine in Non-Western Cultures*. Dordrecht, Boston, London: Kluwer Academic Publisher (2003).

Kim, Dongchul. 'The Waegwan Open Market Trade and Tongnae Merchants in the Late Chosŏn Period.' In *Acta Koreana*. 7-1, 9-46 (2004).

第 3 章

厳原町誌編纂委員会編『厳原町誌』(1・2) 厳原：厳原町(1995-7)

池内敏『近世朝鮮人漂着年表：1599—1872』湖山町(鳥取県)：池内敏(1996)

池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』京都：臨川書店(1998)

小川亜弥子「長州藩の朝鮮通詞と情報」岩下哲典編『近世日本の海外情報』東京：岩田書院(1997)

片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』東京：吉川弘文館(1985)

田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』東京：創文社(1981)

田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」『史学』60-4(1991)

田代和生『倭館：鎖国時代の日本街』東京：文春新書(2002)

田代和生『日朝交易と対馬藩』東京：創文社(2007)

田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』東京：慶應義塾大学出版(1999)

『大漢和辞典』

『日本国語大辞典』

中村栄孝『日鮮関係史の研究』（下）東京：吉川弘文館（1969）
長崎県史編纂委員会編『長崎県史』東京：吉川弘文館（1963－1986）
永留久恵『対馬国志』（2）厳原：「対馬国志」刊行委員会（2007）
米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」『海事史研究』48（1991）

釜山甲寅会編『日鮮通交史』釜山甲寅会（1915）

柳尚熙『씨불트의 朝鮮見聞記』（シーボルトの朝鮮見聞記）ソウル：博英社（1987）

小田幾五郎・栗田英二訳『象胥紀聞-대마도통사가 본 18 세기 한반도문화』（象胥紀聞—
対馬通詞がみた 18 世紀朝鮮半島文化）ソウル：이회문화사（以会文化社）（2005）

李薫『朝鮮後期 漂流民과 韓日關係』（朝鮮後期漂流民と韓日關係）ソウル：國學資料院（国
学資料院）（2000）

許芝銀「近世 쓰시마 朝鮮語通詞의 情報収集과 流通」（近世対馬朝鮮語通詞の情報収集
と流通）西江大學校 大學院 史學科 東洋史專攻 博士論文（西江大學校 大学院
史學科 東洋史專攻 博士論文）（2007）

第 4 章

天野郁夫『大学の誕生』（上）東京：中央公論新社（2009）

池内敏『近世朝鮮人漂着年表：1599－1872』湖山町（鳥取県）：池内敏（1996）

厳原町教育委員会編『厳原町教育史』厳原：厳原町教育委員会（1973）

稲葉継雄「日本人の朝鮮語学習史（明治期-1945 年）」『朝鮮語教育課程のプログラム作
成のための基礎的研究』筑波：昭和 56 年度筑波大学学内プロジェクト（1982）

石川遼子「近代日本と朝鮮語」博士学位論文 奈良：奈良女子大学（2002）

石川遼子「1-1. 厳原の朝鮮語学所と釜山の草梁館語学所」「1-2. （旧）東京外国語学校朝
鮮語学科」「1-4. （新）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-8. 天理外国語学校朝鮮語

部」「1-9. 京城帝国大学法文学部文学科 朝鮮語学朝鮮文化専攻」「3-2. 前間恭作」
「3-3. 金沢庄三郎」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：
大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会
(2007)

小倉進平「釜山に於ける日本の語学所」『歴史地理』63-2 (1934)

大曲美太郎「朝鮮語学所と『交隣須知』の刊行」『ドルメン』4-3 (1935)

外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』（上・下）東京：原書房（1969）

金泰勲『近代日韓教育関係史研究序説』東京：雄山閣出版（1996）

具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」『韓』5-12 (1976)

島井浩『朝鮮語通譯と時勢』大阪：川井印刷所（1935）

田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』東京：慶應義塾大学出版（1999）

舘野哲編『36 人の日本人 韓国・朝鮮へのまなざし』東京：明石書店（2005）

月脚達彦「朝鮮語」東京外国語大学史編纂委員会編『東京外国語大学史』東京：東京外国
語大学（1999）

朝鮮開教監督部編『日本仏教団（含基督教）の宣撫工作と大陸』東京：龍溪書舎（1927）

東京外国語学編『東京外国語学校沿革』東京：東京外国語学校（1932）

創立 100 周年記念校内推進委員会編『長崎県立対馬高等学校創立 100 周年記念誌 対高百
年史』厳原：長崎県立対馬高等学校（2005）

富山幹夫『長崎県教育史』京都：思文閣出版（1984）

南相璽「日本人の韓国語学習：朝鮮植民地化過程に焦点をあてて」『教育学研究』58-2
(1991. 06) 121-131

野中正孝編『東京外国語学校史：外国語を学んだ人たち』東京：不二出版（2008）

永留久恵『対馬国志』（2）厳原：「対馬国志」刊行委員会（2007）

松原孝俊・趙真璟「厳原語学所と釜山草梁語学所の沿革をめぐって」『言論文化論究』8
(1997)

三木栄『朝鮮医学史及疾病史』堺市：私家（1963）

- 山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策』東京：不二出版（2004）
- 山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）
- 山田寛人「東洋協会専門学校」「高等商業学校」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）
- 金敬泰「정치적 변동과 민족국가 수립운동」（政治的変動と民族国家樹立運動）姜万吉外編『韓國史』（韓国史）（11）ソウル：ハンギルサ（1995）
- 國史編纂委員会編（国史編纂委員会編）『韓國史』（韓国史）（16）ソウル：國史編纂委員会（国史編纂委員会）（1983）
- 釜山府釜山教育会編『釜山教育五十年史』釜山：釜山府釜山教育会（1927）
- 釜山市史編纂委員会編『釜山府史原稿』（3）（1968）
- 李康民「近世日本の 韓国語 教科書」（近世日本の韓国語教科書）『日本學報』（日本學報）58、175-192（2004）
- 李康民「明治期 参謀本部의 韓國語 學習書」（明治期参謀本部韓国語學習書）『日本語文學』（日本語文学）31、211-232（2006）
- 李光麟「『開花僧 李東仁』에 관한 새史料」（「開花僧李東仁」に関する新しい史料）『東亞研究』（東亜研究）6、473-486（1985）
- 李薰『朝鮮後期 漂流民과 韓日關係』（朝鮮後期漂流民と韓日關係）ソウル：國學資料院（国學資料院）（2000）
- 鄭丞恵「小倉文庫所蔵 中村庄次郎資料의 国語学 考察」『日本文化研究』26、101-130（2008）
- 福井玲「나카무라 쇼지로가 남긴 한국어 학습서에 대하여」（中村庄次郎が残した韓国語學習書について）『李秉根先生退任記念 国語学論叢』（李秉根先生退任記念 國語學論叢）（2006）

第 5 章

天野郁夫『大学の誕生』（上）東京：中央公論新社（2009）

池内敏『近世朝鮮人漂着年表：1599－1872』湖山町（鳥取県）：池内敏（1996）

厳原町教育委員会編『厳原町教育史』厳原：厳原町教育委員会（1973）

稲葉継雄「日本人の朝鮮語学習史（明治期-1945 年）」『朝鮮語教育課程のプログラム作成のための基礎的研究』筑波：昭和 56 年度筑波大学学内プロジェクト（1982）

石川遼子「近代日本と朝鮮語」博士学位論文 奈良：奈良女子大学（2002）

石川遼子「1-1. 厳原の朝鮮語学所と釜山の草梁館語学所」「1-2. （旧）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-4. （新）東京外国語学校朝鮮語学科」「1-8. 天理外国語学校朝鮮語部」「1-9. 京城帝国大学法文学部文学科 朝鮮語学朝鮮文化専攻」「3-2. 前間恭作」「3-3. 金沢庄三郎」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）

川瀬貴也『植民地朝鮮の宗教と知識』東京：青弓社（2009）

外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』（上）東京：原書房（1969）

梶井陟『朝鮮語を考える』東京：龍溪書舎（1984）

木村健二『在朝日本人の社会史』東京：未来社（1989）

木村健二「明治期における朝鮮への二人口移動」『人間と社会』9、139-152

金泰勲『近代日韓教育関係史研究序説』東京：雄山閣出版（1996）

金潤煥「開港期釜山における東本願寺別院と地域社会」『開港都市研究』6、43-57（2011）

京都大学文学部国語学国文学研究室編『前間恭作著作集』（下）京都：京都大学国文学会（1974）

具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」『韓』5-12（1976）

黒龍会編『東亜先覚士記伝』（上・下）東京：原書房（1966）

島井浩『朝鮮語通訳と時勢』川井印刷所（1935）

末松保和「前間恭作小伝」『古鮮冊譜』東京：東洋文庫（1957）

- 創立 100 周年記念校内推進委員会編『長崎県立対馬高等学校創立 100 周年記念誌 対高百年史』厳原：長崎県立対馬高等学校（2005）
- 舘野哲編『36 人の日本人 韓国・朝鮮へのまなざし』東京：明石書店（2005）
- 朝鮮開教監督部編『日本仏教団（含基督教）の宣撫工作と大陸』東京：龍溪書舎（1927）
- 東京外国語学校編『東京外国語学校沿革』東京：東京外国語学校（1932）
- 富山幹夫『長崎県教育史』京都：思文閣出版（1984）
- 南相璵「日本人の韓国語学習：朝鮮植民地化過程に焦点をあてて」『教育学研究』58-2、121-131（1991）
- 韓哲曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』東京：未来社（1988）
- 松原孝俊・趙真璟「厳原語学所と釜山草梁語学所の沿革をめぐって」『言論文化論究』8（1997）
- 山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策』東京：不二出版（2004）
- 山田寛人・石川遼子「その他の教育機関（戦前）」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）
- 山田寛人「東洋協会専門学校」「高等商業学校」植田晃次編『研究成果報告書 日本近現代朝鮮語教育史』大阪：大阪大学大学院言語文化研究科言語コミュニケーション論講座・朝鮮語部会（2007）
- 趙東杰「奥村의 「朝鮮國布教日誌」」（奥村の「朝鮮國布教日誌」）『韓國學論叢』（韓國學論叢）7247-313（1985）
- ソン ジュウヒョン「1910 년대 일본불교의 조선포교활동」（1910 年代日本仏教の朝鮮布教活動）『문명연지』（文明研志）5-2（2004）
- ハン ウグン『한국개항기의 상업연구』（韓国開港期の商業研究）ソウル：一潮閣（1970）
- 韓相吉「개화기 일본불교의 전파와 한국불교」（開花期日本仏教の伝播と韓国仏教）『佛教學報』（仏教學報）46、117-138（2007）

第 6 章

- 川瀬貴也『植民地朝鮮の宗教と知識』東京：青弓社（2009）
- 木村直也「幕末の日朝関係と征韓論」『歴史評論』516、26-37（1993）
- 島井浩『朝鮮語通訳と時勢』大阪：川井印刷所（1935）
- 沈箕載『幕末維新期日朝外交史の研究』京都：臨川書店（1997）
- 田代和生『日朝交易と対馬藩』東京：創文社（2007）
- 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』（上）朝鮮総督府（1940）
- 永留久恵『対馬国志』（2・3）厳原：「対馬国志」刊行委員会（2007）
- 諸洪一「明治初期日朝関係の再編と対馬」『九州史学』116（1996）
- 諸洪一「明治初期の朝鮮政策と江華島条約」『札幌学院大学人文学会紀要』81、41-64（2007）
- 三木栄『朝鮮医学史及疾病史』堺市：私家（1963）
- 吉野誠「明治初期における外務省の朝鮮政策」『東海文学紀要文学部』72、140-123（1999）
- 金義煥「釜山開港의 研究 上」（釜山開港の研究 上）『港都釜山』3、7-112（1963）
- 金義煥「釜山開港의 研究 中」（釜山開港の研究 中）『港都釜山』4、7-158（1964）
- 金興洙『한일관계의 근대적 개편 과정』（韓日関係の近代的改編過程）ソウル：ソウル大学出版部（2009）
- 釜山市史編纂委員会編『釜山府史原稿』（3・5）（1968）
- 李薫『朝鮮後期 漂流民과 韓日關係』（朝鮮後期漂流民と韓日関係）ソウル：國學資料院（国学資料院）（2000）
- 李薫『외교문서로 본 조선과 일본의 의사소통』（外交文書でみえる朝鮮と日本の外交疎通）ソウル：景仁文化社（2011）

総まとめ

外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』（上）東京：原書房（1969）

具良根「明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣」『韓』5-12（1976）

黒龍会編「朝鮮に於ける宗教家の活動」『東亜先覚士記伝』（上）東京：原書房（1966）

林陸朗『長崎唐通事』長崎：長崎文献社（2010）

ソン ジュウヒョン「1910년대 일본불교의 조선포교활동」（1910年代日本仏教の朝鮮布教活動）『문명연지』（文明研志）5-2（2004）

李薫『朝鮮後期漂流民과 韓日關係』（朝鮮後期漂流民と韓日關係）ソウル：國學資料院（国学資料院）（2000）

李薫『외교문서로 본 조선과 일본의 의사소통』（外交文書でみえる朝鮮と日本の外交疎通）ソウル：景仁文化社（2011）

張舜順「근세 동아시아 외국인 거주지의 특징」（近世東アジア外国人居住地の特徴）『全北史學』（全北史学）27（2004）

韓相吉「개화기 일본불교의 전파와 한국불교」（開花期日本仏教の伝播と韓国仏教）『佛教學報』（仏教学報）46（2007）

付録

【付録 2-1】 「詞稽古之者仕立記録」の内容構成

【付録 3-1】 通詞の昇進（1767-1800）

【付録 4-1】 明治期韓語学所の学生

【付録 6-1】 浦瀬裕の年表（1857-1882）

【付録 2-1】

「詞稽古之者仕立記録」の内容構成

史料： 宗家文書「詞稽古之者仕立記録」ソウル：韓国国史編纂委員会所蔵

No.	日付	題目	作成者	宛	内容
1.1	(不明)	(覚)	(雨森芳洲)	(不明)	朝鮮通詞を御仕立成られ候につき、雨森東五郎より願い出で候存寄書の覚（朝鮮通詞が減少している実態と述べ、朝鮮通詞の御仕立の重要性を示している。）
1.2	(不明)	町中へ御觸成られ候覚	町奉行	(町中)	学生を募集するお知らせ/学生は六十人の子供で年齢は十二～十五の間。
1.3	(不明)	(記)	(雨森芳洲)	(不明)	(もし、この学校を通った学生将来、通訳になれなくても他の仕事が出来るという説明) / (先生になる人の任務と酬勞米。) / 毎年墨筆紙何程宛下され候事/ (朝鮮詞師匠になる人は、学生に「考日」を一ヶ月に一回行うように、そして、「通祖帳」を作するように言っている。) / 必要な先生の人数 (提調 1 員、副提調 1 員、世話人 1 人)
2.1	七月廿三日	〔覚〕朝鮮通詞を御仕立成られ候に付上より其の師これを仰せ付けらる。	年寄中	平田源五四郎殿〔町奉行〕	(提応募する学生の年齢と締切の日について示している。)
2.2	七月	(通達)	町奉行	年行事衆中	(学校についての説明/朝鮮言葉の能力は将来就職するのに重要になると述べる/外の学校と重ならないように注意すること)
2.3	八月十五日	(通達)	年寄中	組頭衆中	(越常右衛門が「惣下知」と仰せ付けられたことのお知らせ。)
2.4	八月十五日	(通達)		(不明)	(朝鮮通詞が減少している実態と述べ、朝鮮通詞の御仕立の重要性を示している。町人も朝鮮言葉を習うように願っている。/朝鮮詞稽古に応募対象は「六十人」の子供である。/約 31 人の人が応募した。)
2.5	八月十五日	(通達)	年寄中	(不明)	(越常右衛門が「惣下知」になることを断った。しかし、年寄中はまた越常右衛門に惣下知に任命するように命令したが、越常右衛門はまたその命令を断り、このことを知らせている。)
2.6	八月廿三日	(辞令)	年寄中	与頭衆中	(越常右衛門が浦儀右衛門と連名で「惣下知」になることを御断りしたことのお知らせ。越常右衛門は彼の本業で忙しいので惣下知になるのは無理だと示している。そ

						して、年寄中は与頭衆中に越常右衛門が任命を断るのを許すように言っている。)
2.7	八月廿三日	(辞令)	(不明)	(不明)	(不明)	(学生の指導について通詞と師匠は雨森東五郎と相談するように述べている。)
2.8	(不明)	町奉行を以って申し渡し候趣 左に記す	(不明)	(不明)	(不明)	(先生の給料などについて。(師匠：白米壹俵/1ヶ月；仁位文吉：二百疋/2季；津和崎徳右衛門：二百疋/2季))
2.9	八月廿三日	(辞令)	年寄中	平田源五郎殿	平田源五郎殿	(大通詞・本通詞中は「宛考日」を決めることや、「通組帳」をつくるように言っている。「通組帳」は雨森芳洲から判をもらうように命令している。)
2.10.	八月廿三日	(辞令)	年寄中	平田源五郎殿	平田源五郎殿	(大通詞・通詞中・仁位文吉は学生の指導について通詞と師匠は雨森東五郎と相談するように述べている。)
2.11	申正月十五日	[朱] 此の書付の儀趣威相違い相改まり、申の正月十五日鉄砲支配方勘定所へも相渡す。改り候書付は奥に書き載せこれ有り。	鉄砲支配方	勘定所	勘定所	近年は鉄砲稽古が相止み、余銀が有るのでそれを通詞中へ成し下さる。
2.12	享保十二年八月廿三日	(覚)	年寄中	御勘定所	御勘定所	(年寄り中が御勘定所へ送る朝鮮詞学校で使われる道具とその量を書いている文書。)
3.1	八月廿八日					西山多右衛門

3.2	十一月廿八日	(通達)		杉村采女(老)	平田源五郎殿	朝鮮言葉稽古の場所御使者屋次の間二間を相定め候間/津和崎徳右衛門・仁位文吉へ来月朔日より罷り出で候ように申し渡さる。 稽古の子共、朝辰中刻より罷り出で候ように申し渡るべく候。/参加する学生の名鑑。(表②)/ (後から参加した人：亀之助 佐護伝右衛門 次男(十四才)；友谷進十郎 甚右衛門 次男(十三才) /参加できなかった人：河内藤吉 庄七嫡子(十三才))
3.3	末八月廿三日	覚		年寄中	御勘定所(一紙)・俵四郎左衛門殿(一紙)・平田所左衛門殿	(年寄中が御勘定所・俵四郎左衛門殿・平田所左衛門殿に送った文書。町六十人子共へ当末の年から来西の年まで、三年間、朝鮮詞稽古が行われるので、朝鮮脇乗米を以って援助することと、脇乗米不足の際は表御銀から取り替え置くように言っている。)
3.4	享保十三年申十二月十日	(通達)		(不明)	(不明)	(通詞津和崎徳右衛門が朝鮮へ行くので、いない間朝鮮詞稽古学校で代わりに働ける人、稽古通詞福山伊左衛門、を任命しようとしている。)
3.5	享保十三年	(通達)		(不明)	(不明)	(橋辺源七・多田喜三郎・橋辺源七願いにより稽古差し免ぜらる。)
3.6	酉六月廿三日	(通達)		(不明)	(不明)	(福山伊左衛門・吉松清右衛門は朝鮮稽古場で向後、兩人一季代に相務めるように示している。)
3.7	(不明)	(通達)		(不明)	(不明)	酉六月廿三日に栗谷藤之極 藤兵衛 倅(九才)・酉七月二日に金子仙五郎儀平次 倅(十才)が朝鮮詞稽古のことを義願い出で候に付、願の通り仰せ付られ
3.8	(不明)	(通達)		(不明)	(不明)	(稽古通詞、福山伊左衛門の給料は金子貳百疋で、詞師匠、仁位文吉の給料は同百疋である。これを御勘定所と町奉行に知らせる。)
3.9	(不明)	(通達)		(不明)	(不明)	(三年間真面目に働いた仁位文吉に御褒美をして、白米三俵を与える。)
3.10.	(不明)	誕生賞目		(不明)	(不明)	(誕生賞目/上・重上・中・重中のように四つに分かれている。)(表④)
3.11	二月八日	(通達)		年寄中	平田源五郎殿	(準重中一人、栗谷藤之極と準重中五人に御褒美を与える。)(表④)

					郎殿	
3.12	(不明)	試数高下の書付一通	(不明)	(不明)	(不明)	試数高下の書付一通 (表③)
3.13	享保十六年 辛亥年 正月	(覚)	(不明)	(不明)	(不明)	(試数高下の書付一通についての説明。) (資料⑥)
3.14	二月廿二日	(通達)	(不明)	(不明)	(不明)	(花田重五郎・阿比留助市・井手金十郎・橋辺元吉・春田又五郎・高田幾之允・佐藤利吉・早田勝五郎・糸瀬仁三郎・島居平之允・佐護亀之助・栗谷藤之允・杉原助五郎・高木喜吉、以上の三人三年間の稽古を終了した上、朝鮮詞稽古相勤む。)
3.15	(不明)	(通達)	(不明)	(不明)	(不明)	(白水又六は中絶していたが、又稽古を続けるように願っている。)
3.16	二月廿二日	(通達)	大浦九郎兵衛・斎藤格右衛門	平田源五郎様	(不明)	(滝山太郎助・梅野吉六、朝鮮詞稽古を続くとのお知らせ。)
3.17	(不明)	(通達)	(不明)	(不明)	(不明)	式ヶ月ニ白米壹俵 吉松清右衛門 右は町六十人の子共、朝鮮言葉稽古退年仰せ付けられ候に付、師匠仰せ付けられ候。これにより右頭書の通り成し下さる。
3.18	(不明)	(辞令)	(不明)	(不明)	(不明)	式季ニ式百疋ヅ、花田重右衛門 右者朝鮮言葉稽古場江毎日罷出、若輩成者之内言葉自身ニ書付得不申者ニ、一々書付渡候儀前々之通被仰付候。依之右之通被成下。
3.19	(不明)	(通達)	(不明)	(不明)	(不明)	大通詞 本通詞 右は稽古場へ考日には一人宛罷り出で、吉松精右衛門、花田重右衛門に相加り、同前に相考え候様に申し渡す。
3.20.	(不明)	(辞令)	(不明)	(不明)	(不明)	黒米貳俵 吉松精右衛門 去る亥の年より朝鮮言葉稽古子共師匠仰せ付けられ候処、精に入れ相務め候に付、従褒美成し下さる。

3.21	(不明)	(辞令)	(不明)	(不明)	春田治助 木線忒正ツ、梅野吉六 右は言葉稽古朝鮮へ罷り渡させ始終相勤めざる候えども、丑（享保十八）の七月までは勝えて 精出し相勤め候付、御褒美成し下さる。
3.22	(不明)	(辞令)	(不明)	(不明)	佐護利吉 木線忒正宛 松本重八 右利吉者丑ノ八月迄、重八ハ寅ノ正月迄相務候得共、稽古之内懈怠少相務候付、御褒美被成下候。
3.23	(不明)	(辞令)	(不明)	(不明)	滝山太郎吉 生田幾之平 木線忒正ツ、 堀 半之丞 右者始終相務候付、御褒美被成下。
3.24	(不明)	(辞令)	(不明)	(不明)	木線忒正 浅野小源太 右は遅く取り掛け候故勤の日数少く候えども、不参なく精出し相務め候に付、御褒美成し下され候。
3.25	(不明)	(通達)	(不明)	(不明)	橋辺源吉・島井半之丞・金子紀五郎・早田又五郎・春田又五郎・糸瀬仁三郎・高木善吉・栗谷藤之丞・佐護亀之助・杉原助五郎 右は或 初亥年に稽古相止め、或翌子年に相止め候て始終相務まらず候に付、御褒美及ばず候。
3.26	(不明)	(通達)	(不明)	(不明)	白水又六 大浦新助 右式人始終相務まらず候に付、稽古の月数も少く候故、御褒美及ばず候。 右の通り申し渡さるべき旨、町奉行平田源五四郎へ申し渡す。

3.27	(不明)	(辞令)	(不明)	(不明)	[省略]朝鮮ニ罷在 候 広松重五郎 疋・百田紙式束・筆五本宛 春田治助 右は朝鮮言葉稽古仰せ付、申の年まで[を][丸]三年稽古仕候に付、為御褒美右の通り成し下させられる。
3.28	(不明)	(辞令)	(不明)	(不明)	春田治助 木線式疋ツ、梅野松右衛門 右同断丑ノ年(享保十八年)迄稽古相勤め候に付、為御褒美右の通り成し下させらる。
3.29	(不明)	(通達)	(不明)	(不明)	杉原久右衛門・広松重右衛門・梅野松右衛門・渡嶋源右衛門・春田治助 朝鮮に罷り在り候
3.30.	3 月 廿 四 日	(通達)	小 田 四 郎 兵 衛・堀 半 右 衛 門・荒川平八	(不明)	嘉右衛門嫡子 福山小吾 右者末若年ニ有之候へ共、詞稽古并読書、朝鮮諺文等精ニ入相務申候已上。 三月廿四日 小田四郎兵衛 堀半右衛門 荒川平八
4.1	元 文 元 年・一七 三 七 丙 辰四月五 日	覚	雨森東五郎		
4.2	四 月 廿 五 日				

4.3	四月	雨森東五郎 y 言葉 稽古之者共へ 申渡候書付之覚	雨森東五郎	朝鮮言葉稽 古衆中	
-----	----	---------------------------------	-------	--------------	--

【付録 3-1】

通詞の昇進（1767-1800）

史料： 宗家文書「明和四丁亥年ヨリ寛政十庚申ニ至 通詞 被召仕方 漂民迎送 町代
官 御免札 朝鮮方」ソウル：韓国国史編纂委員会所蔵

「＊」は、昇進や報奨の意味です。

年度	渡嶋 次郎三郎	依 要助	阿比留俊 三郎	春田 治助	佐最兵衛	小田 常四郎	安武 平右衛門	荒川 怒吉郎	中嶋 十郎治	山分 庄次郎	田中 伝八郎	青柳 伊吉	國嶋 新蔵
1767	大通詞	大通詞格	大通詞格			稽古通詞	稽古通詞*			八人通詞	八人通詞	八人通詞	八人通詞
1768		通詞		通詞		町人・御雇通詞		稽古通詞	御免札				
1769		大通詞				御雇通詞*	通詞*	通詞*					
1770		大通詞			大通詞	通詞	稽古通詞		稽古通詞				
1771				通詞(病)	大通詞		通詞*		御免札				
1772						通詞							
1773					大通詞	通詞					八人通詞		五人通詞
1774						通詞		通詞	(御免札)				五人通詞
1775						通詞*			稽古通詞*				稽古通詞*
1776						大通詞			稽古通詞				通詞
1777						大通詞		大通詞					
1778						大通詞	通詞		通詞*				
1779						大通詞							
1780						大通詞	通詞						
1781						大通詞							
1782						大通詞							
1783						大通詞							
1784						大通詞							
1785						大通詞							
1786						大通詞							
1787						大通詞							
1788						大通詞*							
1789						大通詞							
1790						大通詞							
1791						大通詞*							
1792						大通詞							
1793						大通詞							
1794						大通詞							
1795						大通詞							
1796						大通詞							
1797						大通詞							
1798						大通詞							
1799						大通詞							
1800						大通詞*							

[illegible]

[illegible]

年度	小田 四郎兵衛	奥田 栄治	奥村 栄治	小田 幾五郎	吉松 忠五郎	安武 徳次郎	梯 盛兵衛	陶山 弥七郎	吉松 右助	川本 稻之介	白水 又右衛門	青柳 孫七
1767												
1768												
1769												
1770												
1771												
1772												
1773												
1774											不明	
1775												
1776												
1777												
1778												
1779												
1780												
1781												
1782	五人通詞	御免札	御免札									
1783	五人通詞(死)	御免札	御免札									
1784		御免札	御免札	稽古通詞								
1785		五人通詞*	五人通詞*	稽古通詞								
1786					御免札							
1787				稽古通詞		五人通詞						
1788		五人通詞	五人通詞		御免札		(五人通詞)					
1789		五人通詞	五人通詞(辞?)	通詞*	五人通詞*		稽古通詞*	御免札				
1790					五人通詞		稽古通詞					
1791					五人通詞							
1792				通詞				御免札				
1793										(御免札)		
1794						五人通詞		五人通詞*	五人通詞	五人通詞*		
1795				大通詞*			稽古通詞				(御免札)	
1796							稽古通詞	五人通詞	稽古通詞*		五人通詞*	(御免札)
1797				大通詞					稽古通詞		五人通詞	五人通詞
1798				大通詞								
1799							稽古通詞	五人通詞	稽古通詞			
1800									稽古通詞			

年度	久光 市次郎	白水 庄蔵
1767		
1768		
1769		
1770		
1771		
1772		
1773		
1774		
1775		
1776		
1777		
1778		
1779		
1780		
1781		
1782		
1783		
1784		
1785		
1786		
1787		
1788		
1789		
1790		
1791	御免札	
1792		
1793	御免札	
1794		
1795		
1796		
1797	御免札*	
1798	五人通詞	
1799		五人通詞
1800		五人通詞

【付録 4-1】

明治期韓語学所の学生

- 資料： 外務省史料「航海人明細鑑：朝鮮」（慶応3年-明治5年）
外務省史料「海外旅券勘合簿：長崎県之部」（明治9年-明治10年）
外務省史料「海外旅券勘合簿：厳原之部」（明治11年5月-6月）
外務省史料「海外旅券下付返納表進達一件：朝鮮」（明治13年-15年）
外務省史料「海外旅券下付返納表進達一件 府県渡：朝鮮」（明治14年-15年）

		1872 巖原韓 語学所	1873 草梁 館語学所	1873 当時年 齢	1876 修信 使通訳	1878 旅 券	1880 旅券① ②	1881 旅券②	1882 旅券①②	1886 外務省 職員録	1904 外務省職員録
1	井上角五郎								22才 広島 平民留学 ／井上忠 五郎の長 男		
2	奥田一夫								21才 愛知 県士族 留学／愛 知県士族 叔長男		
3	國分象太郎								公務員／ 日本公使 館医院附 雇	在韓 2 等書記官 五等 三級	
4	高橋正信								26才、東 京府、士 族、留学		
5	中村勘次郎								41才、長 崎県北松 浦、平民、 要用		
6	中村許太郎 (中野?)				1					朝鮮国釜山浦 総領事館 七	

[illegible]

【付録 6-1】

浦瀬裕の年表(1857-1882)

資料：市川正明編『日韓外交史料』（1）東京：原書房（1979）

奥村円心「朝鮮開教五十年誌」唐津：釜山海高德寺所蔵

宗家文書「毎日記 朝鮮方」（安政 4、6、7 年、慶応 2、3 年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 頭役」（慶応 1 年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 代官」（慶応 2 年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 雑交隣方」（慶応 4 年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「毎日記 貿易署」（明治 3 年）対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

宗家文書「浦瀬最助訓導応書」対馬：長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

在釜山日本総領事館編『朝鮮事務書』（1-29）釜山：釜山広域市民図書館所蔵

『訂正 隣語大方』福岡：九州大学総合図書館蔵

『訂正 交隣須知』釜山：釜山広域市民図書館所蔵

釜山市史編纂委員会編『釜山府史原稿』（3・5）（1968）

三木栄『朝鮮医学史及疾病史』堺市：私家（1963）

年度	年号	干支	日付	記録者	宛所	職名と名前	内容／任務	備考	参考資料
1857	安政4	丁巳	01月26日	朝鮮御用支配	朝鮮方頭役中、御勤定奉行殿、船頭役中、船頭佐役中	帯刃御免 大通事 浦瀬最助	浦瀬は御用に付き、朝鮮へ渡海した。	「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1857	安政4	丁巳	02月14日	年寄中	町奉行中、大目付中、朝鮮方頭役中	帯刃御免 大通事 浦瀬最助	六十人格を差し下される	「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1857	安政4	丁巳	02月26日			帯刃御免 大通事 浦瀬最助		「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1857	安政4	丁巳	05月21日	朝鮮御用支配	相家老頭所殿、朝鮮方頭役中、御勤定奉行殿、梅口群兵衛殿、船頭頭役中、船頭佐役中	帯刃御免 大通事 浦瀬最助	朝鮮で病氣になり、対馬藩へ帰国する。	「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1857	安政4	丁巳	07月04日	朝鮮御用支配	朝鮮方頭役中、町奉行、御勤定奉行所	帯刃御免 大通事 浦瀬最助	御用引切に通弁をする。	「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1857	安政4	丁巳	09月11日			大通詞 浦瀬最助	一生御儀をもらう。	「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1857	安政4	丁巳	12月03日	年寄中	各頭役御中	浦瀬最助	国米2俵をもらう。	「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1857	安政4	丁巳	12月04日	年寄中	与頭御中	浦瀬最助	御用通弁役に勤める。	「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1857	安政4	丁巳	12月04日	朝鮮御用支配	朝鮮方頭役中、御勤定奉行殿	浦瀬最助	今まで重要な通弁役を果たしてきたので、これからも果たすように指示している。	「毎日記 朝鮮方」安政4年	
1859	安政6	己未	09月28日	年寄中	与頭御中	同(御重要通弁役) 浦瀬最助		「毎日記 朝鮮方」安政6年	
1859	安政6	己未	09月28日			御重用通弁役 同(米)式正 浦瀬最助		「毎日記 朝鮮方」安政6年	
1860	安政7	庚申	05月07日	朝鮮御用支配	与頭御中、朝鮮方頭役中、御勤定奉行殿、梅口群兵衛殿、船頭頭役中、船頭佐役中	浦瀬最助		「毎日記 朝鮮方」安政7年	
1860	安政7	庚申	06月10日	年寄中	与頭御中	御重用通弁役 浦瀬最助		「毎日記 朝鮮方」安政7年	
1866	慶應2	丙寅	09月28日	年寄中	与頭御中	御重用通弁役 浦瀬最助	御用引切に通弁をする。	「毎日記 朝鮮方」慶應2年	
1866	慶應2	丙寅	10月01日	年寄中	与頭御中	御重用通弁役 浦瀬最助	御用に付き、朝鮮へ渡海する。	「毎日記 朝鮮方」慶應2年	

1868	慶應4	戊辰	08月24日	朝鮮御用支配		御重用通弁役 浦瀬最助	御用に付き、朝鮮へ行く船便の調節。	「毎日記 雑交隣方」 慶應4年	
1868	慶應4	戊辰	09月19日	掌信館		御重用通弁役 浦瀬最助		「毎日記 雑交隣方」 慶應4年	
1868	慶應4	戊辰	09月23日	掌信館		御重用通弁役 浦瀬最助		「毎日記 雑交隣方」 慶應4年	
1870	明治3	庚午	08月19日	朝鮮掛		敵原藩朝鮮通弁 浦瀬最助	昨18日に訓導と相談した。	『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午		朝鮮掛		浦瀬最助	去5月13日任官訓導との対話の内容。	『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午	8月	廣津弘信、森山茂	浦瀬最助	浦瀬最助		『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午		大島友之允	浦瀬最助	浦瀬最助 殿	午四月浦瀬最助別蜜会草按	『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午	08月25日	寺島外務大輔、澤外務卿	三職御中	對州浦瀬最助	朝鮮事件	『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午				浦瀬最助	訓導応答概略	『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午	9月		浦瀬最助	浦瀬最助	朝鮮新報知二行浦瀬最助返答	『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午	09月20日			浦瀬最助		『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午	[9月]			朝鮮通弁 浦瀬最助		『朝鮮事務書』5	
1870	明治3	庚午	不明				「浦瀬伝語官と安訓導との内密交渉と、浦瀬の倭我対等修交の新提議」	『朝鮮事務書』5	『釜山府史原稿』3
1870	明治3	庚午	不明				「浦瀬と安訓導との第二回会見内容と対等修交の提議は不得要領に了る」	『朝鮮事務書』5	『釜山府史原稿』3
1870	明治3	庚午	不明				「朝鮮の対日戦備と釜山地方の不穏情勢に就て」	『朝鮮事務書』5	『釜山府史原稿』3
1870	明治3	庚午	9月中	貿易署		幹伝官 下士 浦瀬最助	白米三十七石五斗／五斗入ニシテ拾五俵	「毎日記 貿易署」明治3年	
1870	明治3	庚午	10月24日	貿易署		御重用通弁役 浦瀬最助	外務省御役人である。(and more)	「毎日記 貿易署」明治3年	
1870	明治3	庚午	10月24日	貿易署		御重用通弁役 浦瀬最助	10月25日に乗船する。	「毎日記 貿易署」明治3年	
1870	明治3	庚午	10月28日	廣津弘信、森山茂、吉岡弘毅	外務省 御中	浦瀬最助	対馬到着した。御用のため渡韓する件について浦瀬最助から難波安積の建造筆生野崎市等を随従ように言われた。	『朝鮮事務書』6	
1870	明治3	庚午	10月19日	訓導		最助幹伝官		『朝鮮事務書』6	

1870	明治3	庚午	12月01日	廣津弘信、森山茂、 吉岡弘毅	外務省 御中		新聞に韓民逃亡に関する記事。浦瀬最助から別紙を以て連絡があった。	『朝鮮事務書』6	
1871	明治4	辛未	02月01日	森山茂、吉岡弘毅	廣津弘信			『朝鮮事務書』7	
1871	明治4	辛未	04月03日	廣津弘信、吉岡弘毅	大少丞御中		広津弘信、館司一代官また浦瀬最助は訓導を説得し、去る28日に面談をした。外務省員の応接の件、また歳遣船の件に関して面談があった。	『朝鮮事務書』8	
1871	明治4	辛未	4月	外務省		外務省出仕 浦瀬最助	吉岡弘毅殿、森山茂殿、廣津弘信殿の指揮に応じ、浦瀬最助と廣瀬豊吉に御用に勉勵するよう指示する。	『朝鮮事務書』8	
1871	明治4	辛未	4月	外務省	敵原藩	十五等官録下賜 浦瀬最助	御用に付き、釜山へ出張につく。	『朝鮮事務書』8	
1871	明治4	辛未	04月19日	森山茂、吉岡弘毅	大少丞御中		浦瀬最助から別紙があり、別紙によると清国から朝鮮へ諭達があり、全羅と慶尚に貢米が交戦の償悟で手当てとして支給されるそうである。	『朝鮮事務書』8	
1871	明治4	辛未	04月21日	浦瀬最助			米韓関係の内情。同月5日と7日に京畿道水原と江華嶋に米国の船15船が現れた事件を通告している。	『朝鮮事務書』8	
1871	明治4	辛未	4月晦日	浦瀬最助			今夜別差相見へ内話写。4月24日につき、米艦まだ富平の港に逗留している。富平は京城まで7里あると地理的な情報も説明している。	『朝鮮事務書』8	
1871	明治4	辛未	05月01日	浦瀬最助			内探案書。4月26日東萊府に届いた報知!によると、朝鮮側は米国の軍艦と戦い、数百人の死亡者を出した。	『朝鮮事務書』8	
1871	明治4	辛未	06月04日	森山茂、吉岡弘毅	朝鮮掛 御中		廣瀬豊吉と浦瀬最助から届いた深索書等は別録に進める。	『朝鮮事務書』9	
1871	明治4	辛未	08月21日	廣津弘信			第三ヶ条 浦瀬最助と大島は朝の内意を伝えるため、渡韓する。	『朝鮮事務書』9	
1871	明治4	辛未	08月21日	廣津弘信			第四ヶ条 浦瀬最助が上京する。書契!に関して。	『朝鮮事務書』9	

1871	明治4	幸未	12月	廣津弘信、森山茂		幹伝官 浦瀬最助	川本九左衛門は渡韓するとき、朝鮮側と応酬文章について極めて巧ましい者、浦瀬最助を同行させるべきだと伝えた。川上は12等、浦瀬は13等の官録と定額の旅費を与えるよう伝えた。	『朝鮮事務書』10	
1871	明治4	幸未	12月07日	寺島外務大輔、福島外務卿	正院 御中	蔵原旧県士族 12等出仕 浦瀬最助	浦瀬最助と蔵原旧県士族10等出仕相良丹蔵と至急に県を運する。	『朝鮮事務書』10	
1871	明治4	幸未	12月13日	外務省	大蔵省 御中	12等出仕 浦瀬最助	御用に付き、當省森山権大録、広津大録、十等出仕の相良丹蔵、十二等出仕の浦瀬最助と御用につき朝鮮へ出張。御用金と月給と旅費を15日に渡されるように通知する。	『朝鮮事務書』10	
1871	明治4	幸未	12月	外務小丞	浦瀬最助殿	浦瀬最助殿	朝鮮国事務の件につき、森山権大録、広津大録が任務を遂行するので、勉勵に協力するように頼んでいる。	『朝鮮事務書』10	
1871	明治4	幸未	12月	外務卿福島種臣、外務大輔寺島宗則		浦瀬最助	相良正樹、浦瀬最助は本省に勤め朝鮮へ渡海するが、万一病氣や事故がある場合に備え任務交代できる人物を探すと。	『朝鮮事務書』10	
1871	明治4	幸未	4月 日	外務省			「外務省最藩の横瀬浦瀬両通訳を正使的任用に就て」	『朝鮮事務書』8	『釜山府史原稿』3
1871	明治4	幸未	4月 日	外務省			「両通訳の任用と外務省より蔵原藩への選令」	『朝鮮事務書』8	『釜山府史原稿』3
1871	明治4	幸未	05月11日	浦瀬最助			「浦瀬の探聞せる米韓交戦情報」	『朝鮮事務書』8	『釜山府史原稿』3
1871	明治4	幸未	12月07日	寺島外務大輔	正院御中		「相良浦瀬等外務省出仕となる」	『朝鮮事務書』10	『釜山府史原稿』3
1871	明治4	幸未	12月 日	外務省 副島種臣、外務大輔 寺島宗則			「相良浦瀬等採用に付き、古岡等へ命令」	『朝鮮事務書』10	『釜山府史原稿』3
1871	明治4	幸未	12月 日				「仕用の事を相良浦瀬へ申達」	『朝鮮事務書』10	『釜山府史原稿』3
1872	明治5	壬申	11月	外務出使	伊万里県 出張所 御中	御県(伊万里県)士族 十二等出仕 浦瀬最助	御用に付き朝鮮へ渡海する。	『朝鮮事務書』11	

1872 明治5	壬申	12月	外務出使	伊万里県 出張所 御中	御県(伊万里県)士 族 十二等出仕 浦 瀬最助	御用に付き朝鮮へ渡海する。	『朝鮮事務書』11	
1872 明治5	壬申	11月	外務出使	伊万里県 出張所	御県(伊万里県)士 族 十二等出仕 浦 瀬最助	御省出仕御申し達つ報告。	『朝鮮事務書』11	
1872 明治5	壬申	11月	伊万里県出張所	外務出使 御中	当県(伊万里県)士 族 浦瀬最助	相良正樹、浦瀬最助が外務省 に勤めることを承知する。	『朝鮮事務書』11	
1872 明治5	壬申	01月11日	伊万里県出張所	外務出使御中		「相良浦瀬の弁令始末」	『朝鮮事務書』10載	『釜山府史原稿』3
1872 明治5	壬申	01月11日	伊万里県出張所	外務出使御中		「相良浦瀬仕用辞令を受く」	『朝鮮事務書』11	『釜山府史原稿』3
1872 明治5	壬申	01月16日	廣津権大録、森山権 大録、吉岡少記	朝鮮事務課 御中		浦瀬は本省出仕に仰せ付けら れる。	『朝鮮事務書』11	
1872 明治5	壬申	01月16日	廣津権大録、森山権 大録、吉岡少記	朝鮮事務課 御中		相良正樹、浦瀬最助に拝受書 出され渡韓する。	『朝鮮事務書』11	
1872 明治5	壬申	01月19日	長崎県	外務出使 御中		応接向心得方大意。書契を渡 すのは廣瀬と浦瀬である。	『朝鮮事務書』11	
1872 明治5	壬申	2月	小林権少録			広瀬豊吉の身分に付き、彼の 役割や経歴を考え、また、浦 瀬も広瀬の身分が一等上班し ない且不都合であると伝え、そ の件を承知する。	『朝鮮事務書』11	
1872 明治5	壬申	06月24日	吉岡弘毅、森山茂、 廣津弘信		浦瀬好裕	広瀬直行と改名？書契を渡す 件。しかし、朝鮮側は欠官差 備が病故などの理由で受けた らない。	『朝鮮事務書』12	
1872 明治5	壬申	7月	朝鮮事務課			朝鮮通詞二付省議。近世蔵原 における韓語通弁のことや、 本省漢語学校中に韓語学も設 立することを願っている。	『朝鮮事務書』13	
1872 明治5	壬申	07月13日	廣津弘信拝白	柳原大丞殿、宮本大 丞殿、花房大丞殿		「7月13日、在蔵原の廣津権大 より退去後の釜山情勢報告一 (12)浦瀬の蔵原帰還期日」	『朝鮮事務書』13	『釜山府史原稿』3
1872 明治5	壬申	07月21日	廣津権大録	朝鮮往復課 御中、吉 岡少記 殿、森山権 大録 殿	浦瀬裕	昨日浦瀬は帰州し、韓国の状 況を伝えた。浦瀬は書契の件 で朝鮮側と日本側の間で通訳 した。	『朝鮮事務書』13	

1872	明治5	壬申	07月21日					「7月21日廣津より釜山の内外情報報告一(13)相良廣瀬浦瀨の出仕罷免には辞令を用ふべき事」	『朝鮮事務書』13	『釜山府史原稿』3
1872	明治5	壬申	8月 日	浦瀨裕				「浦瀨より外務省へ提出せる崔在守と密談せる内容」	『朝鮮事務書』16	『釜山府史原稿』3
1872	明治5	壬申	08月04日	深見六郎	廣津弘信様	浦瀨		浦瀨により情実が良い。また、安喜三郎からも委細があり、安堵するように記録されている。明日は厳原飛開航する。	『朝鮮事務書』13	
1872	明治5	壬申	08月04日	外務卿福島種臣	正院 御中	本省出仕 浦瀨好裕		朝鮮事件に関して本月1日に浦瀨から朝鮮より事件に関する外の事情があった。	『朝鮮事務書』13	
1872	明治5	壬申	08月05日	廣津権大録	朝鮮往復課 御中、吉岡少記 殿、森山権大録 殿	浦瀨裕		深見六郎と広津の間で浦瀨が別紙を以て連絡を伝える。	『朝鮮事務書』13	
1872	明治5	壬申	08月08日	廣津権大録	朝鮮往復課 御中、	浦瀨裕		浦瀨は末[明治4年]7月29日伊万里に差し立てられた。本月6日[8月6日]長崎県に差し立てられた。掛け合いのため本県佐賀表へこれを知らせ、佐賀表から連絡があり、県庁へ託するように指示された。	『朝鮮事務書』13	
1872	明治5	壬申	08月04日	深見六郎	廣津弘信様			浦瀨から通信があった。	『朝鮮事務書』13	
1872	明治5	壬申	09月07日	廣津弘信	朝鮮往復課御中			浦瀨から偽情があったと森山から聞いたと述べている。	『朝鮮事務書』14	
1872	明治5	壬申	09月07日	森山外務少記、花房外務大丞	外務省御中			大阪から対馬行き松の準備について。斎藤、奥、浦瀨など長崎へ着く。	『朝鮮事務書』14	
1872	明治5	壬申	11月	廣瀬直行				直行へ御尋越の御答え。応対の件に関して礼服のことなど相談する。	『朝鮮事務書』15	
1872	明治5	壬申	8月	浦瀨裕				「小通事崔在守内席対話の内聞認候」	『朝鮮事務書』16	
1872	明治5	壬申	09月15日			浦瀨好裕		花房大丞より深見六郎を呼び出し7月以来広津少記へ贈った書中、大略した。	『朝鮮事務書』16	
1872	明治5	壬申	10月15日	浦瀨裕				「小通事崔在守内席応答ケ條之内御尋二依左二申上候」	『朝鮮事務書』17	

1872	明治5	壬申	10月15日	海津茂太郎		浦瀬最助	韓国より帰国する件について。	『朝鮮事務書』17	
1872	明治5	壬申	10月21日	浦瀬裕			「去ル六月東萊別武士應ニ於いて崔在守より廣瀬と私へ府使面接有之節着服ノ義問答仕候次第左ノ通ニ奉存候」	『朝鮮事務書』17	
1872	明治5	壬申				宗氏其家人浦瀬最助	「新報知以来尋交商量ノ手続概略」	『朝鮮事務書』18	
1872	明治5	壬申	11月	広津直行		浦瀬	浦瀬は差使、館司、府使との面接の時礼服を着用するよう述べた。	『朝鮮事務書』15	
1872	明治5	壬申	不明				「森山等厳原より相良、廣瀬、浦瀬を同行して来釜」	『朝鮮事務書』11	『釜山府史原稿』3
1872	明治5	壬申	不明				「7月21日廣津より釜山の内外情報報告一(1)浦瀬と崔在中との内話に付き廣津の所見」	『朝鮮事務書』13	『釜山府史原稿』3
1872	明治5	壬申	不明				「7月21日廣津より釜山の内外情報報告一(2)草梁館より帰来せる浦瀬を東上せしめしことを説明」	『朝鮮事務書』13	『釜山府史原稿』3
1872	明治5	壬申	不明				「7月21日津より釜山の内外情報報告一(8)浦瀬最助の行動を疑ふ」	『朝鮮事務書』13	『釜山府史原稿』3
1872	明治5	壬申	不明				「7月21日廣津より釜山の内外情報報告一(10)東上せる浦瀬の帰来まで廣津厳原へ滞在する事」	『朝鮮事務書』13	『釜山府史原稿』3
1872	明治5	壬申	不明				「7月21日津より釜山の内外情報報告一(11)相良廣瀬浦瀬の解任に就く」	『朝鮮事務書』13	『釜山府史原稿』3
1873	明治6	癸酉	11月10日	森山茂	廣津弘信殿		廣瀬直行死亡。	『朝鮮事務書』24	
1874	明治7	甲戌	02月01日	外務大丞柳原前光			廣瀬直行死亡に付き祭料金金の百円を支給する。	『朝鮮事務書』25	
1874	明治7	甲戌	3月18日	廣津弘信			「荒川免職と復任」荒川は稽古通詞の教授として草梁公館へ渡海したが、酒酔っぱらい癖のため免ぜられ、浦瀬裕か中野訥太郎の内一人を選び教授にすること。	『朝鮮事務書』25	

1874	明治7	甲戌	06月03日	六等出仕森山茂	外務卿寺島宗則殿	十二等出仕浦瀬裕	浦瀬裕は韓語学生の教授に任命される。	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌	06月03日	森山茂	宗外務大丞殿、廣津七等出仕殿		浦瀬裕は韓語学生の教授に任命される。	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌	06月14日			浦瀬裕	『浦瀬裕の情況問書』	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌	06月20日			浦瀬裕	『校理論鎮学と浦瀬内答』	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌	06月02日	浦瀬裕	六等出仕森山茂殿	浦瀬裕	『古谷豊次郎筆話』	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌	07月07日	庶務局		浦瀬裕	『省中伺』浦瀬裕は韓語学の教授に付き、月給に関して。	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌	07月04日	廣津弘信		十四等出仕浦瀬裕	職分に関して。	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌	06月03日	外務省出使		浦瀬裕	『浦瀬の辞令』韓語学教授に採用される。	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌	07月04日	浦瀬裕、住永辰妥		浦瀬裕	『崔在守、御使等の勤務』小通詞金福珠本日守門番次二当リシ由ヲ以て入館浦瀬裕の寓ニ於テ住永辰妥同席応接左ノ如シ』	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌		森山茂	宗外務大丞殿、廣津七等出仕殿	浦瀬裕	浦瀬裕と林三伊と応接の件。	『朝鮮事務書』27	
1874	明治7	甲戌				浦瀬裕	小通詞金福珠が語学所へ来て、浦瀬裕を請じた。	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	6月4日	林三伊 拝		最助幹正官	◎浦瀬と林との写信/幹伝官浦瀬	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	06月28日	林三伊 拝		最助幹伝官	◎林三伊と浦瀬の内答(二)	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌		森山茂		浦瀬裕	◎森山と崔在守との内答 部通事崔在守ヲ召致面話スルノ一件 七月十六日崔在守浦瀬裕ノ寓ニ至リ面ス	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌		森山茂		浦瀬裕	七月三十日部通事崔在守浦瀬裕が寓ニ来リ談話中撮要	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌		浦瀬裕			七月三十日部通事崔在守浦瀬裕が寓ニ来リ談話中撮要	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	06月10日	崔在守	浦瀬公	浦瀬公	◎森山より崔在守へ	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	08月20日	浦瀬裕		浦瀬裕	◎昨八月十六日内樞將南孝源就館帰途通詞金福珠工仮語セシ氣向ニ投げシツ尚再來シ促カサン為メ浦瀬ヲシテ福珠ニ内示セシメシロ陳書	『朝鮮事務書』28	

1874	明治7	甲戌				浦瀬裕	◎南五衛入館の使送裏面(森山との内答) 八月十五日通事金福珠ナルモノ内告ノ旨アリテ入浦瀬裕面語	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	08月20日	浦瀬裕		浦瀬	◎金福珠と付使内答	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	08月21日	外務大等出仕森山茂	外務大少丞御中	浦瀬	◎薪炭供進と交渉	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	8月24日	浦瀬裕、住永辰妥、奥義制	廣津外務七等出仕殿	浦瀬裕		『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌				浦瀬	暗行御使一行中三官使と森山の内答 四	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	08月29日	浦瀬裕		浦瀬裕	◎浦瀬に写へし李徳御内書	『朝鮮事務書』28	
1874	明治7	甲戌	07月21日	幹伝官浦瀬		幹伝官浦瀬	◎林三伊ニ示シテ按廉使二電報セシムルノ書	『朝鮮事務書』29	
1874	明治7	甲戌	8月	幹伝官浦瀬裕		幹伝官浦瀬裕	◎金福珠ヲメ東萊府使二電報セシムルノ書	『朝鮮事務書』29	
1874	明治7	甲戌	09月27日	幹伝官浦瀬、三代官住永		幹伝官浦瀬	訓導令監前 回納	『朝鮮事務書』29	
1875	明治8	乙亥	12月			外務四等書記生浦瀬裕	22「三條太政大臣ヨリ黒田中将宛」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	01月30日			浦瀬裕 通升	34「日進艦ニ於テ黒田弁理大臣随行宮本外務大丞等ト朝鮮国司訳院堂上呉慶錫等トノ応接記」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	02月10日				42「江華府ニ於ケル黒田弁理大臣等ト朝鮮国判中樞府事申等トノ初対面応接記」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	02月12日			浦瀬裕 通訳	45「江華府ニ於テ黒田弁理大臣等ト朝鮮国判中樞府事申等トノ応接記」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	02月13日				46「江華府ニ於テ黒田弁理大臣等ト朝鮮国判中樞府事申等トノ応接記」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	02月22日				51「江華府ニ於テ黒田弁理大臣等ト朝鮮国判中樞府事申等トノ応接記」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	5月-9月			外務四等書記生浦瀬裕	64「黒田弁理大臣使鮮始末及使鮮日記献上ノ表」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	06月08日			外務三等書記生浦瀬裕	67「太政官史官ヨリ外務大丞等宛」		『日韓外交史料』1

1876	明治9	丙子	08月05日					76「朝鮮国出張宮本理事官旅館ニ於テ同理事官ト朝鮮国講修官トノ対話書」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	08月07日					77「朝鮮国出張宮本理事官旅館ニ於テ同理事官ト朝鮮国講修官トノ対話書」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	08月17日					83「朝鮮国出張宮本理事官旅館ニ於テ同理事官ト朝鮮国講修官トノ対話書」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	08月18日					84「朝鮮国出張宮本理事官旅館ニ於テ同理事官ト朝鮮国講修官トノ対話書」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	08月19日					85「朝鮮国出張宮本理事官旅館ニ於テ同理事官ト朝鮮国講修官トノ対話書」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	08月21日					86「朝鮮国出張宮本理事官旅館ニ於テ同理事官ト朝鮮国講修官トノ対話書」		『日韓外交史料』1
1876	明治9	丙子	08月23日					87「朝鮮国出張宮本理事官旅館ニ於テ同理事官ト朝鮮国講修官トノ対話書」		『日韓外交史料』1
1878	明治11	戊寅	06月24日					釜山で韓国語教師として活躍する。後、本願寺(真宗)専任通弁として雇われる。		「朝鮮開教五十年誌」
1878	明治11	戊寅	08月29日					釜山で本願寺(真宗)専任語学教師として雇われる。		「朝鮮開教五十年誌」
1878	明治11	戊寅	08月30日					釜山で本願寺(真宗)へ朝鮮仏教の状況を伝える。		「朝鮮開教五十年誌」
1879	明治12	己卯	10月					池錫永先生牛痘種方を研究した医者が釜山へ来た。偶然に浦瀬と知り合い、様々な人を紹介してもらった。		「朝鮮医学史及疾病史」
1882	明治15	壬午	6月				外務省雇朝鮮語学校教授浦瀬裕識	『訂正 隣語大方』浦瀬裕校正増補		『訂正 隣語大方』
			不明					「大島と木戸参議の画策」		『釜山府史原稿』3
			不明					「朝鮮政府独逸船の来航につき日本を猜疑す」		『釜山府史原稿』3
			不明					「浦瀬内談一件に対する朝鮮の誤解と番館守の弁明」		『釜山府史原稿』3
			不明					「廣津の再帰朝の理由」		『釜山府史原稿』3

									不明				「別差高剛汝来翰公幹事務に付き用談」				『釜山府史原稿』3
									不明				「深見館司高別差と第一回談判内容」			壬申慶接類書	『釜山府史原稿』3
									不明				「謹慎中なりし別差高剛汝来り深見館司と応接其の談判内容」			壬申慶接類書	『釜山府史原稿』3
									03月23日				「相良大差使と仮訓導との面接並に其内容」			壬申慶接類書	『釜山府史原稿』3
									不明				「仮訓導の答弁曖昧に付き、相良大差使せず府使の伝令書をせんと果たさず」			壬申慶接類書	『釜山府史原稿』3